

第335回高知県議会（2月）予算委員会日程

月 日	曜 日	行 事
2月23日	火	開会 委員長の互選 副委員長の互選 理事の指名 委員席の決定
3月7日	月	質疑並びに一般質問 坂本(孝)委員 上田(周)委員 米田委員 黒岩委員 久保委員 坂本(茂)委員
8日	火	質疑並びに一般質問 横山委員 橋本委員 塚地委員 西内委員 前田委員 弘田委員 依光委員 閉会

の影響、市町村への助言、普通建設事業費の確保) について……………	20
2 地方創生の取り組み (加速化交付金の申請状況、社会増減ゼロへの意気込み、若者の流出をとめる教育、推進交付金の対象事業拡大、申請主体) について……………	24
3 高知龍馬マラソン2016 (ロードレースなどへの支援、制限時間の緩和、有名ランナーの招聘、海外ランナーへの観光PR、開催費補助金) について……………	27
米田委員一 (井奥地域福祉部長、尾崎知事) ……………	29
1 障害児支援の充実 (重度障害児の実態、「四国羅針盤」の感想と家族の現状、就学後サービス・放課後等デイサービスの充実・整備、短期入所利用促進事業、障害児専門保育園、関係機関の財政支援) について……………	29
2 介護保険 (介護予防給付改定等の影響、職員の勤務環境改善、労働法制の遵守、賃金引き上げなど処遇改善、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案、介護保険制度見直し) について……………	33
黒岩委員一 (尾崎知事、田村教育長、原田商工労働部長、岡崎文化生活部長、中澤産業振興推進部長、井奥地域福祉部長、山本健康政策部長) ……………	37
1 人口対策 (予算編成の留意点、県内高校から県内大学への進学、学部再編や定員増加を含めた検討) について……………	37
2 雇用対策 (対策の充実、雇用対策協定に基づく取り組み、U・Iターン就職相談会等、県外大学生のUターン、県内大学の就職状況、県内への就職、地域とのかかわりを重視する授業、働き方改革推進会議、非正規社員の待遇改善、企業誘致) について……………	39
3 移住促進 (高知家プロモーションとの連携、ホームページ「高知家で暮らす」、移住相談者、移住体験ツアー、高知暮らしフェア、市町村や支援団体との連携、移住後のフォローアップ) について……………	46
4 介護ロボットの活用 (介護ロボット普及推進事業、今後の対応) について……………	49
5 脳脊髄液減少症対策 (相談件数と実態、専門医療機関の増加) について……………	49
久保委員一 (尾崎知事、田村教育長、岡崎文化生活部長、伊藤観光振興部長) ……………	50
1 女性の仕事と子育ての両立 (再就職支援などを含めた取り組み、病児保育事業の種別、実施状況、利用実績、今後のニーズ、新たな事業参入、周知の必要性、設置計画、ファミリー・サポート・センターの現状と課題、支援の需給バランス、具体的な設置計画、ファミリー・サポート・センターにおける病児・病後児預かり、市町村に対する働きかけと財政的支援及び県民への周知) について……………	50
2 高知城の国宝化 (学術的な研究成果などの新たな知見、建造物調査の内容、歴史観光、今後のスケジュール) について……………	59
3 東京オリンピック・パラリンピックに向けたよさこい (開閉会式への参加実現に向けたスケジュール、全国のチームとの連携、全国や世界に向けたアピール、組織の一元化) について……………	62

坂本(茂)委員－（野々村危機管理部長、井奥地域福祉部長、福田土木部長、尾崎知事、 伊藤観光振興部長、山本健康政策部長、田村教育長）……………	65
1 南海トラフ地震対策（高知市長期浸水対策への住民側の視点、避難行動要支援者名簿等の活用、地区防災計画策定、策定を促進する市町村への支援、市町村地域防災計画への規定、事前復興への対応、法的相談体制組織、市民トリアージ導入）について……………	65
2 憲法における緊急事態条項の必要性（自民党憲法改正草案第98条及び第99条、参議院緊急集会可能時の内閣の権限、私権・人権の制限、統治行為の法理）について……………	70
3 観光振興における宿泊施設のバリアフリー化（整備状況、産業振興計画への指標としての位置づけ）について……………	72
4 動物愛護推進員の養成と動物愛護教室の開催について……………	74

3月8日

出席委員……………	77
欠席委員……………	77
説明のため出席した者……………	77
事務局職員出席者……………	77
諸般の報告……………	78
質疑並びに一般質問	
横山委員－（尾崎知事、金谷中山間対策・運輸担当理事、中澤産業振興推進部長、小島教育委員長、田村教育長、福田土木部長、梶総務部長、井奥地域福祉部長、山本健康政策部長、伊藤観光振興部長）……………	78
1 田園回帰（知事の所見、中山間対策との共通点、中山間の強みを生かした移住政策の構築、人口分析・予測プログラム）について……………	78
2 小規模学校の存続と支援（存続と意義、高校存続への取り組み、地元高校への進学率、進学する機運の醸成、遠隔教育における先生の手応えや生徒の理解度と課題、地域との連携協働や貢献活動への支援）について……………	80
3 事前防災対策（土砂災害対策、地元建設業者の参入機会、緊急防災・減災事業債の延長への要望、点検調査に要する市町村の予算確保）について……………	83
4 若者自立支援と担い手育成（両対策のマッチング、現状と成果、第1次産業や建設業の担い手確保への方向性、子ども・若者支援地域協議会の設置）について……………	84
5 子宮頸がんワクチン副反応有症状者への支援（県単独事業によるワクチン接種者の救済、市町村への支援）について……………	87

6 集落活動センター（周辺のインフラ整備、連絡協議会の目指す姿、里山の売り出しや田舎のPR）について……………	88
橋本委員－（松尾水産振興部長、尾崎知事）……………	90
1 水産振興（漁業就業者・漁業経営体数減少の分析と対策、担い手育成のための総合的な支援制度、漁業就業支援アドバイザーの増員、沿岸漁業に特化した漁師の学校の創設、宝石サンゴに関する漁業資源調査結果、第17回ワシントン条約締約国会議に向き合う決意、カツオ漁業生産の現状と課題）について……………	90
塚地委員－（山本健康政策部長、田村教育長、尾崎知事）……………	97
1 子宮頸がん検診（ワクチン接種者数と受診率、市町村で受診率の差が生じる要因、島根県出雲市の取り組み、HPV検査併用検診）について……………	97
2 スクールソーシャルワーカーの機能充実（相談実績と特徴的な取り組み、配置計画、専門性の確保、事業説明会制度見直しの要求、処遇改善、予算措置）について……………	99
3 教職員の健康管理（病気休暇と病気休職の状況、衛生委員会の設置、小規模校の労働安全衛生管理体制、総括安全衛生委員会の設置）について……………	103
西内委員－（松尾水産振興部長、福田土木部長、尾崎知事、野々村危機管理部長、中澤産業振興推進部長、原田商工労働部長、伊藤観光振興部長）……………	105
1 水産振興（養殖漁業経営の現状、経営基盤の強化、白点虫被害の原因解明、底質改善技術の開発、漂流物対策、新たな魚種の種苗生産、輸出の課題、産業クラスター形成、養殖業に対する知事の所見）について……………	105
2 南海トラフ地震対策（津波避難対策、津波情報の活用と一元化、避難場所の環境整備、建設重機用燃料の確保、海上の輸送路確保と大型船舶の漂流対策、支援物資の配送体制）について……………	109
3 起業支援（人材確保との両立、対象者への対応、金融機関等との連携、企業間のネットワーク構築）について……………	112
4 中小企業政策（中小企業の現状、支援や今後の対策、経営者保証に関するガイドラインの周知）について……………	114
5 観光振興（奥四万十博）について……………	116
前田委員－（原田商工労働部長、尾崎知事、中澤産業振興推進部長、金谷中山間対策・運輸担当理事、伊藤観光振興部長、恒石選挙管理委員長）……………	117
1 雇用対策（求職者のスキルアップ、有効求人倍率向上の要因、全国最下位の最低賃金）について……………	117
2 県際収支（第3期産業振興計画の目標値、量販店等の協力）について……………	119
3 鳥獣害対策（交通や物流の被害、観光客の来高時の移動手段、関係機関との連携）について……………	121
4 選挙（本人確認の方法、成り済まし投票、衆参同日選挙となった場合の混乱	

対策) について……………	123
5 移住促進について……………	124
弘田委員一 (尾崎知事、中澤産業振興推進部長、田村教育長、大野林業振興・環境部長、原田商工労働部長、味元農業振興部長、福田土木部長、伊藤観光振興部長) ……	125
1 第3期産業振興計画 (知事の意気込み、産業クラスター形成への支援・連携、人材不足解消、起業家教育) について……………	125
2 土佐備長炭 (民間の取り組みへの支援による産業クラスター形成、G I 制度の活用、新たな取引への支援) について……………	128
3 農業分野における地理的表示保護制度について……………	130
4 公共事業の発注 (地元業者への配慮) について……………	131
5 中山間地域の高等学校教育への支援について……………	132
6 U・I ターン者などの取り組みへの支援 (地域支援企画員のかかわり) について……………	133
7 地域の伝統を支える仕事の継承について……………	134
8 農業の法人化について……………	134
9 観光振興 (室戸ジオパークトライアスロンと安芸・室戸パシフィックライドへの支援、地域ごとの観光消費額の目標設定) について……………	135
依光委員一 (金谷中山間対策・運輸担当理事、野々村危機管理部長、山本健康政策部長、原田商工労働部長、味元農業振興部長、大野林業振興・環境部長) ……	137
1 中山間対策 (集落を守る施策、集落活動センター、T型集落点検、広域避難の受け入れ、資機材・環境整備支援、健康寿命の調査、健康増進アプリ開発、健康パスポート事業の仕組みづくり、香長中央病院の存続) について……………	137
2 高知の伝統的技術の継承 (土佐打ち刃物、土佐あかうしを核とした産業クラスター、広域食肉センター、こうちの木住まいづくり助成事業) について……………	146

巻末掲載文書

委員席 (案) ……	153
予算委員名簿……………	155

第335回高知県議会予算委員会会議録

平成28年 2月23日（火曜日）

議長

三石文隆君

出席委員

桑名龍吾君

明神健夫君

今城誠司君

久保博道君

土居央君

横山文人君

坂本孝幸君

西内健君

弘田兼一君

依光晃一郎君

梶原大介君

黒岩正好君

池脇純一君

橋本敏男君

前田強君

上田周五君

坂本茂雄君

中内桂郎君

米田稔君

塚地佐智君

欠席委員

なし

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君

事務局次長 川村文平君

議事課長 楠瀬誠君

議事課長補佐 小松一夫君

議事法制班長 飯田志保君

主任 沖淑子君

主査 池田一臣君

主事 溝渕夕騎君



午後4時45分開会

○中島事務局長 それではまず、議長から御挨拶
がございます。

○三石議長 皆様には、大変お忙しいところお集
まりをいただきましてありがとうございます。

本日は最初の委員会でありますので、私のほ
うから招集をさせていただきました。

今定例会に提出されました平成28年度の一般
会計当初予算は、「さらなるバージョンアップに
よる、飛躍への挑戦!」ということで、実効性
の高い施策をスピード感を持って展開するため、
8年連続のプラス予算、総額4,625億円となっ
ております。尾崎知事は、第3期産業振興計画を
推進するため、地産外商をさらに強化し、拡大
再生産の好循環へとつなげいくための取組み
を強化していこうとしております。県の施策に
対する県民の期待は高まっており、各種施策を
効率的に推進し、着実に成果を上げていくこと
が求められております。

そんな中、高知県議会といたしましても、よ
り一層充実した審議が行えるよう、議会改革の
一環として来年度から一問一答方式による質問
を本会議に導入し、あわせて審議日程をふやす
ことによって、さらなる議会の活性化を図ること
といたしました。

これに伴い、予算委員会は、この2月定例会
での審査が最後ということになりますけれども、
どうか委員に選任されました皆様には、その設

置の趣旨に沿い、提出された予算案についてさまざまな視点から御議論いただくとともに、円滑な委員会運営に御協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中島事務局長 本日は初めての委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、予算委員会要綱第4条第3項の規定に基づきまして、その職務を年長の中内委員にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

(中内委員年長委員席に着席)

○中内年長委員 それでは、年長であるゆえをもって、私が暫時の間、委員長の互選に関する職務をやらせていただきます。

ただいまから予算委員会を開きます。

お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願ひます。

なお、仮の委員席については、議席番号順にお座りいただいておりますので御了承願ひます。



委員長の互選

○中内年長委員 直ちに、委員長の互選を行います。

互選の方法は、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

○中内年長委員 指名推選にせよという発言がありますので、互選の方法は指名推選によることといたします。

お諮りいたします。指名推選の方法については、私が指名することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○中内年長委員 御異議ないものと認めます。よって、私が指名することといたします。委員長に

桑名龍吾君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました桑名龍吾君を委員長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○中内年長委員 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました桑名龍吾君が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました桑名龍吾君に、本席から告知をいたします。

ここで、委員長の就任の御挨拶があります。

(桑名龍吾君委員長席に移動)

○桑名委員 このたび委員長の役をいただきました桑名龍吾でございます。先ほど議長が申しましたように、この形式での予算委員会は最後になるものと思います。しっかりと務めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願ひをいたします。

以上でございます。

○中内年長委員 以上で、私の役目である委員長の互選は終わりました。御協力ありがとうございました。

(中内委員年長委員席を退席し、委員席に着席)



副委員長の互選

○桑名委員長 これより、副委員長の互選を行います。

互選の方法は、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

○桑名委員長 指名推選にせよという発言がありますので、互選の方法は指名推選によることといたします。

お諮りいたします。指名推選の方法については、委員長である私が指名することにいたした

いと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○桑名委員長 御異議ないものと認めます。よって、私が指名することといたします。副委員長に明神健夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました明神健夫君を副委員長の当選人と定めることに、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○桑名委員長 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました明神健夫君が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました明神健夫君に、本席から告知をいたします。

ここで、副委員長の就任の御挨拶があります。

（明神健夫君副委員長席に移動）

○明神委員 ただいま副委員長に指名推選をいただきました明神でございます。

この上は、桑名委員長を補佐し、当委員会の円滑な運営に努めてまいる所存でございます。何とぞ皆様方の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

————— ❦❦❦ —————

理事の指名

○桑名委員長 それでは、理事の指名についてであります。予算委員会要綱第7条第3項の規定により、理事は委員の中から委員長が指名するとなっておりますので、私が指名することといたしたいと存じます。

理事は5名でありますので、今城誠司君、梶原大介君、池脇純一君、中内桂郎君、米田稔君を指名いたします。どうぞよろしくお願いをい

たします。

————— ❦❦❦ —————

委員席の決定

○桑名委員長 次に、委員席の決定についてであります。委員席については、いかがいたしましうか。

（「委員長に一任」と言う者あり）

○桑名委員長 委員長に一任とのことですので、お手元に委員長案をお配りいたします。

（委員長案配布）

○桑名委員長 この案で、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○桑名委員長 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

なお、3月7日月曜日の委員会からは、本席で御着席願いたいと存じますので、御了承願います。

〔委員席（案） 巻末に掲載〕

————— ❦❦❦ —————

○桑名委員長 次に、予算委員会の運営についてであります。委員会の運営は、お手元にお配りしてあります予算委員会の運営等に関する要綱及び実施要領に基づき行ってまいりたいと存じますので、御了承願います。

その他の件ですが、発言順序、発言時間等詳細につきましては理事会で協議決定することとし、その決定事項につきましては事務局より各会派へ連絡するというので、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○桑名委員長 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

なお、質問に当たって、電子機器等を使用す

る場合は事前に本人が申し出ることにより認めることとしておりますので、使用される場合は、私まで事前の申し出をお願いいたします。



○桑名委員長 本日の協議事項は、以上であります。

なお、理事会を3月1日火曜日、質問第1日目の本会議終了後、議運の部屋で開きたいと存じますので、理事の方は御出席をお願いいたします。

協議事項は、発言順序の決定等についてであります。

以上で、本日の予算委員会を終わります。ありがとうございました。

午後4時54分散会

平成28年 3月 7日 (月曜日)

出席委員

桑名龍吾君
 明神健夫君
 今城誠司君
 久保博道君
 土居央君
 横山文人君
 坂本孝幸君
 西内健君
 弘田兼一君
 依光晃一郎君
 梶原大介君
 黒岩正好君
 池脇純一君
 橋本敏男君
 前田強君
 上田周五君
 坂本茂雄君
 中内桂郎君
 米田稔君
 塚地佐智君

欠席委員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 野々村毅君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 中澤一眞君

理事(中山間対策・運輸担当) 金谷正文君
 商工労働部長 原田悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 岡林美津夫君
 公営企業局長 門田純一君
 教育委員長 小島一久君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 田中克典君
 監査委員局長 吉村和久君

事務局職員出席者

議事課長 楠瀬誠君
 議事課長補佐 小松一夫君
 主任 沖淑子君
 主事 溝渕夕騎君

午前10時開議

○桑名委員長 おはようございます。ただいまから平成28年2月定例会予算委員会を開会いたします。

本委員会の運営に関し理事会で決定した事項は既にお配りしてありますので、円滑な運営に

御協力いただきますようお願いをいたします。

本日の日程はお手元にお配りしてありますので、御了承願います。



質疑並びに一般質問

○桑名委員長 これより2月定例会に提案されました予算及び予算関連事項に対する質疑並びに一般質問を行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとし、質問者は質問席から、答弁は自席から行っていただきます。なお、委員長判断によりまして、質問中、答弁中であっても持ち時間が終われば直ちに質問終結を宣言しますので、答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、発言の通告がありますので、順次発言を許します。

坂本孝幸委員の持ち時間は60分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○坂本(孝)委員 おはようございます。今議会の予算委員会トップバッターとなりました、自由民主党の坂本孝幸でございます。

いよいよ高知県の人口が、昨年10月の時点で72万8,000人まで減少してまいりました。この人口減少というのは1960年代の高度成長期から始まったわけでございますけれども、近年では三位一体改革のときに地方交付税の大幅削減が行われました。そのときに市町村の合併とか農協の合併とかが行われまして、それまで地方では市町村役場とか農協とかへ若い人が就職をしていたわけでございますけれども、そういった就職先が大幅に激減したということがございます。そういうことがあって、都会へ地方の若者が流れていったことも人口減少の一因になっているんじゃないかと思っているわけでございます。

本県のこの人口減少に歯どめをかけるために

は、やはり雇用の確保ということと県民所得の向上、この2つのラインをしっかりと確立していかなければならないというふうに思うところでございます。今回の質問でも、やはり県民所得の向上というものを私の質問の底流におきまして、いろんな方面からの質問をさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

まず、県民生活の源であります県政の運営についてお聞きしたいと思うんですが、本県の財政というものを長期にわたってしっかりと安定確保する必要があることは、執行部の皆さんも我々も十分に認識しているところでございます。

まず、増加が予想されております地方税等の部門での歳入の変化と将来予測についてどのように考えておられるのか、総務部長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○梶総務部長 平成28年度の当初予算におきましては、27年度の当初予算と比較をいたしまして、県税につきましては、景気回復と税制改正の影響で7.7%の増、地方消費税清算金は消費税率8%への引き上げ効果の平年度化等によりまして5.1%の増、地方譲与税については税制改正の影響で10.5%の減というふうになっております。

これが今後どうなるかということでございますけれども、どうしても国によります税制改正の影響、動向に大きく左右されますので正確に見込むということは難しいところがございますが、経済動向が堅調に推移するということであれば、県税収入を初めまして増加基調で推移するということが期待できると考えております。

○坂本(孝)委員 歳入の将来予測については、よく理解できました。減少が予測されている臨時財政対策債を含む地方交付税が本県の財政収入全体の42%を占めている。本県財政の大黒柱というふうに言えるわけでございますが、この地

方交付税について最近、都会で稼いだお金をどうして地方に配らなければならないのかといった議論があるわけです。そういったところから考えますと、近い将来必ず以前の三位一体改革のときのような地方交付税の大幅削減、そういった時代が必ずやってくると私は思っているわけでございます。このときに備えて高知県としてもしっかりと税源確保しなければならないわけでございますけれども、私はこの地方交付税削減の時期というのが、地方創生が終わったその後ではなかろうかというふうに推測しているわけでございます。

ことしから地方創生の実行期間ということで、4年間地方創生交付金も寄せられて財政運営もしていくわけでございますけれども、この地方創生が終わった五、六年後、このころにそろそろ政府のほうで地方交付税の削減ということを言うてくるのではないかというふうに今予測しているわけですね。

そこで、総務部長にお聞きしたいんですが、一般財源総額、これについて中長期的な見通しはどのように行っているのでしょうか。

○梶総務部長 三位一体改革の後に、御指摘のとおり地方交付税を初めとして一般財源総額が減ったということはございますけれども、その際に地方財政は大変な影響があったということで地方団体は一決して国に提言をし、政府においてもその提言を受けとめまして、その後は一般財源総額は安定するという財政運営がなされております。

現在、平成30年度までは一般財源総額を安定的に確保するということが閣議決定で決まっております。

平成31年度以降は決まっていないのですが、内閣府が中期的な試算を出しております。その試算においては、一定の経済成長を見込んでおります。国税、地方税ともに伸びるという

中で、地方の一般財源も安定的に推移するという見通しは示されておりますが、いずれにしても方針はまだ決まっていないという状況でございます。

○坂本(孝)委員 平成30年度までは安定確保ということでございますけれども、平成28年度の地方交付税にあつては、高知県の場合、1.7%という微減でございます。私が先ほど来申しておりますとおり、将来の地方交付税については不確かな国の状況が今の総務部長の御答弁でもわかったわけでございますけれども、やはりその時期に備えて、高知県でも将来的にしっかりと県税収入、財政を確立する手だてというものを今からしっかりとつくり上げていかなくてはならない。そのことは執行部のほうでもわかっていることだというふうに思うわけです。今後は地方地方の財源をどのようにしっかりとつくり上げていくのか、それがやっぱり真の意味での地方分権につながっていく、そのように私も思っているわけでございます。先ほど地方税等部門での歳入予測についてお聞きしましたけれども、もう一問総務部長にお聞きします。

県として今後の県税の収入の増加に向けてどのように取り組んでいくのか、お示し願いたいと思います。

○梶総務部長 県税収入を増加させるためには大きく2点あると思っております。まず1点は、経済を活性化させまして、課税ベースを拡大する、税源を涵養するというところでございます。もう一点は、公平な税負担のために徴収対策を充実させて徴収率を引き上げていくということでございます。

1点目につきましては、一般質問の際にさまざまな角度から御議論がありましたけれども、経済活性化に向けまして産業振興計画の推進を初めといたしました取り組みに全力を挙げていくということで税源を涵養してまいりたいと思っ

ております。

また、徴収率の向上、徴収対策でございますけれども、これまで5年連続で徴収率が上がってきておりまして、直近の平成26年度決算では97.9%ということで全国でも第12位という水準になってございます。引き続き、税負担の公平ということで徴収対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本(孝)委員 県税収入増加に向けて経済の活性化と公平な税負担、本当にこれは大事なことでございまして、公平な負担も含めてこれから一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。

本県財政の健全化というのは、やはり県税収入をいかに上げていくのかということでございます。収入を上げるためには、やはり県内の企業とか会社、団体、そういったものの業績を上げていくことも大事でございますけれども、県外からの企業誘致、これも非常に大事なことだというふうに思います。

最近、ルネサスの撤退なんかもありましたけれども、国のほうでは良質な雇用を確保するために地域再生法、これを改正いたしまして、高知県でもその再生計画を出してありましたところ昨年11月27日付でこの事業が国から認定されております。この中では、事業税と不動産取得税、これについて不均一課税を行うということになっております。一口に企業誘致してくるといいましても、高知県の場合よその県に比べて、災害があり、流通の問題、多くの課題を抱えているわけですが、この全国一律での税の軽減、これは非常に厳しいのではないかとこのように私は思っておるわけでございます。

商工労働部長にお聞きしたいのですが、この事業については全国的に見ても、なかなか実績が上がっていない厳しい状況があるようでございますけれども、高知県としてこのことをどのよ

うに考えているのか、これをお聞きしたいと思っております。

○原田商工労働部長 お話がありました地方再生法に基づく地方拠点強化税制は全国一律の制度ということもありまして、本県のような企業立地環境の厳しい地方にとりましては、まだまだ移転を実現していくということについては大変これも厳しい面があるというふうに思っています。全国的に見ましても、制度の利用は少ない状況というふうにお聞きをしております。

ただ、本県は企業誘致を大変積極的にやっていきたいというふうに思っておるところでございますので、本県の全国トップクラスであります助成制度、各種支援策に加わる新たな制度として考えておりまして、まずは積極的に周知を図り、活用していくことが必要だというふうに考えています。

○坂本(孝)委員 この制度というものは、やっぱり広く事業者の皆さんに知っていただく必要があると思うんですね。制度の利用も全国的に少ないという御答弁でございますけれども、確かに大変厳しいと思います。

しかしながら、高知県でこの地域再生計画、厳しいと言いましても、やっぱり実現する努力というものはしてもらわなくてはならないわけですけれども、本県の地域再生計画が認定されたことをどのようにして周知していくのか、商工労働部長にお聞きします。

○原田商工労働部長 本県の計画が認定されました。これには事業税、不動産取得税の不均一課税という有利な面もございまして、それから法人税の特例措置も受けられるようになっております。こういうことにつきまして、市町村はもとより産業振興センター、それから金融機関等の関係機関に説明を行いまして、関係先の企業などに対する制度周知についても依頼をしております。

また、こうした一般的な広報に加えまして、県外の事業者に対しましては、企業訪問による制度説明、それから企業立地セミナーも実施しておりますけれども、その中での周知といったものも図っておるところでございます。

さらに、県内事業者に対しましては、この2月に従業員が100人以上の企業を中心に製造業や卸・小売業など各業種から抽出しました100社を対象としまして、制度周知とあわせて意向調査も実施をいたしました。この調査の中で制度の活用に関心があると回答をいただいた企業が10社以上ございますので、そういった企業に対しましては個別に企業訪問も行いまして、支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○坂本(孝)委員 やっぱり県税収入を上げていくためには、県外からの企業誘致とともに、県内事業所の業績をよくしていく、上げていくことで規模拡大を目指していく、そういった取り組みも非常に大事であろうかと思えます。今後もこの制度を県内外の事業者にしっかりと周知していただいて、この制度を利用していただく、そしてその上でこの高知県へ何とか企業の皆さんに来てもらうような努力、これを行っていただきますことを要請いたしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

有効求人倍率は1.05ということで、本県では非常に高くなっております。しかしながら、この物価上昇の中で多くの県民の方々はその所得がふえて消費生活が向上したという実感が少ない、そういった声をよくお聞きするわけでございます。

県民所得の向上のためには、まず企業の収益確保ということが大事になるわけでございますけれども、今回日銀のほうでマイナス金利という方針が打ち出されております。地域銀行の個人向け金利、これは下落しておりますが、企業向けのもはまだ動いていない状況にある、そ

ういうマイナス金利の実態があるわけでございます。

総務部長にお聞きしたいんですが、このマイナス金利政策についての見解、そして本県の経済事情の中でどのような効果が期待されるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○梶総務部長 日銀高知支店の短観によりますと、県内企業の設備投資意欲につきましては、全国と比べてもこのところ高い状態で推移をしております。また、国交省のデータでございますが、新設住宅着工戸数ですとか、あるいは用途別着工建築物工事金額といったデータを見ましても、住宅ですとか建物についての投資状況も全国並に一定の水準の需要があるというデータがございます。

これらの状況からいたしますと、本県はマイナス金利政策を一定生かせる環境にあるのではないかというふうに考えております。今後、マイナス金利の具体的な影響については注意深く見守っていく必要がございますけれども、これらの旺盛な需要をマイナス金利政策が後押しをするといった形で企業の設備投資などが今後進展するということになりましたらば、本県経済の活性化を後押ししていただけるものと期待をしております。

○坂本(孝)委員 ありがとうございます。次に、やはり県民所得向上という視点から、中山間地域の集落活動センター、このことについてお聞きしたいと思うんですが、この集落活動センターにつきまして、現在では多くの地域で高齢になった方が中心になって活動をされておる。将来が見えないと、そういった声も聞こえてくるわけでございますけれども、それは当然のことであると思うんですね。

この集落活動センターの自立の姿というものについてどのように考えているのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きしたいと思います。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 自立の姿は、センターの活動内容とか規模によってそれぞれ違いますけれども、大きく2つのケースに分かれるというふうに思っております。

1つは、市町村等からの受託業務とか交流活動、生産・販売活動、そういった収益でもって事務局機能の維持、活動された方々の手間賃、そういったものを賄うような比較的小規模でコンパクトな形があるかと思っています。

もう一つは、法人化をするなどして、先ほど申し上げましたようなことに加えて成長戦略とかアクションプラン、そういったものと連携いたしまして事業主体となることとかその役割を一部担うことによって安定した収入を確保すると、そうしたことによって地域の雇用の受け皿ともなるような形が考えられるのではないかなというふうに思っております。

○坂本(孝)委員 この集落活動センターにつきましては、過疎地域を守るという目的でつくられたわけでございますけれども、最近では平場での集落活動センターなんかも活動が見られるようになっております。この過疎地域を守る集落活動センターという位置づけから、これからやはり大事なことは、県民所得の向上を図るためにも、将来的に新しい産業を生むセンターへ脱皮していく、変革していく、そういった時期にそろそろ来たのではないかなというふうに思っております。若者に参加してもらうことも求められております。若者が参加するためには、やっぱりそれなりの収入が必要でございますし、現場では経営規模にも限界がある。いろんな課題が集落活動センターに残っていると思います。そうした事情を考慮しながら、時代に合った集落活動センターにするために次のステップとしてどのようなことが必要か、どのようなことを県として考えているのかということ、中山間対策・運輸担当理事にお聞きしたいと思います。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 お話のありましたような視点というのは、集落の維持・再生を進めていく上では非常に重要だと思っております。お話のありました産業を生むようなセンターというイメージに当てはまる一つの形としては、農業の複合経営拠点の取り組みと組み合わせさせたような形というのが考えられるのかなと思っております。

具体例としまして、三原村の集落活動センターが挙げられます。こちらの三原村のほうでは、農業公社を中心としたユズの産地化の取り組みが発展しまして、このたび中山間地域農業複合経営拠点としてスタートするような形になります。それにあわせて、センターのほうも生産本部というものを立ち上げて、新たにハウスでのシトウ栽培を本格的に始めます。そういった、センターとしての安定収入を得ると同時に、今の農業公社が進めておりますような部門と繁忙期、労働力を融通するような形で、双方にメリットがあるような仕組みにしていこうという動きが今出てきておりますので、今後そういった取り組みにつきましては、経済面の機能を強めたロールモデルとして積極的に推奨していきたいというふうに考えております。

○坂本(孝)委員 中山間地域における人口減対策としましても、移住ということが非常に大きな効果を生むと思います。都市部から田舎へ移住してきても、やっぱり生活費はかかるわけですね。

山間部で生活をしていても、月最低10万円はかかるんだろうというふうに思うわけですが、若者が高知へ移住してきて生活を始めるための要件をどのように考えるのか。特に所得の安定確保のために行政として何をしなければならないのか、またそのための準備はどのように行われているのかということ、産業振興推進部長、いかがでしょう。

○中澤産業振興推進部長 所得の確保ということでございますけれども、まず若者が高知へ移住をして生活を始めていただくための要件はさまざまある中で、やはり仕事、住宅、そして教育その他の生活環境といったような事柄が、移住のための重要な要件ということになるんだろうと思います。その中でもお話のように仕事が、私どもの相談窓口でありますコンシェルジュへの相談の内容を見ましても、やはり最も件数としても多くなっておりますので、移住者にとりましては最大の関心事が仕事、所得ということになるんだろうと思っております。

移住者向けに限りませんけれども、地域地域に多様な仕事をつくり出していくということが現在取り組んでおります産業振興計画の最も狙いでございますので、まずこれを着実に実行していくということが、移住者にとりましての所得を確保していただく準備に当たるのかなあというふうに思います。

移住者向けの所得確保という意味で申し上げますならば、例えば都市部において移住希望者を対象にした県内の求人企業も参加する就職相談会を開催していくことでありますとか、1次産業の分野におきましては、担い手となつていただくためのさまざまな研修事業、そして農業分野で言いますと、産地提案型の担い手確保対策、この中では兼業による就農のモデルといったようなことも御提案をさせていただいております。そのほかにも、地域おこし協力隊でありますとか、起業を目指す移住希望者に対して都市部で起業支援研修をするといったようなさまざまな準備を検討させていただいているところでございます。

○坂本(孝)委員 移住してくる人のために仕事や住宅、教育、そういったものを準備されておられるということでございます。若者が高知へ来て住み続けるためには、やはり働く環境の整備

ということでございますけれども、先ほどの部長の答弁の中でも、地域地域の仕事づくり、それを進めていくんだという非常に力強い御答弁をいただきました。

もう一問、産業振興推進部長にお聞きしたいと思うんですが、本県に移住した若者が新たに起業をしたい、仕事をしたい、会社をつくりたい、事業を起こしたい、そういったときに県としてどのような支援をどのようなレベルまで行うことができるのか、具体的な支援策についてお聞きしたいと思います。また、こうした制度の活用現状、そして活用度が低いというのであれば、その活用度の低い要因はどのようなものがあって、どのように改善しようとしているのか、それについてお聞きしたいと思います。よろしく。

○中澤産業振興推進部長 起業に対する支援ということでございますけれども、昨年度から、地方での起業を検討しておられる都市部の人材を対象に、東京で、高知で起業するための知識、ノウハウを学んでいただく座学を実施して、その上で高知に来ていただいてフィールドワークをしていただくといったような形での起業支援研修、こういうのを実施しております。

今年度は、定員を上回る31名の方に御参加をいただいております。そしてこの研修については、来年度は大阪にも範囲を広げまして実施をしたいというふうに考えております。

それから、中山間地域を中心に最近の傾向として、若い方が起業を目指すといったようなケースが大変ふえてまいりましたので、来年度はこの研修に加えまして、県内の移住支援団体と連携をして協力をいただきまして、本県の中山間地域に来て比較的規模の小さいビジネスを始めようとする方に対して、事業を進める上で必要となる地域との取引でありますとかパートナーとのネットワークづくり、あるいは金融機関、

商工会等への橋渡しを支援していただく、そんな仕組みも設けたいというふうに思っております。

既存制度の活用状況ということでございましたけれども、起業に限らず、起業をするための生活基盤であるとか、さまざまな先ほど申し上げました要件にかかわる支援というもの、さまざま制度を設けております。唯一、おおむね今の地方創生の取り組みの中で、各市町村において取り組みが進んでおりますので、活用状況という意味ではおおむね順調かというふうに思っておりますが、1点だけ、住宅の改修に関しまして、空き家を改修して移住者に提供するという制度、補助で支援する制度を持っておりますけれども、これが若干限度額が小さいというようなお声もございますので、来年度はその限度額の引き上げということを今検討しておるところでございます。

○坂本(孝)委員 ありがとうございます。産振計画による経済の引き上げ、本当に高知県は乗っていると思います。尾崎知事先頭に執行部の皆さんが本当に頑張っていて、有効求人倍率も1.05、今までの質疑でも何度も出ましたけれども、本当に高知県にとって画期的な数字であると思います。私も本当にびっくりぽんの状態でございます。本当にいいことだというふうに思います。しかし、県民の皆さんの間に、景況感——景気がよくなって生活がよくなった、楽になった、楽しくなった、そういった景況感というのが少ないというふうな声も聞くわけでございます。所得が上がって消費が上がる。消費が上がれば景況感が出る。そういった仕組みがあるんだろうというふうに思うわけです。

知事にお聞きしたいんですが、現在の県内の景況感というものについてどのように分析しておられるのでしょうか。

○尾崎知事 一言で言いますと、随分といい方向

に向かっているけれどもまだ課題もあり、結果として多くの皆さんが景気がいいというふうには実感されるという状況には至らずということなのかなと、そのように考えています。

これは、それぞれ非常に構造的な問題があって、構造的な問題も解決されて、いい方向に向かっているけれども構造的な問題が残っていて、まだまだ課題が大きいということだと思っておりますので、私は正直なところ単に景気がいいとか悪いとかそういうような景気の循環に伴うようなものではなくて、構造問題のさまざまな解決と、まだ残っているということと、その両方に絡まる非常に重い話なんだと、そのように思っています。

ちょっとお時間をいただいてお話しさせていただきたいと思いますが、よい方向に向かっているということについて、まず最初にお話をさせていただきたいと思います。高知県の場合は単に有効求人倍率が1.0を超えてよかったねというふうにとどまる話ではないと思うんですね。その前、平成12年、13年ぐらいから約10年ぐらい、どんなに全国の景気がよくても高知だけが全く浮かび上がることができなかったという本当に深刻な構造問題があった。その背景には、人口減少に伴って経済がほぼ平行に縮んでいくという、そういうような大きな大きな課題があったわけでありまして。しかしながら、その点、解決をされていきつつある、まだ解決がされていませんけれども。生産年齢人口の減少にもかかわらずいろんな生産額は上昇してくるという形で潮目が変わってきたところがあって、そういうものも背景にして有効求人倍率なんか本当に十何年ぶりに上がり始めたということなんだろうと、そのように思います。

ほかのデータを見ましても、例えば県民経済計算、いわゆるGDP統計。この1人当たり県民所得の統計についても、平成21年ぐらいまで

はずうっと対前年マイナスなわけです。ところが、平成22年以降というのは、ずうっと対前年プラスで来ている。平成22年プラス3.9、23年0.9、24年1.6、25年はプラス5.2と、それまではずうっと縮んでおったのが上昇傾向に転じているというのが、こういうデータからも見てとれようかと、そのように思うわけでありませう。

直近で見ましても、例えば有効求人倍率だけじゃなくて、現金給与総額指数。去年1年を見ましても、12カ月のうち3カ月を除いてあと全部プラスということでありませう。そういう意味でも、渡されている給与なんかも上昇傾向に転じつつあるのかなということが見てとれようかと思ひませう。

とはいひながらも、今度は悪いほうの構造要因でありませうが、正規の求人倍率はまだまだ0.6にすぎない。これは高知にとって過去最高とはいひえ、0.6。逆に言うとも過去最高でも0.6ということが、いかに本県のもともスタートしたときの経済機能の厳しさといひるか、産振計画なんかがスタートするときの経済が厳しかったなということを物語るんだらうと思ひませうし、さらに言ひえれば地域の格差もあるし、もつと言ひえれば若者たちがまだ2,000人も外に出ていつているわけでありませう。ピークの半分とはいひえ、まだ2,000人もの人が出ていつている。それによつて地域の経済が厳しい状況に置かれ続けているといひるところもあるんだらうと、そのように思うわけでありませう。

1つ構造的な問題を変え上昇傾向に転じたといひ意味においてはよいことだと思ひませうし、いい方向に向かっていると思ひませうけれど、しかしながらまだまだ厳しい構造的な問題が残っていて、これを克服していくことが求められているといひ状況なのだと思ひませう。そこも克服できて初めて県民の皆さんは、ああ随分暮らしやすくなつたねと思ひいただける

ようになるのだらうと。まだまだかと思ひませうが、3期の産業振興計画でそういう課題を解決できるような施策を盛り込んでいつます。全力で頑張りたいと、そのように思ひませう。

○坂本(孝)委員 ありがとうございます。本当に高知県の状況、知事がおっしゃつたような構造上の問題がたくさん残っているといひふうと思ひませう。それは徐々に解決をされつつあるといひことでありませうので、ぜひ産振計画なんかを通じてこれから成果を上げていつていただきたいといひふうと思ひませう。

この景況感が感じられない理由といひのは、やっぱり消費が上がっていない、そういったところに問題があるんだといひふうと思ひませう。もう一度知事にお聞きしたいんですが、県民所得とか個人消費の伸びが鈍い、その本県における要因についてどのように考えておられ、そしてそれにどういつた対策が必要であると思ひせておられるのか、お願ひします。

○尾崎知事 一言で言うとも、雇用が生まれて賃金が上昇して、それが消費の拡大といひことに行き着いていくといひ流れになつていくんだらうと、そのように思ひませう。そういう意味では、雇用といひ点では、有効求人倍率が1.05にまでなつてきた。そしてまた、賃金といひ点でも、先ほど申し上げましたように、平成27年を通し見てきますと、12カ月のうち3カ月を除いて全て対前年プラスといひことですからいい方向に転じつつあるのかなといひことかと思ひませうが、しかしまだまだもう一段雇用の拡大も、そして賃金の上昇も力強さをもたらさなければ消費にまで至らずといひことなのかと思ひませう。

この雇用、1.05と言ひても、先ほども申し上げましたが正規は0.6にすぎないといひことでありませうし、さらに言ひえれば、もう一段賃金の拡大につながっていくようなことにもぜひいつていかなければならないだらうと思ひませう。そして、

消費の拡大につなげるために、さらにこれらを力強くもたらせていくために、さらなる努力が必要ということだろうと、そういうふうに思っています。

○坂本(孝)委員 ありがとうございます。

次に、T P Pの関係でやはり県民所得向上の立場から御質問させていただきたいんですが、今回のT P Pの合意で、参加国の政府機関がかかわる公共事業、これの入札が外国企業にも開放されることになります。その一方では、日本から外国への輸出、これにも弾みがついていくことになるわけでございますけれども、そういうことでT P Pの域内では関税の手続の簡素化なんかもあって、ヒト・モノ・カネの流れが活発になっていく。そういう明るい面もあるんですが、一方で県内企業を圧迫していくような懸念も残っているわけです。

土木部長にお聞きしたいんですが、外国企業の公共工事などへの進出が懸念されておりますが、県内の建設業者への影響についてどのようにお考えか、お願いします。

○福田土木部長 現在のW T Oの政府調達協定では、一定規模以上の公共工事について、外国企業に対して市場が開放されております。県発注のものでは、予定価格が20億2,000万円以上の工事がその対象となっておりますけれども、これまでに外国企業が参入した事例はございません。

国からの情報によりますと、T P Pが発効されても、従来以上に日本の建設市場が開放されることはない聞いております。このことから、T P Pの発効によりまして県内の建設業の状況が大きく変わることはないというところは想定しておりますけれども、今後の動向を引き続き注視してまいります。

○坂本(孝)委員 外国企業の進出がないということですが、これはいろんな判断もあるかと思いますが、私は将来的には必ず進出がある

というふうに思っているところでございます。

このようにT P Pの時代になって、私たちに求められるのは地産地消という取り組みだと思っ
うんですね。地産外商の県内コアは確かに拡大して
おりますけれども、この地産地消の視点は本当に大
丈夫なのかということを改めて心配しているわけで
ございます。T P Pで外国製品の価格が安くなつた
り、一層流通量というものも増加していくわけで
ございますけれども、県民や飲食業界、観光業界も
含めて、そういった業界も巻き込んだ形での地産
地消、これで強い経済をつくり上げることが大事
じゃなかろうかと。地産というところは非常に進
んでおりますけれども、地消というところがそれ
ほど進んでいないんじゃないかというふうに思っ
たわけです。

産業振興推進部長にお聞きしたいんですが、食の地産地消のこれまでの取り組みについてお聞きします。

○中澤産業振興推進部長 食の地産地消ということ
でございますが、3本柱で取り組みを進めてきて
おります。

第1は、地産地消に対する意識の向上ということ
でございます。これにつきましては地元の1次産
品を積極的に使っていただくという、野菜で元気
店P L U Sというような取り組みをやって
おります。これの登録店舗は、平成23年度38
店舗であったものが、直近27年度は60店舗
にふえております。それからもう一点、県内の
直販所等での販売額、これが大変大きく伸びて
おります。こういったことからしますと、売る側、
そして買う側、双方の地産地消に対する意識
というのは高まっていきつつあるのではない
のかなというふうに判断しております。

それから2点目としては、地域産品の販路を
広げるということでございます。この点は先ほ
ど申し上げましたけれども、直販所の売上額が
平成20年度は75億円程度でございましたが、26

年度は93億円ということで、これは大幅に伸びております。

一方、加工食品の面でも、本年度から県内の量販店、あるいは百貨店の御協力をいただきまして、テストマーケティングを店舗でやらせていただくといったような取り組みをしております。こういったことで県産品の認知度の向上、そしてまた地場産品の地域での販売の拡大ということにつながっていくのではないかとというふうに考えておるところでございます。

3点目は、地場産物を使いまして給食利用を進めるということです。学校給食への地場産品の活用割合、これは27年度に50%とすることを目標に掲げて進めておるところでございます。直近26年度ではいまだ35.7%と目標には達しておりませんが、全国平均は上回っているといったような状況でございます。

地産地消につきましては、以上申し上げましたような取り組み、それと全国的な食の安全・安心への意識の高まりも相まって、一定の成果が上がりつつあるのではないかと、そのように考えておるところでございます。

○坂本(孝)委員 地産地消、地産も伸びている、地消も伸びているということでございます。この地産地消ということは、随分前から言われてきたわけでございますけれども、県民の間では私たちが思っているほどにそういう地産地消の意識というものが浸透していないんじゃないかと私は思っているわけですね。この地産地消、県民の意識にやはり問題があると思うんですね。もう随分昔、中国産の安いものがたくさんスーパーなんかでも売られて、それを買う県民の人がたくさん出てきた。全国的にそういうことが、安いものが売られたということがあって、それも日本のデフレ、社会へ金が回らんような状況をつくっていった一因となったかもわかりませんが、この地産地消の県民意識をもう一

度改めて高揚させていく、高めていく、そういうことが必要だというふうに思っています。

その県民意識を高める運動をもう一回最初からやり直す、強化していく、そういうことについてどのように考えるのか、知事にお聞きしたいと思います。

○尾崎知事 確かに地産地消ということについて、TPP時代ということをはらんでいけば、さらに強化をする必要があるのではないかと御指摘は、そのとおりだと私も思います。この県庁において地産外商を取り組む一番のメインエンジンとなっております課は、地産外商課ではなくて地産地消・外商課という名前なんでありまして、要するに地産外商の前提としてまず地産地消を徹底するというのがあって、その上で外商に取り組むのだということで仕事を進めてまいりました。そういう中において、例えば先ほど部長も御答弁しましたように、直販所の売り上げも直近だとかなり数字が伸びたようでありまして、昔に比べて直販所、20年当時が75億円だったのが、今93億円ぐらまで売り上げが伸びるでありますとか、さらには給食についても全国平均よりも8.8%上がって35.7%地場産物を利用されているという形で、いろいろ成果もあるのかなとは思いますが、しかしながら、より一層徹底するということは大事だと、そのように思っています。

例えば学校給食なんかについても、50%という目標に向けてもう一段その対応を強化していくことが大事ではないかと、そのように思いますし、またもっと言うと例えば地元のいろいろな量販店の皆さんとか、それからいろんな飲食店の皆さんとかにも、もう一段地産地消のほうを徹底していただくところ、今もたくさんいらっしゃいますが、さらにふえていただければありがたいのかなと、そのように考えています。

高知県農商工連携協議会というのを商工業団

体と農業団体の皆さんとで協定を結ばれまして、またその皆さんと私たち県とも協定を結ばせていただいておりますが、その中で高知県産物のレシピをいろいろつくって、そのレシピをどんどん広めていこうという高知家の食卓プロジェクトなんていうのも新たにスタートしようとしているところでもあります。いわゆる一般的な意識啓発とともに、こういう具体的なプロジェクトを進めていくことでもって、もう一段地産地消が強化されていくように取り組んでまいりたいと、TPP時代をにらむと、確かに御指摘のとおり必要な視点だと、そのように思います。

○坂本(孝)委員 ありがとうございます。

次に、やはり県民所得向上という立場から農業分野に関する質問をさせていただきたいというふうに思います。

高知県では次世代施設園芸、これは新しいもうかる農業の仕組みとしてつくり上げようということで頑張っているわけでございますけれども、その施設の周辺に産業クラスターも形成していこうということで、非常に力強い計画が進められております。ところが、地域では、この農地というものを利用するに当たって、農地法とか農振法、そういった法律の規制がいろいろあるわけでございます。特に私たちが住んでいる南国市というのは、農振の規制が非常にきつくて、ほぼ全域に土地利用の規制がかかっているということです。この農地を自由に使えない状況というのは、農業の振興、利益を増進する上での一つの障害にもなっていると、このように言えるわけでございます。

農業振興部長にお聞きしたいんですが、次世代型ハウスの周辺でクラスター群を創設することに関して、例えばハウスで栽培された野菜の販売を行う直販所をつくる、あるいはそのハウスで栽培された野菜を利用するレストランをつくりたい、そういうときに農地法など土地利用

規制のもとでは、できなかつたり時間がかかつたりすることが考えられるわけですが、こういった農業振興上の問題をどのように進めていくのか、農業振興部長の見解をお願いします。

○味元農業振興部長 お話にございましたように、農地を農地以外の用途に使うという場合につきましては、農地法などによって一定の制約はございます。ただ、周辺農地での営農に支障を生じるおそれがないといったような一定の要件を満たせば、農地以外への転用は可能でございます。

例えばお話もございましたが、農業クラスターを構成いたします直販所や加工所につきましては、地域農業の振興に資するものとして、地域で生産されるものを50%以上扱うことなどの条件はございますものの、比較的容易な手続で設置が可能だと考えております。また、レストランにつきましても、農家みずからが設置する、あるいはそうでない場合には雇用者に占める農業従事者の割合を30%以上とするという条件がございますが、これを満たした場合には一定の手続を経て設置が可能だということになってございます。また、関連施設を新たに設置しなくても、それぞれの地域の既存の直販所、あるいはレストランなどと連携をして取り組むということも可能でございますし、そういうことも効果的だというふうに考えております。

いずれにしても、私どももいたしましては、農業クラスターというものは、地域の農業者の方々を含めまして地域全体の合意の上で進めていくということを基本といたしております。市町村、JAなどを含めた関係者の皆様で連携をして計画的に取り組んでいくことができれば、さまざまな課題も解決できると思っておりますし、手続面におきましてもスムーズに進むのではないかと考えております。市町村、関係団体とも十分に協議をして、地域に合ったそう

いう取り組みとしていきたいと考えております。

○坂本(孝)委員 ありがとうございます。こういった次世代園芸を初めいろんな農業の事業にいたしましても、やはり農家の農業所得に結びついていかせる、そのことが本当に大事だというふうに思います。そういう意味からいいますと、このTPPの時代というのは、輸出関連のもの、これにもこれから高知県は力を入れていかななくてはならないというふうに思うわけですね。戦略的な輸出体制、TPPの時代だからこそ求められる輸出体制、これについてお聞きしたいんですけども、本県では物流の一つを見ても、輸送のコストとか、輸出の拠点の問題、販路の開拓とか、輸出の環境の整備、そういったところで課題が山積しているように思えるわけです。

産業振興推進部長にお聞きしたいんですが、本県産の農林水産物の戦略的な輸出体制、これの整備についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○中澤産業振興推進部長 まず、農産物の輸出ということで申し上げますと、これまでユズを中心に取り組みを進めてまいったわけでございますけれども、先ほどお話にありましたように、これからTPPを有効に活用すると、強みにかえていくという意味では、農産物を初めとする1次産品の輸出というのを、今後一層力を入れて取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

具体的に言いますと、お米が原料になります日本酒でありますとか、あるいは水産物を、生鮮の状態、あるいはフィレの状態、そしてまた木製品といったようなものを輸出強化していきたいというふうに思っております。それを進める体制として、県の貿易協会にコーディネーター——これは専門家でございます。商社のOBといった専門家でございますが、これをことし2名増員をいたしまして5名を配置しており

ます。そしてまた、海外の拠点、貿易支援拠点という意味では、従来からありましたシンガポールの事務所、そして上海のサポートデスク、これに加えて本年度から台湾にも貿易、観光、これを応援する支援拠点というのを設けております。こういった布陣というのはなかなか手厚いといえますか、相当我々としても強力な体制をしいているつもりでございますので、こういった貿易協会、海外の拠点、そしてまた他県との共同、あるいはジェトロといったような国の支援機関との関係構築、そういったものをフルに活用してTPPを追い風にした農産物の輸出ということに、これから取り組んでいきたいというふうに思っております。

○坂本(孝)委員 TPPという新しい枠組みの中で、高知県においても第1次産業や小売を守っていく、県内の零細産業を守っていく、そういったことが非常に問われているわけですけども、このTPPの時代というのは、ただ守るということで終わるんじゃないなくて、攻める、戦うという力強い考え方の変更というものが求められるというふうに思うわけでございます。

例えば一つの例を申しますと、海外へ1次産品、農産物を売るときに、これは去年から全日空、全農、クロネコヤマトあたりが連携して、例えばけさとれた野菜を今夜午前0時までには沖縄まで運べば、沖縄からは東南アジアに2時間で行けますので、あしたには東南アジアの店頭に並んでいるというふうな、おもしろいといえますか非常に高知県にとっても利用できそうな、農業者の利益に結びつきそうなシステムが開発されているわけでございます。これは本県としても、ぜひこういう仕組みというのは活用していかなくてはならない、そのように思うわけです。

それで、産業振興推進部長にお聞きしたいんですが、海外への1次産品の販売とこうした民

間サービスの活用、これについてはどのように考えるのか、またこうした仕組みをつくるために県として何をしなければならないとお考えか、これをお聞きしたいと思います。

○中澤産業振興推進部長 お話のございました輸送サービスにつきましては、農水産物をアジアに輸出する際の物流として有効な手段の一つであるというふうを考えておりました、これまでもお話のありました民間企業からの御提案を受けまして、県内企業向けの説明会、あるいは個別の相談会、そして私ども県庁の関係課も参加をさせていただき勉強会といったようなことを行ってきたところでございます。

その後その企業のサービスを利用しております商社と県内の企業のマッチングの機会というのを設けたわけでございますが、その結果、現時点で1次産品を取り扱う企業とシンガポール向けの農産物、あるいは水産物などの取引について商談が複数進んでいるというふうにお聞きをしております。

海外への販路開拓を進めていく際には、これは申すまでもないことですが、まず売り先をしっかりと確保していくと、その上で品目の特性、あるいは取引先のニーズ、そういったものに合わせた最適な輸送手段と、そして商流を確立していくということが大変重要でありますので、今後ともそのルートの確立のために情報収集、研究を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○坂本(孝)委員 ありがとうございます。このTPPの時代は、農林水産品だけでなく県内の工業製品とか土木、建築関連の技術、こういった分野でも攻めの姿勢というものが必要になってくるというふうに思うわけです。

商工労働部長にお聞きしたいんですが、工業製品とか土木、建築などの技術の輸出、これについて基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

す。

○原田商工労働部長 工業製品や土木、建築などの技術といった分野での海外での外商支援を強化していくということは大変重要でございます。県内団体からもTPPにより中小企業にもチャンスが広がることを期待する声も上がってきております。県では本年度から本県初の製品、技術の海外展開支援を本格化しております。まずは本県の強みであります防災関連の製品、技術を中心に昨年9月に台湾でセミナー、商談会を開催しております。既に成約に結びついた土木関連製品の事例も出てきております。県としましては、企業の皆様、それからジェトロなどの連携のもとに、台湾での展開もさらに拡充をしながら、またタイやフィリピンなどの他エリアの取り組みもさらに広げまして、積極的な海外展開を行っていききたいというふうに考えております。

○坂本(孝)委員 次に、土木関係といたしますか、高知新港の活用についてお聞きしたいと思うんですが、熊本県では八代港から海外の消費地に特産品、農産物をこの間初めて船便で送ったという事例が出ております。1次産品の輸出に港が活用されているわけですね。

高知県にも高知新港という立派な港があるんですが、この高知新港を活用した本県の1次産品の輸出の現状について土木部長にお聞きしたいです。また将来的に本県1次産品の輸出に当たって高知新港というものが核になるべきであるというふうに思うんですが、この点どのように考えるのか、あわせてお聞きいたします。

○福田土木部長 高知新港からは、現在韓国や中国向けに県産の木材、それからフランス向けにユズ果汁が輸出されておまして、昨年度の実績としては20フィートコンテナ換算で木材が188コンテナ、ユズ果汁が3コンテナとなっております。

本県特産品の輸出拡大を図っていく上で、高知新港の果たす役割は極めて大きいというふうに認識をしております。これまでの取り組みによりまして、昨年12月には釜山航路の一つが中国の大連、天津まで延伸されるなど、大きな市場への利便性が向上しております。

今後とも高知新港が一層活用されるよう、新たな航路の誘致や輸送コスト削減に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○坂本(孝)委員 ぜひ新港の活用をよろしく願いたいというふうに思います。

最後に、介護事業の継続運営ということについて、地域福祉部長にお聞きしたいんですが、ヘルパーさんの給与引き上げが、昨年4月の介護保険法の改定で行われました。これは本県から国に対してヘルパー給与の引き上げを提案させていただいて、全国のヘルパー人材の給与引き上げが行われたわけですが、一方で国が介護報酬の2.27%削減を行ってきました。

そうした中で介護事業所などから、運営ができなくなる、そういった意見も出ていたわけですが、この昨年4月の改定以降、本県で事業所運営に支障を来しているところがあるのかなのか、これについてお聞きします。

○井奥地域福祉部長 今回の介護報酬の改定による事業者への影響につきましては、改定後の昨年4月から12月までの間の廃止の届け出件数並びに新規の指定件数について一昨年と比較する調査をしております。

県内事業者の廃止のほうの届け出につきましては、4月から12月までが132件、それに対して一昨年同時期が171件と、39件の減少となっております。今のところ継続運営に限りましては、大きな影響は出ておりません。

一方、新規の指定件数につきましては、昨年4月から12月までが279件に対しまして、一昨年同時期が324件と、新たな届け出事業者につつま

しては参入が控えられておるといふような傾向が出ております。

以上、トータルで見ますと、県下全体で6事業者の減少と、今のところ県内の介護サービス利用者の方々に大きな影響は出ていないものとは考えておりますけれども、第6期の介護保険事業支援計画の進捗管理を行う中で、今回の改定の影響なども検証を行いまして、事業者の御意見などもお聞きしながら、次期改定に向けまして提言活動なども検討してまいりたいと、そのように考えております。

○坂本(孝)委員 ありがとうございます。本当に時間がなくなりまして、地域福祉部長にはもっと質問もございましたけれども、今度の機会にゆっくりとさせていただきたいと。

本当に高知県としても、戦う時代がやってきたというふうに思いまして、尾崎知事を先頭に執行部一丸となって、こうした新しい時代に対応していただきたいというふうに思うところがございます。本日は本当にありがとうございました。(拍手)

○桑名委員長 以上をもって、坂本孝幸委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩といたします。

午前11時1分休憩



午前11時7分再開

○桑名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田周五委員の持ち時間は40分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○上田(周)委員 県民の会の上田でございます。どうぞよろしく願います。

トップバッターの坂本孝幸委員から高知県の財政についての質問は先ほどございました。私のほうからは、少し切り口が違いますけれども、当面する財政課題についてまず御質問をさせていただきます。

初めに、国の財政再建の考え方について知事の御所見をお伺いしたいと存じます。

国と地方で1,000兆円を超える借金を抱える中で、政府は基礎的財政収支——PBの黒字化を目指しております。本年1月下旬に公表された内閣府の国の財政についての中期試算では、2020年度のPBの赤字の見込みは、軽減税率の導入で0.3兆円ふえ6.5兆円になることがわかりました。政府が目標にしている2020年度にPBを黒字化にすることは厳しくなり、財政再建が一層険しくなったと思っております。

政府の財政再建につきましては、アベノミクスで金融緩和や財政出動などで景気回復と経済成長を促し、税収増によって財政健全化を両立させる、いわゆるリフレ派の理論と財政規律を重視する財政再建派の2つの考え方があると伺っておりますけれども、この2つの考え方に対する知事の御所見を、まずお伺いしたいと存じます。

○尾崎知事 一言で言うと、両方しっかりやる必要があるということかと思えます。経済成長を促して税収増をしっかりともたらさせていくようにしていくという方向性、そしてもう一つは無駄な歳出を省いて財政規律をしっかりと維持していくという方向性、この両方をやっていかなければならないということかと思えます。ただ、私も財政再建に取り組む組織の中に長いこといって実感しておることではありますが、財政再建中というのは特に気をつけないといけないことがあって、それは何かというと、とにかくお金が少なければいいんだという形の論理に陥ってしまうということは、これは極めて危険だと、そ

のように思います。経済成長をもたらすものであれば、時にはお金をしっかり使って、先行投資をして、その果実をもってして財政再建につながるという発想が必要なんだと思っておりますけれども、財政再建重視派が余り凝り固まった考え方になってしまうと、幾ら経済効果をもたらす施策かもしれないが、お金がかかるからダメだと、お金が少ないほうがいいんだからといって、角を矯めて牛を殺すような形の施策にしてしまうなどということになってしまうのはいけないのだと、そのように思いますので、やはりよき経済成長をもたらす、そういう施策をしっかりとるということを基本に据えていきながらも、その上でもってしっかり財政規律を維持するという発想でいくことが大事なかと、そのように思います。

○上田(周)委員 どうもありがとうございます。それに関連しまして、国の今の財務状況について再度知事にお伺いしたいと思います。先月下旬に全国紙にこういった記事でございますけれども、「借金1,000兆円 誰がいつ返すの」と題して東京都の高校生から投稿がっております。「現代社会の授業で、国の借金の話を聞いた。1,000兆円も、誰が何のために借りたんだろう。ていうか誰がいつ返すんだろう」という内容で始まっていました。そういった中で今、国の借金状況はその残高が2015年12月末時点で1,044兆5,900億円となり、これは国民1人当たり約824万円という借金を抱えている計算になります。さらに、2015年度末の借金残高は過去最大の1,087兆3,000億円に膨らむ見込みでございます。そういった中で、2014年度の国の財務書類が発表されまして、国・政府全体の資産と負債を示す2014年度の国庫債務超過の額が2013年度より1兆6,000億円ふえて492兆円となるそうでございますが、こうした大変厳しい国の財務状況に対しまして、知事の御所見をお伺いいたしま

す。

○尾崎知事 国の借金の残高が1,000兆円を超えていくという状況になってきておまして、やはりこっから先を考えましたときに、かなり深刻度を持ってこの財政再建に取り組む必要というのは出てくるんだろうと、そのように思っています。

といいますのは、第1点に、日本の政府の借金の場合というのは、往々にしてほとんど外債ではありませんので、そういう意味において外国に対する借金ではないと、債権者もまた国民であるということもあるわけですが、だんだんいわゆる国内における金融資産といいますか、個人資産の額を超えて借金の額がふえていくという方向になっていきはしないかということが懸念をされつつあります。外国債に頼らざるを得ないという時代がやってくるのではないか。これは本当の意味で日本国の借金なのでありまして、これはこういう状況まで至るといことは、非常に深刻だと、そうなる前に何とか押しとどめていかなければならんのではないかと、これが第1点です。

そして第2点目が、これから少子化が急激に進展をしていくこととなります。高齢者1人を支える若者の数、今大体3人弱でありますけれども、そのうちこれが1人で1人を支えるような時期がやってくるわけです。ざっくり言いますと、高齢者が社会保障の需要者であって、それを賄うための税金を払うのが若い人だとすれば、今3人で1人分を賄っていればよかったものが、そのうち1人で1人分を賄わないといけなくなるという形になってきます。そうなったときに財政はますます悪化をしていくということになってしまうのでありまして、少子高齢化の進展に伴って構造的に財政が悪化をしていく可能性というのが出てくるわけでありまして、そういう意味においても、財政再建の問題にしつ

かり向き合っていかなければならんだろうと、そのように思います。

しっかり経済成長をもたらす、日本全体で地産外商をやるということが大事だろうと、そのように思います。あわせまして災害対応なんかをしっかりとやって、いざというときの負担をできるだけ小さくするようにも、また人命の保障にそういうふうに心がけていくということも大事でしょうし、時には身を切る改革も我慢しなければならないでしょうし、そういうことをトータルで考えて、この財政状況を何とか改善の方向に持っていくように努力しなければならんという時期なのだろうと、そのように思います。

○上田(周)委員 どうもありがとうございます。そういう厳しい国家財政の中で、先ほど坂本孝幸委員からも御指摘がありましたが、やはり本県にとってそういった中で、今後地方交付税をいかに確保していくかというのが一つのポイントになろうかと思えます。そういった意味で、地方交付税の見込みについて少し質問させていただきますが、平成28年度は8年連続で積極型予算ということで編成されていますけれども、そんな中で財政課のわかりやすい資料を見ますと、そういった積極型予算が編成できたことが見えてまいります。

そんな中、御案内のとおり主要な一般財源の58%ぐらいを占める地方交付税ですが、当初予算で前年度比0.5%増の1,730億円余りが計上されています。これは、当初予算は前年度と同額程度計上されるということだろうと思えますが、総務部長にお伺いしたいのは、地方交付税の——もちろん特別交付税を含んでですが——年間の見込み額をどのように試算しているのか。

○梶総務部長 年間の交付見込み額を当初予算に計上させていただいておまして、1,730億4,000万円、普通交付税は1,705億4,000万円で、特別交付税は25億円でございますけれども、これが

現時点での年間の交付見込み額でございます。

○上田(周)委員 どうもありがとうございます。
地方交付税の見込み、今、御答弁いただきましたが、実は余り表面に出てこないですが、私ずっと注目しているのは、特別交付税の推移でございます。ちょっと財政側の資料をいただきますと、知事が就任されてずっとあれなんです、特に平成23年度から30億円オーダーでずっと推移しています。当初予算25億円ということですが、恐らく平成28年度も30億円をカバーできるんじゃないかと思っております。そのあたりはまた頑張っただけでやっていただきたいのですが、その中で今回、国勢調査が発表されました。

県の人口が激減したということで、地方交付税の算定に当たりましては多くの費目で人口が基礎になるということを伺っていますが、そういった点で平成28年度からの地方交付税にどれくらい人口減で影響が出るのかということをお伺いしたい。

○梶総務部長 御指摘のとおり、人口は地方交付税の測定単位でございます。したがって、人口減少は基準財政需要額の減額の要因となるんですが、一方で人口以外にもさまざまな測定単位がございます。面積とか道路延長などございますし、余り知られてないかもしれませんが、人口減少率に着目して増額補正をするというような係数の中身もあります。そういったことで、人口減少は必ずしも交付税の減額算定に直接結びつくとは限らないということで、実際に5年前の国勢調査の時点で、もう本県の人口は全国平均よりも減ったわけでございますけれども交付税の算定上は全国平均よりも減りが少なかったというようなこともございます。このため、人口減少の部分を取り出して影響を出すというのはなかなか難しいところがあるんですけども、測定単位が減るということは事実でございますので、今後具体的な算定の過程が明らかに

なっております。そういったときに必要がありましたら、国に対しての意見申し出ということを行っていきたく思っております。

○上田(周)委員 どうもありがとうございます。
それに並行して、市町村の交付税への影響ということで、これ実は今の総務部長の御答弁で、ある一定、人口の数値急減補正とかがあるということで見えてきました。やっぱり市町村でそれぞれの担当もかわってまして、そういった1人当たり、例えば20万円カウントされているぜよとかという話もございまして、そのあたり含めて御答弁いただきたい。

○梶総務部長 市町村分につきましては先ほどと同じような構造はあるんですけども、平成28年度の交付税算定で、これは県分ではなくて、市町村分だけなんですけれども、新たに人口減少や高齢化が著しい地域につきまして、高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進という名目で500億円の算定が行われるということになっております。したがって、先ほど申し上げた人口減少が必ずしも交付税の減少に結びつかないということと、人口減少が激しい地域に着目した新たな算定ということ踏まえ、平成28年度以降の交付税算定で人口減少が直接大きな影響を及ぼすということにはならないのかなあと考えております。具体的な算定は今後明らかになってまいりますので、必要がありましたら国に政策提言を行いたいと考えております。

○上田(周)委員 ありがとうございます。今回のそういった人口の急減でいろいろ補正もあって、今のところそういった不安というか、心配は余りないというような御答弁です。そうはいつても、先ほど来、国家財政の話とかの中で、やはり財源の7割から9割を国に頼っている脆弱な市町村財政の状況は変わらないと思います。

一方で、臨時財政対策債とかいろんな歳入の

分で不安もある中で今、市町村財政、結構県の助言もございまして、基金残高とか、それから実質公債費率とか将来負担比率とかという、そういう財政関係指数も割と安定しているということで推移していますけれども、やっぱりそういう不安もありますので、今後総務部長として市町村財政への助言等どのように行っていくかということをもた御答弁いただけますか。

○梶総務部長 御指摘のありましたとおり、近年、市町村財政のさまざまな指標は若干ずつでありますけれども、よくなっていたりします。これは、1つは一般財源総額が安定的に確保されているということが背景にありますけれども、先ほど坂本孝幸委員の御質問にもお答えしましたが、平成30年度までの一般財源総額は前年度水準を下回らないということが閣議決定されておりますので、当面の一般財源総額は安定的なものと思っております。けれども、注意しなければならないのは、マクロの問題とミクロの問題は必ずしも同じではないということでございます。日本全国で一般財源総額は確保されても、別の団体で見ればそれぞれ事情がございます。合併があった団体については、合併算定がえはどうか、団体によっては公債費が今後ふえていくということもあります。そういうことでございますので、私どもといたしましては、今後市町村において中期的な財政運営見通しをしっかりと立ててほしいということを念頭に置いて助言をさせていただいております。

先月、2月18日の市町村会議でも、この旨、中期的な財政見通しを立てることが大事だということをお助言させていただいておりますし、今後もヒアリングですとか個別団体の訪問などの際には、そのことを助言させていただきたい。そのことで何らか市町村のほうから交付税の算定等々で制度改正が必要だということがわかりましたら、私どもから国のほうに提言していく

というようなことで進めていきたいと思っております。

○上田(周)委員 どうもありがとうございました。引き続きそういった御助言をよろしく願いたします。

財政問題の最後に、知事に一つお聞きしたいと存じます。

普通建設事業費の総額の確保ということでもよろしく願います。これは県民経済計算でプラス成長やということをお伺いしています。その中で特に2次産業が大幅に増となっており、そのうち建設業が公共工事の発注増で15.5ポイントふえているという中で、やはり高知県の経済はこういった公共事業、つまり普通建設事業が県経済の下支えになっているということが、この数字でもわかります。この普通建設事業費の推移をそれぞれ財政の資料を見てもみますと、平成28年度も予算案では1,000億円オーダーで確保されています。

知事にお伺いしたいのは、こういった予算を見てもみますと、歳出総額の2割前後でずっと確保されていますので、平成29年度以降もそういった比率も維持しながら確保していくぜよということをお伺いしたいと思っております。

○尾崎知事 来年度の当初予算でも、普通建設事業費は1,000億円オーダーということなのでありますけれども、これ少し平成28年度から29年度にかけて永国寺キャンパスでありますとか、ああいう大型の事業がピークを迎えるということもあり、そもそもの背景として南海トラフ地震対策を最大戦速で行っておるということもあり、今こういう金額になっているということでもあります。そういうことでもありますので、さらに30年度以降どうかということについては、少し大型事業がピークアウトした、その影響も出てこようかとは思いますが、他方で南海トラフ地震対策にいたしましても、日々のインフラ整

備にいたしましても、高知県の場合は本当にやるべきこと、真に必要な事業がたくさん残っておりますので、こういうものの無駄を省きながらも力強く推進し続ける予算をぜひ組んでいけるように努力していきたいと、そのように思います。

○上田(周)委員 ありがとうございます。この質問の背景には、やはり本県の道路改良率、これが46.4%全国第44位ということで、特に中山間地域の広域はこういったことを整備することで防災・減災の対策になろうかと存じますので、先ほどの御答弁のように前向きということで確保よろしくをお願いします。

濟いません。次に、地方創生の取り組みについてでございます。

まず、今国の地方創生加速化交付金が2015年度の補正予算に1,000億円計上されていますが、本県の事業申請の状況について総務部長によりしくお願いします。

○梶総務部長 県分につきましては、国から1都道府県当たりの交付額の上限の目安として、4億円から8億円程度だということが示されました。これを踏まえまして、交付金の申請額は国費で8億567万4,000円、事業費ベースでは18億2,434万1,000円の計画書を出させていただいております。

この事業の選定に当たりましては、総合戦略に基づくさまざまな事業の中から、国から示された先駆的事业の事例等を踏まえておりますけれども、一例だけ申し上げますと、農林水産物の輸出促進関連、CLTなどの木材利用推進普及、広域観光、移住促進、あったかふれあいセンター、集落活動センターといったような内容でございます。

○上田(周)委員 どうもありがとうございます。

同じく市区町村からは、各都道府県内の全自治体が申請しているところもあれば申請率が低

いところもあるというか、ばらつきが見られております。本県はちなみに34市町村全てが申請されているということを伺っておりますけれども、その申請状況について総務部長によりしくお願いします。

○梶総務部長 市町村分につきましても、国から目安というものが示されておまして、上限額の目安は4,000万円から8,000万円だということでもございました。これらの目安も踏まえまして、今市町村におかれまして総合戦略をつくっておられるということでもございますので、積極的に幅広に申請をするように呼びかけたところ、34市町村全ての市町村から合計38事業、金額にして14億8,836万5,000円の申請があったところでございます。

事業の内容は多岐にわたります。さまざまあるわけでもございますけれども、この申請額を今、国に提出しておまして、なるべく交付していただけるように対応していきたいと思っております。

○上田(周)委員 どうもありがとうございます。34市町村全てから申請があつているということで、実は国の1,000億円の予算の中で、91%の自治体ということで、その点を考えますと、高知県、この議会でもやりとりがあつていますが、やはり知事、再三おっしゃっています県と市町村の連携、そういう意味では34市町村全てが申請されるということで、結構1,000億円へ1,300億円ぐらいですから、競争率厳しいと思いますが、そういった連携が強固ぜよということも、国へぜひ訴えていただいて、3月中旬に決定されるようでもございますので、少しでも多くの自治体へ配分されるようによりしくお願いいたします。

それから次に、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標で、平成31年に社会増減をゼロにするという、結構これハードルが高い

と思いますが、目標を掲げられております。この目標達成に向けて産業振興推進部長にその意気込みというか、御答弁をお願いしたいと思います。

○中澤産業振興推進部長 人口の社会増減ゼロという大変高い目標、これを達成するために、まずはできるだけ多くの若者が県内にとどまれるように、地域地域で若者の多様な働く場の創出に取り組んでいくということ、そしてそれに加えて、県外からの人材の確保についても積極的に取り組んでまいるといってございませぬ。

これらの取り組みに当たりまして、総合戦略の中で具体的な雇用創出の数値目標も設定をしております。それから、個別にも本県出身の県外大学生の県内就職率の目標でありますとか、移住1,000組といったような目標設定をして、それを実現するための具体的な施策も抜本的に強化をしていくということとしておるところでございませぬ。

そして一方で、この目標を達成するまでには申すまでもなく、市町村との連携・協調、これが欠かせませぬ。2月末現在で30の市町村が既にもう総合戦略の策定をされておりますけれども、ほぼ全ての市町村で社会減をゼロまたは縮小するという全体目標に合わせまして移住者数を個別目標として設定をするといったようなことで、社会減の解消に向けた県の戦略と市町村の戦略、これでベクトルが一致をしているというものになっているというふうには認識をしております。

今後とも産業振興推進地域本部、あるいはこちらをワンストップの窓口としまして、市町村の総合戦略の実行、歩調をあわせて進めていけるように全力でサポートしてまいりたいと考えております。

○上田(周)委員 ありがとうございます。地方版

の創生総合戦略で先ほど部長から市町村と連携して、市町村もそういった平成31年までに社会減ゼロを目標と明記しているということですが、ちょっと私、心配とまではいきませぬけれども、資料をいただいております。というのが、先般の国勢調査の結果で社会減の割合ということで、3万6,000人の約3割が社会減やという分析の中で平成31年までに頑張るといってございませぬ、これずっと見てみますと、社会増のところも5市町村ございませぬ。一方で、そうでないところでもかなりばらつきがありますので、そのあたり何か市町村ごとには検証とか分析をされているところもあるように聞いていますが、分析がわからないというような町村もあるように聞いていますので、そのあたりはまた連携ということ、しっかり部長のほうでやっていただきたいということをお願いさせていただきます。

次に、地方創生の取り組みで私は教育の力を高めることが重要やないかと思っております。教育長にお伺いしたいんですが、若者の流出をとめる教育力を高めることが重要だと思っております。

地域の子供さんたちに、自分たちが住んでいる地域に魅力を感じ地域のよさを発見する力をつけていただくことによりまして、将来県外へ出られておっても、スキルやノウハウを身につけて地域に戻って貢献したいという志を持つ若者を育てることも肝要ではないかと思っておりますが、そういった点で教育長に御答弁をお願いします。

○田村教育長 現在案をお示ししております教育大綱では、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成を基本理念の一つとしております。そういった方向性からも、お話のありましたように、高知で頑張る、あるいは一旦高知を離れても、将来高知に帰って地域に貢献しようという志を持つ

た若者が多く育ってもらいたいというふうに思っております。それに向けまして、まずは地域や地域の人のことをよく知ってもらい、郷土への愛着を持ってもらうということが大事になります。そのために道德教育を通じまして、郷土の自然や伝統、偉人の伝記、地域の行事などについて学習してもらうことですか、あるいは地域と連携しながら地域の課題を解決する学習、あるいは県内で働くことのやりがいや魅力を発見してもらうための職場体験学習ですかインターンシップ、こういったことを積極的に行うことによりまして、地域を理解し、郷土を愛する心を育てていきたいというふうに思っております。

○上田(周)委員 ありがとうございます。教育長から郷土愛というお言葉もいただきましたので、その方向で地方創生の中で取り組んで、やっぱり近い将来、そういった部分で社会減に歯どめをかけれると思っておりますので、ぜひよろしく願いをいたします。

次に、推進交付金でございますが、国から今4つの分野でメニューが示されています。これは交付金事業ですので、一定の枠内でやってくれよということが理解できますけれども、さらに拡大という意味でいろんなことで取り組んでいけるようなメニュー拡大ということについて総務部長によろしく願います。

○梶総務部長 平成27年度の補正予算に計上されました加速化交付金、先ほど答弁させていただいた交付金は、委員御指摘のとおり4つの分野が指定をされておりますけれども、28年度の当初予算に計上されました推進交付金につきましては、法律に位置づけられておまして、その法律上用途につきましては5つの分野が定められておるんですが、その5つのうちの1つ目が結婚・出産・育児についての希望をかなえる、2つ目が移住、定住の促進、3つ目が人材の育

成・確保、4つ目が観光・農林水産業、その他産業の振興、5つ目がその他となっております。要は総合戦略に定められた事業で地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に必要な事業ということですので、法律上は必ずしも限定をされておられません。今後法律が通れば、具体的なものが示されてくると思いますが、御指摘のとおり用途の自由度の拡大ということは大事だと思いますので、具体的な用途が仮に限定されたというようなことがありましたら、必要に応じて用途の拡充について政策提言を行ってまいりたいと思っております。

○上田(周)委員 ありがとうございます。総務部長から自由度というお話も出ました。やっぱり地方創生は地方の創意工夫のみならずから考え、みずから行う地域づくりという大前提がございますので、その方向でまた御要請のほうもよろしく願いいたします。

この項の最後に、同じようなことですが、私前から提案させていただいていますけれども、今自治体ごとの申請になってはいますが、これを流域単位とか広域単位、以前も竹下内閣のときの、随分古い話になって恐縮でございますが、1億円事業のときも、広域でやったらどうなんだというような視点も持っておりましたので、その辺もう一回部長に。

○梶総務部長 推進交付金につきましては、地域再生法という法律の改正案に掲載されているんですけども、地域再生計画をつくらないといけないことになっておりますが、その計画の作成主体が地方公共団体ということに法律上なっております。したがって、地方公共団体ではない、例えば仁淀川の地域観光協議会というような任意の組織が交付金を受けるための計画の作成主体にはなれない。そうしますと、交付金の申請主体ともなれないのですけれども、やり方として、今補正予算に計上された加速化交

付金、冒頭申し上げた加速化交付金でも、全ての市町村が県内6つのブロックにおいて、広域観光に資する取り組みについて同じ内容で申請をいただいている。同じ内容で申請すると、その広域的な取り組みについて国に、あるいは県も訴えてまいりますけれども、国に評価をしていただくというようなことで、実際には広域的な取り組みができるようになってきているところでございます。

○上田(周)委員 ありがとうございます。部長、そういった中身をやられているとは思いますが、また市町村を通じてそういった観光協会とかに周知をよろしく願いをいたします。

次に、質問の最後でございますが、高知龍馬マラソン2016について幾つかお願いしたいと思います。

これにつきましては、前に座っておられる桑名委員長が連続の出場ということで、私は初めて挑戦させていただきました。その中で、実際走って感じたことをちょっと質問にさせていただきました。

まず、本当に実行委員の皆さん、そしてスタッフの皆さん、たくさんボランティアの皆さん、大変お疲れさまでございました。特に沿道で絶え間のない応援をしていただいた県民の皆さんに改めてこの場をおかりいたしまして、厚くお礼申し上げます。私、団塊の世代で大変厳しいものとなりましたが、一緒に走った大野議員とともに、浜田豪太議員もそうですが、本当に完走できて、県議会もやるぜよというふうでよかったなあと思っています。その中でちょっと感じたことですが、1つごめんなさい、県庁の職員が大変多く参加されて、実際に走った方、そしてスタッフとして携わった方、本当にお疲れさまでございました。大変盛り上がってよかったと思っています。

レース後に私にも地元の皆さんから、お疲れ

さんとか、勇気をもろうたぜよとか、もう一つ来年走りとうなったとかというお話をいただきました。また、大会後、高知新聞の声ひろばにもたくさんさまざまな思いで書かれていまして、あれを読んだときに、龍馬マラソンの効果は経済効果のみならず、健康づくり、これ食事も家族も注意しますので、そういった健康づくりに結構役立っているということを感じました。

1問目ですが、龍馬マラソン効果で今それぞれの地域で特色を出してやっています駅伝大会とかロードレースとか、そういったことに対してこれまで以上に県の支援をと思っております、そのあたり教育長によろしく願います。

○田村教育長 県内では龍馬マラソン以外にもロードレース、いろいろ行われております。それで、大変健康面でも効果があるということだと思いますので、県といたしましては、県内のマラソン大会を含めますロードレースの情報をスポーツや観光などのホームページにまとめて掲載することによりまして、大会情報を県内外にわかりやすく発信するといったことを考えております。そのことによりまして、県内のロードレースの参加者がふえて、相乗的に盛り上がっていくといったことにつなげていきたいというふうに思います。

○上田(周)委員 ありがとうございます。

続いて教育長に、それこそ桑名委員長の質問に知事の答弁で、制限時間を6時間から緩和することを検討したいというか、そういった旨の答弁がありました。そのあたり具体的にはどうなんですか。

○田村教育長 今回85.4%の完走率です。どうしても人数が多くなりますと、完走率が低くなっていくということがございます。そういった中で上田委員は完走されて大変驚きましたけれども、他県の例を見ますと、そういう完走率を高めるために制限時間を緩和するというような方

向性もあるのではないかというふうに思っておりますので、今後関係者とともに検討してまいりたいというふうに思います。

○上田(周)委員 どうもありがとうございます。

全国的に主流の大会は6時間半ということで聞いていますので、ぜひその方向でよろしく願います。

次に、同じく大会1万人、それから盛り上げるために有名ランナーの招聘ということも答弁がありました。例えば高橋尚子さんとか、千葉真子さんとか、有森裕子さんとかという有名ランナーの方を招聘してはと思いますが、そのあたりいかがでしょう。

○田村教育長 ゲストランナー、1万人規模にするためには非常に大きな要素になります。お話のありました高橋尚子さんですとか、有森裕子さんですとか、我々の中でも名前も出ておりますので、今後ぜひそういった方も招聘できるようにいろいろと準備していきたいというふうに思います。

○上田(周)委員 ありがとうございます。ぜひその方向でよろしく願います。

それから、観光振興部長に1点お願いしたいのですが、今回は海外から42名ということで、せっかくこういった英語版とか中国版のすばらしい冊子ができていますが、こういったことをもっともっと活用して——これには高知県は日本一桜の開花が早い県だとか、すばらしい文言も入っていますが、そのあたりどうなんですか。

○伊藤観光振興部長 ことは前日の受付会場でその多言語のパンフレットやガイドブックを配布させていただきましたけれど、さらに工夫が必要だと思っております。申し込みをされた国内のランナーには、大会の2週間ほど前に手続に必要な書類、大会ガイドなどを送っておりますけれども、海外のランナーには郵送ではちょっと届かないリスクがありますので、電子メール

でお知らせメールを送りまして、そこに記載したリンク先から大会ガイドなどを事前にダウンロードしていただくようになっております。今後このお知らせの電子メールの中で多言語の観光ガイドブックなどの観光情報がダウンロードできるようにするとともに、高知での参加受け付け時にも観光パンフレットなど直接お渡しするようにしていきたいというふうに考えております。

また、海外からの参加申し込みはウェブサイトで行っておりますので、その申し込みサイトからも観光情報がダウンロードできるようにしていきたいというふうに考えております。

○上田(周)委員 どうもありがとうございました。また、より前向きに観光振興ということでよろしく願います。

この質問の最後に、高知龍馬マラソン開催費補助金2,000万円、1回目からずっと定額で推移しておりますが、そのあたり第5回大会に向けて増額とかという検討をしてはどうかと思っておりますが、よろしく願います。

○田村教育長 運営費について御心配いただき大変ありがたいというふうに思っておりますけれども、確かに大会規模が大きくなりますと、経費はかさみますけれども、参加費のほうも収入がふえてまいりますので、今のところ今の補助金をふやすというところまでの必要性はないというふうに思っております。我々これからそういったことで参加者をしっかり確保していく、あるいは協賛金もしっかり確保していくと、そういうふうなことで取り組んでいきたいというふうに思います。

○上田(周)委員 どうもありがとうございました。

以上で質問時間も迫っています。龍馬マラソン、本当によさこい祭りと並んで県の一大イベントでございます。第5回大会、盛り上がると思っておりますので、そういったことでよろしく願

いたします。

質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○桑名委員長 以上をもって、上田周五委員の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前11時47分休憩



午後 1 時再開

○明神副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

米田委員の持ち時間は35分です。御協力をよろしくお願いします。

○米田委員 日本共産党の米田稔でございます。通告に従い順次質問に入らせていただきます。

まず、障害児支援の充実について、地域福祉部長にお伺いをします。

先月 2 月 12 日に NHK 「四国羅針盤」で「眠れない母親たち～どう支える重度の障害児介護」が放映をされました。ごらんになった方もおいでだと思いますが、少し紹介をさせていただきます。

筋力がなく、飲み込むことができず、人工呼吸器をつけた 5 歳の重度障害児、知的障害はなく、母親とトランプをしたり、電動車椅子を使っでの室内での隠れんぼ、その笑顔と表情は非常に明るい。同時に、たんの吸引が必要で、昼夜を問わず 1 日約 50 回ほど、1 回 1 時間半続くこともあり、24 時間目を離すことができない。母親の就寝は午前 0 時ごろ、2 時ごろ気になり目が覚めることも。また、体がぱっと動く音や胸の音、呼吸が変わるなど、呼吸が苦しいという合図で目が覚めます。吸引はまさに生命線で、

仕事をやめ介護に当たっているが、休む時間は今まで 5 年間なかったと母親は語っています。日中はいつも 2 人きりで唯一の代役は訪問看護師さんが来てくれたとき。一時的でも預ける場所をとあちこち相談しても見つからず、母親同伴ならと保育園へ週 2 回、2 時間一緒に見学に行き、保育園楽しかったかと聞くと、子供からオーケーと合図が返ってきます。

今泊まりができるショートステイを利用させたいと、医療機関と 2 年間話し合いを続けています。子供が出す合図で吸引をしてほしいとの要望に、病院は専属はいないが、対応を検討する。しかし、まだ結論は出ていません。家族は不安があるものの、預けることを決断、子供も苦しいだろうと一緒に乗り越える、子供の成長が楽しみと語っています。

ともに生きるための家族の模索、母と子とともに生きていける場を切り開く。番組のまとめの言葉でした。

以上、一部ではありますが、重度障害児と家族の置かれている実情を踏まえて地域福祉部長に伺います。

まず、医療的ケアを必要とする方を含めて、就学前と就学後の重度障害児の実態をどう把握しているのか、お聞きします。

○井奥地域福祉部長 在宅の重度障害児の実態につきましても、平成 25 年度に一定の条件のもと——県下の 18 歳未満の 88 名、内訳は就学前が 15 名、就学後 73 名となっております——市町村を通じて医療的ケアの有無と障害福祉サービスの利用状況などについての状況調査を実施しております。その結果、医療的ケアを必要とします児童につきましても、就学前が 8 名、就学後が 17 名と対象児童 88 名の約 3 割を占めております。

また、平成 26 年度には個々のニーズに応じたサービス整備を進めていくため、重症心身障害

児等サービス調整会議や関係機関等のアドバイスを得ながら、お一人お一人の状況を詳細に把握するためのアセスメントシートを作成しております。

現在、このアセスメントシートを活用しまして、県内の在宅重度障害児・者につきましての詳細な実態調査を市町村の協力を得て実施しております。

今後、当該調査結果をもとにしまして、医療・福祉等の関係機関とも連携し、県下の重度障害児の在宅生活を支えていくため、行政としてどのようなサポートができるかといったことを念頭に、支援体制の整備に向け創意工夫をしてみたいと、そのように考えております。

○米田委員 ありがとうございます。本当に一人一人の実態に応じた対策をぜひ検討、また対応していただきたいというふうに思います。

知事にお聞きしますが、番組「四国羅針盤」をもしごらんになっていけば、その御感想と、また重度障害児と家族の現状についてどう受けとめておられるのか、お聞きします。

○尾崎知事 委員の御指摘を受けまして、この「四国羅針盤」について、録画ではありましたが、見させていただきました。正直申し上げまして、本当にもう想像を絶する御苦労だなあと、いうことをまざまざと痛感をさせていただいたということでもあります。

日本一の健康長寿県構想の中におきましても、障害児を社会全体で見守り育てる地域づくりという項目を設けて取り組みを進めてきておりますけれども、こういうお子様たち、そしてその御家族の皆様方のケアを進めていくために、なお一層実態をよく把握した上で、よりきめの細かい対策を講じていかなければならないなあと、いうことを痛感いたしておるところでございます。

これから医療機関の皆様とか関係の皆様との

連携をもう一段強化していったって、必要な人材の確保策でありますとか、いろんな課題を解決していくための取り組みというのをしっかり検討させていただいて何とか実現につなげていきたいものだなと、そのように考えております。

○米田委員 ありがとうございます。眠れない母親たちの願い、5年間休む時間はなかったという思いに応えることが強く求められています。具体的に何点かお伺いします。

県の障害福祉計画には重度の障害児を対象とした通所支援は、子供の発達を促すだけでなく、保護者にとっても重要なレスパイト、休息支援や就労の機会を得るための支援となる、そのための必要な事業所の確保を図るとして努力の姿勢を強められています。また、就学後の重度障害児者についても、医療的ケアの必要な児童を受け入れることのできる放課後等デイサービスが不足しているため、サービスの一層の充実とともに、さらなる整備が求められていると思いますが、今後の取り組みについて部長にお伺いします。

○井奥地域福祉部長 重度の障害があるお子様を対象とします通所支援につきましては、就学後の子供を対象とした放課後等デイサービスを実施する事業所が県下で6カ所、そのうち4カ所につきましては、就学前の子供に対してもサービスが提供されておる状況です。

こうした事業所でのサービスの充実、あるいは新規開設につきましては、先ほどの知事の御答弁にもありましたように、人材、特に専門職の確保が課題となっておりますので、今後関係機関とも連携し、必要な人材確保につながる支援策についての検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、今国会に提出されております改正児童福祉法では、外出が著しく困難な重度の障害児に対しまして、御自宅を訪問して発達支援を実

施するサービスが新たに創設される予定となっておりますので、通所による支援以外の新たな選択肢がふえるものと期待をしているところで、この点、新たなサービスの情報収集に努めてまいりますとともに、本県での提供の可能性についても検討してまいりたいと、そのように考えております。

○**米田委員** 新たな訪問サービスも検討されるということですが、この間お話をお聞きしますと、子供たちがマンツーマンではなくて、やはり仲間の中で、集団の中でかかわっていききたい、そういう親子の願いがありますので、ぜひそういう受けとめをしていただきたいなというふうに思っています。

確かにこの間、放課後等デイサービスなども一定整備されましたけれど、NPO法人などの献身的な努力のもとで整備がされています。しかし、なかなか実態は深刻なんです。例えば放課後等デイをやられているNPO法人は、もし重度の障害の方を3人預かれば、食事は3通りつくらなければならない。しかも、介護は2倍の6人は要る。しかし時給も安くてなかなか人が集まらない、そういう不安、心配を抱えておられます。また、送迎の希望が大変強いんです。しかし、そういうNPOでやられている方にとって福祉車両1台を構えることも大変な状況なんですね。

ぜひそういう実態を把握していただいて、公的な支援の、私は抜本的な強化がどうしても必要だというふうに思うんですが、この点はどうでしょうか、お伺いします。

○**井奥地域福祉部長** 委員お話にありましたように、放課後等デイサービス等につきましては、県下でも順調に高知市を中心にサービス提供機関はふえておりますが、それぞれ置かれたNPO、新たに参入された事業主体におきましては、運営面や何かといろいろな面で御苦労されてお

ると思います。そういうものや、他県など全国の先進的な事例等を含めまして、財政的な支援でサービスが一定確保できるような方策については、今後創意工夫をしてみたいと、そのように考えております。

○**米田委員** 次に、医療的ケアなどを必要とする在宅重度障害児の短期入所のニーズも高く、空床待ち、空きベッド待ちと聞いています。これまで県は高齢者対策で緊急のショートステイベッドを確保し、ニーズに応える取り組みをされてきていましたが、医療的ケアを必要とする在宅の重度障害児・者の短期入所利用促進事業の現状も含めて、今後の実施見通しをお伺いします。

○**井奥地域福祉部長** 県内におけます重度障害児の受け入れが可能な短期入所事業所は現在4カ所ありますが、委員のお話にもありますように、利用者の希望どおりには利用できていない状況があるともお聞きをいたしております。この点、休む間もなく子供のケアを行っているお母さん方の厳しい状況は十分に認識をいたしているところでございます。

また、重度の障害がある方につきましては、環境の変化などにより容体が悪化しやすいということもあり、使いなれた医療施設を利用されている方がほとんどだとお聞きをしており、障害特性を十分に把握されている医療機関などで短期入所事業として受け入れを行っていただく施設がふえていくことが望ましいものと考えております。

このため、県では委員のお話にもありますように、医療機関における短期入所サービスの提供を促進するため、平成25年度から通常の障害福祉サービスに上乗せ補助を行う短期入所利用促進事業を創設し、現在高知市内の医療機関において、新たに新年度からの実施に向けた調整を進めさせていただいているところでございま

す。

今後とも実施していただける医療機関がふえますよう、関係者の皆様と積極的な協議に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○**米田委員** 県はそれなりに努力されて、県単のそういう制度もつくられているんですけど、現実的には平成25年度から始まった今の短期入所利用促進事業は一度も活用されていませんよね。その要因と、どこを解決すればこの事業は生かされるのかということ、大変ですけど行政が本気になって対応すべきだと私は思うんですが、そのあたりはどんなふうに認識されていますか。

○**井奥地域福祉部長** 平成25年度より新たな利用促進事業を制度として創設しておりましたが、現在のところ新たな医療機関というのは出ていないという実態もございます。これに加えて、どうしてもこういうサービスを提供する場合には、専門職的な職員を新たに配置するというふうな形のものも求められておりますので、そういう面で事業所側の医療機関がこういうサービスを提供しやすい条件整備、そういうものについても留意していくというふうなことが県のほうに求められているんじゃないかと、そのように認識をいたしております。

○**米田委員** 大変な事業ですけど、眠れない母親たち、これは一刻の猶予もなされないし、県は頑張っ取組む姿勢を示されましたが、ぜひそういう方向で来年度から実施できるような対応をぜひとっていただきたいということをあわせてお願いをしておきたいと思っております。

日本初の障害児専門保育園へレン、保育対応型児童発達支援事業所が東京都杉並区に2014年9月にオープンをしています。医療的ケアの必要な障害児、重症心身障害児など定員15名、スタッフ11名程度で東京都と杉並区の支援を受けて認定NPO法人が設立、運営をしています。

高知県としても、障害の特性に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備を目指しています。

一人一人の障害児の発達保障と保護者の労働、人権保障の上で県として障害児専門の保育園を検討すべきと思いますが、お伺いをします。

○**井奥地域福祉部長** 重度の障害のある子供たちの保育の場を確保する方策としましては、児童発達支援を行う事業所などにおきまして、長時間の受け入れが可能となる体制を整えていただくということ、もう一つの形態といたしましては、身近な地域の保育所において重度の障害のある子供さんの受け入れを進めていただくこと、この2つがあろうかと思っております。

委員のお話にもございました障害児の専門保育園は医療的ケアを必要とする重症児5名と必要としない10名、合計15名の方を受け入れる児童発達支援施設だとお聞きをいたしております。運営体制面などを調べますと、国からの財政支援に加えまして、地方公共団体から運営面と専門職の加配等に対しまして独自の上乗せ補助がなされているというふうにお聞きをいたしております。

このため、まずはサービス提供面での看護師を初めとします専門職の配置や行政からの支援策などを含めた円滑な運営のあり方などを中心に検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○**米田委員** ありがとうございます。ぜひ障害児の皆さんや御家族の皆さんのニーズ、思いに添えて前向きに検討していただきたいというふうに思っています。特に、ここは国の補助とともに、東京都が看護師の person 費を保障したり、そして保育料についても杉並区が思い切った助成をされています。そういう支援なくしてこの事業は成り立ちませんので、ぜひそういうことも含めて検討いただきたいというふうに思っています。

次に、重い障害を持って生まれた後に助かつ

た命、しかしその命をつなぐ対策がない。退院しようにも受け入れ先がなくて、5年間病院のNICUなどで療養を続けた子供もいます。

財政支援の抜本的な強化で、一人一人の特性に対応できる施設の整備、スタッフの研修、養成、相談体制の充実を改めて求めるものですが、地域福祉部長にお聞きします。

○井奥地域福祉部長 県ではこれまで医療機関や在宅医療従事者、入所施設などの関係機関で構成いたします重症心身障害児等サービス調整会議を開催いたしまして、関係機関との協議を踏まえ、必要なサービス資源の確保や在宅の重度障害児等の実態把握に向けた取り組みを実施してまいりました。

今後はこれまでの取り組みも踏まえまして、関係機関の協力も得ながら、まずは最初にお答えいたしましたアセスメントシートを活用した重度障害児・者に関する詳細な実態調査の結果などをもとに、支援策の充実強化に必要な情報の一元化と積極活用などに努めてまいります。

その上で、重度障害児へのサービス提供を担う人材の育成・確保策などを含めサービスの充実確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。その際には、お子さんの健康状態にかかわる医療ケアの充実はもちろんのことでございますが、介護に従事する保護者の皆様の御苦勞にも配慮の行き届いた、御家族に寄り添う支援体制のあり方といったようなことに留意してまいりたいと、そのように考えております。

○米田委員 ありがとうございます。きのうちょうどスマイルサポートの会の例会、キッズあつまろうよの会がありまして、私も初めて参加をさせていただきました。安芸市や遠くからもお母さんたちが御苦勞の中、参加をされていました。障害を持つ子の命と未来への母親たちのあふれる思いとパワーを感じました。行政が今真

摯にこうした実態に向き合ってスピード感を持って取り組むことが求められているというふうに強く感じたところです。

通告はありませんでしたが、知事に今の論戦も含めて改めてその決意についてお伺いをしたいと思います。

○尾崎知事 本当にこういうことこそしっかり対応しないとイケない話だと、そのように思います。よく実態を把握させていただいて——専門人材の確保とか、なかなか難しい課題もあると思います。だからこそよく実態を把握させていただいた上で、その上で実効ある策をとることができるようにしていきたいと、そのように思います。よく検討して、しかしスピード感を持ってしっかりと検討していきたい。そして、実行につなげていきたいと、そのように思います。

○米田委員 ありがとうございます。

それでは次に、介護保険について引き続き地域福祉部長にお伺いをいたします。

介護をめぐる事件が連日のようにニュースになっています。川崎市の高齢者連続転落死事件は衝撃を上げています。仕事のストレス云々などが報じられていますが、とうとい人命を奪った行為は絶対に正当化できるものではありません。警察の初動や国や自治体の監査、指導体制を含め、厳しい点検と検証が求められています。同時に、介護施設職員による高齢者虐待件数が2014年度過去最多の300件に上っていること、慢性的な人手不足や多忙化、やりがいと意欲を減退させる低賃金などの厳しい労働環境などの背景の解明が不可欠です。まさに介護労働者の処遇改善は待ったなしです。

また、家族が介護疲れから殺人に至る事件は、統計をとり始めた2007年から2014年の間に未遂も含め373件起きています。年平均46件、8日に1回の割合です。介護を苦にした自殺、無理心中は同じ8年間で2,272人にも上ります。介護の

ため家族が仕事をやめる介護離職は年約10万人で推移しており、企業活動の妨げにもなっています。介護保険の認定者約615万人のうち、半分以上が在宅介護サービス利用者です。介護の社会化をうたって始まった制度ですが、実際は家族介護を前提に設計をされています。その上、介護サービスの削減と負担増を国民に押しつけていると考えています。今社会保障費の削減路線ではなく、介護現場のひずみを正し、高齢者の安全と尊厳を保障する介護の土台を築くことが急がれていると考えます。

以下、地域福祉部長にお伺いをします。

要支援者に対する介護予防給付の訪問・通所介護が保険から外されたことにより、全国展開の事業者が公然と介護予防事業を中止したり、事実上サービスを拒否するなどにより介護予防難民が生まれています。また、人手不足や介護報酬減による経営難などを理由に、訪問介護事業から撤退する事業所が出ています。また、入所定員を充足できない施設があるとも言われています。実情と認識、対策について地域福祉部長に伺います。

○井奥地域福祉部長 介護予防サービスの提供事業者につきましては、平成27年4月から12月までの間の廃止事業者数が57事業者、前年同時期の78事業者に比べますと21事業者の減少となっております。

訪問介護のほうにつきましては、期間中に廃止した事業者は8事業者であり、前年と同数となっております。

また、介護職員の不足から県内で入所定員を充足できなかった施設につきましては、1施設を把握しているところです。

増減状況を見る限りには、現在のところ県内では報酬改定前と比べまして大きな状況変化は生じていないのではないかと認識をいたしております。

また、今回の介護報酬改定に伴う見直しの中で、県内のサービス提供事業者の皆様は、新たに創設されました加算の仕組みを創意工夫で活用するなど、さまざまな努力をなされまして、サービスの継続に努められていることは承知をいたしているところです。

今後とも引き続き県内事業者の状況の把握に努め、今回の介護報酬の改定の影響などにつきましても検証を行い、次期の介護報酬改定に向けての政策提言などに役立ててまいりたいと、そのように考えております。

○米田委員 次に、介護労働者の処遇改善についてですが、約2万人から寄せられた公益財団法人介護労働安定センターの平成26年度介護労働実態調査によると、働く上での悩みや不安、不満等について、1「人手が足りない」48%、2「仕事内容のわりに賃金が低い」42%、3「有給休暇が取りにくい」34%、4「身体的負担が大きい」30%などとなっております。実態調査の結果を受けて県としての介護職員の勤務環境を改善していくための取り組みについて地域福祉部長に伺います。

○井奥地域福祉部長 福祉・介護人材の安定確保に向け、介護職員の勤務環境の改善を図ることは重要なことだと考えております。県では日本一の健康長寿県構想におきまして、人材確保に向け離職防止と定着促進に向けた取り組みを来年度から強化することとしております。

まず、職員の処遇面での改善に向けましては、福祉研修センターの研修体制の充実を図ることによりまして、職員のキャリアアップを支援いたしますとともに、離職原因や働く上での不安要因となっております身体的な負担の問題につきまして、職場環境の改善に向け福祉機器や介護ロボットなどの導入支援を通じまして職員の身体的負担の軽減を図ることとしております。

またあわせまして、管理者向けの職員定着支

援セミナーの開催とか、育児短時間勤務制度の普及に向けた代替職員の派遣事業など、各事業所におけます勤務環境の改善に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○米田委員 処遇改善にかかわって介護現場では時給が700円前後、その上例えば施設と在宅介護などの移動時間を労働時間とせず、不払い賃金があったり、パートに有給休暇を保障しない、あるいは雇用契約書がないなど違法な働き方も発生をしています。関係機関と連携するとともに、自治体の指導監査に当たって労働法制の遵守を徹底、指導すべきだと考えますが、お伺いします。

○井奥地域福祉部長 介護サービス事業者への指導監査につきましては、介護保険法に基づきまして県が実地指導並びに監査を実施しているところでございます。

なお、地域密着型サービスにつきましては、市町村のほうでの指導監査となっております。

委員のお話にありました労働法制関係の指導監督権限につきましては、労働基準監督署にあるため、介護サービス事業所の従業員などからの関連いたします苦情や相談などにつきましては、労働基準監督署への相談などを助言いたしているところです。

なお、介護職員処遇改善加算につきましては、県のほうで実地指導により給与の改善状況並びに職場の改善状況について確認をいたしております。

また、県では研修会方式の集団指導におきまして、労働基準監督署に依頼の上、労働基準法関連の法令の遵守に係る講義を行っていただいております。介護サービス事業所での適正な雇用関係が維持されますよう、県としても努力してまいりたいと考えております。

○米田委員 問題は介護職員の処遇改善、とりわけ賃金引き上げが待ったなしだというふうに私

たちは認識しています。8,300余の回答が寄せられている事業所における実態調査でも、59%が従業員不足と答えて、その理由は72%が「採用困難である」と回答しています。そして、採用が困難な主な理由に、「賃金が低い」61%、身体的、精神的に「仕事がきつい」49%となっております。働く人にとっても、事業所にとっても、また利用者にとっても処遇改善、とりわけ賃金引き上げは待ったなしだというふうに思います。改めてその認識について部長にお伺いします。

○井奥地域福祉部長 介護人材の安定確保に向けまして、新たな人材の参入促進と人材の定着促進・離職防止対策といった両面からの取り組みを来年度から強化することとしておりますが、サービスを持続的に安定確保するためには、介護職員の処遇改善、特に賃金引き上げの問題は重要な課題だと認識をいたしております。

昨年4月実施の介護報酬改定におきまして、これまでの職員1人当たり月額1万5,000円相当の加算に1万2,000円相当分を上乗せする処遇改善加算の拡充措置が行われましたが、昨年10月現在で新たな上乗せ加算を活用している事業所数につきましては、半数程度にとどまっております。本制度の積極的な活用について周知に努めているところでございます。あわせて、県では来年度から介護職場では資格取得のほう賃金の向上につながるというふうな実態がございますので、進路選択を考えております高校生や人手不足感がより強くなっております中山間地域の住民の皆様を対象といたしました介護職員初任者研修の開催を大幅に拡充いたしまして、資格取得を促す取り組みを支援することといたしております。

さらに、介護福祉士の資格取得方法の見直しといたしまして、介護福祉士等修学資金貸付事業を拡充することとしておりまして、国家試験受験対策に係る費用の加算とか、実務者研修受

講者を貸付対象に新たに含めるなど、拡充措置を実施してまいりたいと、そのように考えております。

○**米田委員** ありがとうございます。2日、野党5党が共同で介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案を国会に提出しています。介護・福祉の従事者約122万人の賃金を直接改善するために、平均して一月当たり1人1万円、事業者等に助成金を支給しようとするものです。この法案の受けとめについて、また処遇改善に向けた全国的な取り組みの強化が求められていると考えますが、地域福祉部長の御所見を伺います。

○**井奥地域福祉部長** 委員のお話にありました介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案につきましては、介護報酬とは別に助成金を支給することで人材の確保並びにサービスの質の向上を図る趣旨のものだと理解しております。

内容につきましては、詳細が政令に委任されておりまして、不透明な状況にもありますので、今後の国会での議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、先ほど御答弁いたしましたように、まずは現行の介護職員処遇改善加算を十分に活用していただくよう事業者の皆様にも周知をいたしますとともに、こうした給与の改善措置が正規、非正規を問わず何らかの形で恒久化されることが人材の安定確保の面で重要なポイントとなるものと考えておりますので、今後の国の動向も見据えながら全国知事会などとも連携した政策提言活動を検討してまいりたいと、そのように考えております。

○**米田委員** ありがとうございます。今賃金が低くて人材も不足し、夜勤もヘルパーさんじゃなくて介護職員でもなくて相談員が入ったり、職員の有給休暇が保障されなかったり、管理職が

連日残業するなど大変な悪循環が続いています。ぜひそれを打開するためにも、賃金引き上げに向けての県としての対応、また全国的な共同の取り組みを強化していただきたいというふうに思います。

次に、国は要支援者——高知県では介護認定者の25%、約1万2,000人になりますが——要支援者の訪問、通所介護の保険給付外しに続いて、さらに要介護1と2認定者の36%、高知県では約1万7,000人になり、全国で約229万人のサービスを保険から外す、あるいは原則利用者負担にするという改悪に着手をして、来年の通常国会に法案を提出しようとして計画をしています。いわゆる軽度者が専門的なケアを受けられなくなると、利用者の重症化が進み、介護保険財政を圧迫することにしかありません。また、政府が掲げる介護離職ゼロの施策にも逆行することは明らかです。中重度以上を対象に始めたドイツや韓国の介護保険は、今軽度者にも対象を拡大するなど改善をしてきており、世界の流れとも逆行すると考えます。

高齢者と家族の生活、尊厳を守り保障するために、今回の国の計画を中止するよう求めるべきだと思いますが、知事の御所見をお聞きします。

○**尾崎知事** 確かに先月開催されました社会保障審議会の介護保険部会におきまして、2018年度の介護保険制度の見直しに向けまして、軽度者への支援のあり方、これが検討項目に上っているわけでありまして、一つには、この介護保険をいかに持続可能なものにしていくのかという観点からの議論ということであろうかと思っておりますけれども、他方でやはり要介護状態の方がしっかりとケアを受けられるようにしていく、そういう体制をしっかりと整えるということも大事な論点なのだと、そのように思います。

平成27年度の介護保険制度の見直しによりま

して、要支援者の皆様方に対する対策、これが市町村の総合事業に移行するということが、ほとんどの市町村において、県内の市町村も平成29年4月までの移行に向けて取り組みが進められているわけでありまして。それに加えての今度、要介護1、2を対象とした新たなサービスの見直しということになってくるわけでありまして。この中で必要な方が必要なサービスを受けられないということにならないようにするということが非常に大事なことだと考えておりますので、議論の動向もよくよく注視していきながら、全国知事会などを相通じまして、必要であれば政策提言などにもつなげてまいりたいと、そのように考えています。

○米田委員 要介護1と2の方々、生活援助することによって今の水準を維持し、また自立の大きなお役に立っているわけですね。専門的な職員によるケアですから、これをとられたら必要なサービスが受けられなくなります。そういう点では、本当に政府が言う介護離職ゼロの流れとも逆行するものですので、ぜひ注視もしながら、意見を国に対してしっかりと上げていただきたいというふうに思います。

以上、障害児の支援の充実や介護の問題を取り上げさせていただきましたが、自治体の重要な役割は住民の福祉の増進です。その最前線にある高知県、また市町村がその立場でぜひ住民の皆さんのニーズをしっかりと踏まえて思い切った対応を今後とも強めていただきますように重ねてお願いもしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○明神副委員長 以上をもって、米田委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩をいたします。

午後1時35分休憩



午後1時40分再開

○明神副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

黒岩委員の持ち時間は55分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○黒岩委員 それでは、早速質問に入らせていただきたいと思っております。

まず、人口対策についてお伺いをしたいと思います。

昨年の国勢調査の速報値で、この5年間で約3万6,000人の人口減の人口動態が発表されました。知事は1月29日の記者会見で、これらの課題に対して県内での雇用の確保、そして移住促進、さらには中山間地域の振興、少子化対策等、重点的な施策の強化を強調いたしております。

さらに、高知県の人口は自然減で今後も減少傾向が続く。一方で、産業振興計画などにより社会減の規模が縮小傾向になるなど、明るい兆しも見え始めている。将来的に社会増減をプラスにしていくために、引き続き実効性の高い施策を、スピード感を持って展開していくと言われました。今議会の提案説明ではそのために、県勢浮揚に向けた好循環を生み出していくための積極型予算と明言をされました。

そこで、人口の社会増減のプラスを目指す中、今回の予算編成を通じて特に留意した点について、知事の思いをお伺いしたいと思います。

○尾崎知事 この人口をふやしていくためには、当たり前のことを申すようですが、この2つが大事だ。1つは県内に若者がふえるということ、そしてその若者がふえた、その上でお一人お一人の家族の出生率が上がっていくということ、この人口増掛ける出生率の増が両方あって初め

て人口増ということにつながっていくんだろうと、そのように思います。

この若者の増加ということを果たしていくために、特にこの人口の自然減ではなく、社会増対策ですね、こちらが非常に大事になってくるということかと思っております。この人口の社会増を図っていくためにも、まずしっかりと雇用を生み出していくこと、そしてその上で若者をとどめ、かつ移住促進を図っていくということ、この2つの取り組みをしっかりと図っていく。ただ、さらに出生率を上げていくためにも、こういう2つの取り組みを特に出生率の高い中山間地域で重点的に取り組み、その上で出生率そのものに効いてくるような形で少子化対策、例えば出会いの場の創出とか、そういう取り組みなどをしっかりと進めていこうと、これが大きな人口対策としての我々の戦略だと、そのように考えています。

人口の社会増を目指していくためにも、そして自然増といいますか、自然減を緩和していくためにも大事なのが、このスタート点にありますやはり雇用を生み出していくための取り組みでありますし、またその雇用を生み出していくための取り組みがしっかりと移住促進とか若者の定着にもつながっていくように、一連のしっかりコンビネーションを組んでいくということなのかと、そのように考えております。

人口の増減、これはなかなか大きな時代の波に対してどう我々として対抗していくのかという話でありますから、難しい課題であります、だからこそ県政全体の政策を組み合わせ対応していくということが大事、しかも好循環をつくり出して対応していくということが大事だと、そのように考えております。一連の予算額というのを大幅に評価した形で今回予算編成をさせていただいております。

○黒岩委員 ありがとうございます。

そこで、経済産業省が開発したRESASというデータ分析をするシステムがございます。このRESASのデータを見てみますと、本県の場合、大体18歳から二十二、三歳、この間のつまり大学進学時と就職時、このタイミングで人口流出が大きいという現状が見てとれるわけです。特に転出超過の多い地域というのは、本県から東京都、あるいは大阪府、兵庫県、愛知県、神奈川県等々となっているわけでありまして。そのために県内の社会減を少なくするためには、学ぶ場と働く場、この充実が欠かせないわけがあります。学校基本調査のデータを見ますと、県内の高校から4年制大学に進学する生徒は、平成27年度で2,886人です。そのうち県内の大学に進学したのが581人で、約20%となっております。つまり4年制大学の場合は8割が県外大学に進学しているという結果になっておるわけでありまして。このことから、いかに県内大学に地元高校から入学する生徒をふやしていくか、そのことができるかどうかというのは大きなポイントになるかと考えるわけでありまして。

そこで、地元大学入学者が2割の実態と、そして地元大学への入学者増加への取り組みについて教育長の認識を伺いたいと思います。

○田村教育長 お話にありました県内大学への進学約20%という数字は、本県から4年制大学に進学した現役、浪人、それから公立、私立全て含んだデータということになっておりますけれども、公立学校の現役卒業生に限りますと、4年制大学へ進学した生徒の地域別進学先の割合は、県内が26.2%、県外が73.8%となっております。

また、県内大学の入学定員に対し県内の公立高校から現役で入学した生徒の占める割合は約20%ということでございます。

このような現状を踏まえまして、大綱とあわ

せて策定しております次期教育振興基本計画の案では、県内大学の入学定員に占める現役の公立高等学校卒業生の割合を現状の20%から25%以上、数にしますと100人程度増加させる目標を設定することにしております。

この目標を達成するためには、より多くの高校生に県内大学をよく知ってもらい、入学したいという意欲を高めてもらう必要がありますので、それに向けまして県内大学での授業体験を行うことですか、高校生が県内大学の学生と一緒に地域課題の研究などに取り組むとかといったことに積極的にかかわらせたいというふうに思っております。

また、県内の4年制大学は全て国公立の大学でございますので、志望する生徒に対してはセンター試験に対応できる幅広い教科の学力をしっかりと身につけさせるような指導をしていきたいというふうに考えております。

○黒岩委員 この1月に神戸市にある神戸学院大学に訪問いたしまして、さまざまお聞きをしましてまいりました。この神戸学院大学は生徒数が1万人です。そのうち8割の8,000名が地元の兵庫県から来ているということで、本県とは逆の状態であります。

そういう意味で、いかに地元大学への入学者をふやしていくかは人口減対策の切り口の一つとも考えるわけであります。そのためには少子化の課題というものも現実あるわけですが、県内大学において学部の再編、あるいは定員の増加も含めた大所高所からの検討が必要と考えますが、知事の所見を伺いたいと思っております。

○尾崎知事 地元大学への地元からの入学者をふやすということは、人口の社会減対策の一つとして有効な対策だと、そのように思います。そうしたことから、この一連の大学改革の議論の中で、高知県立大学の定員増でありますとか、高知工科大学において新学群の設置を行うなど

の対応を図ってきたところでありまして、これもやはり、県内の子供たちの地元に残りたいという希望をできる限りかなえたいという観点から行ってきたものです。

平成27年度に永国寺に新しいキャンパスができてまして、それ以降平成30年度まで毎年130人ずつ学生がふえていくという予定でありまして、それに伴いまして県内出身者もふえていくということになるのではないかと、そのように考えているところでありましてけれども、この上でさらに定員をふやすかどうかということについては、これはやはり学生さんたちの就職がどうなるかとか、さらなる進学がどうなるかとか、そういうことともあわせて考えていかなければなりませんので、まずはこの一連の大学改革の中で行いました新しい取り組み、まずこれをしっかり定着させていくということからスタートさせていただければと、そのように思います。

○黒岩委員 全国的にこの人口問題が大きな地方創生の柱となっているわけでありまして、その改善策の一つが雇用対策でございます。その意味から次に雇用対策について伺いたいと思っております。

本県の有効求人倍率や新規求人数は、地域差はあるものの改善をしております。これまで取り組んできた産業振興計画の成果が雇用の改善にあらわれているというふうに実感をいたしております。

そこで、先月知事が本部長を務めております県雇用対策本部会議が開催をされ、県内就職支援の強化等2016年度の雇用対策の協議がされておりますが、さらなる雇用対策の充実に向けて本部長としての思いを知事に伺いたいと思っております。

○尾崎知事 確かに有効求人倍率1.05まで改善してきましたけれども、やはり課題はあります。正規の求人倍率は0.6にすぎないということ、さ

らには地域間の格差があるということ、業種間のミスマッチもあるということもございますし、何といたしまして、過去の半分になったとはいえ、トータルとして2,000人を超える若者たちが県外へ流出をしているということを見ましても、まだまだ若い人たちが自分のしたい仕事をこの高知の中で見つけることができているという状況には至っていないということなのだろうと、そのように思っております。そういうことでありますので、これからさらに雇用の量を確保するとともに、その質を上げ、さらに言えば地域地域でということを中心に重視していくような対応をしていき、そして特に不足がある職種において雇用が確保できるようなサポートということも大事だと、そのように考えております。

地域地域で正規の多様な仕事をという観点から、やはり私どもが非常に今力を入れなければならんと思っておりますのが、いわゆるクラスターを地域に形成していくということでもあります。1次産業、2次産業、3次産業のクラスター群を例えば1次産業を核に、もしくは観光を核につくり出していくことでもって地域に多様な職が生まれるので、いろんな子供たちのニーズに応ずることができて、ゆえに若者が残れるという形にしていくということが大事だろうと、そのように考えております。また、新規にチャレンジすることを応援していくという、そういう取り組みなんかも非常に大事かと思っております。

産業振興計画の中で一連の拡大再生産を図っていくための政策群を新たに組み込ませていくということで御提案させていただいておりますけれども、これもまさにこういうニーズに応えていこうとするものです。

あわせてまして、日本一の健康長寿県構想の中にも、新たにいわゆる介護福祉人材の確保を初めとした人材の確保ということも一つの柱とし

て打ち立てさせていただいております。処遇改善ともあわせて行っていくためにも、しっかり研修をして、資格なども取っていただいて、その上で就職をしていただくということがいいのではないかとということもあります。研修の充実などをスタート点として、さらにはいろいろ社会福祉協議会におけます人材センターにおけるマッチングの機能の強化とか、そういう取り組みなども進めようとしておりますけれども、こういう対策を通じてこの福祉の分野におきましても、人材のいろんな不足の問題など出てきておりますので、しっかり対応するようにしていくとか、例えばこういうことも行っていきたいと、そのように考えておるところです。

○黒岩委員　そこで、高知県と高知労働局で高知県雇用対策協定に基づく事業計画が策定をされております。その中で、女性の活躍支援、あるいは地域の実情に応じた雇用機会の確保、創出、若年者に対する就労支援において、県が実施する業務と労働局が実施する業務との明確化をされておりますが、それぞれの目標値も示されております。

そこで、本年度の取り組みに対しまして現状をどのように総括しているのか、商工労働部長に伺いたいと思います。

○原田商工労働部長　平成26年7月に県と高知労働局が雇用対策協定を締結して、求人拡大、就職支援などに取り組みをより効果的、一体的にやろうということで進めております。委員のお話にもありましたけれども、雇用機会の確保、女性の活躍促進といった連携して実施する取り組みについて、その進捗状況を確認、評価することにしております。

本年1月に開催しました運営協議会で27年度のこれまでの取り組みの評価を行っております。例えば高知家の女性仕事応援室での相談件数は、11月末現在で899件と、年度目標の700件を

既に上回っております。また、福祉・介護関係の人材確保を行っております福祉人材センターがあっせん、就職した人数は11月末現在で203人と、年度目標222人に対し約91%の達成率となっており、前年同月比で見ますと約2.4倍と就職人数が大きく伸びておるところです。

一方、若年者の就労支援をしておりますジョブカフェ高知では、雇用・失業情勢の改善等によりまして来所者が減少しております。11月末現在の就職件数は615人で年度目標の1,100人に対し約60%となっているところです。本年度の取り組みは全体としておおむね計画に沿った取り組みができていくというふうに考えておりますし、引き続き目標達成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○黒岩委員 3点の事業計画の目標というのは、大変高知県にとって必要な対策でございますので、引き続き取り組みをお願いしたいと思います。

さらに、これまでさまざまな形態で高知県へのU・Iターン就職相談会等が幅広く開催をされてきておるわけでありましたが、この取り組みの実績と成果、課題はどうか、商工労働部長に伺いたいと思います。

○原田商工労働部長 県では移住のイベントであります高知暮らしフェアや移住笑談会とあわせてU・Iターン就職相談会の実施や本県での就職を検討している都市部の人材を対象に高知での仕事や暮らし、県内企業等について学ぶセミナーを東京、大阪などで開催をしております。

また、民間企業が行う就職イベントとも連携しまして、U・Iターンの就職相談などを実施し、U・Iターン就職希望者と県内求人企業をつなぐU・Iターンのシステムへの登録にもつなげております。このような取り組みの成果も含めまして、平成26年度は、移住の実績は403組652人でございましたが、平成27年度につきまし

ては、1月末現在で398組が本県に移住され、目標達成に向けおおむね順調に推移しておりますし、U・Iターンシステムにおいて本県に就職した方は、平成26年度は51人、平成27年度は2月末現在で73人となっております。こうした実績は出ておるわけですが、全国との競争が厳しい状況にもございます。いかに多くの方に参加をしていただくか、また来ていただいた方といかに効率よくマッチングをできるかが課題であるというふうに考えています。今後引き続き移住の取り組みとも連携しまして、オール高知の形で内容を充実させて実施したいとも考えておりますし、また事業承継・人材確保センターとも連携しまして、一人でも多くの県内就職につなげていきたいと思っております。

○黒岩委員 私も昨年末に高知市内のホテルで開催をされました先端パワー企業グループの就職ガイダンスに参加をいたしまして、県内企業15社がブースをつくって就職説明会を行っていただきました。企業の皆さんにも、また参加されました学生さんにも意見をお聞きいたしましたけれども、まだまだ高知県内の企業の状況が十分わかっていないということを実態として感じたわけであります。

そこで、昨年来、東京と大阪で大学生のための高知県Uターンセミナーを開催して、アンケートを実施しているわけでありましたが、アンケートからどのような分析をされ、今後に生かしていくのか、商工労働部長に伺いたいと思います。

○原田商工労働部長 高知県Uターンセミナーは県外大学に進学した学生に高知の仕事と暮らしのよさを知ってもらい、高知に戻るといった選択肢を持ってもらうことを目的として実施しております。

セミナーでのアンケート結果からは、このセミナーを知ったきっかけは親からの情報提供とした学生が5割近くおまして、次いで友人、

大学からであったこと、また約9割の学生が、県内企業の経営者やセミナー講師の講演などから、県内企業に関する情報や本県で仕事をすることのやりがいや聞かれたわけですが、そうしたことでUターンしたい気持ちが高まったという声がありました。

さらに、高知の企業の情報が大変参考になったという意見がありまして、県外大学生への情報提供のやり方、高知の企業や高知での暮らしについての情報をきちんと伝えることの重要性を再確認したところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今後保護者を通じて県内企業情報や就職に関する情報をどうやって伝えていくかということ、それからセミナーや企業との交流会などを通じて大学生に高知や高知の企業、高知で暮らすことの魅力を直接知ってもらうための施策をさらに充実させていきたいというふうに思っております。

○黒岩委員 昨年この予算委員会で就職支援協定を結んでいる関西の6大学に対して、さらに連携強化を進めることの重要性をこの場で質問をいたしました。先ほど紹介をいたしました神戸学院大学にこの1月に訪問をして、高知出身の学生の現状をお聞きしてまいりました。大学側は非常に協定の趣旨をよく御理解いただいて、Uターンへの取り組みも含めて対応してくれておるわけですが、過去5年間のUターンの就職率が約2割程度にしかなっていないのが現実でございまして、非常に現状の厳しさというものを実感したわけでありまして。

そこで、関西圏以外も含めまして、今後大学生のさらなるUターン就職率、これを高めるための取り組みについて商工労働部長に伺いたいと思います。

○原田商工労働部長 まず、県内企業や就職に関する関連情報を本県出身の学生が多く在籍する大学を通じまして、学生への情報提供に努めて

おるところでございます。平成27年度は現在まで延べ103大学を訪問しまして、資料等、関連情報の提供をしております。

また、先ほど答弁しました内容に含んでおりましたが、大学生の情報の提供手法として、親を通じてというものが大変有効でありますことから、保護者にも県内企業や就職に関する情報を提供し、保護者を通じて学生に伝えていく仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

来年度からは、さらに新たに県出身学生の多い関西圏で学生と本県の企業が参加する交流会やセミナーを開催しますとともに、また首都圏では企業も参加した学生向けセミナーを開催するなど、直接県外大学生に県内企業を知っていただく場をつくっていきますことや、さらに県内企業の理解を深め、就職にもつながるインターンシップの充実、また就職協定につきましても、現在の6大学に加え、本県から多くの学生が進学しております四国内の大学との協定の締結も進めていきたいというふうに考えております。

○黒岩委員 ぜひともUターンの学生の高知への就職が高まるようにしっかりとまたお願いをしたいと思っております。

そこで、Uターン就職の取り組みとともに、さらに重要なのは、県内大学の就職状況でございます。そこで、県内大学別で県内出身者の県内、県外別の就職者数はどうか、またその県外出身者で県内、県外別の就職者数はどうか、文化生活部長に伺いたいと思っております。

○岡崎文化生活部長 平成26年度卒業生の状況でお答え申し上げます。

県内出身者の就職先は、高知県立大学は県内94人、県外25人、高知工科大学は県内42人、県外46人、高知大学は県内161人、県外43人となっております。県外出身者の就職先は、高知県立大学は県内10人、県外124人、高知工科大学は県

内6人、県外244人、高知大学は県内69人、県外509人となっております。

○黒岩委員 今部長から御説明がありましたが、県内出身者で、平成26年度に限ってかもわかりませんが、高知工科大学の場合、県内就職者よりも県外就職のほうが多いということで、その割合が52.3%、県内出身の学生が県外に就職していると、こういう実態になっているわけがあります。

これはやはり高知県内にそういった職種が十分ないのか、理解をしていないのか、そのあたりどういう分析をしているのか、今後県内就職へどのように取り組まれていこうとしているのか、再度部長にお伺いしたいと思います。

○岡崎文化生活部長 工学系の学生にとりまして、やはり学んだ知識とか専門性、これを生かせる企業が県内には若干少ない。そして、求人も限られている。それと景気の回復に伴いまして、大都市を中心にやはり大手企業などの採用が増加しているというようなことが要因ではないかというふうに考えております。これについて改善をしていくためには、まずは2つありまして、大学生と県内企業をつなぐマッチングを強化していくということ、もう一点は地元企業にこういった学生の受け皿をつくるということだと考えます。

工科大では、まず企業を知るということで、長期のインターンシップを県内企業と始めておりますし、県内のIT企業の見学ツアーを6社の協力を得てやるなど、大学側としても動いております。

県としましては、こういった大学の動きに合わせて、産業振興によるイノベーションで産業を興していくとかといった形、それから県内企業に関する積極的な情報発信に引き続き取り組んでいかなければならないと、このように認識をしております。

○黒岩委員 それでは、商工労働部長に伺いますが、先ほど文化生活部長から工科大学の実態が示されましたけれども、こういったことも踏まえて県内大学生の県内就職対策についてどのような取り組みをしているのか伺いたいと思います。

○原田商工労働部長 平成27年3月に卒業し、就職した県内3大学の学生のうち、県内企業に就職した割合は約28%というふうになっております。そういった中で、県内大学生の県内就職に関する新しい動きもありまして、県内3大学とそれから高知工業高等専門学校と県が結んだまち・ひと・しごと創生高知イノベーションシステムに関する連携協定では、参加している各大学の全体での県内就職率を平成31年度において36%に上げるといった目標も掲げておるところでございます。県もその目標の達成に向け大学と県内企業とのさらなる産学官連携の促進、また大学や学生によるアイデアからの起業支援など、各大学と連携しまして、県内企業のさらなる活性化に向け積極的な取り組みを行ってまいりたいと思っております。

また、そうした中で県内企業のことをより多くの学生に知っていただき、県内の学生さんに知っていただき、就職先として関心を持っていただくことが大事でございます。そのために高知労働局と連携した就職相談会、それから県内大学の就職支援職員の皆さんと県内企業との双方の理解を深めるための情報交換会などを実施しておるところでございます。

加えて、工業会など県内業界団体が中心に実施します大学の就職支援職員との意見交換会やインターンシップの受け入れ体制の拡大などの取り組みについても、しっかりサポートしていきたいというふうに思っております。

先ほど高知工科大学の学生の県内就職のお話がありました。県内には高い技術で競争力の

ある製品を生産している企業も多くございますので、まずそういった魅力ある企業の情報を細かく学生さんにお伝えしていくということが当然重要でございますし、また県内就職につながった例として、産学官連携事業において県内企業と大学とが行っている共同研究に参加していた学生さんが県内企業に就職した事例もございません。工科大学と県内企業との間で、現在10以上の共同研究が進められておりまして、この共同研究に学生が参加し、県内企業の技術や製品等を知ることが県内企業への就職につながるということもございます。高知工科大学などの県内大学等とも協力をしながら、企業と学生の出会い、交流の機会もぜひふやしていきたいなというふうに思っております。

○黒岩委員 昨年から県内の大学生が地域の文化や営みなど生で体験をして、地域とのかかわりを重視する授業が多くなってきております。大変私は喜ばしいことと思っております。

県外から入学してきている学生が多いだけに、地域とのかかわりを重視する授業を通じて、高知県とのかかわりを深めてもらうことによって、高知に就職や定住していただくきっかけづくりとして期待をするものですが、文化生活部長の所見を伺いたいと思います。

○岡崎文化生活部長 委員お話しのように、高知県立大学では今年度から全学的に地域学、あるいは地域実習を必修化する、域学共生の取り組みをスタートさせております。高知工科大学も地元香美市を中心にさまざまな交流を行っておりまして、学生が地域に入り、住民とともに地域の課題解決や活性化に協働で取り組んでおります。また、高知大学でも本年度地域協働学部が開設され、地域をフィールドとした新たな人材育成に取り組んでおると、こういう状況でございます。

このように地域に実際に学生が入って学ぶと

いうことによりまして、地域の実態ということももちろんでございますが、人の温かさ、自然の恵みといった魅力というものを直接肌で感じることができ、それから高知や、あるいは地域への愛着が生まれ、地域と産業の担い手としてのやりがいを感じて、就職、そして定住にまでぜひつながってほしいと期待をしておるところでございます。

○黒岩委員 昨年の9月議会で地方版の政労使会議、この必要性を訴えまして、要請という形で質問をさせていただきました。その後、国から各都道府県に政労使会議を設置する旨の通達が高知県労働局になされております。

本県では、高知県働き方改革推進会議の名称で1月に第1回目の会議が開かれておるわけですが、そこで、この会議ではどのような議論が行われたのか、商工労働部長に伺います。

○原田商工労働部長 本年1月25日に高知労働局長の呼びかけで高知労働局の会議室において、高知県働き方改革推進会議が開催されました。当日は呼びかけに応じまして労働者団体、使用者団体の代表者が参加し、県からも私が参加をいたしております。

会では長時間労働等を見直し、効率的な働き方を進めるため、地域全体における機運の醸成をどうしていくか、また正社員の雇用の確保といった視点で協議が進められ、中の議論でございますが、各事業所で効率的な働き方を常に工夫し、職員が定時に帰れることを目指すべきであるといったことや、また人材不足の中、現人員で仕事をこなさざるを得ない状況から、長時間労働になっている現実があること。それから、求人する企業が賃金を含め労働条件を高めることがまずは重要であるといったような意見が出されたところでございます。

また、人材不足、雇用のミスマッチなどの現状から、労使、行政のメンバーで意見交換をす

ることに意味があるとの発言もありまして、それぞれの立場で働き方改革推進の機運の醸成に取り組むという意識が共有されたものと考えています。

○**黒岩委員** 昨年秋に公明党の青年委員会が実施をいたしました青年政治意識調査では、将来に不安を感じることはという問いに対しまして、収入が不安定という意見が最も多く挙がっております。国税庁が2014年度に民間給与実態調査を実施しておりますが、この調査で正規雇用と非正規雇用の1人当たりの平均給与を比較しますと、非正規雇用の平均給与は正規雇用の2分の1以下となっておりますということでありまして、また本県の場合、平成24年就業構造基本調査によりますと、役員を除く雇用者のうち、非正規雇用者の割合は36.8%の状況にあります。こうした中、安倍総理は多様な働き方を実現するため、働き方改革の柱として同一労働同一賃金の実現に向けた議論を加速しております。

そこで、非正規社員のさらなる待遇改善に向けた議論をこの高知県働き方改革推進会議で積極的に議論を深めていくことが重要と考えますが、商工労働部長に所見を伺います。

○**原田商工労働部長** 非正規社員の正社員転換等を加速化させていくことは当然でございますが、非正規社員のさらなる待遇改善を進めていくことが重要であると考えております。

改革推進会議の開催、また協議内容につきましては、今後高知労働局のほうで検討されるものと聞いております。そういった議論についても、関係者間で話されて協議されていくよう、労働局にも申し入れをしてまいりたいと思っております。

○**黒岩委員** 今議会の一般質問で第2期産業振興計画がスタートしました平成24年度以降の企業立地の説明がありまして、約1,300名の新規雇用

が見込まれるとの答弁がありました。県内企業の設備の拡大とともに、この企業立地の推進というのは重要な雇用拡大の柱の一つであります。

そこで、これまでも企業立地セミナーの開催や県外企業へのダイレクトメールの送付を行ってきておりますが、企業側の感触や対応はどうか、商工労働部長に伺います。

○**原田商工労働部長** 本年度、企業立地セミナーは大阪市と名古屋市で開催しております。製造業のほか、IT関連企業や事務系企業など、幅広い分野から合わせて163社に参加していただいております。セミナーでは、知事みずから本県の魅力、それから企業立地施策の紹介、とりわけ本年度は農業を初め、本県の強みであります第1次産業分野への企業の参入促進の支援策についてPRをしたところでございます。

参加者からは、県を挙げた企業誘致の熱意が強く感じられるということ、それからアンケートの中では、増設を検討しており説明された支援策に大きな魅力を感じた、それから、現時点では進出の予定はないが高知の農業参入への情報収集を続けていきたい、それから、支援策はとてよいけれども高知は物流コストや時間がかかるといったようなお声をいただいております。参加企業の皆様に本県の立地環境に関心を持っていただいたものではないかというふうに思っております。

また、県外企業に対し直接本県の魅力や支援策などのPRを行うダイレクトメールにつきましては、本年度は近年の業績が好調で投資の可能性のある2,500社に送付し、そのうち182社から、本県の立地環境が知りたいといった回答をいただきました。セミナーやダイレクトメールを通して、本県への企業立地の可能性がある企業には、県外事務所と一緒になりまして、精力的に企業訪問を行っているところです。

関心を持っていただいた企業を継続的に訪問

しまして、企業ニーズに寄り添った提案を行うなど関係を深めることで、本県への企業立地につなげてまいりたいというふうに考えております。

○黒岩委員 次に、移住の促進について伺いたいと思います。

第3期の産業振興計画の目標であります4年後の社会増減の均衡を目指し、移住促進の取り組みにおきまして、平成31年度に1,000組という目標案が示され、その達成に向け施策のバージョンアップが図られることとなっております。

そこで、いわゆる高知ファンや潜在的な移住関心層への取り組みといたしまして、この示されておりますステップ1と2では、高知家プロモーションの拡充が予定をされておりますが、これまでの高知家プロモーションと移住促進策との連携による取り組みと今後の対応につきまして、産業振興推進部長に伺いたいと思います。

○中澤産業振興推進部長 高知家プロモーションでは、当初から「高知県は、ひとつの大家族やき。」ですとか「みんなあも、高知家の家族にならん？」といったようなキャッチフレーズで移住を大変大きく意識して取り組みを進めてまいったところでございます。

移住のポータルサイトについても、「高知家で暮らす。」ということでタイトルを合わせた上で、高知家の特設サイトから導入を促すといったような試み、そしてまた県外であります移住のフェアに関しましても、これは市町村のブースも含めて高知家を意識したつくりということで、全て高知家に統一をしてプロモーションにあわせて移住の取り組みを進めてきたということでございます。

高知家プロモーションそのものにつきまして、本年度は高知家オールスターズということで展開をしておりますけれども、高知に移住を

された方がスターとして登録をいただいて、みずからビデオに登場いただいて、それで本県の生活の魅力といったようなことをアピールしていただいているということがございます。

そしてまた、来年度は高知家プロモーションのほうでマスメディアを有効に活用して、私どもは届けたい情報を適切な時期に放送していただける、そういったようなことが可能になります。ペイドパブリシティということも実施を予定しておりますので、そういったマスメディアを通じた告知と移住相談会、あるいは体験ツアーなどの開催時期、これをしっかり連動させて緊密な連携を図っていききたいと、そのように考えております。

○黒岩委員 先ほど示されました今年度の「高知家で暮らす。」、このホームページのアクセス数が1月末現在で26万461件というふうに伺っておりますが、これはどういう人からアクセスされたのか、またそれに対してどのように分析をしているのか、産業振興推進部長に伺いたいと思います。

○中澤産業振興推進部長 このアクセス数の内容について、これは昨年11月末現在での分析ということになりますけれども、まずホームページに県外のどこからアクセスをいただいているかということですが、多い順番に大阪、東京、神奈川の順というふうになっております。関西、関東からのアクセスを多くいただいているということになります。

アクセスしていただいている方の属性が、これはなかなかネット上では分析ができるデータはないわけですが、全体の半分ぐらいが、いわゆる検索サイトを通じて私どものホームページに来ていただいております。その検索サイトの中で可能な限り分析できるデータで見ますと、いわゆる検索のキーワードを見ますと、高知と移住というのを結びつけて検索をし

ているという方が多いということがわかっております。そして一方で、検索ワードですが、地域おこし協力隊であるとか、サーフィンであるとか、そういった高知、あるいは移住を必ずしも前提としないようなキーワードでアクセスをしておられる方も相当数いるというようなことがわかっております。

○黒岩委員 さらに、ステップ3では、移住相談者が増加しておるわけですが、年齢層や相談内容はどのように分析するのか、産業振興推進部長に伺います。

○中澤産業振興推進部長 昨年度、県の移住相談窓口で相談のあった方について見てみますと、最も多いのは30代でございまして、その次に40代、20代と続いております。20代から40代までの合計で全体の4分の3以上を占めているといった状況でございます。

また、相談の内容として最も多いのは仕事に関すること、これが約3割ございまして、その次が生活環境、そして住居に関すること、こういった順になっております。

○黒岩委員 さらに、新しい取り組みといたしまして、都市部の人材と地域が求める人材ニーズをつなぐ仕掛けとなる移住体験ツアーの実施が計画をされておるわけですが、どのような事業展開を考えているのか、産業振興推進部長に伺います。

○中澤産業振興推進部長 お話の移住体験ツアーとしては、これまで高知への移住を真剣に考えている方、この方向けに高知暮らし体感ツアーということで行ってまいりました。来年度は移住まで少しまだ間があるといえますか、少し手前の段階にいらっしゃる方までを対象に広げまして、実際に現地を見て知ってもらうことで高知でのやりがいを見つけていただける、あるいは地域の一員として何らかの活躍ができる、そういったことを感じていただけるようなツアー

を数多く実施していきたいというふうに考えています。

具体的には、まずツアーを実施する一、二カ月前に都市部でセミナーを開催しまして、本県で働くことの魅力でありますとか、支援策、こういったものをお伝えして、その上で御本人のヒアリングを通じまして就職企業、あるいは地域おこし、農林水産業といったような分野別に参加者の意向に応じたツアー、それに誘導してまいるということを手前に行いたいと思います。

そして、実際ツアーに参加をしていただいて、最後には参加者に次の行動、移住に向けた次の行動を促していくためのガイダンスというようなものを実施しまして、具体的に高知県側にございます求人、あるいは人材ニーズの紹介、就業に向けた1次産業などの研修制度、こういったようなものを御案内することで各分野のマッチング支援の取り組み、次の段階ですね、これに向かっただけのように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さらに、こうしたツアーの様子を雑誌記者というのも一緒にこのツアーに招聘をしまして、その次の雑誌で記事広告を発信していく、そういったことにもつなげてまいりたいと思っております。

○黒岩委員 この高知暮らしフェアを年2回、東京と大阪で開催をしておるわけですが、開催概要や参加者の年齢についてどういうふうに分析しているか、産業振興推進部長に伺います。

○中澤産業振興推進部長 高知暮らしフェアは例年6月と12月に東京、大阪でそれぞれ開催をしております。年4回ということになります。フェアの内容としては、県の移住・交流コンシェルジュや県内の市町村、そして人材を求める各分野の相談ブースを設けますほか、先輩移住者によるセミナーなどをその会場でもって、そういった内容で実施をさせていただいております。

昨年12月のフェアでは、県内の企業20社が参加をしまして、合同企業就職相談会、これと同時に開催をするという取り組みをいたしました。この結果、大きな集客がございまして、前年の約1.5倍、583組の方に参加をいただいております。

お越しいただいた来場者アンケートによりまして、年齢層としては20代が最も多くて37%、次に30代が26%、40代が17%、こういった順番になっております。

○黒岩委員 さらに、ステップ4では、これまで市町村や民間の移住支援団体との連携によりまして、移住者の受け入れ体制の整備を進めてきておりますが、成果をどのように検証し、課題は何か、産業振興推進部長に伺います。

○中澤産業振興推進部長 まず、移住者の受け入れ体制について申し上げますと、来年度は全ての市町村で移住専門相談員、これが配置される見込みとなるなど、窓口の充実が図られつつあります。このことが最近の相談件数実績が順調に推移していると、こういうことにもつながっている要因ではないかというふうに思います。

今後、各市町村の受け入れ窓口のやはり担当者のスキルアップ、窓口で相談に来られた方をしっかり移住につなげていくといったようなスキルアップが必要になってくるというふうに考えられますので、来年度から県の移住・交流コンシェルジュのスキルアップ研修、これは従来から実施しておりますけれども、これに市町村の相談員さんも一緒に参加できるように、そういった機会を設けたいというふうに思っております。

また、市町村のほうで来年度から職業紹介が可能になるというような動きがありますので、こういったことも有効に活用できるように促していきたいというふうに思っております。

一方、民間との連携という点で申し上げます

と、県内の移住支援を行う5つの団体による民間の支援組織、高知家移住促進プロジェクトが昨年立ち上がりまして、その移住相談員向けの相談マニュアルですとか、空き家の活用マニュアルの作成、あるいは各地域での移住に関する課題解決に向けたワークショップを開催するといったような活動に取り組まれておりまして、県もこういったプロジェクトの活動を積極的に支援をしているところでございますけれども、この民間の支援組織の活動というのは、組織のそれぞれの構成員が存在する地域の移住実績にも反映されているように見受けられますし、ほかの団体、こういった組織がないほかの地域においても、この活動は大いに参考になるものだというふうに思いますので、今後こうした民間レベルの取り組みが県下全域に広がっていくように、参加団体の拡大に向けた取り組みというのも、私どもも支援してまいりたいと思っております。

○黒岩委員 このステップ5では、地域移住サポーターの配置や移住者交流会の開催など、移住後のフォローアップを実施しておるわけですが、高知に安心して住み続けてもらうために具体的に今後どのように進めていくのか、産業振興推進部長に伺います。

○中澤産業振興推進部長 移住された方が地域にしっかりとなじんでいただいて、住み続けていただくというためには、お話にもございましたけれども、地域の方々に温かく受け入れていただくということが重要だろうというふうに思います。

そのためにこれまでも移住希望者の身近な相談役となつていただく地域移住サポーター、これの配置を進めてまいりましたけれども、ことしの2月末現在では、16市町村、77名の方に就任をいただいております。今後とも市町村を通じてサポーターの確保に努めますとともに、そ

のサポーターと民間の先ほど申しあげました移住支援団体、あるいは地域の代表者、民生委員の方々などを中心に移住者を温かく迎え入れていただける機運といますか、土壌、こういったものをつくっていただくように機会を捉えてお願いをしてみたいというふうに思っております。

また、既に移住されている方などが新たに地域で移住者の受け入れのための団体を立ち上げるといったような動きも徐々にあらわれてきておりますので、こうした動きと先ほど申しあげました高知家移住促進プロジェクト、民間の組織、これを結びつけて市町村の協力もいただきながら、移住支援ネットワークを県内に広げますことで、移住者が地域で住み続けて、地域の担い手、産業の担い手として活躍していただけるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○黒岩委員 次に、介護ロボットの活用につきまして伺いたいと思います。

28年度予算案に介護ロボット普及推進事業が組み込まれております。これは昨年9月議会で介護職員の肉体的な疲労の軽減は喫緊の課題として質問をいたしました。スピード感を持って予算計上していただいたことに感謝をいたしたいと思います。

そこで、今後の事業展開のスケジュールはどうか、地域福祉部長に伺います。

○井奥地域福祉部長 介護ロボット普及推進事業につきましては、事業者となる福祉・介護の関係団体が年度当初に機器の紹介や事業説明会を開催した後、貸与を希望する施設を県下の4エリアを中心に募りまして、6月ごろから1カ月ないし2カ月程度のサイクルで介護ロボットの貸し出しを行っていく予定といたしております。その際には、介護ロボットの普及に向けた課題の抽出とか、職場環境の改善効果などについて

も一定検証などを行う予定といたしております。

本事業の事業効果を高めるためには、今後の導入に向けての施設の意向確認や普及に当たっての課題などを速やかに把握する必要がありますので、介護ロボットの貸し出し時期をできるだけ早めまして、より多くの施設の皆様の利活用に向け、スケジュールの詳細について早急に補助事業者との協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○黒岩委員 今回、各施設に貸し出すレンタル用のロボットは2台となっておりますが、現場での効果やニーズがあれば、今後ふやす考えはあるのか、対応を地域福祉部長に伺います。

○井奥地域福祉部長 本事業が目的とします身体的負担の軽減を初めとします職場環境の改善に向け、介護ロボットの利活用の促進を図るといった面からは事業の早期着手により2台のロボットを効率的に回すことで対応を考えておりますが、貸与を希望する施設側のニーズの状況なども踏まえまして、必要な場合には台数の追加を検討してみたいと、そのように考えております。

なお、本事業につきまして、導入、活用に前向きな施設に対しましては、本事業によるレンタルを継続するのではなく、順次介護ロボットの導入を図っていただきたいと、そのように考えております。その際には、国の補正予算に計上されました介護ロボット等導入支援特別事業、こちらのほうの積極的な活用を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○黒岩委員 次に、脳脊髄液減少症対策について伺います。

厚生労働大臣の諮問機関であります中央社会保険医療協議会が本年度、改正案を厚生労働大臣に答申をしております。その中で、この脳脊髄液減少症に有効なブラッドパッチ療法が盛り込まれまして、この4月から保険適用されるこ

とが決まりました。そこで、こういった保険適用によりまして患者の経済的負担が軽減されることが期待されるわけではありますが、そういった状況の中で現在の相談件数とか実態はどうか、健康政策部長に伺います。

○山本健康政策部長 これまでの相談件数ですが、福祉保健所で18件、健康対策課で14件の計32件となっています。相談内容の大半は脳脊髄液減少症の診断や治療ができる医療機関に関する問い合わせということになっております。

○黒岩委員 そこで、本県の場合、現在公表されている診療医療機関が高知大学医学部の附属病院しかありません。今後、適切な治療を行う医療機関を県下のふやす必要があると考えますが、健康政策部長に伺います。

○山本健康政策部長 県内の専門家にお聞きしますと、ブラッドパッチ療法を実施するためには、脳脊髄液の漏出場所の確定が必要になりますが、その診断には高度な技術を要するとのことでした。そのため、専門医療機関による正確な診断の後、地域の医療機関でブラッドパッチ療法を実施できる体制づくりが必要と考えておりますので、県内で先進的に取り組まれてきました高知大学医学部附属病院を中心とした連携体制を構築できるよう専門学会や県医師会などに協力要請をしていきたいと考えております。

○黒岩委員 ぜひとも医師会とも連携をとっていただいて、お医者さんの認識を高めていただくということが大事だと思いますので、ぜひとも適切な対応をお願いしたいと思います。

それでは、時間が来ましたので、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○明神副委員長 以上をもって、黒岩委員の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩をいたします。

午後2時35分休憩



午後3時再開

○桑名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

久保委員の持ち時間は60分です。御協力をよろしく願います。

○久保委員 私、高知市選出、自民党会派の久保博道でございます。昨年4月の選挙の前後を通して、さまざまなお仕事をされる方、そしてあらゆる世代の方、男性、女性、多くの方にお会いをさせていただいて、県政、行政に対して御要望、苦情、さまざまなことをお聞きさせていただきました。その中で、自分自身が勉強させていただいて調べさせていただいて、これは県議会の場で御質問をさせていただく、そういうものを大きく3項目に分けて選びまして、本日ここで御質問をさせていただきます。

まず1つ目は、女性の仕事と子育ての両立についてでございます。

特に共働きが多く、働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を考えたとき、安心して子育てができる環境の実現が求められます。このことは本県の喫緊の課題であります少子化対策の重要なテーマの一つにもなると思います。全国より10年先行して高齢化が進む本県においては、将来にわたり社会の活力を維持するためには、女性の誰もが希望の時期に結婚・妊娠をして、そして希望する人数の赤ちゃんを産み、働く意思のある女性は働きながら安心して子育てをすることが求められます。また、一旦子育て等に専念するためにお仕事から離れて家庭に入り、その後再び働く意欲のある女性に対しては、就労に向けての支援を丁寧に行うことも必要だ

と思います。

そこでまず、知事にお聞きをさせてもらいます。高知におきましても、今後働く女性がますます多くなることが予想されます。そうなればなるほど、お母さんの頑張りだけに任せるのではなく、家庭と地域と職場という社会全体の中で子育てをするお母さんを応援することが求められると思いますが、再就職に向けての就労支援も含めまして本県の取り組みについて知事にお聞きします。

○尾崎知事 女性の就労支援というのは、県の活力の再生のためにも、そして少子化対策のためにも、何よりも女性の方御自身そのもののお幸せのためにも、非常に重要なことだと考えております。特に本県の場合は、いわゆる共働き世帯が多いという状況にもあるわけでありまして、なお一層その重要性というのは高いのだと、そのように考えております。

そういう中におきまして、平成27年度までの間において、特に再就職支援ということに力を入れて、高知家の女性しごと応援室というものを開設させていただきながら、さまざまな再就職の相談に応じさせていただいたりとか、そういう取り組みをしたわけでありまして。

28年度からさらにもう一つ、子育てしながら働くことができる環境をもう一段整えていくという取り組みを進めていきたいと考えておりまして、その中でファミリー・サポート・センター、この普及促進というのを徹底して図っていききたいと、そのように考えております。ファミリー・サポート・センターについては、国の事業にのるためには、いろんな会員の数を50名以上集めないといけないということが要件になっておりまして、これが非常に大変な高いハードルになっておったわけでありまして。けれども、今度は高知版のファミリー・サポート・センターということで、会員数が50名未満であっても県単で応

援させていただくと、そういう制度を設けさせていただくことによって、このファミリー・サポート・センター事業というのをさらに普及できるようにできればなと思います。

職を御紹介させていただくということ、そしてその後、子育てしながら働きやすい環境をさらに整えていくということ、いろいろやるべきことはありますでしょうけれども、特にこの2点については重点的に取り組んでいきたいと、そのように思います。

○久保委員 高知に住んでいる女性にとりまして、ただいまの知事の御答弁、大変心強く感じたというふうに思います。

働く女性を応援する取り組みのうち、私は地域での子育ての取り組み、このことが大変大切だと思っています。このことにつきまして、教育長と文化部長に順次掘り下げてお聞きをさせていただきたいと思います。地域での子育ての支援には、どのようなことがあるかといいますと、例えば延長保育、そしてまた一時預かり、病児保育、先ほど知事がおっしゃいましたファミリー・サポート・センター等幾つかあります。本日はこのうち、特に病児保育とファミリー・サポート・センターについてお聞きをさせていただきたいと思います。

お仕事をしているお母さん方とお話をさせていただいたときに最も出てくる御要望といたしますが、子供さんが風邪などで急に熱を出したときに安心して預けられるところが不足している、またはなくて困っているというふうなことをお聞きします。もちろん、お母さん方も本当は御自身で我が子をきちっと看病したいという気持ちはやまやまなんですけれども、お仕事の事情もありまして、朝のぎりぎりまで例えば子供さんの熱の状態とか御自分の仕事のことで、休もうかどうしようかと悩まれる場合が多いわけでございます。

また、おじいちゃんとかおばあちゃんと同居していたり、近くに住んでいる場合は助けてもらうことができますが、現在は核家族化が進み、祖父母との同居はだんだんと少なくなってきております。さらに、定年延長などで祖父母も元気な限りは働き続ける時代になっております。高知のような共働きが特に多く、その上で身近に預かってくれる人がいない場合は、夫婦で悩んだ末に最終的にどちらかが休まざるを得ないというのが現状であり、そんなときに先ほど申しましたような病児保育の施設が求められます。

また、次のようなこともお母さん方にお聞きしました。お母さん方が出産をして少し落ちついて再び仕事を始めようと思ひ、就職の面接を受けるとき、ほとんど必ずといいいほど言われる言葉が、小さなお子さんはいますか、風邪などで病気の場合は見てくれる人がちゃんといますかというようなことです。見てくれる人がいない場合は、このことだけが理由ではないとは思いますが、残念ながら採用に至らないことが多くて、不採用が続けば、子供を持つことがそんなに悪いことだろうかとお母さん方も多くとお聞きをしております。

また、運よく採用になった後も、子供さんが病気のとときにどうしても夫婦ともに仕事を休むことができずに、まだ幼い子供さんを寝かせたままで枕元に食事と電話を置いて家を出て、仕事をしながらも気が気でなかったとおっしゃるお母さんもいます。そして、ここに来て国のほうでも、働く女性の増加などで今後は病児保育の施設が著しく不足することを予想して、これらの充実に向けて本格的に乗り出すこととしております。

そこで、一般質問で浜田豪太県議もこの病児保育事業について質問をしたところでございますけれども、まず病児保育事業の種別にはどのようなものがあるのか、教育長にお伺いをしま

す。

○田村教育長 病児保育事業の種別といたしましては、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、訪問型の4類型でございます。

まず、病児対応型は、当面の症状の急変が認められないが、病気の回復期には至っていないことから、集団保育が困難な子供を保育する、そういったものでございます。それから病後児対応型は、病気が回復期であるものの、集団保育が困難な子供を保育するものでございます。それから体調不良児対応型は、保育所に通所し、保育中に微熱が出るなどの体調不良となった子供を保護者が迎えに来るまでの間、保育所等において預かり、保健的な対応を行うものでございます。最後に訪問型は、回復期に至らない場合や回復期である場合、いずれにいたしましても集団保育が困難な期間に子供の自宅において一時的に保育をするもの、以上となっております。

○久保委員 どうもありがとうございます。

そうしましたら、このような病児保育事業の県内での実施状況につきまして、高知市と高知市以外に分けて御説明をお願いします。

○田村教育長 実施状況でございますけれども、高知市では病児対応型が4施設、定員21人で実施されております。高知市以外では、病児対応型が1施設、定員6人、病後児対応型が3施設で定員9人、体調不良児対応型が7施設——この場合定員の設定はございません——で実施をされております。訪問型は県内で行われてはおりません。

○久保委員 ありがとうございます。

そうしましたら、病児保育事業の利用実績について、先ほどと同じように高知市と高知市以外に分けてよろしくをお願いします。

○田村教育長 利用実績でございますけれども、高知市は、病児対応型で平成26年度の延べ利用

人数の実績は1,933人日、本年度の見込みは前年並みということでございます。高知市以外では、病児対応型は、平成26年度延べ利用人数の実績が830人日、本年度の見込みは821人日でございます。病後児対応型では、平成26年度の延べ利用人数の実績は78人日、本年度の見込みは83人日となっております。体調不良児対応型につきましては、定員の設定がないために実績の集計はございません。

○久保委員 どうもありがとうございます。ただいまお聞きしましたように、現状では病児・病後児対応型、いわゆる施設型と言われる、病院とか保育所の施設で病気の子供さんを預かるもんなんですけれども、県内には8施設、定員は最大で36人。この最大というのが一つのポイントなんですけれども、最大で36人、そのうち高知市内は4施設で定員は最大で21人となっております。インフルエンザですとか、はしか、また水ぼうそう等の感染の種類によっては、残念ながら1部屋に1人のお子さんしか預かることができないということになりますんで、そのような場合は最大と言いながらも、実際の定員は随分と少なくなるわけでございます。

次に、体調不良児対応型、これは看護師さんが保育所等に常駐しておって、保護者さんが迎えに来るまでそこで見るというふうなものなんですけれども、県内では7施設、高知市には残念ながらありません。また、最後に訪問型、これは研修を受けた看護師さんや保育士さん等が病気の子供さんのお宅にお伺いをして見るというふうなもので、まだ県内にはないというふうなことでございます。

実は、最初の端の病児対応型、いわゆる施設型の4施設の中に、私が住んでいます高知市春野町にあります保育所が含まれておりまして、連携をしていますクリニック等もあわせまして、先日、私お伺いをして詳しくお医者さん、そし

て看護師さん、保育士さん等とお話をして、随分といろんな話をお聞かせいただきました。また、私がこれまでにいろんなお母さん方と話をする中で、ほとんどの方が言われますことは、病児保育は本当にありがたい、助かったというふうなことでございます。ただ、施設の数が不足しており、予約しようと思っても満員で予約できずに、せっかくお医者さんから病児保育についても大丈夫ですよという承認の診断書をいただいております、実際はキャンセルが出るのを待っておって、キャンセルは出ないままに御自分が仕事を休まれて見たことも多かったというふうにお聞きしています。そしてまた、もう一つ、このような病児保育の施設等の存在自体を知らない多くのお母さん方もおいでになるというふうなお話もお聞かせ願いました。

そこで、教育長にお伺いをしますけれども、働きながら子育てをする女性がこれまで以上にふえることが予想されます。それに伴いこれらの病児保育事業のニーズは一層高くなると思えますけれども、このことについての御所見をお伺いします。

○田村教育長 おっしゃるように、働きながら子育てをする家庭にとって、子供が病気になったときでも安心して預けることができる病児保育事業というのは、利用希望者が大変多いということで、今後女性がますます活躍する社会においてニーズはますますふえるということだと思っています。

○久保委員 どうもありがとうございます。

ただ一方では、これらの病児保育事業、今教育長もおっしゃいましたように、ニーズがますます高くなっていくというふうなことは承知をしていますが、実際に運営につきましては厳しいということから、病院ですとか保育所が新たな参入に二の足を踏んでおるということもお聞きをしておりますけれども、このことにつき

まして教育長いかがでしょうか。

○田村教育長 病児保育事業に参入が進まない原因といたしまして、主に3つの理由があるというふうに考えております。

1点目は、感染症等の流行時期には利用者が集中するものの、そのほかの時期には少なく、その利用者数の変動が大きいために安定的な経営が難しいということ。それから2点目といたしましては、職員の配置について看護師や保育士が必要であるものの、なかなかそういった人材確保が難しいということ。3点目といたしまして、連携が必要な小児科医等の医師が不足をしているといったことなどが挙げられます。特に小児科医等の医師の不足というのが最大のネックというふうに認識をしております。

○久保委員 どうもありがとうございます。確かに運営だけではなくて、今教育長がおっしゃいましたように、看護師さんですとか、保育士さん、そしてまたお医者さん等の人手不足というふうなことも関係をしていると思います。

そしてもう一つ、忘れてはいけないことは、先ほどのお母さん方の声にもありましたように、この施設の存在自体をまだ知らない方が多くいらっしゃるということでございます。もちろん、この事業の実施主体は市町村ですとか、市町村が委託した病院、また保育所等ですが、もっと仕組み自体を広く周知する必要があるかと思っておりますけれども、教育長、御所見をお願いします。

○田村教育長 病児保育事業の保護者への周知に関しましては、ニーズに対しまして事業を実施している事業所は少ないということもあって、これまで十分な周知ができていないという状況にありますけれども、当然周知をしていくことは必要だというふうに思っております。

今後は、病児保育事業の内容ですとか、事業所の案内を市町村の広報紙ですとか、あるいはは

保育所等から出される保護者向けのお便りなどを活用して周知をしていくように、市町村や保育所等に働きかけをしていきたいというふうに思います。

○久保委員 どうもありがとうございます。

そのように、周知をすればするほど、PRをすればするほど、これらの事業のニーズが高まりまして、一層不足してくると思います。今後の病児保育事業の計画をどのように考えているのか、先ほどの運営の厳しさだけではなくて、人手不足ということもあろうかと思っておりますけれども、その対応策を教育長よろしく願います。

○田村教育長 今後の設置予定でございますけれども、平成28年4月から2町村で事業開始の予定があります。高知市では、31年度までに1カ所の開始の予定ということでございます。ただ、市町村の計画では、平成27年度の希望者数は県全体で1万2,022人日ということでございますけれども、受け入れ可能数が4,819人日ということで、大きく不足をしている状況でございます。

そういったことから、今後は利用者が少ないなどの理由により、単独での実施が難しい事業所や地域につきましては、複数市町村での広域的な事業実施に向けた調整を行うことなども検討いたしまして、病児保育事業の拡大に向けて積極的に市町村に働きかけをしていきたいというふうに思います。

また、市町村と連携いたしまして、医師会等に対しまして組織的な対応についても協力をお願いして、病児保育事業の拡充を進めていきたいというふうに思っております。

○久保委員 どうも御丁寧にありがとうございます。需要に対して供給が随分と少ないというふうなこと、一方では単独の市町村だけではなくて、広域で今後は仕組みをつくっていかうというふうな前向きな御答弁、本当にありがとうございます。

ございます。

そして、運営が厳しいというふうなことににつきましては、当然季節によって増減があるという事は承知してはいますが、例えばその場合でも看護師さん、そして保育士さんが、その病児保育のお仕事しながら、また他の用務も扱えるというふうなことにすれば、少し緩和できるんじゃないかなというふうに思います。

また一方では、看護師さん、そして保育士さんの不足というふうなことにつきましても、御努力をしていただきたい。そして、お医者さん等につきましては、ぜひ市町村と一緒に地域医療機関、先ほど教育長がおっしゃいましたように、そういうようなことを進めていただきたいと思います。また、看護師さんも先ほどの看護協会等についてよろしくお願いをしたいというふうに思います。といいますのも、政府もこれについて随分力を入れていくというふうなことでございますので、ニーズがありますので、ぜひお願いをしたいと思いません。

また、先ほどお話があって、残念ながらまだ県内にはないという訪問型なんですけれども、実は先日、私は訪問型の講演に行きまして、詳しくお話をしてきました。そういうふうな中で、県内でもこの訪問型について進めていこうというふうな方もいらっしゃる動きが出てきております。ぜひ訪問型の動きを今後見守っていただきながら、県のほうでもまた支援をお願いしたいと思います。といいますのも、私はお母さん方にとって選択肢がふえるということが大変この病児保育の場合は重要だと思っておりますので、よろしくお願いをします。

次に、少し視点を変えまして、先ほど知事のほうからもお話がありましたファミリー・サポート・センターについて文化生活部長に御質問をさせていただきます。

このファミリー・サポート・センターにつきましては、先ほど質問をさせていただきました病児保育とも大いに関係をしております。子育て支援という目的は同じであり、お母さん方にお聞きをしても、子供さんが病気のときは病児保育が必要であり、子供さんが健康であっても、保育園や習い事教室への送り迎えとか、保育園から帰宅後の一時預かり、また放課後の児童クラブ終了後の一時預かり等、子育てを地域全体で相互援助するファミリー・サポート・センターなどの仕組みが必要であるとおっしゃっています。そして、いろいろとお母さん方からお聞きする中で、先ほどの病児保育のときと同じですが、なかなかファミリー・サポート・センターも利用したいときに利用することができないということをお聞きします。また、利用することができたとしても、長時間となると料金の負担が大きいことから料金の軽減を願うお声もお聞きをしております。

そこでまず、ファミリー・サポート・センターの県内の現状と課題について文化生活部長にお伺いします。

○岡崎文化生活部長 県内の設置状況でございますが、高知市は平成16年7月から、佐川町は本年2月からと、県内では2市町にとどまっております。平成26年度の高知市の会員数は、支援を提供する提供会員が498人、支援を依頼する依頼会員が861人。佐川町の会員数は、先月末現在で提供会員が32人、依頼会員が20人となっております。

このようにセンターの設置が県内2市町にとどまっているということが課題であるというふうに考えておまして、その要因といたしましては、知事からもお答えいたしました、国の補助要件のハードルが高いということ、そしてこの制度自体が十分に知られていないため、事業のニーズが顕在化していないことなどから、

市町村においてなかなか実施に踏み切れないと、そういった状況があるのではないかと考えております。

○久保委員 どうもありがとうございます。ただいま県内のセンターの設置状況と課題についてお聞きをさせていただきました。

最初に、文化生活部長のほうからお話がありましたように、特に高知市のセンターでは、子供の支援を提供する会員さんが依頼する会員さんに比べて随分と不足をしているというふうなことでございます。この事業においてはその両者のバランスがまずは重要だと思いますけれども、バランスの是正の対策をどのように考えておられるのか、文化生活部長にお聞きをさせていただきます。

○岡崎文化生活部長 バランスというのは、非常に重要でございますので、まずは不足している提供会員を確保していかなければいけないと考えております。この会員になっていただくためには、市町村が実施する研修を受けていただく必要がございますが、こうした研修を県でも独自に開催いたしまして、受講の機会をふやした上で、保育士のOBの方、あるいは高齢者のグループの方、女性団体などを中心に広く受講を呼びかけていきたいと思っております。

また、提供会員の登録が進まない背景には、やはりよそ様の子供を預かるといったことへの漠然とした不安感があるのではないかなと考えております。このため、経験のある保育士のOBの方への声かけといったことも効果的だと思いますし、何よりも研修におきましては、子供を預かるといったことの心構え、必要な知識、そういったことを学んでいただくほか、実際に活動されている方の声、あるいは預かり中のけがなどに備えました保険の制度もしっかり紹介するリーフレットを作成しまして、このセンターを幅広く周知していきたいと考えております。

○久保委員 どうもありがとうございます。

高知市以外では、先ほどお話がありましたように、佐川町でことしの2月からスタートをしているとのこと。これまで、ニーズがあるにもかかわらず、県内で2カ所の開設にとどまっていたのは、先ほど知事からも、そして文化生活部長からもお話がありましたように、人数が少なくて国の補助要件に満たなかったためであり、そのため来年度からは少人数の取り組みを、県版ファミリー・サポート・センターとして県独自で支援していくということをお聞きしました。

このことにつきましては、私、大変高く評価したいと思います。ただ、全国的に見た場合に、既にほとんどの都道府県では2桁以上のセンターを開設していますので、いろいろ課題はあるとは思いますが、どうかこの県版ファミリー・サポート・センターにつきまして頑張ってくださいと思います。

そして、もう一つ忘れてはいけないことは、先ほど病児保育でも同じことを言いましたが、このファミリー・サポート・センターの存在自体を知らない方が多くいらっしゃるということです。このことにつきましては、先ほど文化生活部長のほうからも周知をするというふうなことです。どうかよろしく願いをしたいと思っております。

そして、周知をすればするほどニーズも高まり、このセンターの必要性が高くなってくると思います。今後は、平成31年度までに高知市周辺部及び東西の市部を中心に県内全体で開設を目指すということですが、もう少し具体的に目標とする設置数も含めた計画をお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、文化生活部長にお伺いします。

○岡崎文化生活部長 まず、保育所の送り迎えの手助け、あるいは一時的な預け先が欲しいといっ

たニーズが多く見込まれる地域から設置をしていきたい。具体的に言いますと、そういった子育て世帯が多い香南市など県中央部と、東西の市を中心に働きかけていきたいと思えます。

また、働く女性への支援も喫緊の課題でございます。平成31年度末までに少なくとも、全ての市を含めまして13カ所以上での開設を目指して取り組んでいきたいと考えております。

○久保委員 どうもありがとうございます。数字が出てまいりまして、すごくよかったなというふうに思うところでございます。

最後に少し新たな視点なんですけれども、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりについて文化生活部長にお聞きをさせていただきたいと思えます。御承知のとおり、他県においては実は平成21年度からこのファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりがスタートしており、その後年々ふえ続けて、平成26年度には全国で135カ所のセンターで実施をされております。これは全体のセンター数の約2割に相当します。共働きの多い高知市においても、かつてはファミリー・サポート・センターで病児・病後児預かりをしてほしいというお話もあったとのことですが、残念ながらまだ実現をしていません。

そこで、ファミリー・サポート・センターで病児・病後児預かりを行う場合とそれ以外の通常預かりの場合の子育て支援研修等の相違点、また病児・病後児預かりを行う課題はどのようなことがあるのか、文化生活部長にお聞きをします。

○岡崎文化生活部長 研修につきまして、国の基準では、通常預かりは、市町村判断でその内容を少し簡素化した研修の受講をして、提供会員として活動ができると、このようになっておりますけれども、病児・病後児預かりを行う場合は、24時間以上の研修を修了するということが

要件になっております。

また、加えまして、預かっているお子さんの病状の急変、あるいは緊急時などに対応できるよう、医療機関との連携体制をしっかり構築するという、夜間においても常時提供会員とセンターが連絡をとり合える体制を確保することなどが必要とされております。

また、こうした国の基準といったものを満たすことに加えて、先ほど申しましたように、病気のお子さんを預かるということに不安を感じる方が少なからずいらっしゃるのではないかとということもありまして、市町村のほうではなかなか実施に踏み切れない、そういった要因になっているのではないかと考えます。

○久保委員 どうもありがとうございます。先ほどお聞きしましたら、研修につきましては24時間というふうなことで、そこはクリアできるんじゃないかなと思えますけれども、部長が今おっしゃいましたように、やはり病気の子供さんを預かるというふうな心理的なハードルというのは、確かにあるとは思えます。

ただ、私は先ほど申しましたように、訪問型なんですけれども、この前講演をお伺いしまして、そのときにNPO法人の方が言われていました。例えば、看護師のOBさんですとか、保育士のOBさんなんかで子供、孫も見て、何か地域のためにお役に立ちたいという方に、結構思った以上にお手伝いを提供する会員さんになっていただけるというふうなことを随分強く言われていましたので、今回につきましても、そのところを頑張ってやっていただきたいと思います。

もちろん、ファミリー・サポート・センターの実施主体といいますのは市町村ですので、県はその支援ですとか調整をする役割なわけですが、このファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりにつきまして具体的に、例

えば高知市のほうでは、さまざまな課題はあるが、現在実施体制についての検討を進めているというふうにお聞きをしています。

そこで、県も必要とあれば御支援をして、ファミリー・サポート・センターにおいて病児・病後児預かりを実施できないでしょうか。このことがもし実現できれば、お母さん方の子育て支援の中で最もニーズのある一つであります病児・病後児預かりが飛躍的に充実をするんじゃないかと思えますけれども、文化生活部長にお伺いをします。

○岡崎文化生活部長 さまざまな課題があることは承知をしております。しかしながら、子育てをしながら働く女性にとりましては、子供が病気になる、どうしても休暇がとれない、そういったときに、子供の預け先の選択肢がふえるということは非常に重要だと思っております。実施に向けまして、回復期にある病後児に特化した預かりとか、病児保育との連携といったことから、センターの実施主体である市町村と協議を進めていければと考えております。

○久保委員 どうもありがとうございます。私も今部長がおっしゃったように、この病児保育の場合、選択肢がふえるということが大変大事だと思っております。施設型ですとか、もしファミリー・サポート・センターでも可能になればそれ、そしてまた訪問型も今後実現が可能になればそれ。そういうふうなことで、当然それぞれメリット、デメリットあると思えますし、料金の大小もありますけれども、選択肢の中から御自分たちにベストを選んでいただけるというふうなことで、選択肢がふえるように、なるだけ努力をしていただきたいと思います。

そうしましたら、この項目の最後に、知事にお聞きをさせていただきます。国を挙げて少子化対策は言われており、同時に本県でも前回の国勢調査の平成22年の76万4,000人の人口が、昨

年10月の国勢調査速報値では72万8,000人まで減少しています。また、昨年8月の高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンでも、これまでの減少トレンドが続けば2060年には県の総人口が39万人、一方さまざまな対策を講じることにより55万7,000人に踏みとどまると試算をしているところでございます。共働きの多い本県にとって働きながら子育てをすることは大変な御苦労であり、仕事を持っている場合、最初から子供を産むことを諦めたり、望む人数だけの子供を産めなかったり、また出産を機会に仕事をやめたりする御夫婦も多いとお聞きをしています。

また、先進国の就業率の国際比較を見ましても、日本の女性の就業率は、他の先進国に比べると20代半ばから40代半ばの就業率は下がる、M字カーブの傾向が顕著であります。また一方では、合計特殊出生率と女性の就業率を見ても、女性の社会進出が進んでいる先進国ほど合計特殊出生率が高い傾向にあります。これは、社会進出が進んでいる国ほど女性が働きやすい子育ての環境を政策的に確保している、打ち込んでいるからだと思えます。

翻って、我が高知県においては、私が言うまでもなく、尾崎知事のリーダーシップのもと、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て、そして教育の各段階において本県はさまざまなきめ細かい政策を打ち出しており、私が会う人会う人、県民は知事のことを大変頼もしく思っております。

そこで、改めて知事にお聞きをいたします。先ほど教育長と文化生活部長に大変御丁寧な御答弁をいただきましたけれども、この病児保育とファミリー・サポート・センターの取り組みを県内の市町村に対して県が積極的に働きかけていただきたい。そして、必要な場合は県版ファミリー・サポート・センターのように財政的な

支援を行い、その上でこのような子育てを応援する施設や仕組みがあることを県民の皆様にもっと周知徹底をしていただくように知事をお願いをしたいと思いますけれども、御所見をお願いします。

○尾崎知事 この女性の活躍促進、これも5つの基本政策と2つの横断的な政策、そのうちの7番目の政策として取り組んできているものがあります。毎年政策は進化をさせていきたいと、そのように思っています。女性の問題については、まず高知家の女性しごと応援室ということで、まず雇用を確保すると、再就職を応援するという取り組みからスタートしています。さらに、働きながら子育てをとということについて応援させていただきたいという思いで、ファミリー・サポート・センター事業の普及ということについて高知版のものを、国の要件に満たずとも、これを応援させていただくという形で取り組みを今スタートしていこうとしているところであります。

確かに、この次に取り組まなければならないのは、この病児・病後児保育の問題だろうと、そのように思います。これは、本当にただでさえ小児科のお医者さんが不足をしているという中において、大変専門人材の確保を初めハードルが高いのも確かなのでありますが、他方で御指摘のようにニーズが高いということも確かだと、そのように思っています。うまいこと工夫をして何とかできないものか、よく検討を重ねて、さらに普及促進ができるように努力をしていきたいと、その際にはさまざまなソフト面、そしてハード面を含めた財政的な支援も含めて行っていきたいと思っております。

御指摘のように、確かに女性の就業率が高い国ほど出生率が高いと、そういうふうになっています。国全体としても、少子化対策の一環としても取り組むべき課題ではなからうかと思

ます。国に対する政策提言にも生かしていきたいと、そのように思います。

○久保委員 どうも御丁寧な御答弁をありがとうございます。今回は働くお母さん方に最もニーズの高いものの一つであります、病児保育とファミリー・サポート・センターについて取り上げさせていただきましたけれども、このことはそれぞれの夫婦が理想とする人数の子供を産み育てることになり、ひいては本県の少子化対策にもつながると思います。ぜひ積極的に、先ほど知事がおっしゃいましたように、取り組んでいただくことをお願いいたしまして、この項目を終わらせていただきます。

次に、高知城の国宝化についてお伺いをします。

このことにつきましては、昨年6月定例会におきまして質問をさせていただき、教育長から、高知城の国宝化は県民意識の高揚や観光振興などの面でも大変意義深いものであり、今後は調査研究を通じ、国宝化に向けて、これまで知られてこなかった高知城の価値を明らかにする取り組みを進めていきたいと、大変前向きな御答弁をいただきました。その後、私も昨年7月に国宝に指定されました松江城のある松江市役所にお伺いをして、国宝化までの経過やいろんな御苦労話をお聞きしてきました。そして、東京へも参りまして、文化庁の文化財保護の担当の方から国宝化についてさまざまなことをお聞きしました。

松江市や文化庁の方々も共通しておっしゃることは、国宝化へのポイントは高知城の学術的な研究成果などの新たな知見が必要であるということでもあります。ここで言う新たな知見とは、もう少しわかりやすく具体的に言うとうどういうことなのか、教育長にお伺いをします。

○田村教育長 御質問にありました国宝化のポイントの新たな知見ということでございますけれ

ども、構造や建築技法にあらわれる高知城の独自性ですとか、あるいは高知城が建築物の歴史的発展にどのように寄与したかといったことなどにつきましての調査研究を通じての学術的な価値の証明といったことになろうかと思えます。

先ごろ国宝として指定されました松江城の例でいいますと、創建の年を示す祈禱札の発見ですとか、あるいは通し柱工法の貴重性の証明、こういったものが新たな知見とされ、国宝化につながったものというふうにとめております。

○久保委員 どうもありがとうございます。

そして、新年度、平成28年度におきましては、高知城重要文化財建造物調査事業を計上していただいております。調査の内容について、幾つか教育長にお伺いをしたいと思います。

昨年の6月県議会の御答弁では、先ほど述べましたように、調査研究を通じ国宝化に向けて、これまで知られてこなかった高知城の価値を明らかにする取り組みを進めるとのことでした。このことを踏まえて、今回の建造物調査においてどのような調査をするのか、具体的な内容について教育長にお伺いします。

○田村教育長 高知城では天守を初め全ての建築物が昭和25年ごろから順次解体修理をされておまして、修理時には文化庁の指導のもと調査が行われ、その概要が修理報告書にまとめられております。

来年度につきましては、基礎的な調査といたしまして、城内に残されていた昭和の解体修理で作成された実測図、あるいは工事記録写真などの資料をもとに、構造や建築技法についての再調査を行い、修理報告書だけではわからない情報の確認を行う。あわせて、県内博物館が持つ築城に関する記録類などについて基礎的な調査を進める。この基礎的な調査結果をもとに、専門家のアドバイスもいただきながら、次

の段階の詳細調査につながるように取り組んでいくという予定でございます。

○久保委員 どうもありがとうございます。そして御答弁の中に、済いません、私、聞き漏らしたかもわかりませんが、先般の見積書の中を見せていただきましたら、報告会を調査した後に開催する予定だというふうなことでございますので、その報告会につきましては、ぜひ開催をしていただきたいと思います。といいますのも、私の周りには大変高知城に対して熱い思いをお持ちの方が多くおいでになります。そのような方は高知城の持つ歴史的、文化的、建築学的な価値を学びたいということで、今でも有志の方がお集まりになって勉強会を開催されております。高知城は我々県民のシンボルですんで、ぜひこの報告会をしていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

次に、観光振興部長にお伺いをさせていただきます。御承知のとおり、高知城歴史博物館の全容が最近あらわれてまいりました。多くの県民の皆様のご期待とともに、話題に上るようになりました。そして、この博物館は来年の3月にはオープン予定となっておりますし、桂浜の坂本龍馬記念館のリニューアルオープン、これは再来年の平成30年1月の予定とお聞きをしております。この2つの施設をメイン会場として、歴史を中心とした博覧会が平成29年、30年と2年連続で開催されます。この2年連続の博覧会の持つ意味は、本県の持つ本物の歴史を前面に打ち出して、息の長い歴史観光につなげるその仕掛けのための2年間だと私は思います。

そういう意味からも、高知城の国宝化が実現できれば、本物の歴史を味わっていただく息の長い高知県の歴史観光に大いにつながると思いますけれども、観光振興部長にお伺いしたいと思います。

その前に、昨年高知県への観光客の入り込み

客数408万6,000人、史上第2位ということで、このことにつきまして、観光振興部長初め観光振興部、そして観光コンベンション協会の職員の皆様に改めて敬意を表したいと思えます。本当に御苦労さまでございました。

そしたら御答弁をお願いします。

○伊藤観光振興部長 高知城は、本県を代表する貴重な本物の歴史資源でありまして、多くの観光客が訪れる本県における有数の観光資源でもあります。この高知城が国宝に指定されますと、全国的に大きな話題となりますし、国内外でのプロモーション活動の訴求力が高まりますことから、歴史観光を目的とする方を初めとして、観光客の増加が大変期待できると考えております。

○久保委員 どうもありがとうございました。よろしくをお願いします。

それでは、国宝化の項目の最後です。高知城の国宝化といいましても、なかなか実際にはハードルは高く、松江城の場合も国宝化に向けて運動がスタートしてから約5年間要したというふうにお聞きしております。高知城の場合も一定時間がかかると思いますが、今後のスケジュールにつきまして教育長に御所見をお願いします。

○田村教育長 文化財の価値を明らかにするのは、建造物そのものの調査に加えまして、関係するような文献の調査などの積み重ねが必要になってまいります。来年度につきましては、先ほど御説明したとおりの調査を進めてまいります。その時点でまとまったものについては、お話にありましたような報告会もさせていただきたいというふうに思えます。29年度以降は、城郭研究者の指導もいただいて、建築技法や木材の年代測定などの多面的な調査を二、三年かけて行いまして、平成32年度までには一定のまとまった調査結果を取りまとめたいというふうに思っ

ております。

その結果をもとに、文化庁とも協議を行いながら、次の段階に向けて検討させていただきたいというふうに思っております。

○久保委員 どうもありがとうございます。確かに、なかなか一朝一夕ではできませんし、特に高知城の場合は、1603年に本丸ができて、その後1611年でしたか三の丸ができて、その後100年余りたって1727年に一度焼失します。そのことは多分今後、国宝化に向けて取り組むときの一つのハードルになるのではないかなというふうには思います。

ただ、私、松江市役所にも行きまして、文化庁の方にもお会いをしてお話しする中で、確かに今教育長がおっしゃったように調査をする、一定時間はかかると思いますが、調査をした後にきちっと学術的な研究成果を打ち出していくというふうなことができれば、またそれを信念を持ってやり通せば、私は高知城の国宝化につきましても、実現ができるんじゃないかというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。これからの調査の進捗状況を見守らせていただきます。どうもありがとうございました。

そして一つ、これは御要望ですけれども、高知城の桜の件でございます。三の丸のほうによく我々昔は花見に行っておるんですけども、ここに来て私も高知城が好きで再々行くんですけども、特に三の丸の桜の木が少し数も減って元気もなくなってきておりますので、何とかあれを復活させていただきたい。確かに、三の丸等のように昔のそういう建築物があったところで、まだ史跡調査が終わっていないところはなかなか難しいということも重々承知をしておりますけれども、であれば、高知城の中において、新たな植栽、そしてまた植えかえ等ができることについてぜひお考えいただいて、また文化

庁のほうとも協議をしていただきたいと、御要望をしておきたいと思えます。

最後に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたよさこいについてお聞きをしたいと思えます。

知事は今議会の提案説明で、世界から日本に大きな注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を好機と捉え、よさこいを日本の祭りとして世界にアピールするなど、よさこいの聖地、高知の認知度向上を通じて、外国人観光客のさらなる誘客に取り組んでまいりたいと表明されました。また、一般質問でも加藤漠県議からも御質問を差し上げて、同様の御答弁をいただいたところでございます。

そこで、まずはオリンピック・パラリンピック東京大会の開会式等においてのよさこいの演舞を実現するために、今後2020年までのスケジュールをどのように考えているのか、観光振興部長にお伺いをします。

○伊藤観光振興部長 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開閉会式でよさこいの演舞を実現するため、これまでの東京オリンピック・パラリンピック組織委員会等への提案活動や組織委員会の方々などに8月の本祭を視察していただく取り組みを今後も継続するとともに、ことしの夏にはリオデジャネイロ大会での日本のPRに合わせ、組織委員会や国などと連携したよさこいのPRが実現できるように現在調整をしております。その後、東京大会までの間は、文化庁が東京大会に向けて文化の面から盛り上げるために全国で実施する文化プログラムの認定を受け、全国各地のよさこいが一体となってPRするといったスケジュールで取り組みたいというふうに考えております。

こうした取り組みを進めながら、開閉会式に関するさまざまな情報が明らかになるタイミングで、その都度必要な対応を行っていきたく

いうふうに考えております。

○久保委員 どうも御丁寧な答弁をありがとうございます。

その際に、実際に2020年のパフォーマンスを実現するためのポイントは、私が言うまでもなく、よさこいは高知県だけの祭りだと限定するのではなく、日本全国に広がり200カ所以上で踊られている日本を代表する祭りであるということを、オリンピック・パラリンピックの組織委員会の方に御認識をいただくことが大事だと思います。

そのためにも、全国のよさこいチームと連携をする必要がありますが、その準備は進んでいるのか、そしてそれはどこの部署が担当しているのか、観光振興部長にお伺いします。

○伊藤観光振興部長 オリンピックの開閉会式でよさこいの演舞が採用されるには、日本を代表する祭りとして全国のよさこいチームが一つにまとまる必要があると考えており、現在高知市が主体になって県も一緒に県外にも出向きながら、全国の主なよさこいの団体を中心に連携・協力を呼びかけているところでございます。

高知市としましては、全国で文化プログラムの活動が始まることしの秋ごろまでに全国的な連携・協力体制を構築することを目指して取り組んでおり、県も連携して取り組んでまいります。

○久保委員 高知市ということわかりました。ありがとうございます。

そしてもう一つ、観光振興部長にお聞きをいたします。2020年まで余り時間がない中で、よさこい以外の全国各地のお祭りですとか踊りの組織、また自治体もこのオープニング、またクロージング等でのパフォーマンスを繰り広げるべく、既にプロモーションを始めていると思えますし、これから一層その競争が激しくなることが予想されます。そのような中で、高知県

が全国のよさこいの本家としてイニシアチブをとってオリンピック等でよさこいのパフォーマンスを実現するには、やはり早目早目の打ち出しが必要ではないかと思えます。

先ほど、さまざまな取り組みをスケジュールの中でやられているというふうなことをお聞きしましたけれども、8月のよさこい祭りを含め、今からさまざまな機会を捉えて全国、そして世界に向けてよさこいをアピールする戦略が必要だと思えますが、改めて観光振興部長にお聞きをします。

○伊藤観光振興部長 現在、県が把握しているだけで、海外では17の国でよさこいが演舞されております。よさこい祭りの本家高知を世界に向けてアピールするためには、まずこうした国のチームと交流を深めて、よさこいの本場を印象づけるとともに、さらに多くの国でよさこいが踊られ、よさこいが世界に広がっていくことが重要だと考えております。このため、まず世界のよさこいと交流の窓口として、県では今月1日によさこいの魅力を発信していく英語版のフェイスブック、「Yosakoi KOCHI JAPAN」を立ち上げたところでございます。

世界のよさこいのチームへの呼びかけはこれからとなりますが、ことしの8月の本祭から順次、海外のよさこいチームの代表者などを招聘し、本場のよさこいと交流する場をつくりながら、東京オリンピック・パラリンピックの前の年となります3年後、平成31年には、本祭の翌日に開催されますよさこい全国大会に複数のチームが海外から参加することを目指していきたいというふうに考えております。

○久保委員 どうもありがとうございます。さまざまな取り組みをやられていくというふうなことで、ぜひ実現に向けて頑張ってくださいというふうに思います。

この項目の最後に、知事にお聞きをさせてい

たきます。このように2020年までにやらなければならないことや調整を要することが多岐にわたると思えます。そういうことであれば、なおさらのこと、私はよさこいの組織の一元化が求められるんじゃないかと思えます。昨年の6月県議会でもこのことについて知事に御質問をして、一般財団法人の設立の可能性も含め体制づくりに向けて検討を重ねるとの御答弁をいただきました。今年の4月からは、よさこい祭振興会の体制強化のために専任職員2名を配置することは承知をしています。

その上でもう一段進んで、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、また5年先、10年先のよさこいの発展、そして何よりも年間を通じてよさこいを戦略的に活用することを考えれば、よさこい祭りを60年以上にわたり支えてきました商店街を初め競演場、演舞場、連合会、また関係者の皆様の御理解をいただくことを前提にして、東京オリンピック・パラリンピックに向けてこの機会を逃すことなく、現在のよさこい祭振興会を核としたよさこい関係の組織の一元化について協議をスタートすべきではないかと思えますけれども、知事の御所見をお伺いします。

○尾崎知事 この東京オリンピック・パラリンピックに向けてよさこいをどう展開していくのかということについて、できれば東京オリンピック・パラリンピックの中で世界のいろんな皆様をおもてなししていく、それをこのよさこいによってなし遂げていくと、そして開会式や閉会式でも踊られればなおよしであろうかと。そして、このオリンピック・パラリンピックをレガシーとして、ぜひ世界大会のようなものが開けるとなればいいかと、そういうことを通じてよさこいが全世界に有名になり、その結果として聖地である高知県が全世界に有名になるという道をぜひ目指していきたいものだなと、そのよ

うに考えておるところです。

そういう取り組みに向けまして、まずは各団体がそれぞれしっかりと役割分担をしていくということなのかなと、そのように思っています。よさこい祭振興会の皆さんは、専任職員2名お雇いになられまして、本祭をしっかりと運営していくということで取り組みを進めていかれているわけでありまして。そして、高知市は先ほど申し上げたような目標を県と共有させていただきながら、まずは全国のネットワークづくりをしっかりとしていこうじゃないかということで、高知市がイニシアチブをとって頑張っていくとおっしゃっておられるわけでありまして。

そして、我々県は政府に対してこのよさこい問題についてしっかりと訴えていくような仕事をしていくとともに、あわせまして世界のネットワークづくりということを我々でやっていこうということは今話し合いをさせていただいているところでありまして。まずは、こういう役割分担のもとで取り組みを進めていながら、そういうふうに仕事を進めていく中において、またもう一段議論も深まってくるかもしれません。そういう中において議論が深まってくれば、さらなる新しい組織のあり方などについても検討するという可能性も出てこようかと思っておりますが、既に今よい形で三者鼎立のよきネットワークができております。とにかく、この体制のもとでまずは仕事をさせていただければなど、そのように思います。

○久保委員 どうもありがとうございます。3者の中でまずはネットワークを、現在確かにいい関係になっておりますので、それぞれがそれぞれの役割を進めていただけたらと思います。そして、今知事もおっしゃいましたように、その後そういうふうな機運が高まれば、また一つの組織というふうなことにつきましても、御議論を始めていただきたいと思います。その

先に、先ほど知事がおっしゃいましたように、レガシーとしての世界大会ということもなし得るのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

確かに私、このよさこいのことにつきましては、いろんな方からいろんなお話を聞いて、難しい課題が山積しているということは承知しておりますけれども、ぜひよさこいという大きな高知県の財産をもっともったいい意味で活用していけたらなというふうな思いがありますので、重ねてお願いを申し上げたいと思います。

これで私の一切の御質問を終わりますけれども、冒頭申しましたように、これまでいろんな方の御意見、御要望、苦情等をお聞きしてきました。そしてまた、これからもずっと私の任期中、いろんな方のお話をお伺いして、これからまたいろんな場を通じて、こういうふうな県議会の場、そしてまた委員会の場、いろんなことを通じまして高知県がより一層よくなっていくように、自分自身も努力して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これで私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○桑名委員長 以上をもって、久保委員の質問は終わりました。

ここで5分間の休憩といたします。

午後4時休憩



午後4時5分再開

○桑名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本茂雄委員の持ち時間は40分です。御協力をよろしくお願ひいたします。

○坂本(茂)委員 それでは、順次質問をさせていただきたいと思ます。

まず、南海トラフ地震対策についてお尋ねいたします。

知事が提案説明で第2期南海トラフ地震対策行動計画の取り組みから見えた8つの課題の一つで、重点的に取り組むべきものとして述べられた高知市の長期浸水区域内における確実な避難について危機管理部長にお尋ねします。

ここでは、高知市と連携し、住民一人一人が避難先を決定し、確実に津波から避難することができるよう、地区ごとに避難行動を検証した上で津波避難計画の見直しを支援するとされています。そして、そのことを具体化するために、可能な住民は長期浸水区域以外へと津波避難させることを想定されていますが、地域の住民からは、地域の住民の声を聞かずに進められる津波避難シミュレーション事業が効果のあるものとなるのかとの懸念の声が上がっています。

そこで、この事業のもととなるアンケートが高知市によって実施される予定ではありますが、昨年2月定例会で危機管理部長が、高知市の長期浸水区域における救助救出を検討する長期浸水対策連絡会については、救助される住民側の視点も反映させるため、関係する地域の自主防災会の代表者の参加を高知市と協議していくと答弁されたことを実施した上で、アンケート項目の設定などを検討すべきではないか、それを踏まえてこそその津波避難シミュレーションの実効性ではないかと考えますが、お尋ねします。

○野々村危機管理部長 長期浸水対策は、県・市連携会議ですとか、長期浸水対策連絡会の枠組みがございまして、県市が連携して取り組んでおるところでございます。

また、お話のありました来年度から行うシミュレーション等の取り組みにつきましては、その連絡会のもとに設けた副部長級で構成しており

ます救助・救出担当者会というのがございまして、県市がアンケートの内容も含め、そちらで調整しながら進めることとなっております。その際には、自主防災組織の代表者の方々の参加をいただき、救助される側の住民の皆様の御意見もそこでお伺いし、反映していきたいというふうに考えてございます。

○坂本(茂)委員 それでは、アンケート作成の過程でも住民の声が反映されるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○野々村危機管理部長 アンケートの内容につきましては、具体的に言いますと、やはりシミュレーションを実施します学識経験者の方なんかの意見をお伺いしながら、この担当者会の中で具体的に詰めていくことになると思うんですけども、そこに住民の代表の方に参加いただくということで、救助される側の意見ということも十分反映されていくものではないかというふうに考えております。

○坂本(茂)委員 それではもう一つ、長期浸水対策における要配慮者の緊急避難対策の避難行動要支援者名簿作成及び個別避難計画作成の取り組みについて、地域福祉部長にお尋ねします。

2013年の改正災対基本法では、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対する名簿情報の提供を義務づけています。2月29日付高知新聞による避難計画などの記事によりますと、本県は、79.4%が完成したとされる要支援者名簿を災害前から提供するのは94.1%となっています。提供先はどの範囲で、どのような形で事前提供し、避難訓練などの活用を想定されているのかお尋ねします。

○井奥地域福祉部長 避難行動要支援者名簿の情報につきましては、委員のお話にありますように、改正災害対策基本法に基づき各市町村の地域防災計画で定めるところにより、消防、警察、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会など

の関係者に提供されることとなっております。その際、名簿情報につきましては個人情報に該当することとなりますので、各市町村が避難行動要支援者本人からの同意を取得した範囲内で行うこととなります。

県としましては、提供された名簿情報に基づき、地域で要支援者を支援する関係者の皆様を中心となって個別避難計画を作成の上、避難訓練や日ごろの見守り活動に活用し、発災時の迅速な避難につなげていただきたいというふうに考えております。

このため、県としましては、同意の取得、あるいは個別避難計画の作成、訓練の実施に必要な経費に対しまして、補助制度を創設し市町村を支援しているところでございます。

○坂本(茂)委員 同意の取得を前提とされているということなのですが、同意がない場合でもそれぞれの自治体が条例で定めた場合には、それを根拠とした提供というのは可能なのではないのでしょうか。

○井奥地域福祉部長 委員のお話のとおりだと思います。条例に基づいてやることも可能でございます。

○坂本(茂)委員 そういったことも含めてこの94.1%の自治体が事前提供されるということなんですけれども、その事前提供の提供先も先ほどお話しにあった部分というのは例示でありますので、この法の中の例示でありますから、それ以外にも民間支援団体、あるいはマンション管理組合とか、そういったところへの提供も可能になってくると思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○井奥地域福祉部長 昨年4月1日付の消防庁の調査結果に基づきますと、先ほど例示しました以外の団体のほうに予定しているところ、24市町村が、例示しました団体以外にも予定しているというふうな結果になっています。具体的にそ

の団体名称の範囲、内容については、手元では把握できておりません。

○坂本(茂)委員 続きまして、地区防災計画について危機管理部長にお尋ねします。

2014年9月定例会で私が質問して以降、県内でも黒潮町が町独自で地区防災計画づくりに取り組んだり、高知市が下知地区を内閣府のモデル地区としての指定を受けて地区防災計画策定への支援を行っていますが、現状はこれら以外に地区防災計画策定の取り組みが行われている自治体や地区はないと伺っています。

私も下知地区の皆さんと策定に向けた検討会に参加したりする中で、まさに自助と公助は限度があるが、共助は人と人との結びつきであり助け合いであるので、どこまでも強くすることができる、地区防災計画は共助を強くする計画であるという内閣府アドバイザーの言葉を実感しているところであります。

そこでお尋ねしますが、地区防災計画策定の取り組みは、減災への備えや発災後の活動などについて、地域住民が話し合っ自発的に活動の計画を策定することで、地域の防災力やコミュニティの再生、活性化を図ることにつながるようになると思いますが、地区防災計画の策定をどのように評価し、県内の自治体における地区防災計画策定がどのように図られていくべきとお考えか、お聞きします。

○野々村危機管理部長 地区防災計画は、地区住民により自発的に行われる防災活動に関する計画でございます。地域の皆様が活動内容や役割分担、運営ルールなどを話し合い、活動体制をつくり上げ、計画として取りまとめ、さらには計画に基づく防災活動を実践、継続していくということになります。こうした計画策定をきっかけとして、地域の防災をテーマに皆様が話し合い、防災活動を実践していくということは、委員のおっしゃるとおり防災力の向上はもちろ

んのこと、コミュニティーの活性化にもつながるものと思っております。そうした意味からも、地区防災計画の取り組みは地域で機運が醸成され、自発的に取り組むことに意義があるというふうに考えております。

また、市町村はそうした自発的な取り組みが地域で行われるようになってきた場合、積極的にかかわり支援していくべきというふうに考えております。

○坂本(茂)委員 今の答弁を聞いていますと、私、今から13年前の議会での質問を思い出すわけで、その当時、当時の橋本知事に対して、南海地震対策のための条例をつくらないかという提案をしましたところ、県民の意識がそこまで高まっているのかどうか、どちらの意識が高まるかによってそのことについては考えていきたいというやりとりを2年間重ねました。その後、県のほうで条例づくりが進んだわけですけれども、まさに地域住民の機運が醸成されるかどうか、そしてそれを市町村が支援するかどうか、しかしそれは一体となってやっていく必要があるんですね。それを待っていてはだめなときもあるわけで、そういう意味では、次にお尋ねしますが、地区防災計画の策定の取り組みを促進する上で、例えば来年度、避難所運営体制整備加速化事業費補助金として避難所運営マニュアル策定支援を行うということになっております。

そういう形で地区防災計画策定加速化事業費補助金というような取り出しをすることによって、各市町村の策定支援による計画づくりを促進するというのも一つの方法ではないかと思いますが、そのことについてお伺いします。

○野々村危機管理部長 お話にありました避難所運営体制整備加速化事業費補助金につきましては、対象となる避難所が現時点で900カ所以上と非常に多く、マニュアルの策定を加速化するために期限を設けて支援する制度でございます。

一方、地区防災計画は地域の住民の皆様や事業所などさまざまな団体がじっくりと時間をかけて話し合いを行い策定していくことが重要でありますので、一定の期間に多くの計画の策定を目指して加速化する事業に対する補助制度としてはなじまないのではないのかなというふうに考えてございます。

なお、地区防災計画の策定に当たりましては、勉強会の開催、計画策定の取りまとめ、策定に関する経費につきましては、お話にもありましたように、地域防災対策総合補助金により市町村と連携して補助を継続してまいります。なお、現在県の地域本部や市町村が津波避難計画の訓練や現地点検、避難所運営マニュアルの策定など、地域に入って地域の皆様と一緒に取り組むを進めておるところでございます。

地域防災計画の構成項目としてガイドラインにも示されているこうした取り組みが、地域の皆様の防災意識を高め、ひいてはこの防災計画の取り組みの熟度の高まりにもつながっていくのではないかとこのようにも考えておるところでございます。

○坂本(茂)委員 先日、兵庫県の防災リーダー養成講座というところへお招きいただきまして、そこでお話を聞いていますと、兵庫県などでは自主防災会の取り組みの柱の一つとして地区防災計画を位置づけて、カリキュラムの中に入れて、そういう機運を県が促そうとしていますね。そういうことから、ぜひ県も市町村もそういった機運を高めていくような取り組みをしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

そして、実はこの地区防災計画、市町村の地域防災計画に規定されなければ、地区防災計画にはならないということが明らかになっていきます。それでは、正式に地域防災計画に規定されなければ、その後、地区防災計画をP D C Aで

回していくにも市町村の支援が受けられないということになってしまうのではないかと。そういった意味では、地域の地区防災計画づくりのモチベーションを高めるために、地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するためのハードルを下げる、そういう必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○野々村危機管理部長 災害対策基本法では、地域の皆様が作成した素案を市町村の防災会議に諮り、地域防災計画に位置づけられることで、地区防災計画になるというふうには規定されてございます。市町村の地域防災計画に位置づけることによりまして、市町村の防災活動と地域コミュニティの防災活動が連携することで、公助と共助が補完し合い、持てる力を発揮するということが、地域防災力の向上が図られることとなるため、こうした地域防災計画に位置づける手続そのものが非常に必要だというふうには認識しております。

一方、提案された素案が、これは住民の皆様のご同意というのが前提ではございますが、市町村の地域防災計画と大きくそごがなければ、制度として創設された趣旨からいっても、市町村の防災会議は積極的に受けとめ自発的な防災の取り組みを最大限尊重するといったことから、地区防災計画と位置づけられるべきものというふうにご考えてございます。そのためにも、先ほど申し上げましたように、計画策定に市町村が積極的にかかわりを持つことが重要だというふうにご考えてございます。

○坂本(茂)委員 続きまして、事前復興のあり方についてお尋ねいたします。

これまで県が南海トラフ地震発生後の速やかな復興を目指して、復興の基本的な考え方の検討など事前に準備しておくべきことの検討に着手されて、勉強会もされています。その勉強会でも示されておりましたし、本会議での答弁でも

触れられていたのですが、これまでの取り組みは迅速な都市の復興のための県・市町村職員連携による復興体制の強化や復興への対応力の向上を目的とした震災復興都市計画指針づくりであります。その行動手順が幾らか確かつ速やかになったとしても、住民合意が追いつかなければ住民不在のものになってしまうことを懸念いたします。

指針の中でも位置づけられていますが、住民がいざというとき対応できるように、平時にしておかなければならない地区まちづくり協議会の組織化や事前復興計画づくりに向けた取り組みの支援が早急に行われるべきではないかと思っております。そのための協働のあり方や支援や手法をマニュアル化するなどの取り組みも進めるべきだと考えますが、土木部長にお尋ねします。

○福田土木部長 東日本大震災では、復興計画の作成段階から住民と話し合い、合意形成に時間をかけたことにより、結果的に早期の復興につながったケースもあると伺っております。平時から行政と住民が協働のもと復興について議論を行うことは、早期の復興につながる重要なことと認識しております。

住民の皆様方にしっかりと議論をしていただくためには、まずは県や市町村の復興に携わる職員が復興計画の立案力や提案力、それからコミュニケーション能力を一層高めていく必要があると考えております。このため、来年度から毎年4つの市や町の地区を対象に復興計画づくり策定までの実践的な訓練を順次行ってまいります。この訓練の中で、まちづくり協議会等の組織化に向けて構成員や地域のリーダー的役割を担う方の選出方法などについて市町村と協議をし、その結果を高知県震災復興都市計画指針に反映してまいりたいと考えております。あわせて、住民向けのわかりやすい資料づくりについても検討してまいります。

○坂本(茂)委員 よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

また、1月20日に県が開催いたしました復興に関する庁内勉強会として、「災害復興法学」、この本の著者の岡本正弁護士をお招きしての勉強会がありました。私もそこで聞かさせていただき、いろいろな教訓があることを学ばせていただきました。とりわけ発災後のリーガルニーズ、いわゆる法的な問題点が幾つもあることを事前に知っておく、そのことはやはり大変重要だろうというふうに思ひました。

本県においても、事前復興の面から、今から備えておくべきことの法的な問題などについて、第3期南海トラフ地震対策行動計画に、法的相談体制を組織することを位置づけておく必要があると思ひますけれども、いかがか、そのことが災害復興の迅速化にもつながると思ひますが、知事にお伺ひします。

○尾崎知事 確かに被災後、生活再建に向けて一歩踏み出していくためにも、さまざまな支援制度とか情報提供や相談体制、こういうものをしっかり整備しておくということは重要だろうと思ひますし、また特に阪神・淡路大震災、東日本大震災でも専門家の団体の皆様が生活再建のためにいろいろな御相談に乗られたという事例があるということをお伺ひしても、この相談体制を整備していくということの重要性ということをお認識いたします。

特に法的な知識を要する相談、例えば相続問題、二重ローン問題、借家の問題、こういうことに関しては正直行政による対応には限界のあるところも出てくるだろうと、そういうふうに思ひますので、専門家による相談体制を整備する必要があるかなど、そのように思ひます。県として、県弁護士会、県行政書士会などの専門家団体と連携した被災後の相談体制の整備についてちょっと検討を重ねたいと、そのように

思ひます。

○坂本(茂)委員 その場合に、ぜひ発災後だけでなく、事前からそういう相談体制の中で県民が相談もできるような体制につなげていただけたらというふうに思ひしております。

続きまして、災害時の共助における医療救護体制について危機管理部長にお尋ねします。

第3期南海トラフ地震対策行動計画でも重要な取り組みとなっております、地域の総力戦による前方展開型の医療救護体制の構築のための総力戦の人材確保として、県民参加を促進する仕組みづくりとあり、応急手当てや搬送の技術を身につけ、共助の力をつけようと思ひされています。

私はこれまで、9年前に静岡県で取り組まれ始め、今治市の防災士会を通じて四国内にも啓発され始めている市民トリアージについてお話を聞いたり、実際に研修を受けたりする中で、その意義と役割を学んできました。

トリアージは医療行為であり、医師、看護師、救急救命士が行うことが原則なのは当然ですが、医師も看護師も救急隊もない、呼んでも来る可能性がないところで多数のけが人が出たらどうなるのか、責任が持てないから何もしないでいいのだろうか、一見元気そうなクラッシュ症候群の患者を後回しにして、騒ぐ軽傷者を病院に運んでいいのだろうかということを考えれば、搬送の優先順位をつける市民トリアージの導入について、研修などに取り入れてはどうかと思ひますが、お尋ねします。

○野々村危機管理部長 南海トラフ地震が発生いたしますと、年間の救急搬送件数にほぼ匹敵する負傷者が一度に発生するということが想定されるため、けがをしていない県民の皆様には救護活動に参加していただきたいというふうに考えておるところでございます。

今後、県民総力戦による前方展開型の医療救護体制を確立するため、県民の皆様に応急手当

てや搬送の技術を身につけていただく取り組みを進めることとしております。

委員からお話のあった市民トリアージ、搬送トリアージについては、それをさらに一歩進めた提案ではないかというふうに受けとめておるところでございます。医療従事者でない住民が行うこととなるため、どこまでできるのか、またはどこまでやらせてもよいものなのかというような課題を整理し、今後検討していきたいというふうに思っております。

○坂本(茂)委員 先行事例もありますし、愛媛県のほうでは県立病院のドクターなんかもかかわってこのことを研究されておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思えます。

続きまして、憲法における緊急事態条項のあり方について知事にお尋ねします。

私も昨年9月定例会で質問させていただきまし、今定例会での桑名議員、あるいは吉良議員の質問に対する知事の答弁を踏まえたときに、やはり憲法に緊急事態条項を規定しなくてもよいとの思いで質問させていただきます。緊急事態条項を憲法に規定することの危険性などについては、既にこれまでも指摘させていただきましたし、先日の吉良議員も指摘したところですので、その点を省きましてお尋ねします。

知事は昨年9月の答弁でも、自民党憲法改正草案を念頭に置いていないとされ、吉良議員への答弁でも、災害対応上の課題として述べているのであって、災害以外の目的に使われてはならないと述べられているので、お聞きします。

自民党の憲法改正草案では、第98条で内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができるかとされています。このような広範多岐曖昧な事態で宣言を発することができ

るという1点を捉えても、知事は自民党憲法改正草案第98条及び第99条は認めることはできないという理解でよろしいでしょうか。

○尾崎知事 私が申し上げましたのは、大規模災害への対応のための緊急事態条項が災害以外の目的に使われるといった権力の濫用はあってはならないという趣旨の答弁をしたものであります。でありますので、大規模災害対応以外の緊急事態条項の必要性を否定するものではありません。しかしながら、緊急事態条項、こういうものが適用される事態というのは、できる限り限定した形で、限定列挙的に記載をすることが望ましいと私はそのように考えております。

○坂本(茂)委員 続きまして、知事は災害が広範囲に及んだ場合に参議院の緊急集会が開催できない事態が想定されるというふうにおっしゃっておられたと思います。緊急集会がもしこれは開催可能であっても、内閣に対して権限を付与する必要があると考えているかどうか、お尋ねします。

○尾崎知事 少なくとも災害に関して言えば、参議院の緊急集会が開かれるのであれば、緊急集会で対応するということのほうがよろしいのではないかなど、そのように思っているところです。しかしながら、例えば衆議院解散中、さらに参議院も半分の定員の皆さんが改選期に当たって選挙をしておるといような最中であつたりした場合のその緊急集会、いわゆる参議院が半数で行われる場合の緊急集会の定足数というのは3分の2になります。これだけの人を本当に集めることができるのか、それができないという事態もあり得るのではないかと、そういうことも十分に想定をして、あらかじめ考えておくということも必要ではなからうかという問題提起をさせていただいているということであり、少なくとも、災害に限って言えば、緊急集会が開かれるのであれば、その緊急集会での

議論を優先するという方向での制度設計がよろしいのではないかなど、そのように考えています。

○坂本(茂)委員 1つには、選挙を実施するかしないか、そういう災害のときに、そういう問題は実はありますけれども、かつて昭和17年4月、太平洋戦争の真っ最中に、東京、あるいは神戸などの大都市へ空襲が開始されているさなかに衆議院の総選挙が行われて、投票率は83.1%だったというふうなことから考えても、そういう国民性ではないのかなど、日本という国は、選挙をやるということが出来る。いずれにしても緊急集会が逆に開催できないとしたら、それは国民を救えない事態になってしまっている。

緊急集会を開催できるだけ集めていくというふうなことがせめてできなければ、国民を救出できない事態になっているのではないかという心配も逆にしています。そういう意味で、ぜひ緊急集会での対応ということが憲法上にはありますので、そういったことで対応をしていただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょう。

○尾崎知事 先ほど第1項目めで坂本茂雄委員が述べられましたように、私はできる限り災害発生時の状況というのをリアルに想定をすることが必要なんだろうと、そのように思います。私はこれは余りいい例だと思いませんし、よくない例だとむしろ思います。かつて関東大震災が起こって戒厳令が発令されたとき、あのときは枢密院さえも開くことができなかった。臨時異例の形で戒厳令が発せられたということがありました。緊急集会ということになれば、これは全国から議員を集めてこないといけないということになる。しかも、3分の2相当集めてこないといけないということになる。しかし、南海トラフ地震ということが起こったとき、太平洋沿岸のみならず、西日本一帯とい

ますか関東以西のほとんどの都府県が大きな影響を受けるという中において、いろんな負傷者も出ているという中において、議員がそもそも物理的にこの東京までやってくる事ができるのか、そしてまたそもそも議員の皆さん自身が被災している可能性というのも非常に大きいのではないかなどなどという事態をリアルに想定をしておくということは、いざというときに本当にこの国を守っていくために、国民の皆さんの命も守っていくために必要なことではないのかなど、危機管理の観点からやはりこれは検討するに価値ある事項ではなからうかと、私は思っています。しかしながら、少なくとも災害事態に対応するという観点からいけば、先ほど来お話を申し上げておりますが、緊急集会が開けるのであれば、それは緊急集会の意思というのをまずは優先するという形にすることがよろしいのではないかなど、私は思っております。

○坂本(茂)委員 続きまして、災害時に限定した場合の私権の制限ということで、現行憲法上でも財産権、あるいは居住移転の自由は公共の福祉による制限を認めているわけで、これ以上の改正をして制限をする必要はないのではないかなどというふうに思います。

現在の憲法や法律上で制限された私権や人権以外の被災者の人権は保障されるべきであるが、知事は過剰でなければ、さらに私権や人権制限も行われるべきというふうに考えられているのかどうか、お尋ねします。

○尾崎知事 公共の福祉という文言は確かに憲法の中にあります。この公共の福祉の文言については、これによって人権を制限するというものについては、できるだけ限定的にするという方向で解釈をすべきなのだろうと、そのように思っています。現在の災害対策基本法を初めとして、そこなどでも人権の制限の規定がありますけれども、今この災害対策基本法等で規定されてお

るものがこの公共の福祉の観点からいって、制限できる一定の限界という形になってきているのではなかろうかと。

今回私が申し上げておりますのは、さらに本当の意味で命を守ったり、災害復興というのを速やかに行っていったりするために必要なもう一段の制限も考える必要が出てくるのではないかということであります。そうなりますと、現行憲法における公共の福祉というだけでは読めないということになってしまうのではないかと考えております。あえて公共の福祉という概念を広げていく、これをどんどん広げていったら無制限の人権制限になってしまうのであって、そういう措置をとるよりも、しっかり国民の皆様にお諮りをして、憲法の改正という形につなげていって、いざというときの人権制限についてもしっかりとたがをはめる、濫用されないようにたがをはめる、そういう緊急事態条項というのを新たに設けるという道のほうがむしろ安全ではなかろうかと、私は思っております。

○坂本(茂)委員 私は現行の法律制度の中で十分対応できるのではないかと——例えば現状でも一部内閣の立法権を定めたり、権限集中も図られることになっていきますし、都道府県知事や市町村長の強制権も、財産権の制限や労働の義務を課すなどの形で認められたりしています。そういう意味では、災害時の緊急事態条項に相当する規定は一定法律で制定される部分が多くあるだろうというふうに思うわけで、そういった意味では憲法にあえて規定する必要があるのかどうかということに対して疑問を感じているところでもあります。

それでもう一点お伺いしたいのは、いわゆるどうしても憲法の中に緊急事態条項を入れるという場合に、立憲主義国家では裁判所による監視と抑制の仕組みを取り入れるというふうにな

っていきませんかと思っております。

どうしても緊急事態条項を必要であるというのであれば、国家の存立にかかわる高度に政治的な問題については、裁判所は判断を回避するという統治行為の法理の廃棄が行われるべきではないかというふうに考えますが、知事はどのようにお考えでしょうか。

○尾崎知事 いわゆるこの統治行為の法理というのは、決して制度ではなくて、裁判所において展開されてきた理論ということかと思っております。ですので、統治行為の法理、これは法令で制度化されているものでも何でもなく、緊急事態条項との関係においてその適用があるとされているものではない、これは当然のことかと、そのように思います。

先ほど申し上げましたように、緊急事態条項というのは、恐らく緊急時における統治のあり方についてと、そしてあわせて人権制限のあり方について規定する条項ということになってくるだろうと思っております。人権制限について規定する条項となる限りにおいて、これは当然違憲立法審査の対象とすべきであって、統治行為の法理でもって裁判所が判断を避けるということがあってはならないと、そういうことではなかろうかなと、私は思います。

○坂本(茂)委員 ちょっと時間が足らなくなってきましたので、最後の質問は要請にさせていただきますと思います。

ぜひ知事、災害対応のための法整備をさらに徹底研究していただいて、法的に事前に整備しておくことはきちんと整備しておく。そのことをやはり今から備えておくことがより実践的だろうというふうに思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、観光振興における宿泊施設のバリアフリー化についてお尋ねします。

平成24年2月定例会の一般質問でも取り上げ

させていただいた観光振興における宿泊施設のバリアフリー化についてお尋ねいたします。400万人観光の定着からさらなるステップアップに向けて5つの戦略の柱、そしてスポーツツーリズムや歴史博覧会開催と盛りだくさんの観光振興策が図られようとしています。障害のある方も含めて誰でもが安心して宿泊できる体制を整備してこそ本当の意味でのおもてなしと言うべきではないかと考えています。

そこで、4年前にお尋ねした経過からこれまでの間に、県内の主要なホテル、旅館などのうち、障害者用トイレのある施設、車椅子対応の客室がある施設、車椅子対応の浴場のある施設、従業員などによる介助の対応ができる施設などについてどのように整備されたか、観光振興部長にお聞きします。

○伊藤観光振興部長 平成22年3月に県が取りまとめました、みんなでおでかけマップに掲載されたホテル、旅館74施設のうち現在も営業している70施設について、現時点では、障害者用トイレのある施設は33施設から45施設へ12施設増、車椅子対応の客室がある施設は14施設から21施設へ7施設増、車椅子対応の浴場のある施設は4施設から7施設へ3施設増となっております。また、このほかにも浴室にシャワーチェアか簡易なバス用の椅子や手すりを設置している施設が13あり、今後整備予定がありとされていますが、障害者トイレが1施設、車椅子対応客室が3施設、車椅子対応浴室が4施設となっております。

このようにハード面の整備は進みつつありますが、経費的な負担が大きいこともあって、まだ十分に進んでいないのが現状でございます。

ソフト面では、従業員の方が何らかの配慮が必要なお客様への対応ができるという施設は33施設から46施設へ13施設増と、全体の7割の施設で対応ができるようになっております。

○坂本(茂)委員 今言われた数字をなかなか実感できていない障害のある方とか、そういう方の宿泊状況があるようです。

ちょっと濟いません。地域福祉部長への質問を飛ばしまして濟いませんが。そういう意味でこういう体制をどうやって築いていくか、マンパワーもそうですけれども、その本気度を示すために、今後はこのバリアフリー化を産業振興計画の観光分野の指標として位置づけて、具体化を図るべきだというふうに考えますけれども、その点について観光振興部長にお尋ねします。

○伊藤観光振興部長 高齢者、障害のある方のみならず、妊娠されている方や外国人など、全ての方が安心して旅行を楽しめる環境づくりを進めていくことは、非常に大切なことと認識しております。このため宿泊施設に加え、観光地についてもこうしたバリアフリー化の視点を持って整備を進めることが重要だと考えております。

国においても、昨年3月にはユニバーサルツーリズムの取り組み拡大に向けた取りまとめが行われ、旅行業界に示されたところであり、県では第3期産業振興計画案において、障害のある方や高齢者の方のスポーツ大会の誘致にも力を入れていこうとしております。

今後県といたしましては、ユニバーサルツーリズムを本県で具体的にどう推進していくかという視点を持って来年度の早い時期から関係団体と連携し、専門家を招いて勉強会を開催した上で実際にモニターツアーを受け入れるなど、実践的かつビジネス拡大にもつながる形でバリアフリー化の取り組みを進めていきたいと考えております。

数値目標につきましては、こうした取り組みを進めていく中で検討していきたいというふうに考えております。

○坂本(茂)委員 障害者差別解消法が施行された

ときに、利用者のほうから要望があって、合理的配慮をしなければ、障害者差別解消法で禁じられている差別に当たるのではないかと。そういうことを考えたら、この合理的配慮、民間事業者には義務ではありませんけれども、努力しなければならないこととして定められていると思いますので、そのことの徹底も含めて、今おっしゃられたこと、ぜひ早急に実践化を図っていただきたいということを御要望しておきたいと思います。

続きまして、動物愛護推進員の養成と動物愛護教室の開催についてお尋ねします。

昨今、犬猫の殺処分を減らすために行われている民間ボランティア団体の方の活動や県の雌猫の不妊手術費の助成を行う中で減少しつつありますし、さらに来年度は譲渡先を探す橋渡し支援ボランティアの制度も始めようとしています。これらの努力を続けていただく中で動物愛護推進員の活動と動物愛護教室の開催をさらに充実させることで、動物について正しい知識を得ることで命を大切にすの気持ちや思いやりの心を育んでもらい、人と動物がともに仲よく暮らせる社会をつくる、動物による事故を防ぐ方法を普及させるという目的を達成できたら、おのずと殺処分の対象となる犬猫の数が減るのではないかと考えているところです。

そのために、動物愛護教室の実施など啓発活動を担われている動物愛護推進員について健康政策部長にお尋ねします。2017年度に3年任期の動物愛護推進員の新たな委嘱がされますが、それまでに稼働可能な推進員の増員、確保が可能となるような講習会のあり方や新たな取り組みが考えられないか、お尋ねします。

○山本健康政策部長 次期委嘱の際には、少しでも多くの方に動物愛護推進員になっていただけるよう、関係者を通じて講演会、犬猫の飼い方講習会、動物愛護教室などに来ていただくよう

呼びかけるとともに、動物愛護の集いなどのイベントや県のホームページでも募集を行ってきたいと考えております。

○坂本(茂)委員 その場合に、私が言ったのは稼働可能な推進員ということで、そういうふうを受講したりして委嘱を受けたいけれども、実際現場へ行ってみると、なかなか愛護教室の対応が大変だと、ちょっと気が引けるなあというようなこともあり得るわけですね。

そういった意味で、そういったお試しでそういう現場も見た中で、本当に自分はやろうというふうな気持ちを持って委嘱を受けることができるようになるのかどうか、そういう工夫はできませんか。

○山本健康政策部長 今委員も言われたように、実際やっているところをまず見ていただくということが大事だと思いますし、あとは積極的に——その方の気持ちの問題もありますんで。ただ、専門的な一定の知識を持っている方に一定やっていただけないかというようなお声かけもしていきたいと思っております。

○坂本(茂)委員 ぜひ工夫していただいて、今まで以上に実際担うことができる、そういう推進員を委嘱できるようにしていただきたいというふうに思います。

教育委員会のほうは、その動物愛護教室の開催に当たって教育長にお尋ねしたいのは、過去5年で最も多かった2012年と比較して実施校数で今年度は68%に減っています。参加対象生徒数で67%に減少しています。こういうことをもつとふやしていく、子供たちにそういう場に参加できるような機会をつくっていくというお考えは教育委員会にございませんか。

○田村教育長 その動物愛護教室は、子供たちが命を大切にすとか思いやりを育むとかというよい授業だと思います。ということで、県教育委員会としてもメールマガジンとかそういった

ことでの広報をしておりますが、最終的にこういった特別授業的なものをやるかについては、それぞれの学校の判断ということになりますので、我々としては精いっぱい広報はさせていただきたいということでございます。

○坂本(茂)委員 ぜひ積極的な働きかけをお願いしたいと思います。

最後に知事に、この動物愛護推進員、あるいは愛護教室のやりとりを踏まえてどういうふうに認識されたか、そしてできれば知事も日程調整などして授業をごらんになってみる、そういうお考えはないかどうか、最後にお聞きします。

○尾崎知事 この取り組みですね、教育委員会とも連携してしっかり進めていきたいと思います。私も一度伺いして見させていただきたいと、そう思います。

○坂本(茂)委員 済いません。最後に県施設における新電力の契約解除に伴う対応についての質問を予定しておりましたが、時間がありません。ぜひこの4月からの新たな対応について、混乱のないように対応していただきたいということを会計管理者にお願いするとともに、このことが電力の自由化などに支障とならないように県としても対応していただきたいというふうにお願ひして、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○桑名委員長 これで坂本茂雄委員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明8日の予算委員会は午前10時から開会いたします。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後4時46分散会

平成28年3月8日（火曜日）

出席委員

桑名龍吾君
 明神健夫君
 今城誠司君
 久保博道君
 土居央君
 横山文人君
 坂本孝幸君
 西内健君
 弘田兼一君
 依光晃一郎君
 梶原大介君
 黒岩正好君
 池脇純一君
 橋本敏男君
 前田強君
 上田周五君
 坂本茂雄君
 中内桂郎君
 米田稔君
 塚地佐智君

欠席委員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 野々村毅君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 中澤一眞君

理事（中山間対策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 岡林美津夫君
 公営企業局長 門田純一君
 教育委員長 小島一久君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会局長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 職務代理者 上野正史君
 警察本部長 田中克典君
 代表監査委員 吉村和久君
 監査委員会局長 恒石好信君
 選挙管理委員長

事務局職員出席者

議事課長 楠瀬誠君
 議事課長補佐 小松一夫君
 主任 沖淑子君
 主事 溝渕夕騎君



午前10時開議

○桑名委員長 おはようございます。ただいまから2日目の予算委員会を開会いたします。



諸般の報告

○桑名委員長 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の委員会を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

本日の日程はお手元にお配りしてありますので、御了承願います。



質疑並びに一般質問

○桑名委員長 これより2月定例会に提案されました予算及び予算関連事項に対する質疑並びに一般質問を行います。

横山委員の持ち時間は50分です。御協力をよろしく願います。

○横山委員 自由民主党の横山文人でございます。委員長のお許しをいただきましたので、順次質問に入らせていただきます。

昨年9月には、一般質問にて登壇させていただき、知事初め執行部の皆様から真摯なお答えを賜り、さらに発奮し、自来、議会並びに会派活動、そして地域活動を重ねてまいりましたが、まだまだ浅学に加えて、初めての一问一答形式であります。ふなれやお聞き苦しい点を御理解いただきまして議論を進めてまいりたい、そう思っておりますので何とぞよろしくお願いを申し上げます。

まず今、中山間地域を初め地方の活性化の全国的な動きとして注目されている田園回帰についてお尋ねし、次いで地域に欠かすことのできない小規模校の存続とその支援についてお聞きするとともに、日常の安心・安全を担保するもの、すなわち事前防災対策についてお伺いをし

ていきたいと思っております。そして、担い手不足と若者自立支援への相関関係と申しますか、両者のシナジーを期待する問いを投げかけたいと存じます。

それでは、田園回帰についてであります。これを簡単に申しますと、離島や山間部などのいわゆる農山漁村、田舎の田舎に若い世代のUターンやIターンが目立ち、このような動きを概念として田園回帰と定義しているわけですが、国交省の国土のグランドデザイン2050では人口減少問題の解決方法として紹介をされております。この田園回帰の具体的な取り組みとして、また仮説検証のもと方法論として述べられている田園回帰1%戦略の考え方、これは地方6団体の声明発表並びに全国町村会の政策提言においても述べられております。

そこでまず、このような田園回帰の動きに対する知事の御所見をお伺いします。

○尾崎知事 田園回帰について、最近非常に興味深い世論調査の結果が出されておると思っております。内閣府が実施しました都市部住民の農山漁村への定住願望について調べた世論調査によりますと、平成17年度と平成26年度で、30代では17%から33%へ、そして40代では16%から35%へ伸びているということであり、ただ、他方で「すぐにでも移住したい」とか「5年以内に実現したい」と答えた人は、7%にとどまっていると、そういうデータが出ているところであります。

これの指し示すところ、潜在的にやはり移住をしたい、この田舎の暮らしの価値というのを改めて見詰め直そうという層がふえてきているということ、これは我々にとって非常によい方向、ありがたい方向だなど、そのように思うわけですが、他方で実際に行動に移そうとする方が7%にとどまるということも我々はまた真摯に受けとめないといけないだろうと、そ

のように思います。

すなわち、憧れているとか、すばらしいな
 と思っている人たちを具体的に背中を押すよう
 な、そういう施策というのをぱしっととれるか
 どうか。そのところが実際の移住実現という
 ことに結びつけられるかどうかの分かれ道にな
 るんだなということがこのデータからもよくわ
 かります。

来年、移住、定住を促すためのツアーとか、
 そういうものもいろいろ実現していこうと考
 えておるところでございますけれども、こうい
 うデータにある意味勇気づけられた、ある意味頑
 張らなきゃならんという思いを持って取り組ん
 でまいりたいと、そのように思います。

○横山委員 ありがとうございます。

本県におきましては、常々知事が県勢浮揚に
 欠かせないものとして中山間地域の活性化を掲
 げられておりますが、この田園回帰戦略と本県
 中山間対策との共通点や示唆的な点とはどのよ
 うなものか、中山間対策・運輸担当理事にお聞
 きします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 田園回帰の動
 きは、豊かな自然や食といった地方の魅力に価
 値を見出そうとする、そういったことを示唆す
 るものでございます。中山間地域にある強み、
 魅力を生かして人を呼び込んで県域全体の発展
 につなげようとする本県の中山間対策の考え方
 とも共通するものでございます。

この流れをしっかりと生かすためにも、受け
 皿となる地方の側では、選択される魅力ある地
 域となることが求められているというふうに出
 受けとめております。

○横山委員 この田園回帰の1%戦略、外からの
 移住に主眼が置かれていると言っても過言では
 ないのですが、その背景としてはライフコース
 の多様化、特に都市部の若者の農山漁村への移
 住・定住願望が大いに伸びていることが挙げら

れます。今、本県も移住政策に力を注いでおり、
 その結果、2014年の都道府県移住者数では上位
 7番目とその成果は着実にあらわれております。

また、前述の都市部若者の農山漁村への移住
 願望が高まっている今、田舎の田舎である本県
 中山間地域へのチャンスと捉えることができます。

潜在的な移住希望者の掘り起こしや各種アン
 ケートなどで顕在化する若者の移住、定住を実
 現するためには、私は市町村が主体となって我
 がまち、我が田舎のアピールや中山間の強みを
 生かした移住政策を構築し、それらを県が支援
 していくことが必要であると思っておりますが、産業
 振興推進部長の御所見をお聞きます。

○中澤産業振興推進部長 本県の移住促進の取り
 組みは、例えば高知家プロモーションなどのよ
 うに、高知を知ってもらうための情報発信とい
 う段階から移住に関心を持って相談をいただく
 段階まで、こちらを主に県のほうで県全体とし
 てまとめてやっている。その後の段階、つま
 り移住先を決める具体的な検討から移住をされ
 た後のフォローに至るまでの段階というのは、
 市町村が中心になって対応していただいている
 ということでございます。市町村と役割分担を
 して連携・協調して進めているというふうに御
 理解をいただければと思います。

各市町村におきましては、それぞれ空き家を
 活用した移住者の受け皿づくりでありますとか
 廃校を利用したシェアオフィスの取り組み、あ
 るいは1次産業への就業支援、あるいは豊かな
 環境の中での子育てを呼びかけるといったよう
 な地域の特性に着目した移住促進策を進められ
 ているものだというふうに承知をしております。

県としましては、お話にありましたように、
 市町村がこういった形で進めておりますそれぞ
 れの地域の特色を生かした移住促進の取り組み
 に、移住促進の補助金でありますとか地域支援

企画員によるサポート、こういったものを通じましてハード、ソフト両面からきめ細かな支援をしてまいりたいと、そのように考えております。

○横山委員 ぜひともお願いします。

その移住政策とともに、それでは自分たちの地域は具体的に移住、定住を何組ふやせばよいのかを知るためのツールとして、人口分析・予測プログラムが田園回帰の戦略では活用されております。

そこで、このプログラムの活用または可能性についてどうか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 人口分析・予測プログラムにつきましては、地域分析に有効と考えまして、市町村や地域本部に提供いたしますとともに、市町村職員や地域支援企画員を対象に分析手法などを学ぶ研修会なんかも実施してきました。これまで地域支援企画員が地域との話し合いなどの際に分析結果を活用した事例もございます。今後も、地域人口の将来予測を把握するためのツールとして活用してまいりたいというふうに考えております。

○横山委員 この田園回帰の流れがさらに追い風となって、また本県がトップランナーとして中山間地域の活性化を進められるよう祈念いたしまして、次に、地域の重要な拠点である小規模校の存続と今後のあり方を順次御質問いたします。

現在、県下には小規模高校と言われる学校が14校ありますが、その定義は1学年1クラスか2クラスで、先日初の連絡協議会、いわゆる小規模高校サミットが開かれました。地方創生、中山間維持・再生の中で、仕事と人の流れを起すことがまちづくりの根幹とされておりますが、並んで欠かしてはならない変数の一つとして、拠点としての学校があると感じております。

地元から学校がなくなることで衰退する地域も少なくなく、一例として仁淀川町は、今回の国勢調査速報値において県下で2番目に社会減が多い自治体となっておりますが、これも平成23年3月の仁淀高校閉校が少なからず影響を及ぼしていると考えするところでもあります。したがって、中山間を維持するためには、地元学校の存続というものが重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、小規模高校を初めとする地域地域の学校の存続とその意義について御所見を教育委員長にお尋ねいたします。

○小島教育委員長 中山間地域におきまして、学校は地域で学ぶ機会を確保するということと地域を担う人材を育成するという観点から、重要でございます。加えまして、地域の文化や若者の子育ての拠点にもなり得るものでありまして、地域活性化の核としての機能を果たすためにもその存在は重要であるというふうに考えております。

このため、高等学校に関しましては、昨年度策定いたしました県立高等学校再編振興計画におきまして、学校の最低規模を原則として1学年2学級以上とするところがございますが、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない中山間地域の学校は、地域の学びの機会を保障するために、特例として1学年1学級であっても20人以上であれば維持するという方針としていただいております。

○横山委員 そのような御返答の中で、現在、小規模高校存続への取り組みとはどのようなものか、教育長にお聞きします。

○田村教育長 小規模校の存続のためには、生徒の希望する進路をしっかりと保障することとあわせまして、地元の小中学校との連携や地域との連携を充実し、地元での存在感を高めることが重要だというふうに思います。このため、進

路保障の面では、進学と就職のいずれにも必要となる基礎学力の定着と社会性をしっかりと身につけさせるための指導を行うとともに、高いレベルの大学への進学を希望する生徒にはその学習ニーズに応じたきめ細かい個別指導も行ってまいります。

小中学校との連携については、近隣の中学校と連携した中高一貫教育、これをベースといたしまして小中学校と協働して行う防災活動などの地域貢献活動にも積極的に取り組んでいるところでございます。さらに、地域の課題解決に向けた探求的な学習活動に取り組むことによりまして、思考力や判断力を養うことはもとより、生徒は地域への理解と愛着を深め、地域からは学校に対する関心、信頼を高めてもらうというふうに努めているところでございます。

○横山委員 どの学校も多士済々、懸命に取り組んでおられることとその御労苦に敬意を表する次第であります。ここで地元高校への進学について議論をしていきたいと思えます。

地元の子供たちの地元高校への進学率、これは前述の小規模高校に限らせていただきますが、どのような状況でしょうか、教育長にお聞きします。

○田村教育長 お話にありましたように、1学年2学級以下の小規模校は14校でございます。これらの高等学校におけます平成27年度の地元中学校から地元高校への進学率は全体で23.5%となっております。

鉄道の沿線地域などの公共交通機関の利便性がよい地域では、他の地域への通学がしやすいといったことから、地元中学校から地元高校への進学率が特に低くなる傾向がございます。

○横山委員 ありがとうございます。

この進学率、一概に高いか低いかの二元論で語るものではないと思う一方で、小規模校の存続や地域へのその後の定着という視座から議論

すれば、高いほうがよいということになります。そのためにはどうすべきか、その背後には何が横たわっているかを考えますと、親御さんや児童ともに、地元高校では十分な教育やその他の環境が整っていない、換言すれば中央圏の高校のほうが充実し、安心して教育を受けられるという、そんな解釈が一つの問題としてあるのではないかと。

あくまで個人の夢や希望という大前提がある以上、それを尊重するのが第一義ですが、それとは別に地元学校への不安感や負のイメージのようなものが保護者や児童側に少しでも存在するならば、それを払拭する、そして地域地域で子供たちが誇りと志を持って地元学校へ進学できるような機運の醸成が必要なのではないかと考えますが、御所見を教育長にお聞きします。

○田村教育長 中山間地域の高等学校が地元の中学生からの進学先として選択をしてもらうためには、学校としての活力を高め、地域から信頼され、地元の中学生、保護者から行きたい、行かせたいと思われるような学校になる必要がございます。

そのため、先ほども申し上げましたとおり、進路保障の面での取り組みあるいは地域の課題解決に向けた探求的な学習、さらには小中学校との連携、そういったことに積極的に取り組んでいるところでございます。加えまして、来年度からは、インターネット学習教材を活用し、個々の生徒の幅広い学力や進路希望に応じた個別指導を行うとともに、放課後や自宅においても生徒が自主的に学習できるような、そういった環境づくりも整えてまいります。

このような取り組みを行うことによりまして、地元の中学生在が地元高校へ信頼と誇りを持って進学できる機運の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

○横山委員 ぜひとも、小規模高校もすばらしい

んだ、小規模校だからこそ学べるんだ、そして頑張れるんだという機運の醸成を県初め地域を挙げて取り組んでもらいたいと強くお願いするところであります。

先ほど教育長の御答弁の中にもありましたけれども、そこで中山間での小規模校の教育の質の向上を担保するものとして開始された遠隔教育が話題となっておりますが、実際の授業における先生の手応えや生徒の理解度はどうか、また見えてきた課題等があればどう対処していくのか、教育長にお尋ねします。

○田村教育長 今行っております遠隔教育の狙いは、小規模校におきましても専門教科の選択の幅を広げるとともに習熟度別の授業を生徒の学力の定着状況に応じてより細かく設定できるようにすることによりまして、住む地域にかかわらず教育の質の維持・向上を目指すものでございます。

その最初の取り組みとして、本年度から高知追手前高校と吾北分校で遠隔教育を行っております。

生徒へのアンケートからは、「授業がわかりやすかったか」という問いに対して、本校の生徒は40人中39人、分校の生徒は3人中3人が肯定的な評価をしていることから、生徒の理解度は高いというふうに受けとめております。また、教員の側からは、画面を通して通常の授業と同じように生徒の様子を把握できると感じており、教育の質の担保という面で手応えを覚えているというふうに聞いております。

一方、これから取り組まなければならないという意味での課題といたしましては、今年度は単発的に遠隔教育による授業、試行ということでございますけれども、来年度からは単位の認定も行う通年での授業を行いますので、遠隔での授業を通して的確に学習の評価を行う、そういった方法の確立などが必要となってまいりま

す。

このため、3年間の研究の中で専門家の助言を受けながら的確な授業方法を確立し、遠隔教育を行う上での留意点を盛り込んだ年間の授業計画を作成することなどによりまして、こういった課題の解決を図ってまいります。

○横山委員 ぜひともハード、ソフト両面にわたって拡充、またブラッシュアップをしてもらいたいと強く要望するところであります。

小規模校について最後の問いとなりますが、高知県を挙げて人口減少に真正面から取り組んでいく中で、欠かすことのできない拠点である地域の小中学校や小規模高校がその存続に向けみずからのレゾナートルを發揮し高めています。そのような地域との連携・協働や貢献活動への支援についてどのようにお考えか、教育長にお聞きいたします。

○田村教育長 中山間地域におけます学校は、教育委員長からもお答えしましたとおり、子供たちや地域にとりまして大変重要な課題というふうに考えております。

そういった地域の学校におきましては、地域の課題解決に向けた探求的な学習活動や地域と連携した防災活動、あるいは伝統芸能の継承など地域と協働した地域貢献につながる活動を行っております。また、こうした活動の中で、小・中・高等学校の児童生徒が交流し、学び合い、人間関係の深まりや広がりにもつながっているところでございます。

こうした取り組みがさらに活性化するとともに、学校と地域が連携して地域の子供たちを育てていく学校支援地域本部の設置ですとか、あるいは高等学校においては校長裁量予算などによりまして、地元の市町村とも連携して県教育委員会としても積極的に支援してまいりたいというふうに思っております。

○横山委員 小規模校ならではの利点、存在意義

が学生と地域に色濃く反映できるような施策の展開を心からお願いを申し上げます。

ここまで田園回帰の概念や可能性、そしてそれを支える地域の拠点、小規模校の議論を展開してきたわけですが、これらの前提として中山間に限らず、全ての人々にとって安心・安全が求められており、これを担う政策として注目すべきは事前防災対策であります。

この対策は、来年度当初予算の南海トラフから命を守る対策の徹底の中にも、そしてインフラの整備と有効活用の中にも掲げられております。

防災、すなわち災害を防ぐという言葉にさらに事前という言葉をつけるところに力強さ、その決意がうかがえるわけではありますが、今回は地震津波ではなく、山津波や地すべりなど土砂災害に対する事前防災対策についてどのような意気込みと取り組みの方向性か、土木部長にお聞きします。

○福田土木部長 土砂災害対策は、いかなる土砂災害が発生しても犠牲者を出さないという理念に基づき、ハード対策とソフト対策が一体となった取り組みを推進しております。

ハード対策としては、命を守る視点から避難所や避難路、要配慮者利用施設などがある箇所を優先的に整備しております。また、国の補助の対象とならない小規模な保全対策についても、県が2分の1補助を行い、きめ細かく対応しているところでございます。

ソフト対策については、県民の皆様が事前に土砂災害危険箇所を知り、適切な避難行動がとれるような取り組み、具体的には土砂災害警戒区域の指定ですとか防災学習会、行政機関や住民の方に参加していただく訓練、こういった取り組みを引き続き実施してまいります。

今後とも、土砂災害による犠牲者ゼロを目指し、しっかりと取り組んでまいります。

○横山委員 そのようなハード、ソフト両面の対策と同時に、既存インフラの修繕ということも欠かせません。先日、仁淀川町において、大渡ダム大橋の修繕工事が着工されましたが、これは国が管理者の町にかわって修繕代行をいただいております。この全国2例目となる修繕代行に御尽力いただいた知事初め関係各位には厚く感謝申し上げます。

今回この大規模な修繕工事には、当然技術のすぐれた大手ゼネコンが当たっているわけですが、元来、老朽化したインフラの点検や修繕は地の利を生かした地元建設業者がこの任に当たることが望ましいと考えます。

そこで、このような修繕工事における地元建設業者の参入機会をどう考えているか、御所見を土木部長にお聞きします。

○福田土木部長 インフラの老朽化が進む中で、修繕工事の必要性は高まっております。その担い手として地域に根差した建設業者の役割はますます重要になっております。このため、修繕工事におきましては、先ほど御指摘のありました大渡ダムのようなつり橋など地域の建設業者では対応が困難なものもございますけれども、地域の建設業者の参入機会の確保に努めておるところでございます。

今後の建設市場においては、インフラ修繕の分野の需要が拡大していくというふうに考えておりますけれども、その需要に応えていくためには、新設の工事と異なる修繕の技術やノウハウが必要だと考えます。建設業者の皆様には、この修繕工事に必要な技術力やノウハウにさらに磨きをかけていただくことを期待しております。

県では、修繕工事への参入機会の確保に努めながら、インフラの点検、修繕に関する技術研修等も実施いたしまして、地域の建設業者の修繕工事分野での活躍を支援してまいります。

○**横山委員** 厳しい財源の中、地元業者も大変ですが、自治体は道路管理者として利用者の生命、身体、財産を守りつつ、他方でその財政負担に苦慮している現状にあります。前述の代行業業のみならず、さまざまな国の支援をお願いしなければならない状況にあります。

あわせて、今後の大規模災害へ対応するため、それぞれの市町村においては避難路や避難空間といったハード整備や防災行政無線のデジタル化など、情報網の構築を図ってきたところですが、そこで有利な起債である緊急防災・減災事業債、これは平成23年度に創設され、時限的な措置として28年度まで延長されているところですが、今後も各自治体が引き続き防災・減災対策事業に取り組むことができるよう、事業の財源のかなめとして適用期限の延長を市町村とともに国に対して要望すべきではないかと考えますが、総務部長の御所見をお聞きします。

○**梶総務部長** 緊急防災・減災事業債は、事業費の100%に充当した上で、その元利償還金に対して70%が交付税措置されるという大変有利な地方債でございます。このため、平成26年度までに県、市町村合わせまして188億円余り、津波避難タワー等々の整備に活用させていただいておりまして、南海トラフ地震対策の加速化にも大きく貢献しているというふうに考えております。

委員御指摘のとおり、平成28年度で期限が到来するわけでございます。まずは、平成28年度中にできる対策をしっかりと進めるということが重要だと思いますけれども、平成29年度以降の緊急防災・減災事業債の必要性につきましては、市町村とともにその必要性、中身を十分整理をさせていただいた上で、国に対して必要な政策提言を行っていきたくて考えております。

その際には、南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議あるいは全国知事会議とも連携をして進めてまいりた

いと考えております。

○**横山委員** ぜひともよろしく願いいたします。

インフラ修繕と長寿命化の問題に関連してお聞きいたしますと、新しい橋梁やトンネルは現時点では修繕は必要ないと思われませんが、将来にわたってその老朽度を把握し、適切な時期には修繕を行うことが必要となります。そのためには、損傷度の把握や健全性の評価などを行う点検調査を確実に実施することが重要となります。

そこで、各管理者に義務づけられた橋梁やトンネルの点検調査が計画的に実施できるよう、市町村が必要とする予算確保について国に要望していただけないか、土木部長にお尋ねします。

○**福田土木部長** 法令で義務化されております5年に1度のインフラの点検調査を確実に実施するためには、財源の確保が重要な課題と認識しております。このため、点検調査に必要な予算を確保できるよう、市町村と連携しながら国に対して要望してまいります。

○**横山委員** ありがとうございます。

先日5日には、沿線市町村が待ち望んだ高知西バイパス枝川一天神インターチェンジ間が晴れて開通しました。地元関係者はもとより、長い間御尽力を賜りました県土木の皆様方にはここに深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。今後とも、このようなすばらしいインフラの整備とその長寿命化が行政と地元住民と地元建設業者の三者が一体となって進んでいきますように、衷心よりお願いを申し上げます。

続いて、若者自立支援と担い手育成について御質問いたします。

田園回帰や地域の拠点づくり、また防災・減災の促進と同時に、最も憂慮するところは各種担い手の問題であります。一つの背景としまして、この半世紀にわたって中山間地域の主力であった昭和一桁世代が2015年に全員が80代とな

りました。これは過疎化の始まった農山漁村にあってもこの昭和一桁世代が地元で踏みとどまり、生まれ育った地域の産業や伝統文化を守り、また担ってきました。この方たちの引退は、特に中山間地域を多く抱える高知県にとっては深刻な問題であり、さまざまな担い手不足の加速化を示唆していると思われます。

各産業の担い手や中山間地域のリーダー的な担い手、また伝統文化、歴史や自然を継承する担い手など一口に担い手といってもその切り口と異なりますか、捉える角度によってさまざまな担い手が存在いたします。そして、その担い手の数の問題はもとより、質の問題も重要となってくるわけでありまして、今県の施策としまして、土佐MBAによるマネジメントのスキルアップや事業承継・人材確保センターの開設、運営など、この重要かつ厳しい課題に真正面から取り組んでおられます。

しかしながら、そのようなマネジメント層以外の担い手不足もどんどんと深刻化しておりまして、私が従事しておりました建設産業などからも将来を憂う声はたびたび聞かれます。

そのような中で、潜在的な担い手として掘り起こしをしていく、確保をしていくという視点から、若者自立支援と担い手育成をいかにマッチングさせていくか、相乗効果を獲得していくか、シナジーを生み出していくか、ここも重要な視点であると同時に一つの対策にもなり得ると思います。まず、中学校卒業時や高校中退時での進路未定者などに対して就労支援等を行っている若者サポートステーションを所管されている教育長と、産業振興の担い手確保の観点から、産業振興計画の担い手対策を取りまとめている産業振興推進部長、それぞれに御所見をお伺いします。

○田村教育長 お話のありました若者サポートステーションが支援する若者の中には、いじめや

不登校を経験した人ですとか、家庭が経済的に厳しいような場合、あるいは発達上の課題があるような方など、さまざまな困難を抱えている状況でございます。

まずは、こうした若者が社会に一步を踏み出せるように、特定の分野への就労や就学には限定せず、基礎的な対人関係能力の育成などの支援を行っているところでございます。

中山間地域の若者への支援につきましては、昨年9月の補正予算におきまして、サテライトの機能強化、出張相談、家庭訪問などのアウトリーチ型で積極的に出向いていって支援をするといった方策を拡充したところでございます。

今後とも、一人でも多くの若者を社会に送り出し、結果として将来、中山間地域の担い手を含めさまざまな分野で活躍していただけるように支援に努めたいというふうに考えております。

○中澤産業振興推進部長 委員のお話のような若者に産業の担い手になっていただくということができましたら、生産年齢人口が減少する中にあって担い手の確保という観点からも有効ではないかと、そのように思っております。

○横山委員 それでは次に、本県の若者自立支援の現状と成果について、非行やひきこもりなど厳しい環境にある子供たちへの支援に取り組んでいる地域福祉部長にお聞きします。

○井奥地域福祉部長 県では、非行やひきこもりなどといった厳しい環境にある子供や若者たちへの支援策といたしまして、少年非行の防止対策では高知家の子ども見守りプランを策定しまして取り組みの抜本強化を図っているところでございます。また、ひきこもりへの対策のほうでは、本人や御家族などを支援するひきこもり地域支援センターの設置や地域での居場所づくりなどに取り組んでまいりました。

その結果、非行率のほうでは過去二、三年連続ワースト1位であったものが、平成26年はワー

スト13位へと改善をいたしましたものの、再非行率は依然として全国上位のまま、中でも無職の非行少年の就労を初めとします自立支援策、こちらのほうが大きな課題となっております。

また一方で、ひきこもり地域支援センターへの来所相談のほうは、平成21年度の101件が平成26年度は752件となるなど、相談件数が大きくふえておりまして、地域での居場所づくりの拡充や就労体験などによる社会参加の取り組みの促進、こういったことが大きな課題となっております。

このため、現在策定中の子どもの貧困対策計画におきまして、厳しい環境にある子供たちの就学や就労などに向けた支援策の充実強化を盛り込むなど、その自立と学び直しを積極的に支援していくことといたしております。

○横山委員 ありがとうございます。

先日、我々自民党青年部と県東部の若手農業者とで意見交換会を行ったのですが、その際に議題となったのは、若手農業者いわく、意欲的な農業を展開したい、挑戦をしていきたい、地域を守っていききたい、しかしその一方で人手がないということでありました。

若者が困難な状況から自立する、これは並大抵のことではありませんが、出口の問題、やはり受け入れてくれるところも大事な問題です。農業や建設業など、体一つで作物を相手に、また後者であれば大地を相手にといい担い手も必ず必要となるわけでありまして。

そして、冒頭に申しました中山間の担い手引退の問題も俯瞰してみますと、これは若者自立支援と担い手、そして特に中山間や本県の強みである第1次産業、また建設産業の担い手として、その方向性もしっかりと捉えながら進めていくべきではないかと思うのですが、御所見を地域福祉部長にお聞きします。

○井奥地域福祉部長 県では、これまで無職の非

行少年の自立と就労支援に向けた取り組みといたしまして、仕事体験や就労の場を提供し、雇用主となっただけの民間事業者のほうを開拓しまして、高知県見守り雇用主としての登録作業を進めてまいりました。

登録を進めるに当たりましては、仕事体験中や雇用してから1年間、雇用主に損害を与えた場合の見舞金や身元保証制度などを創設いたしまして、県建設業協会や農業協同組合などに協力依頼を行ってまいりました。

その結果、見守り雇用主の登録につきましては41社、78店舗となっております、そのうち建設土木業は17社、農業関係が3社となっております。今後とも、若者サポートステーションなどを初め関係する支援機関などとも連携しまして、厳しい環境にある子供や若者たちの就労を支援してまいりたいと考えております。地道な取り組みではございますが、こうしたことが結果として、委員のお話にもございます中山間地域を含め福祉・介護の分野はもちろんですが、第1次産業や建設業などの分野で担い手として活躍していただける若い人材の養成、育成へとつながっていくものと大いに期待をしているところでございます。

○横山委員 懸命に取り組まれていると思います。

しかしながら、他方で小中学校における不登校はワースト1位、加えて高校中退率もワースト3位という厳しい現状の中で、いかに若者自立支援を加速化していくか、現実的に就学、就業につなげていくか、これは担い手の問題とも深くかかわってくる問題だと思えます。

そこで、政府が平成22年に策定した子ども・若者育成支援推進法の大綱には、努力義務ではありますが、都道府県や市町村が子ども・若者計画を立てた上で、地域における子ども・若者育成支援ネットワークの構築を推奨しております。

このネットワークは、子ども・若者支援地域協議会として、平成28年1月時点では、全国30の都道府県で設置されておりますが、本県においては設置されていません。

本県は一生懸命さまざまな取り組みをされているとは存じますが、しかしながらワースト1位や3位の状況の中、当然これを克服し、若者自立支援の先進県を目指していく上で、この地域協議会の設置がマイナスになるようなことはあるのか、なければ現在の取り組みに加えて積極的に設置し、展開すべきと考えますが、設置していない理由と今後の展開について地域福祉部長にお聞きします。

○井奥地域福祉部長 本県では、子ども・若者計画につきましては、高知県次世代育成支援行動計画と統合させ、一体的な取り組みとして推進しているところであり、毎年PDC Aサイクルを通じた進行管理を行いながら、関係部局で連携を図り、取り組みを進めているところでございます。

その際には、次世代育成支援行動計画のほうで、県内の団体や民間企業の代表などで構成されております高知県少子化対策推進県民会議において御意見をいただくこととなっておりますことから、若者の自立支援にかかわる内容などにつきましても、その場で御意見を踏まえ、見直しを行うこととしております。

現在、こうしたスキームの中で若者支援の取り組みを進めておりますので、本県では、委員の話にありますように、子ども・若者支援地域協議会のほうは設置してはおりませんが、策定作業中の子供の貧困対策計画との関係も含めまして、今後の取り組みを進める中で、委員のお話にもありますように改めて設置に向けての検討を行ってみたいと、そのように考えております。

○横山委員 ぜひとも、若者自立支援と担い手問

題の両者が先ほど御答弁いただきました各機関の連携によって加速化しますよう強く要請をいたします。

本県の大事な若者を支援するという観点に加え、不幸にも困難な状況に陥った若者支援という視座から、子宮頸がんワクチン副反応有症状者への救済についてお聞きいたします。ワクチンそのもののあり方についてではなく、副反応当事者への支援ということであります。

国は、子宮頸がんなど3ワクチンが予防接種法に組み入れられる前の平成22年度から平成24年度まで、接種費用を助成する事業を実施しましたが、この事業によって副反応の症状があらわれた方への救済は、一般の医薬品での救済制度の適用となり、予防接種法での救済より適用される医療の範囲などが狭くなります。そのため、国では、接種事業により副反応の症状があらわれた方に対し、予防接種法での健康被害救済と同等の救済をする取り組みを始めております。

しかし、同時期に県単独予算で追加して助成を行った高校2年、3年相当年齢の方への子宮頸がんワクチン接種において副反応のあらわれた方は国の追加救済の対象とはなっていません。

そこで、県としてもこういった方への救済を行うお考えはないか、健康政策部長にお聞きします。

○山本健康政策部長 現在までに県が把握している子宮頸がんワクチンによる副反応の報告件数は11件、そのうちお話のありました県独自助成の対象者は6名おります。それらの方には市町村を通じて救済制度への申請について案内を行っています。現在のところ、審査結果が出た旨の連絡を受けた方は把握していませんが、副反応が認められた場合は、県が独自に助成した方についても、国と同様に予防接種法に基づく救済と同じ内容の救済ができるようにしたいと

考えています。

○**横山委員** 新たに救済策を講じていただけたことで、これは大変ありがたい限りであります。

また加えまして、救済に際しての交通費の上乗せを検討することはできないでしょうか。なぜならば、私の地元いの町にも副反応を抱えて苦痛と苦悶の日々を過ごす若者がおられまして、地元町長や担当職員がその親御さんや本人と接触し、事情を聞き、身体的にも経済的にも抜き差しならない状況を把握され、町単独でいち早く支援の方向性を打ち出したからであります。当事者は、症状の実態に合わせて適切な治療を受けたいと首都圏のほうへ月に1回親御さんと泊まり込みで治療に通っているとのことですが、今回、いの町が単独支援を決定したのは、この治療に通う旅費交通費の分であります。

現在、予防接種等による救済制度は国に認定されれば医療費については全額支給となるのですが、その他の経費、手当等は基準により一定の額のみ支給であります。その医療手当と高知から首都圏への宿泊を伴う通院の費用に比べるとその差額はとても大きく、副反応当事者の御家庭の経済的負担は当人の肉体への苦しみとともに増大しています。

本県においては、痛みの外来が高知大学医学部に設置され、副反応有症状者のケアをしているとのことですが、症状の実態に合わせて、高度かつ先進的な治療を受けさせたいのは親心として推して知るべしであります。そのような現状を踏まえ、県としても市町村に支援を行うお考えはないか、健康政策部長にお聞きします。

○**山本健康政策部長** 県では、子宮頸がんワクチンの副反応への対応として、国の痛み対策研究事業にも参加している高知大学医学部附属病院に対応を依頼し、県内の体制を整えています。同病院では、痛みの外来に加え、思春期の心と

体に対応する専門外来があり、子宮頸がんワクチンによる副反応の主な症状への対応が可能であり、県では受診希望者の方には同病院への受診を案内しているところです。

そのため、お話のありました事例での市町村への支援は困難であると考えますが、同病院の主治医によりさらに専門的な診療が必要と判断され、他県の医療機関に紹介された場合には、交通費等への対応についての検討が必要だと考えています。

○**横山委員** ぜひともよろしく願い申し上げます。

最後に、地域の学校と双壁をなす拠点として本県が先進的な取り組みを進めている小さな拠点、集落活動センターについてお聞きします。

開設数の目標値において見てみますと、平成27年度30カ所の目標に対して、順調な数字を伸ばしており、今後ますますの飛躍が期待されます。地元吾川郡におきましても、3カ所目となるセンターが、いの町本川地域の越裏門、寺川地区に集落活動センター氷室のさととして今年度末に開設が予定されております。

今後の集落活動センターのあり方を論じる上で、中心基幹地域との連携、また一定の集客と外貨の獲得ということがその持続可能性に大いにかかわると考えるところであり、同じくいの町の集落活動センターふれあいの里柳野は夏場にビアガーデンやディナーショー、先日は新そばとこんにやく祭りなど、地区内外からの誘客を積極的に図っております。

そのような中で、氷室のさとを振り返ってみますと、越裏門、寺川地区に行くまでの道のりが大変厳しい。昨年10月に自民党会派の政務調査で御当地視察に向かいましたが、バスで長時間、県道を揺られたことは記憶に新しく、このような事例のみならず、集落活動センターと中心基幹地域との連携や交流を促進していくため

には、センターの開設や成長に合わせて周辺のインフラ整備並びに防災・減災を加速化していく必要があると思いますが、御所見を中山間対策・運輸担当理事にお伺いします。

○**金谷中山間対策・運輸担当理事** 中山間総合対策本部会議の場では、集落活動センターの推進に関係する道路や情報インフラの整備といったことなどにつきましても、提起がなされて議論がされております。中山間地域の集落の維持・再生のためには、社会インフラの整備も必要となりますので、今後もそういった場で課題を共有しながら関係部局が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○**横山委員** また、中心部との連携や交流促進のためには、集落活動センターを知ってもらう、足を運んでもらう取り組みが必要と考えます。そこで、来年度予算で計上しています集落活動センター連絡協議会の設立、これが一つの足がかりになるのではないかと、そう期待するところでもあります。

センター同士のネットワーク形成に始まり、課題や情報の共有、そして互いの連携が加速化していくことと期待されますが、この連絡協議会の具体的に目指す姿、方向性と得られる効果とはどのようなものか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

○**金谷中山間対策・運輸担当理事** 集落活動センター連絡協議会を立ち上げますことで、運営組織代表者や市町村等で組織するネットワークが構築されます。互いの仕組みのよい事例とか課題を共有して学び合うことができるようになると考えております。

こうした取り組みを通じまして、地域の機運を醸成しまして、集落活動センターのさらなる普及拡大を目指してまいりたいと考えております。

○**横山委員** ぜひともよろしく願い申し上げます。

す。

先ほど述べました知ってもらう、足を運んでもらう、すなわち県がその培った宣伝力を活用し先導して里山の売り出し、観光商品としても田舎のPRに発展させていくことも重要であり、そのことによって他の地区も勇気づけられ、センターの開設数もますますふえるのではないかと考えますが、そのことにつきましても観光振興部長と中山間対策・運輸担当理事、それぞれいかがでしょうか。

○**伊藤観光振興部長** 集落活動センターの中には、委員のお話にあった集落活動センター柳野を初め汗見川や四万川など、経済活動として地域の食や自然を生かした観光振興に取り組まれているところがございます。こうした取り組みが多くの方に認知され来訪につなげていくためには、PRは特に重要であるというふうに認識をしております。

これまでも、龍馬パスポートⅡやグリーンツーリズムのパンフレットの掲載、さらに「2016奥四万十博」のガイドブックでもPRをしてまいりましたが、今後、高知家エクストリームトラベル社のツアーなどに体験プログラムを取り上げるなど、さらに積極的なPRをしていきたいというふうに考えております。

加えまして、今後開催する歴史を中心とした博覧会に向けて、地域地域で周遊コースづくりを行っていくこととしており、市町村とも連携しながらこの集落活動センターが行う食や観光の取り組みの磨き上げも図り、コースの中でできるだけ組み込み、PRしていきたいというふうに考えております。

○**金谷中山間対策・運輸担当理事** 多くの集落活動センターでは、宿泊施設とかレストランの運営、体験交流イベントなどの開催が行われておりまして、外から人を呼び込む交流がされております。こうした取り組みをしっかりと磨き上げ

ていきまして、センターのポータルサイトや高知市中心商店街の情報発信コーナーがございませけれども、そういったところで広くPRすることでセンターに関心を持っていただき、足を運んでいただけるような取り組みにしていきたいというふうに考えております。

ひいては、こうしたことが他地域での開設にもつながるものというふうに考えております。

○横山委員 それぞれ知事初め執行部の皆様から真摯な御答弁をいただきました。

今回の予算委員会での一問一答方式で大きな項目、田園回帰、また小規模校の存続、事前防災対策、そして集落活動センター等々トピックを見てみますと、どれも高知県がトップランナーとして先進的な事例として取り組んでおられることだなど、改めて深く認識をした次第であります。そして、今回また子宮頸がんワクチン副反応の若者への支援や、そして若者自立支援と担い手の育成の問題についても加速化していただけたということ、本当に大変心強く思っております。

今後とも、高知県勢浮揚の一助となりますように私も精励してまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げまして私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○桑名委員長 以上をもって、横山委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩といたします。

午前10時51分休憩



午前10時57分再開

○桑名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行い

たします。

橋本委員の持ち時間は30分です。御協力をよろしく願いいたします。

○橋本委員 県民の会会派の橋本敏男でございます。通告に従いまして、予算委員会の質問展開を行いたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

古くから行われてきた漁のわざと経験に基づいた知恵を受け継ぎ、新しい設備や技術を融合させ発展し続けてきた沿岸漁業、本県の沿岸域での漁業は多様性に富み、狙う魚種によってさまざまな漁法があります。仕事は3Kの代表格と言っても過言ではなく、働く時間帯は未明から夜中まで、季節や狙う魚種によっても違ってきます。船主一人で乗り込む小型船や、5トン以下の船に数名が乗り合わせて出漁する形態がほとんどで、沿岸漁業で漁師として働くための第一歩は、個人事業主にてっち見習いとして教を請うか、漁業会社や団体事業者の船方として乗り込み師匠と弟子のような関係を築くか、従業員として働きながら将来独立を目指す場合が多く、船主やその家族または地域の漁協組合員から多くを学び、その地域の住民として地域の産業の担い手になっていくことが主流になっています。

農林水産統計から高知県の漁業生産額を拾い出してみると、昭和59年の1,000億円をピークに平成25年には490億円と減少し続け、高知県の経済を支えてきた産業に陰りの色が見え隠れしています。特に、漁業就業者数は漁業センサスによると昭和53年の1万3,000人から平成25年には4,000人と3分の1に減少し、漁業経営体数も5,000件から2,200件と半減以上の落ち込みを見せています。

漁業就業者と経営体数の確保は必須の課題で、高知県は担い手確保のためにさまざまな施策を展開していますが、いかんせん現在の取り

組みは一定の成果は見られるものの効果が限定的で、結果として漁業就業者や経営体の減少に歯どめがかからず加速しているような状況で、このまま減少し続ければ、高知県から沿岸漁業が消滅するという最悪のシナリオを覚悟しなければならなくなるかもしれません。

そこで、本県の水産業の現状を検証し分析した上で、その対策を講じなければならないと思いますが、漁業就業者数・漁業経営体数減少の分析と対策について水産振興部長の答弁を求めます。

○松尾水産振興部長 漁業就業者や漁業経営体の減少要因としましては、1つには、昭和の終わりから平成の前半にかけての国際減船などによる遠洋・近海漁業の衰退がございます。2つ目には、魚価の低迷、経費の増大などがもたらします収益性の低下による沿岸漁業への新規参入者の減少と高齢化が原因であると考えております。

こうした中で、本県沿岸漁業の状況を分析してみますと、漁業就業者が減少する中で、漁業生産額については一定水準を確保しております。中でも、大型定置網やキンメダイ、メジカの釣り、シラスパッチ網などを初めとする比較的安定的な生産が見込める漁業を中心に、新規就業者が定着しやすい環境を整えることが重要だと考えております。

また、何よりも漁業就業者の減少に歯どめをかけるためには、生産から加工・流通・販売まで一貫した取り組みを進めまして、漁業所得の向上を図りますとともに、好循環を生み出し、拡大再生産へとつなげていくことが必要だと考えております。

具体的には、設備投資への支援など効率的な漁業生産体制への転換や、付加価値を高める加工業の振興、また高知家の魚応援の店などを活用した外商の強化や輸出への挑戦などにより、

産業振興計画で目指しております、若者が住んで稼げる元気な漁村づくりに向けて、取り組みを強力に進めてまいります。

○橋本委員 ただいま水産振興部長より答弁をいただきました。現在は漁業生産額は、経営体数や就業者数が減っている割には担保されているというような話でございました。でも、漁業就業者が減少すれば、当然漁獲量や漁獲高も減ってくることは必然というふうには言わざるを得ないと思います。まさに負の連鎖が始まってくるのではないかなというふうには危惧をしているところでございます。

それから、その負の連鎖がスパイラル化しないように、やっぱり手を打っていかねばならないというふうに思っています。その対策として、県は沿岸漁業担い手活動促進事業の展開を図っているわけでありまして、それをより精度の高いものに仕上げていかねばならないというふうに思います。

新たに漁業に就業する者にとって、技術習得の受け入れ漁業者や受け入れ地域での生活環境のマッチングが、就業の成否を大きく左右する大事な要素になります。せっかく研修を受けて本県で漁業を営む志のある者の参入を促進し、就業定着を図るため、準備段階から就業後の収入安定確保対策までも含めた総合的な支援制度について水産振興部長の答弁を求めます。

○松尾水産振興部長 就業希望者が地域で操業を開始し定着していくためには、地域とのマッチングが重要でございます。そのため、いわばお見合い期間として3日から1週間程度漁村に滞在し漁業を体験、地域と交流する短期研修を実施しております。また、短期研修から長期研修への移行に際しましては、就業希望者の意欲や資質などを見きわめ、受け入れを判断する審査会を設置しております。研修を終え、操業を開始する際には、漁船取得といった初期投資が必

要となりますので、それに対しましてはリース事業等で支援をしております。

こうした地域とのマッチングや操業開始時の支援などを総合的に、また円滑に行うため、漁業就業支援アドバイザーを設置しておるところでございます。

なお、就業後しばらくは水揚げも不安定と考えられますので、一定期間所得を補填する制度の創設を国にも提言しておるところでございます。

○橋本委員 少し突っ込んだ話をしてみたいと思います。ただいま部長のほうからの話がありまして、総合的な支援制度そのものはいろんな状況で展開をしているというようなお話だったと思います。

今のそういう総合的な事業の仕組みだけで、今からの経営感覚のある漁業者や新たな漁法を生み出せるような漁業展開が図られるというふうにお思いかどうか、御所見をいただいております。

○松尾水産振興部長 ただいま申し上げましたいろいろな支援制度、これがきっちり漁業研修者、やりたいという就業希望者に届いて、それが有効に活用されるということが必要でございます。これは、単なる制度をつくってもそれが有効に活用されないと、研修生から就業者に育っていくということは困難でございますので、それはきっちりやっついていかないといけないと考えております。

○橋本委員 ありがとうございます。

私が最も驚いたことは、2013年漁業センサスの後継者別経営体調査で後継者の有無別で見ると、後継者がいない経営体が87.8%を占めているということでもあります。このことは、漁業経営体における事業承継が極めて厳しいということを示しており、漁業資産の活用を図れるのは全体の12.2%にすぎないわけでもあります。後継

者のいない87.8%の漁業資産をマネジメントすることで、資産の有効活用を図り、新規参入者と既存の漁業者とのマッチングを果たすことができれば、漁船取得や漁具などの調達を初め初期投資の軽減が図られ、事業承継をスムーズに行うことができるのではないかと思います。

現在、先ほど部長のほうからもお話がありましたように、高知県漁協に1人だけ配置している漁業就業支援アドバイザーの増員を行い、就業の参入から事業承継、そして定着までを一貫してサポートする体制をバージョンアップさせていくことが必要不可欠だというふうに考えますが、水産振興部長の答弁を求めます。

○松尾水産振興部長 後継者がいないという中で就業者をふやしていくためには、やっぱり外部から相当数呼んでこないといけないということがございます。そうした中で、短期研修の柔軟な実施や長期研修の対象漁業種類の拡大などを行いました結果、平成24年度までは大体年間2人程度でありました長期研修開始者が、平成25年度には7名、また26年度には11名ということで大幅に増加をしてきております。

また、研修希望者も増加をしていくという状況の中で、お話のありました研修生と漁業者とのマッチングを行い、研修から地域での就業、定着までを一貫してサポートします漁業就業支援アドバイザーを来年度には増員したいと考えております。

○橋本委員 ありがとうございます。

多分、28年度予算計上されている512万7,000円、漁業人材育成強化事業委託料の中にそのことは入っているのではないかなというふうに思います。今1名ですが、この金額でいくと多分2名になるのかなというふうに想定されるんですが、もう少し欲を言えば、東部、中部、西部のブロック別に一人一人ぐらいいは何とかそういうサポート体制をしっかりとさせていただくように

ならないものか、いま一度部長の答弁を求めておきたいと思います。

○松尾水産振興部長 現在1名を当面2人というところでございますが、お話のありましたように、非常にサポートは重要でございます。当面は、その2名の方々と移住・交流コンシェルジュの方々、またそれぞれの市町村の移住推進員の方々なんかと連携を強めまして、対応がきちりできるような形をとっていきたいと考えております。

○橋本委員 ぜひとも、サポート体制を強化していただくよう、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

漁業センサスから漁業就業者数を単純に検証してみますと、30年間で漁業就業者数は先ほど言いましたように約3分の1に減少しております。この数字を単純に割ってしまいますと毎年300人以上が減少しているというような数字になってきます。このことから、漁業就業者や経営体数の減少に担い手確保の施策が追いついていないことを物語っているのではないかなというふうに、私は思っているところでございます。

私は、実は1月に京都の宮津のほうに視察研修に行ってきました。京都の宮津にあるのは海の民学舎という、要は漁師の予備校的な仕組みの施設でありまして、そこは2カ年のプログラムでカリキュラムをこなしていくというような仕組みになっています。1年目は、その地域の沿岸漁業の基礎的なものを全て学ぶんだそうです。そして、プラス座学を学ぶ、座学では基本的には加工や流通まで学ぶ。2年目に入ると、その学んだことをある一定集約して自分のやりたい漁業のところに、先ほど言ったうちがやっているような事業展開の形をとっていくというふうに言っていました。

1年目に全てを学ぶ。高知県もかなり海は広

くつながっているんですが、京都もかなり広いんですね、日本海側なんです。そこで沿岸漁業の漁法や種類ってたくさんあるんですがそれを学ぶ。何で学ぶのというふうに私が尋ねましたら、単純に向こうの方がこう言うんです、沿岸漁業というのは基本的には全てつながっているんです。そこで基本的なものを沿岸漁業全てを学ぶということは、新しい漁法を見つけたり新しい漁業展開を発見したりできるんです。そして、そこで座学としてその加工や経営を学ぶということは、新しい漁師像をしっかりとつくろうという形なんです。

御承知のとおり、漁師さんというのはなかなか旧態依然の形を転換しにくいんですね。結局、収奪をするだけの漁業で、市場へ上げて市場で値をつけられて売りゃあそれで終わりというような感覚の漁師形態なんです。この京都の宮津の海の民学舎のような機関がもし高知にできれば、ぜひともそういうような新しい漁師像、漁業像、水産像というのを構築すべきなんだろうなというふうに私は思っています。それから、そういう施設ができれば、大々的に花火を打ち上げるように打ち上げて、全国から高知で漁師をやらんかえというような形の発信もできるのではないかなというふうに思っています。

仮称なんです、私は漁師の学校と言っているんですが、沿岸漁業専門で教えているところってないんです。今、宮津が平成27年度からやり始めて、初めてなんですね。ぜひとも、高知でも漁師の学校、沿岸漁業に特化した学校をつくるようにできないか、知事にお尋ねをしておきたいと思います。

○尾崎知事 この漁業の担い手確保策、本当に御指摘のとおり、私も危機感を持って対応しなければいけないというふうに思っておりますが、少し付言させていただくと、やっぱり広義の担い手育成策と、そしてそのものずばりいわゆる

狭義の担い手育成策と両方あると思うんですね。やっぱり、漁業について稼げると、暮らしていけるという状態をつくらなければ、どんなにいろんな施策をやっても担い手というのは確保できないということなのではないか。

委員言われますように、就業者が減って生産額が減ってますます小さくなってという負のスパイラルに陥っていつている状況では、新しい若い人たちに漁業を継いでくださいとはなかなか、そう言ってもつきませんよということになるだろうと。その負のスパイラルをいかに逆転させるかということが非常に大事なだろうと、そのように思います。

先ほど部長も、生産を後押しし、加工を後押しし、流通を後押しし、そして外商を後押しすると、一連の施策を講じていますというお話を申し上げました。実際、数字を見ていただきますと、沿岸漁業生産額は、平成12年を1とすると平成18年というのは0.75になるんです、大体。ところが、平成18年を1とすると平成25年は1.3になるんです。すなわち、ずっと下がっていたものが今上昇傾向に転じつつある。これをしっかり続けていくことが、若者たちにとって漁業で暮らせるということになって、ゆえに担い手を確保するということになっていくと。まずは、これが一番大事だと思います。

その上で、長期研修制度、短期研修制度は、いろいろ事業者の皆さんにも加わっていただくなどという形で工夫を重ねて行ってバージョンアップをしていつています。これをしっかりやっていきたいと思いますが、今委員に言われました漁師の学校の問題について、確かに高知の場合、京都に比べても海岸線は大分広く、漁業の形態というのは大分多様でありますので、そういう意味においての限界はあろうかと思っています。ただ言われましたように、確かに座学とかをいろいろ学んでみるという機会というもの、

特に若い人なんかにとっては有益ではないかというふうに考えます。

例えば、漁業指導所単位でそういう座学講習の場なんかを持ってみるなどということも考えられるのかなと。いわゆる、それぞれの地域で実技をやっていただきながらも、他方漁業指導所でその座学の研修を受けていただくなどという組み合わせも考えられるかと思いましたが、いわゆる学校として学びやがどんと建つということにはならないのかもしれませんが、そういうような工夫というのも考えてみたいと、そのように思います。

○橋本委員 知事のほうより御答弁いただきました。確かに、やっぱり漁師というのは先ほど私が話をしましたけれども、なかなか旧態依然の体質というのが直り切らない状況があります。漁師を始める若いうちからとってきたものの付加価値を高めて高く売っていくんだ、それには加工もしながら、そして流通もしっかり学んでいく。どうしたら高く売れるんだろう、そういうことを考えられる漁師像というのをどっかできつついかないと、基本的には高知県の漁業そのものが大きく発展をすることはなかなか難しいのではないかというふうに思います。

ぜひとも、いろんなものを組み合わせながらそういう手だてを考えていただくように要請をしておきたいというふうに思います。

次に、サンゴに移っていききたいというふうに思います。本県は日本有数の宝石サンゴの産地で、明治時代から宝石サンゴを対象としたサンゴ漁が足摺岬や室戸岬沖で営まれており、地域の重要かつ伝統的な沿岸漁業の一つともなっています。今でも国内のサンゴ漁は高知県沖の採取量が全体の9割を占め、高知県が許可した漁業者の数は363件と全国の9割以上を占めています。ちなみに、許可件数は全国の396件に対し、足摺岬周辺203、室戸岬周辺160と、他県を圧倒

しているような状況にあります。また、漁獲されたサンゴを原料としたサンゴ加工業は地場産業として重要な位置を占めていましたが、近年では中国、台湾を中心とした需要が拡大し、それに伴ってサンゴの原木が高騰し続けています。

宝石サンゴは、中国、台湾での人気を背景に価格が高騰、1キロ当たり平均単価は10年前の約17万円から現在では170万円と10倍になっています。昨年3月に香南市で開かれた原木入札会において、1点で何と9,120万円の値がついた原木もありまして、一獲千金を夢見る漁業者も少なくありません。2015年の落札合計額は58億円、2014年の50億円を8億円も上回り、サンゴ漁は高知県の水産業の一翼を担っていると言っても過言ではありません。

しかしながら、このサンゴ漁を取り巻く環境は複雑で、サンゴ漁業者の増大による資源の枯渇化や欧米諸国による漁獲圧力など、国際取引の規制を求める動きを強める可能性もはらみ、その動向いかんによっては本県サンゴ業界に大きな影響が出るのが懸念されます。

そこで、本県の宝石サンゴ資源の持続的利用に必要な基礎的知見を得るため、サンゴ漁の漁場である足摺岬及び室戸岬沖を中心に平成23年10月と平成24年6月、宝石サンゴに関する漁業資源調査が行われたというふうに聞いていますが、調査結果について、構わない範囲で結構でございますから水産振興部長に示していただきたいと思っております。

○松尾水産振興部長 この2カ年の調査でございますが、潜水艇を用いまして禁漁区域と操業区域の両区域でサンゴの群体数の確認などを行っております。その結果、両区域で宝石サンゴの分布が確認されておりますが、操業区域と禁漁区域を比較しますと、禁漁区域において総じて宝石サンゴが多く分布していることが確認されました。こうしたことから、資源管理に向けて

設定した操業区域や操業ルールを徹底することで、本県の宝石サンゴ資源の持続的な利用は可能であると考えております。

○橋本委員 調査の結果、持続的な漁は続けられるというふうな見解であったと思っております。本当にありがたいこととございまして、今まで高知県がこのサンゴを守るためにやってきた規制努力というのが非常に実っているなというふうに評価をしておきたいと思っております。

一方で、漁獲や操業船の増加は国際取引の規制を求める動きを強める可能性をはらみ、ことしの秋には第17回ワシントン条約締約国会議——COP17が南アフリカで開催され、その会議に附属書掲載が提案されることが懸念されます。もし、COP17において附属書の掲載が決定すると、国外への輸出規制を受け、原木価格が暴落することが予想されます。

県は、先ほど私が言いましたように、2012年には既に国際取引規制の動きを牽制するため、許可要件の見直しと漁船の許可枠を抑え、禁漁期間や操業時間の規制を強めたところでありますが、新たに平成27年10月20日付の水産庁長官からの技術的助言に基づいて許可の定数と取扱方針を定め、サンゴ漁を永続的に営むための資源保護に努めています。

その取り組みと努力を国はもとより環境団体に対し強く発信していただくと同時に、関係各県とも連携を図り、スピード感のある対応をしなければならないと思っております。

会議における議案提出締め切りが4月に迫っている中、本県サンゴ漁経営体363の生活と伝統的な産業の存続がかかっており、高知県として時間的な余裕はさほどない中でCOP17にどのように向き合うつもりか、知事の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○尾崎知事 いかにも本県がサンゴを大事にしているか、そのための具体的な規制もして、そ

れをしっかりと遵守しておるか、そのことを国とも連携してしっかりと諸外国に伝えていくということを行っていききたいと、そのように思います。

○橋本委員 知事の決意を聞かせていただきました。本当に、この場からエールを送って、知事の健闘に期待をしたいというふうに思います。

次に、ちょっと時間もありませんが、カツオについてであります。高知県の海面漁業で水揚げされる魚介類の構成を見てみると、県魚でもあるカツオが全体の27%を占めて最も多く、またメジカとも呼ばれるマルソウダガツオも10%近くを占めます。このように、カツオ類が漁獲主体となっているのが高知県の海面漁業の大きな特徴となっており、カツオのタタキ、宗田節を代表とした食文化とも密接にかかわってきます。全国的に有名な土佐のカツオ一本釣りは400年以上の歴史を持ち、その県内漁家数は全国一を誇ります。

近年、我が国沿岸へのカツオの来遊は減少傾向が続いており、この原因は太平洋熱帯域でのまき網操業による大量捕獲によるものと考えられ、中西部太平洋まぐろ類委員会は、カツオの資源量は減少傾向が続いていると評価し、まき網漁業の管理措置を強化するよう勧告するなど、国際会議の場においても我が国の科学的な調査に基づいた主張に対する理解が進んでいます。

しかしながら、中西部太平洋まぐろ類委員会の勧告を踏まえた、我が国の管理措置の見直し案は残念ながら合意には至らず、まき網漁船の大型化や隻数の増加など漁獲圧力が強まる傾向は依然と続いており、中西部太平洋海域におけるまき網船の数は169隻から270隻と大幅に増加し、直近の2015年には281隻と年々増加傾向にあります。

それに反して、本県沿岸域のカツオ水揚げ量が過去最低となるなど、本県漁業に深刻な影響

を及ぼしています。高知県にとってカツオは県魚でもあるとともに、大事な漁業資源のみならず観光資源としても重要な役割を果たしており、カツオ資源の回復は県民みんなの待望であります。

今後、ますます資源状況の悪化が懸念されますが、本県におけるカツオ漁業生産の現状と課題について水産振興部長の答弁を求めます。

○松尾水産振興部長 本県では、大体年間2万トン前後のカツオを漁獲してまいりましたが、平成26年には1万4,000トンと減少傾向にございます。特に、沿岸域での減少傾向が顕著ございまして、平成27年の県内水揚げ量は過去22年間で最低となっております。このような不漁の傾向は本県に限らず、カツオ漁を行っている各県で共通して見られますことから、資源量の減少が水揚げに大きく影響していると考えております。

主な原因は、お話のありましたとおり、熱帯域でのまき網による漁獲量の大幅な増加であると考えられ、国際的な資源管理の推進が喫緊の課題であると認識をしております。

○橋本委員 国際的な課題も大変多い問題でございますが、平成27年に開催されたこの委員会において、長期的管理目標は合意に至ったわけですが、保存管理措置については合意に至っていません。カツオ資源の長期的管理目標について漁業開始前、630万トンの資源量の300万トン、48%まで減少しているカツオ資源の回復のため、長期的管理目標の保存管理措置が合意されたというもので、保存管理措置については従来のおり漁業開始前の資源量の50%、すなわち315万トンまで回復させることを当面の目標とし、その目標は2019年までに見直されることになることと結論づけています。

しかしながら、保存管理措置については2%の回復を当面の目標としているだけで、中西部

太平洋海域におけるまき網の隻数は年々増加傾向にあり、何ら具体的な対応となっていないのが現状であると思われまます。このような委員会の結果に対する水産振興部長の見解を求めて終わります。

○桑名委員長 申しわけございません。答弁を含めての時間でございますので、よろしゅうございますでしょうか。時間になりました。

以上をもって、橋本委員の質問を終わりました。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時27分休憩



午前11時33分再開

○桑名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

塚地委員の持ち時間は35分です。御協力をお願いいたします。

○塚地委員 塚地でございます。きょうは国際女性デーでございまして、女性の健康と命にとって重要な子宮頸がん検診について、まず質問させていただきます。

2012年の集計では、本県では子宮頸がんの新たな罹患者数は80名、残念ながら19名の方が亡くなっています。2008年には罹患者数は56名で、ここ数年増加傾向となっています。子宮頸がんの手術により出産可能年齢の方の子宮を摘出する場合もあり、健康対策としても出産希望をかなえるためにも、子宮頸がん対策は重要な課題となっています。

子宮頸がんはその原因が特定をされています。それはヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVの感染が原因だと解明をされているため予防

が可能ながんなのです。本来であれば検診と予防ワクチン接種の両輪で予防を推進すべきと考えますが、ワクチンの積極的な接種勧奨が差し控えとなってほぼ3年が経過をしており、検診がその重要な対策となります。

この3年間の予防ワクチン接種者数、検診受診率はどうなっているか、健康政策部長にお聞きいたします。

○山本健康政策部長 ワクチンの新規接種開始者は平成24年度が2,962人、25年度が658人、26年度が36人となっています。子宮頸がん検診の受診率ですが、20歳から69歳までの県全体の受診率でいきますと、24年度が27.7%、25年度が28.1%、26年度が27.5%となっています。

○塚地委員 予防ワクチンの課題もありますけれども、きょうはこの点は差しおくとして、市町村によって、決して高くない今の受診率ではありますが、さらに大きな差がありまして、最低のところは受診率が10.8%と平成25年度の数字が出ている町もございます。この原因をどのように考えておられるか、伺います。

○山本健康政策部長 受診率が逆に高い市町村で見ますと、やっぱり長年の取り組みの中で住民に受診意識が定着しているというところが多くあります。住民組織による戸別訪問を初めとした受診勧奨や再勧奨などが受診率の向上には効果があるというふうに考えています。このため、県のほうも平成22年度から市町村に対して検診対象者への個別通知、未受診者への再勧奨を行う経費を支援しておりまして、確実に検診対象者に受診情報が届くように取り組んでおるところでございます。

○塚地委員 御努力はわかりますけれども、先ほどの数字は決して効果が今の段階であらわれているという数字ではないと思います。

島根県の出雲市では、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスに感染しているかど

うかを自分で検査できるキットを市内の25歳から45歳の未受診者のうち希望者に無料配付をして、結果が陽性だった人を中心に検診の受診を促す取り組みを開始されています。一人の未受診者もつukらないという極めて積極的な取り組みだと考えますけれども、部長の見解を伺います。

○山本健康政策部長 市町村検診として導入するには、検診精度や陽性となった方がどの程度細胞診を受診するかなど、検討が必要な点がありますけれども、子育て世代や働き世代など時間がとりにくい方を検診に結びつけるには有効な手段の一つではないかと思えます。

出雲市は、研究事業として平成27年度限りでこの検査を実施しているとのことですが、どのような結果が出るのか注目をしております。

○塚地委員 ありがとうございます。

出雲市がここまで積極的な取り組みを行っている背景には、2007年度から、先ほどもお話しもありました全国で初めて子宮細胞を調べる細胞診とHPV遺伝子を検出するHPV検査の併用を実施し、その成果が科学的にも、さらに受診回数が縮減されることで財政的負担も軽減されることが実証された結果だと思えます。

さきにも少し述べましたが、子宮頸がんにはほかのがんと決定的に異なる点があります。それは検診でがんになる前の段階で発見が可能という点です。この間、島根県立中央病院の副院長の岩成治医師や自治医科大学附属さいたま医療センターの産婦人科今野良教授などが研究を重ねてこられ、その有用性が検証されています。

その第1は、がんになる前の細胞、いわゆる前がん病変の発見の精度が向上をし、出雲市では導入後発見数が2倍に増加をしています。第2は、そのことによりがんの進行が進まない段階での発見が可能となり、全県的にこれを実施

しています島根県では、浸潤がん、いわゆる重くなったがんの症例数が約半減したということが報告もされています。第3には、この間の研究でHPV検査も細胞診も陰性の場合、約3年間はがんにならないというデータも得られておりまして、陰性の方の安心と検診回数を減らす効果が得られています。

日本産婦人科医会では、2011年の秋に専門家の立場から、子宮頸がん検診のリコメンデーションを作成して、HPV検査併用検診を推奨してまいりました。この間、宮崎県や川崎市などでも実施がされてまいりましたけれども、県はHPV検査併用検診の実施について検討されたことがあるのか、お伺いをいたします。

○山本健康政策部長 対策型検診は、国の検診指針に基づいて実施することが基本だと考えています。国の動きとしては、平成24年度にがん検診のあり方に関する検討会を開催し、HPV併用検診について検討が行われています。この検討の中では、有識者及び検討委員ともにHPV併用検診導入については前向きな発言が多くありましたけれども、検診対象年齢や検診間隔など日本人に合った検診内容を早急に検討すべきであるとの見解により、導入自体は見送られていることから、県としてそれ以上のことは検討をしておりません。

○塚地委員 県として今検討されてないということでしたけれども、確かに国の検診指針に基づく検診は必要です。でも、それはあくまでガイドラインで、今お話をしたとおり島根県などでは実践的にその有用性が明らかになっています。

全年齢にその検診をすとなれば予算的にも大変なものになりますけれども、ぜひとも前向きに、一定の若年層を含めて、この検診をぜひとも早急に私は取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○山本健康政策部長 現在の子宮頸がん検診は、

2年ごとの受診で統一されていますが、HPV検査を導入すると陽性者は1年に1回、陰性者は3年に1回など、これまでの受診間隔が見直される可能性が高く、検診台帳による受診状況の管理と未受診者へのフォローアップが重要となってきます。その体制が整うことが確認できれば、県が検診方法や精度管理について検討するために設置しています高知県健康診査管理指導協議会子宮がん部会の中で検討を始めることはできると考えています。

しかしながら、併用検診の導入に向けた一番のネックは、今お話もありましたように検診費用が倍になることで、10年スパンで見ても6割程度高くなります。国の検診指針に盛り込まれていない検診を独自に実施する場合、受診者本人に全額負担を求めるのか、行政として支出するのか、実施主体である市町村の判断が出てきますので十分な協議が必要であると考えています。

○塚地委員 確かに十分な協議は必要だと思いますけれども、この間、島根県で出されてきている浸潤がんの症例の減少、命にかかわることでございますので、ぜひ私は前向きにがん部会のほうでも検討をしていただきたいと思いますし、受診率を高めるためにこのHPVの検査をみずから行うこともできる、そうした方法もございます。ぜひそうした方法で受診率を高めていくということも検討していただきたいと思います。その点、最後にお伺いいたします。

○山本健康政策部長 自己検診をしてその陽性の方に子宮頸がんの細胞診を受けていただくという取り組みは、先ほど言いましたように受診率を高める上で非常に注目しております。ですんで、ことしの出雲市の結果で本当に子宮頸がんの受診率が高くなるということであれば、積極的に検討はしていきたいと思っています。ただ、経費的にも多分1,000万円オーダーかかると

いうところもありますんで、その辺、費用対効果ですね、そこをしっかりと見きわめたいというふうに思っています。

○塚地委員 ぜひとも注目していただいて、その費用対効果も、命を守るという観点で効果も考えていただいて取り組みを進めていただきたいと思います。お願いをしておきます。

それでは次に、スクールソーシャルワーカーの問題で教育長にお伺いをいたします。

今議会の知事説明でも、厳しい環境にある子供たちへの支援として教育相談支援体制のさらなる充実を目指すとして、スクールカウンセラーの配置校の拡充、スクールソーシャルワーカーの配置数を69人から79人に拡充する方向が示されました。困難を抱えた児童生徒に寄り添いながらその家庭の保護者や専門機関との連携を図り、家庭ぐるみの支援活動を展開する上で、その専門性や人間関係の蓄積は極めて重要となります。スクールカウンセラーもその重要な役割を担っておられますが、今議会ではスクールソーシャルワーカーの課題について、その機能と体制の強化を求めて何点か伺います。

まず、昨年度の相談実績と特徴的な取り組みを教育長に伺います。

○田村教育長 昨年度、スクールソーシャルワーカーの支援の対象となった子供の数は1,278人で、そのうち継続的に支援した子供は949人でございます。相談内容としては、家庭環境の問題、不登校、発達障害に関する課題などが多くなっております。

平成20年度に初めてスクールソーシャルワーカーを配置して以来その拡充に努めておりまして、それに伴いまして支援する子供の数もふえているという状況でございます。

スクールソーシャルワーカーは、それぞれの学校や地域の実態に応じまして工夫した取り組みを行っていただいております。その取り組みは大

変多様なものがございますけれども、その中で特徴的なものを幾つか挙げますと、相談者との初回面談は必ずスクールカウンセラーと一緒にいき、情報共有の効率化やスムーズな役割分担を図っているといったケース、あるいは不衛生な家庭環境にある子供に対して、市町村の福祉部局を巻き込んで清掃を行い家庭での居場所や学習できる環境を整えたといったようなケース、また教育支援センターを活動拠点とすることによって不登校の子供への居場所づくりと保護者が気軽に相談できる窓口を一本化させたようなケース、こういったことが挙げられます。

○塚地委員 大変生活に寄り添っていると、これは時間的に言うといわゆる8時間勤務ではない状態の中で支えている姿だというふうに、今お話を伺って受けとめております。

文部科学省でも、その必要性から来年度小中学校に3,000名、高校に47名、貧困対策の重点加配を600名から1,000名に増員すること、新規にスーパーバイザーを47名配置し質向上のために研修会や連絡協議会を支援することとされていますが、本県での配置計画はどのようにされているか、伺います。

○田村教育長 本年度は、27の市町村、264校の小中学校と県立の中学校3校、高等学校9校、特別支援学校2校の合計278校に延べ69名を配置しております。来年度は、29の市町村の269校の小中学校と県立の中学校3校、高等学校14校、特別支援学校5校の合計291校に延べ79名を配置する予定でございます。

スクールソーシャルワーカー1人当たりの活動時間はケースによりさまざまございますけれども、標準的には1日6時間の週3回というふうになっております。その他スクールソーシャルワーカーへの支援やアドバイスをしておりますスーパーバイザーにつきましては、平成20年度から大学教授等を3名配置してきておりま

すけれども、本年度からは4名に増員をいたしまして来年度も同様の4名の配置を行う予定でございます。

○塚地委員 ありがとうございます。

全国的に見ても、本県の配置は積極的なものだというふうに思っています。ゆえに、全国に誇る機能や体制整備に、先進県として一步踏み込んでいただきたいというふうに思っております。

まず、専門性の確保です。基本的には、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉に関する専門的知識を持っておられる方の確保が必要だと思いますけれども、どうなっているか、伺います。

○田村教育長 本県の状況でございますけれども、平成27年度のスクールソーシャルワーカー延べ69名と申しましたのは、1名のスクールソーシャルワーカーを市町村をまたいで配置した場合などは複数でカウントしておりますので、実人数としては57名でございます。

そのうち文部科学省がスクールソーシャルワーカーの原則的な資格要件としております社会福祉士と精神保健福祉士につきまして、いずれかの資格を有している方は11名でございます。うち2名は両方の資格を持っております。そのほかでは、退職された校長など教員免許を有する方が30名と最も多くなっております。

退職校長などは、子供と接してきた経験が豊富で地域の実情にも明るいことから、スクールソーシャルワーカーとして大いに活躍していただいているというところでございます。

社会福祉士の資格を持っていることが望ましいといったことは確かでございますけれども、現在はスクールソーシャルワーカーの人数自体が不足をしているという状況でございますので、当面は人数を確保するといったことが第一として取り組んでいるところでございます。

有資格者の確保につきましては、今後、県立大学や関係機関と連携してその確保に努めていきますし、雇用主体であります市町村とともに教育、福祉の分野で活動の実績がある人材の確保にも努めていきたいと思っております。また、研修の機会についてもこれから充実をさせていきたいというふうに考えております。

○塚地委員 今、県立大学のほうとの協力というお話もありました。社会福祉士を養成されて、正式にその仕事につきたいという学生さんたちもおられると思っております。ただ、今の状況ですと、そのことだけで一生仕事を続けていけるのかという身分上の不安定な問題もあって、専門家をお雇いするというのが難しい状況も一方ではあります。

先日、県教委も有資格者の確保の努力をされて事業説明会をされたと思っておりますけれども、そこで出された課題について見えてきたものをお示しください。

○田村教育長 本年1月に、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する方々ですとか県立大学社会福祉学部の学生を対象に、スクールソーシャルワーカーの活動について具体的に知ってもらいまして、将来スクールソーシャルワーカーとして活躍してもらうことを目的に事業内容の説明会を開催しました。説明会には、有資格者の方が10名、大学生7名の参加がございました。説明会では、スクールソーシャルワーカーを募集する市町村からの業務内容の説明ですとか現役のスクールソーシャルワーカーから実際の活動内容ややりがいなどの話をしていただいたというところでございます。

その後、説明会に参加した方々から市町村へ2件ほどの問い合わせや応募があったというふうに聞いております。一方、参加者が必ずしも多くなかったということ、また参加者の中からはスクールソーシャルワーカーは関心がある職

業だが続いた雇用ではないため、なかなか転職には踏み切れないといった声が聞こえたことは今後の課題だというふうに考えております。

今後、こうした課題への対応についての検討を進めるとともに、社会福祉士会や精神保健福祉士協会といった団体とも連携して人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○塚地委員 ぜひ重要な役割を担う方にふさわしい処遇というのを実現していただきたいと思っています。

国は、スクールソーシャルワーカーの必要性は認めながら、小中学校に配置するスクールソーシャルワーカー1人当たりの積算基準を週当たり1日3時間というふうにしていまして、全く不十分なものと言わなくてはなりません。

国に対して予算措置を含めた抜本的な見直しを求める必要があると思っておりますけれども、教育長に伺います。

○田村教育長 お話がありましたように、1週間のうち1日3時間というのは当然不十分だというふうに思います。県では、これまでも国に対してスクールソーシャルワーカーの配置の拡充ですとか専門性が高い人材を確保するための常勤化などの待遇改善を要望してきております。また、全国都道府県教育長協議会におきましても、スクールソーシャルワーカーの養成に努めるとともに、学校や教育委員会に確実に配置できるよう、財政支援の拡充ですとか国庫補助率の引き上げなども要望してきているところでございます。

国におきましては、昨年12月の中央教育審議会の答申の中で、将来的には学校教育法などにおきましてスクールソーシャルワーカーを正規の職員として規定するとともに、教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討することが求められているということでございます。

今後は、スクールソーシャルワーカーの配置について、学校の数だけでなく、1校当たりの配置時間をふやせるよう拡充するための予算確保とともに、答申の内容に沿った法整備が実現されるよう引き続き要望をしております。

また、予算がつきましても、先ほど申しましたように、人の配置の問題で十分できないといったようなケースもございますので、人材確保に引き続き努めていきたいというふうに考えております。

○塚地委員 ありがとうございます。

国の法制化の動きが急速に強まっている中です。常勤化をするというのがやっぱり基本のスタイルではないかというふうに私は思いますので、ぜひそうした方向が実っていくように声も届けていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

現状を一步でも改善する取り組みというのが現場では求められております。県教委は、県立学校は直接事業を行って、小中学校は市町村への委託事業ということにしております。この委託先によってスクールソーシャルワーカーの処遇の差が当然あるわけですけれども、どこも決して十分な状況ではなくて、身分の不安定性、携帯電話やパソコンなどの機器の未整備といった状況もありますし、それぞれの相談の情報管理の困難さというようなことも現場からは声が上げられています。

先ほどの国の体制整備を待つまでもなく、一刻も早く県としては改善に取り組む必要があるというふうに思います。緊急な相談などに気軽に連絡をとる携帯電話などのアイテムは必須だと私は思っておりますけれども、処遇の改善にどのように取り組まれるか、教育長に伺います。

○田村教育長 お話にありましたように、市町村に配置するスクールソーシャルワーカーは委託で行っておりますので、市町村の規程に基づい

て雇用されていることで処遇が異なっているという状況がございます。ですので、お話がありましたように、仕事に必要なものも含めまして、執務環境の改善といったことについては市町村に働きかけをしていきたいというふうに思います。

また、スクールソーシャルワーカーに対する報酬の時間単価についても、かなりばらつきがございますので、そういったことについても正ができないか、市町村とも相談させていただきたいというふうに思っております。

○塚地委員 時間単価の問題もございましたが、それと同時に、時間の単価が高くても社会保険に入っていないとか、通勤手当が出ないとかというようなさまざまな処遇の違いもあって、私はやっぱり高いところにしっかり合わせていくという助言をお願いしておきたいと思います。

それと同時に、県も独自にこのスクールソーシャルワーカーさんを配置しているわけです。県がどのような処遇をしているかというのが、ある意味市町村の一つのバロメーターにもなるというふうに思いますので、県の処遇のあり方をどうしていくのかということはぜひ積極的に検討していただきたいです。

大変小さいことで申しわけないんですけれども、携帯電話はスクールソーシャルワーカーさんにとっては極めて重要なアイテムです。学校にいつもいるという仕事ではありませんので、少なくともそれぐらいはしっかりと配備をしていくということがやっぱり必要じゃないかと思っておりますけれども、教育長、その点はいかがでしょう。

○田村教育長 携帯電話につきましては、これまで具体的なお話として私のほうには伺っておりませんので、今委員からもお話がありました実態をお伺いした上で、どういった対応ができるのかというようなことについても市町村とも話

もしていきたいというふうに思います。

○塚地委員 市町村でなくて、県の事業主体としてやっている部分をぜひとも具体化していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

そこで、知事ですけれども、本当に貧困対策に力を注いでおられます。スクールソーシャルワーカーはもう専門家として子供たちに寄り添って頑張ってくださいていますけれども、先ほど少し述べました携帯電話の問題なども含めて、やっぱり予算措置をしっかりとさせていただく必要があるという点で知事に決意をお伺いいたします。

○尾崎知事 本当に厳しい環境にある子供たちへの対策という意味においても、このスクールソーシャルワーカーの皆様方に対する期待感というのは非常に大きいわけございまして、そういう意味において、まず量的にしっかりと多くの皆様になっていただくようにすると。そういうことで、県単独で15名のスクールソーシャルワーカーの方も措置させていただくとか、結果、来年度からは延べで69人から延べ79人に拡充することになるとか、こういう形で多くの皆様をお願いをするようになっていきます。

またさらに、質的といいますか、本県として特徴的な取り組みだと思えますが、就学前の児童、それから保護者の皆様方にもかかわっていただいて、円滑な小学校入学につなげていただくような取り組みもしていきたいと、そのようにも考えております。質的にも量的にもしっかりと充実できますように、県としても今後御指摘の点なんかも含めて予算措置のあり方をよく研究してみたいと、そのように思っています。

あわせて、これはやっぱり国がしっかり対応するということが極めて大事だと思っております。全国の次世代育成支援対策プロジェクトチームのチーム長として、貧困対策、それから

少子化対策の観点からこのスクールソーシャルワーカーさんについての関連の予算の充実をということもお願いもしてまいりました。今回、国においても大幅に予算措置の拡充ということが図られるようになってきているところでありまして、引き続きまた国に対してもしっかりと政策提言をしていくようにしてまいりたいと、そのように思います。

○塚地委員 ぜひ御検討いただきたいと思えます。

それでは最後に、教職員の健康管理について教育長に伺います。

文部科学省の調査でも、教員の多忙化が問題として認識をされ、その対策が講じられています。先生のいない教室というのが続出するなど、教員不足が慢性化する中、健康管理は重要な課題となっています。教職員の健康状態はそのまま子供たちの教育に直結するもので、県教育委員会としても現場任せではない積極的な対応が求められていると思えます。

まず、昨年度と本年度の現在までの教職員の1カ月以上の病気休暇と病気休職の状況が県立学校、小中学校でどうなっているのか、お示してください。

○田村教育長 まず、30日以上病気休暇取得者は、平成26年度は市町村立小中学校で延べ136人、県立学校で延べ61人、合計197人で、うちメンタルによるものが74人でございます。今年度は、2月末現在で市町村立小中学校で延べ109名、県立学校で延べ52名、合計161名で、うちメンタルによるものが57人でございます。

それから病気休職者でございますが、平成26年度は市町村立小中学校で延べ76人、県立学校で延べ26人、合計102人で、うちメンタルによるものが52人でございます。本年度は、2月末現在で市町村立小中学校で延べ61人、県立学校で延べ27人、合計88人で、うちメンタルによるものが54人となっております。

○塚地委員 先生方の大変な現状というのが今数字でも出されてきたと思います。文部科学省は昨年7月、学校における労働安全衛生管理体制の整備のためにという冊子を改訂いたしました。主な改訂内容は、昨年12月より教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックが50人以上の学校で年1回実施するよう義務づけられたことです。その結果、高ストレスであり、医師による面接指導が必要と判断された教職員から申し出があった場合には、学校の設置者は医師による面接指導を実施しなければならない。その上で適切な就業上の措置を講じることが求められることとなりました。

教職員が50人以上の学校には必置義務のある衛生委員会が置かれ、産業医も配置をされていますが、圧倒的多数の10人以上50人未満の学校には衛生推進者を設置することが義務づけられているだけで、チェック体制は極めて不十分な状況です。

現在、衛生委員会が設置をされている学校の割合はどのようになっているか、伺います。

○田村教育長 2年に1度文部科学省が実施します調査の結果では、平成26年5月1日現在の県内の公立学校におけます衛生委員会の設置割合は8.1%となっております。衛生委員会の設置が義務づけられている学校全てで設置をされております。

○塚地委員 衛生委員会は必置義務のところには当然ある。それを補完するような役割が、本来衛生委員会が設置されていない現場でも先生方になくってはならないというふうに思います。

とりわけ、小規模な公立学校における労働安全衛生管理体制の課題というのが今浮き彫りになっていると思いますけれども、その点の認識を教育長にお伺いいたします。

○田村教育長 現在の労働安全衛生管理体制でご

ざいますけれども、市町村立学校におきましては、市町村教育委員会ですとか校長がその労働安全衛生法等の関連法令を十分認識をしていないというようなこともございまして、結果として多くの市町村の教育委員会では職員の安全や健康を確保するために必要な事項を定める安全衛生管理規程を整備できていないといったことですか、必要とされている衛生推進者が選任されていない学校があるなど、教職員の健康管理体制は十分でないという状況はございます。

また、県立学校につきましては、産業医の選任ですとか衛生委員会の設置など、法令で義務づけられている体制は整備をされておりますけれども、健康診断後の指導などが十分にできているかというところも一定の課題もあるのではないかと考えているところでございます。

○塚地委員 今、課題認識をお示しいただきました。実は、県庁職員は出先機関の職員も含めて約3,500人全員の健診の受診結果を職員厚生課が把握して、病気休職、病気休暇30日以上を把握し、その疾病別の推移も明確にして常勤の産業医が分析し、職場へのアドバイスや本人の相談にも乗る体制がとられています。

今お話のあったとおり、教職員にはまだその体制が十分でないという実態だと思います。

私たちはさきの12月議会でこの50人未満の学校の課題も専門家を交えてチェックし、対応ができ、進捗管理ができる総括安全衛生委員会の設置というのを求めました。既に28の道府県では、県立学校の総括安全衛生委員会が結成をされて、産業医や教職員組合からも現場の実態をテーブルに乗せる観点から参加をされているところもあります。その点についてぜひ前向きな取り組みを求めるものですが、教育長の御所見を伺います。

○田村教育長 先ほども御答弁したように、県立学校について十分な健康管理ができていますか

いうと一定の課題があるというふうを考えているところでございます。そういう意味で、総括安全衛生委員会といったお話でございますけれども、この点につきましては12月議会でお答えしたとおり、今のところ設置をするという考えは持っておりませんが、教育委員会事務局と県立学校の総括衛生管理者として教育次長が位置づけられております。これまで、事務局については定期的に衛生委員会を開催し、その職員の健康管理を行っておりますが、県立学校については対象にできてこなかったというような状況がございます。

ですから、今後、県立学校におきましても総括衛生管理者を中心として職員の健康管理を県全体で議論していくなど健康管理体制を充実させていくといったことで、総括安全衛生委員会と同様の機能が果たせるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○塚地委員 ありがとうございます。(拍手)

○桑名委員長 以上をもって、塚地委員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩



午後1時再開

○明神副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

西内委員の持ち時間は50分です。御協力よろしく願いいたします。

○西内委員 自民党会派、須崎市選挙区選出の西内健でございます。

まずは、庭先の地元須崎市の質問として、養殖漁業についてお伺いをさせていただきたいと

思います。

これまでも何度か須崎市の養殖漁業に関しては質問を行わせていただきましたが、近年、本当に経営環境が大きく変化したためになかなか先行きが見えない、そういった中で漁業者の方々のいら立ちや悲痛な声を聞き、また改めてきょう質問を行わせていただきたいと思います。

須崎市における養殖漁業は、昭和30年代のハマチ養殖から始まり、カンパチやマダイの養殖がその後行われるようになって、国内でも有数の産地を形成してまいりました。昭和50年代から平成初期にかけては、生産量、生産額も順調に推移し、須崎市における基幹産業として地域経済を支えてきたわけです。しかしながら近年は、流通の主導権が量販店に移ったため価格形成力が弱まり、また消費者の嗜好の変化から魚離れが進んだことなどにより、魚価が全般的に低迷を続けております。

また、さきの東日本大震災における津波では23億円強の被害をこうむり、再建に向け漁業災害対策資金を借り受けたものの、その償還期限が来て非常に資金繰りに苦慮している経営体が多数あります。また、近年は飼料価格や燃油の高騰もコスト面で経営を圧迫している現状ですが、このような状況の中、まず県内の養殖漁業の経営の現状について水産振興部長にお伺いをします。

○松尾水産振興部長 本県の養殖業の経営状況は、魚価の低迷や餌の高騰などもありまして総じて厳しい状況でございます。ただ、県内の養殖主産地であります須崎地区と宿毛・大月地区とでは状況が大きく異なっておりまして、宿毛・大月地区では経営体の規模が総じて大きいと、厳しい経営環境にも耐え得る事業体が多く、みずから加工・販売まで行う6次産業化に取り組む事例もございます。

一方、須崎地区では、小規模零細な家族経営

体が多いことから、今後、魚価の低迷などが続きますと相当数の廃業が懸念される状況であると認識をしております。

○西内委員 おっしゃるように、確かに家族経営が多いため、なかなか事業承継とか後継者育成も進んでいない中ですけれども、そういった中でこの経営基盤の強化に向けてこういった取り組みを考えているのか、水産振興部長にお伺いします。

○松尾水産振興部長 特に厳しい状況にあります須崎地区の養殖事業者の経営基盤強化を図るためには、安定的な価格で取引を可能とする養殖魚のブランド化やその生産拡大に向けた協業化が大きな方向であると思っております。そのため、協業化に向けた計画を策定し、それを支援することとしております。具体的には、生産拡大に向けた生けすなどの設備投資や新たな給餌技術の導入等によるコスト削減の取り組みへの支援などを行ってまいりますとともに、ブランド養殖魚の販路拡大を支援するなど、足腰の強い経営体の構築に向けて全力で取り組んでまいります。

○西内委員 次に、近年は漁場環境、育成の環境が大きく変化して、野見湾においては白点病と呼ばれる被害が多発をしております。この白点病とは、白点虫と呼ばれる虫が魚のえらや体表の粘膜の下に寄生して白点が見られるようになる病気で、台風や豪雨時の波浪により海底が攪拌され、その2日から3日後に発生するケースが多く見られます。この状態になると餌やりをすることもできず、沖合の潮流が速いところへ養殖生けすを移動させるなどの対策をとりますが、餌やりをやめるために生育がおくれるケースやへい死するケースが多々見られます。ここ数年は毎年年間複数回の発生が見られている中で、中央漁業指導所によるモニタリングが行われておりますが、どうしても事後対策となって

いるため大きな成果が上がっていない現状であります。

この白点虫被害の原因解明など、いま一步踏み込んだ対策が期待されてはいますが、今後の取り組みについて水産振興部長にその御所見をお伺いします。

○松尾水産振興部長 白点虫被害は、海底にたまったシストと呼ばれます胞子のようなものに酸素が供給されることで一斉に白点虫が発生、浮上し、養殖魚に寄生することで起こるものと認識をしております。しかし残念ながら、白点虫の寄生による白点病の有効な手だてはないのが現状でございます。

したがって、現状では白点病が発生していない潮通しのよい場所へ生けすを移動していくということが最も効果的な対策となっております。被害の軽減に向けましては、現在も水産試験場と中央漁業指導所が白点虫の寄生率などの定点観測を行い、その回数をふやすといった対策をとっておりますが、被害が拡大したケースも見られますので、より有効な手だてを検討していきたいと考えております。

○西内委員 漁業者の方に聞くと、やっぱり白点虫の被害の情報がそれぞれ非対称なのか、なかなか解明に向けた対策が一向に進まない、そういったところも少し不満の声といいますか、いろいろ立ちが出てきておりますが、また検討のほうをよろしく願います。

そして、その白点病とか赤潮の原因に海底のヘドロの堆積が進んでいることが挙げられます。活餌の残渣や養殖魚のふん、こういったものが堆積の大きな原因であるとは思われますが、それ以外にもいろいろ津波防波堤ができたことで潮流が変化した、そういったことがヘドロの堆積を進めたとの声も聞かれております。ヘドロのしゅんせつとなると事業としても大変大がかりなもので、また本来、須崎市が事業主体とな

ることではありますが、底質改善技術の開発への取り組みを今後どうやって行っていくかと思っているのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

○松尾水産振興部長 底質改善には、砂で海底を覆う覆砂や底質改良剤の散布が考えられますが、これらにより白点虫の発生を防止するためには、広範囲に、また継続反復して散布することが必要でございますので、コスト面などから実用化は難しいのではないかと考えております。

底質改善に向けた抜本的な対策としましては、やはり環境に負荷を与えない養殖方法への改善が必要不可欠でございます。県としましては、協業化による経営基盤の強化などを図りながら養殖密度を下げる取り組みを支援しますとともに、適正な給餌方法の普及などを図ってまいりたいと考えております。

○西内委員 これからやはり産官学等いろいろ巻き込みながら方法も考えていただければと思っております。

次に、台風や豪雨の後には、新莊川という河川がありますが、そちらのアシとかこういったものが海に流れ出てくるわけですね。そして、その流出物の出口が先ほども言いました津波防波堤の開口部1カ所に限られておりまして、そこから出てくる流出物がどうしても生けすを直撃して、生けすが壊れたり魚が窒息死するといったようなケースも多く起こっております。

それとともに、海面に漂流した漂流物を撤去するのに、多くの方が自分の船で陸まで10回ぐらい往復しながらのける作業も必要になってきておりまして、養殖に向けてのモチベーションが低下している状況でもあるわけです。これらの災害対策についてよい手だてがないのか、土木部長にお伺いをします。

○福田土木部長 河川内に繁茂しているアシにつきましては、治水上支障となる箇所は土砂のしゅ

んせつなどにあわせて除却を行っているところでございます。一方で、河川や港湾区域から港の外へアシが流出することを完全に防ぐことは困難であり、湾内で漂流しているアシなどを直接除去しなければならない状況でございます。

昨年9月の須崎での豪雨時のように、大量の漂流物が出た場合は迅速に処理ができるよう、今後も必要な予算を確保し、漂流物対策に取り組んでまいります。加えまして、須崎市が漂流物を処理する際も、県の補助金を活用できるよう市と協議を進めてまいります。

○西内委員 次に、養殖について少し前向きな話をさせていただきたいと思っております。

先週の中内議員の質問の中で、クロマグロ養殖の現状について答弁がございました。ふ化仔魚の不足や生けす内での衝突によるへい死、こういった課題の解決を図り、クロマグロの種苗生産技術を第3期産業振興計画期間内で確立させるといった内容でありました。

ここで、ことし初めにニュースで取り上げられました新しい養殖の魚種でありますスマについてお伺いをします。

マグロと同じサバ科でありますスマ、モンズマですけれども、大変美味であります。漁獲量が少ないため幻の魚とされてまいりました。須崎の漁業市場にもたまに水揚げがあつて、1キロ当たり2,000円ほどの高値がつくこともあるようでございます。スマは、水温が14度以下になると越冬が難しいことから、養殖することに苦戦をしてきましたが、ことし1月、和歌山県と愛媛県が出荷できるサイズまで育成することに成功をしました。養殖スマは、マグロと比較しても脂ののりが遜色なく、市場においても非常に好評価を得ています。

マグロ養殖は、深い水深や大規模施設を必要とするため初期投資が大きく、また漁業資源確保のため限られた経営体で行われる免許制と

なっておりますので、現状では県内の小規模経営体のクロマグロ養殖への道は厳しいものがあります。それに比較して、スマ養殖は既存の養殖施設が利用できること、また50センチほどの出荷サイズであれば出荷サイクルも1年程度と資金繰りの面でも非常に負担が少なくなり、また低温に弱いとされているスマの越冬対策が容易になること、これらのことから高知県での養殖も可能であると思われま

す。和歌山県が平成24年から、愛媛県が平成25年から、それぞれ人工種苗生産に取り組み、今回の成果を上げています。マダイやカンパチの魚価が低迷する中、高付加価値を生み出す新たな魚種の種苗生産は県内経営体にとっても非常に魅力的なものであります。

クロマグロの人工種苗の実用化に取りかかったばかりであります。今後高知県としてもスマなどの高付加価値を生み出す新たな魚種の種苗生産に向けて並行的に取り組むべきと考えますが、水産振興部長の御所見をお伺いします。

○松尾水産振興部長 県内では、これまでもマアジやイサキ、トラフグ、クエといったさまざまな魚種の養殖が行われてまいりました。しかし、技術的な課題や需要と供給の問題などから、現在は主にクロマグロ、カンパチ、マダイ、ブリの4魚種に集約されてまいっております。

こうしたことから、新たな魚種の導入には課題も多いと考えられますが、養殖技術も日進月歩で進んでおりますし、需要のほうも変化をしております。そうしたことから、御指摘のあったスマにつきましても、全身トロと言われるような魚でございますので、出荷後の市場評価を注視するなどアンテナを高く張り、本県の漁場環境に合った養殖対象魚種を模索していきたいと考えております。

○西内委員 スマは本当に漁獲が少なく、なかなか知名度がない、そういったものを開発して

いくというのは売り出すときに非常に先行きが不透明なところもありますけれど、ぜひ何らかの形で取り組みを行っていただきたいと思いません。来年度において海外向け商談会への出展などを通じて、シンガポールや香港などへ輸出に取り組む予定と聞いております。国内マーケットが縮小していく中、国においてブリなどの主要養殖魚の国内向け生産に需給調整を行う一方、養殖魚の海外輸出を積極的に国において推進することが背景にあるものと思われま

す。県内養殖魚の産地加工の増産体制が整備され、輸出へ向けて挑戦をしていくわけですが、養殖魚を輸出する上での本県における課題についての認識を水産振興部長にお伺いします。

○松尾水産振興部長 養殖魚の海外輸出への課題としましては、大きく3つあると認識をしております。

まず1点目は、輸出の経験が乏しくノウハウや販路が不十分であるといったこととございます。これに対しましては、専門化をアドバイザーに招いてマッチングや商談等のサポートを行うことで販路を開拓し、輸出が早期に定着するよう支援をまいりたいと考えております。2点目は、輸出に対する衛生基準を満たしていない状況があるということとございます。これに対しましては、加工施設の衛生管理体制の高度化を推進してまいります。3点目は、サイズや身質といった規格がそろったものを必要量確保する仕組みが不十分だということとございます。これにつきましては、養殖業者や加工業者など関係者の連携した取り組みを支援し、ニーズへの対応力を高めてまいりたいと考えております。

○西内委員 次に、水産業における産業クラスターについて質問させていただきたいと思

います。他県に行きますと、特に県内1漁協を実現している地域なんかでは、JF主体の漁業レストランや土産物屋があつたりします。来年度、H

ACCP取得などを含め、輸出に取り組む事業者の組織化への支援も考えていらっしゃいますが、今後、水産業における産業クラスターの形成に関してどのようにお考えか、水産振興部長にお伺いします。

○松尾水産振興部長 水産業分野では2つの重点的なクラスターを考えております。

まず1つ目は、幡多地域広域水産業クラスターでございます。これは、宿毛湾の養殖業や土佐清水のメジカ漁業の生産力を生かし、それらを原料とした加工業の振興を図り、外商へと結びつけ、拡大再生産に結びつけていこうとするものでございます。2つ目は、中央地域広域水産業クラスターでございます。これは、須崎地区のブランド養殖魚の産地機能を強化しますとともに、弘化台の集荷や加工の機能を生かし、観光客や県民への食の提供とあわせて県外マーケットへの外商へとつなげ、拡大再生産を図ろうとするものでございます。

その他の地域でも、漁村の資源を活用し食の提供や体験漁業など、地域にさまざまな仕事をつくる地域クラスターの展開を図ってまいりたいと考えております。

○西内委員 最後に、この項、知事にちょっとお伺いしたいと思います。

国内では本当に人口減少が課題とされていますが、海外に目を向けると人口爆発と言われる近年であります。今後、発展途上国で肉食の傾向が強まってくるとやはりたんぱく源の確保というのは大きな課題になってくる中で、飼料の転換効率のいい養殖というのはこれから日の目を見る可能性も大きいものではないかと私は考えておりますが、それに対する知事のお考え方や御所見をちょっとお伺いしたいと思います。

○尾崎知事 養殖業は本当に安定的な生産を可能とし、また横展開、産業クラスターという形でそれも可能とし、ひいては輸出ということも視

野に入れて展望をすることができるということでありまして、人口減少下にあってもさまざまな形で産業規模の拡大を図り、さらに多くの雇用を生み出し、結果、若い人を呼び込んでくることもできる、可能性の展望の開ける分野ではなかろうかと思っております。

それぞれ地域の特性に応じた養殖業ということがあるんだろうと思いますけれども、その特性に応じた対策を講じてしっかりクラスターとなっていくように取り組んでいきたいと、そのように思います。

○西内委員 次に、南海トラフ地震対策についてお伺いをします。

第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、避難路や避難場所などの整備、公共施設の耐震化など一定めどが立ってまいりました。策定作業を進めている第3期行動計画において、津波避難対策を初め、揺れ対策や火災対策などを含めた発災直後の命を守る対策の完成度を高める方向でございます。津波避難対策の実効性を確保するため、これまでに行った図上点検の完了を受け、今後は現地点検を加速化することとしています。

現地点検で明らかになった課題に対してどのように対処をしていくのか、危機管理部長にお伺いします。

○野々村危機管理部長 本年度から地域の住民の方々や市町村と一緒に避難経路などの安全性の現地点検を行っておりまして、本年度末で県内362地区のうち約100地区が完了する予定でございます。今までの点検で、倒壊のおそれのあるブロック塀や老朽住宅などが狭い経路を塞ぐといった可能性がある問題点なども明らかになってきております。

そういったことから、平成29年度までに全ての地区で課題を洗い出すため、現地点検を加速していくこととしてございます。その結果、避

難場所まで逃げられなくなるような方が発生するような重大な課題がある箇所が洗い出されてきた場合には、市町村の意見も伺いながら解決策を探り、第3期行動計画期間中には対策に着手していくことを考えておりました、こうしたことで津波避難の実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○西内委員　そして、津波からの早期避難を開始するためには何らかのきっかけを必要とする県民の方が2割程度に上るため、迅速かつ確実に避難につながる多種の情報を発信する仕組みづくりに取り組まれるとのことでありますが、和歌山県では海洋研究開発機構、いわゆるJAMSTECが熊野灘沖に設置しているいわゆるDONET1と連動した津波情報を緊急速報メールで自動配信する取り組みを行っております。また、伊勢志摩サミットを控えた三重県も同じくJAMSTEC、そして防災科学技術研究所との3者協定を締結しました。今春には、DONET1に引き続き潮岬沖から室戸岬沖でのDONET2が完成する予定であります、今後は我が県においてもデータの提供を受けることが可能となります。

一方、国交省においてはGPS波浪計によるデータを気象庁に提供しています。DONETが海底に設置した地震計や津波を検知する水圧計のデータを活用するのに対し、GPS波浪計は国土交通省港湾局が沖合約20キロメートルに浮かべたブイからの波浪や潮位変化のデータを活用するものであります。

これらさまざまな情報があつて、どちらかというと縦割りの弊害で、これら各機関から出てくる情報をどうやって活用していくのか、また提供される情報の一元化をどうやって行っていくのか、危機管理部長にお伺いします。

○野々村危機管理部長　委員のお話にもありましたように、何らかの働きかけがあれば避難する

と考えていらっしゃる方には、避難を促すための情報提供を行うということは非常に有効であるというふうに考えてございます。県では、これまで海洋研究開発機構とDONETで観測した海面の変化——水圧の変化でございますが——のデータをもとに津波を予測、伝達する仕組みとそれに必要な調査研究に関して協定の締結に向けた協議を進めてきておったところでございます。ところが、DONETの運用が防災科学技術研究所に移管されることになりまして、現在3者で再度協議をやり直しておるところでございます。

今後は、この協議と並行してDONETで解析したデータをベースに、その他お話にもありましたGPS波浪計などのデータも加えた活用方法もあわせて検討していくこととしてございます。さらには、これらのデータを活用することで津波の発生をいち早く確認することができるため、そのことを少しでも早く住民に伝え、早期避難を促す仕組みも検討していく予定でございます。

検討に当たって、学識経験者による検討委員会を設置し観測や研究を進めている機関から情報提供もしていただき、またそのことで技術的な課題や気象業務法など法的な課題なども整理しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○西内委員　次に、避難した先の避難所の整備の件についてお伺いします。

避難場所や避難タワーといった津波避難空間の整備は進んできました。これら避難場所の整備が進む一方で、近隣に避難所がない地域において、やはり雨露をしのいだりトイレといった施設整備が課題に挙げられているのではないかと思います。

特に、高齢者や避難行動要支援者の方々が避難場所から次の避難所への移動が困難な場合、

避難場所での一定期間の生活を余儀なくされるため、そこで一定の生活レベルが確保できる施設整備の必要があると思いますが、これらに関して危機管理部長にお伺いをします。

○野々村危機管理部長 県内には約2,500カ所の津波避難場所がございます。ここに、高齢者や要支援者の方にとどまらず、少なくとも津波が収束し警報を解除するまでの間とどまっていたく必要があると考えております。そのため、雨、風、暑さ、寒さをしのぐためのテントでございますとか簡易トイレなどの資機材や倉庫の整備など、避難場所の環境整備に対しては以前より補助制度を設け、ニーズに合わせ、対象を順次拡充して支援してきております。

今後にも必要に応じ対象を拡充しながら市町村を支援していくことで、避難場所の環境整備を進めてまいります。

○西内委員 次に、応急期の対応について課題であります道路啓開に関してお伺いをさせていただきます。

昨年度、道路啓開計画を策定し、ことしになって啓開を担当する建設業者の割りつけや重機の配置などを行うこととしています。私の住む須崎市などで建設業者の方々の意見として、給油所が全て浸水予想地域となっていることから、建設重機用の燃料の確保が不安であるという声がありますが、土木部長にお伺いをしたいと思います。

○福田土木部長 道路啓開を確実に実施するためには、燃料の確保が重要であると認識しております。また、道路啓開計画におきましても、この重機の燃料確保を課題の一つとして整理しております。第3期南海トラフ地震対策行動計画においても、燃料対策計画を作成することとしており、今後関係部局と連携しながら取り組んでまいります。

一方、道路啓開作業の担い手となります高知

県建設業協会では、一部の支部において給油所と燃料の確保に関する協定を締結している事例もございます。今後、このような取り組みがほかの支部にも広がるよう働きかけてまいります。

○西内委員 次に、道路啓開に日数を要する地域においては、海上輸送を検討されています。先日、気仙沼にお伺いしたときに地元の県議の方から話を聞かせていただきましたが、道路啓開以上に海上の瓦れき処理、これには日数を要したとのことでありました。

現在、県では港湾BCPの策定を行っていますが、海上の輸送路確保に関しての現状、また県内の重要港湾における大型船舶の漂流対策について、あわせて土木部長にお伺いします。

○福田土木部長 非常時に海上から緊急物資を受け入れるため、高知港、須崎港、宿毛湾港、奈半利港を1次防災拠点港に位置づけております。これらの1次防災拠点港では、瓦れきなどを処理し、早期に航路を啓開するための体制や行動指針などを取りまとめた港湾BCPを策定し、発災後おおむね1週間後には海上輸送路を確保することを目標としております。

この実現には、作業船の確保が重要でございます。また、四国地方整備局や作業船を所有する関係団体などと広域的な支援対策についての協定書を締結し、作業船の確保に向けた体制づくりにも取り組んでおります。今後とも、国や関係団体と連携した訓練などを行い、このBCPの実効性の向上を図ってまいります。

また、あわせてお尋ねのあった重要港湾における大型船舶の漂流対策につきましては、海上保安部や港湾事業者等と連携し、津波発生時の船舶の対応指針を策定しております。この対応指針では、津波襲来までに移動ができる場合には港の外に避難する、港の外へ避難できないと判断される場合はできる限り係留の強化、例えばロープを二重にするすとかロープを追加す

などの対策をとることとしております。

今後も引き続き、海上保安部などと連携をし、津波情報に関する連絡体制の強化や港湾関係者等に船舶の漂流対策の周知を図ってまいります。

○西内委員 次に、応急期の支援物資の輸送に関してお伺いをしたいと思います。

東日本大震災では、支援物資の輸送に関してアマゾン社の物流機能が大きな成果を発揮しました。同社のほしい物リストというのがありますが、このサービスを活用して約7,000カ所以上の避難所や学校等に合計10万個以上の物資を支援したわけであります。被災者がほしい物リストに欲しいものを載せて、アマゾンのユーザーがそれらの物資を支援するという仕組みでありまして、徳島県ではこのアマゾン及びヤマト運輸と支援協定を結び、このような形の物資の支援体制を整備したと聞いております。

高知県では、応急期における、どのように現地へ届けるか、そういったプッシュ型の物資支援体制の構築に今後取り組んでいくということですが、その内容について危機管理部長にお伺いします。

○野々村危機管理部長 内閣府が昨年3月に策定いたしました南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画におきまして、遅くとも発災後3日目までには被災県からの要請を待たずに国が物資を調達し被災地に向けて緊急輸送をするプッシュ型支援を行うということが示されました。そのことから、県外から総合防災拠点に配送されてくる支援物資を被災した市町村へ配送することは県の重要な役割となってきます。そのため、平成28年度から2年間で支援物資配送計画を策定する予定でございます。

具体的には、受け入れる支援物資の総合防災拠点での仕分け、配送するトラックの手配、市町村までの配送ルートなどについて検討することとしてございます。その際には、国や市町村

に加えまして、仕分け、保管、搬送といったノウハウを持つ民間の物流事業者にも参加いただき、検討いただく予定でございます。

○西内委員 支援物資の輸送体制、いろんなチャンネルを持っていることが早期復旧につながると思いますので、今後ともいろんな検討をお願いしたいと思います。

続きまして、起業支援についてお伺いをさせていただきます。

政府が、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標として地方における安定した雇用の創出や地方への新しい人の流れをつくることを掲げ、地域産業の競争力強化や地域移住の推進に向けた総合的な取り組みを行うこととしております。これらを受けて、県では来年度より、地域に持続的な発展をもたらす起業や新規事業展開を部局横断的に推進するために、計画推進課内に起業推進室を設けることとなりました。

一方、現在、有効求人倍率が1を超えている県下においては、既存の事業者から非常に人材確保に苦慮しているとの声が多く聞かれております。生産年齢人口が減少する我が県において、起業と、既存の企業の求人という人材確保、これ両立を図るには今後さらなる移住政策などを推進する必要があると思いますが、このことに関し知事の意気込みをお伺いします。

○尾崎知事 この起業促進策は、別に国の総合戦略ができたんで、それに呼応してやっているわけでも何でもなくて、産業振興計画として、拡大再生産策として、担い手の確保を図ることと産業クラスターの形成を図ること、そして起業促進を図ること、これはそれぞれ時間軸的、点を面に、そしてさらには質の向上という観点、いずれの観点からも拡大再生産策を一環として図っていこうとするものの一つということになります。

でありますので、我々として自主的にこの起

業促進のための取り組みについては施策を今後大いに強化していかなければならないというふうに考えていますが、その中においてやはり人という要素は非常に大きな要素だろうと思っています。また、御指摘のように、県内企業さんのさまざまな人材不足の観点、さらに言えば後継者不足の観点、こういう観点からもこの移住促進のための取り組みを強化するということは非常に大事だろうと、そのように考えています。

大きく言いまして3つのルートで移住促進と人材確保の取り組みをリンクさせていきたいと、そのように考えているところでありまして、まず第1に、移住促進策の中にこの起業という要素を大いに組み込んでいきたいと、そのように思っています。起業関連のセミナーなどを東京などで行って、それを移住関連のツアーにつなげて行って現地におつなぎするとか、さらには現地側においても、例えば小さな起業を移住者の皆様方に応援していただくような仕組みをつくって移住者が移住者を呼ぶような形で移住と起業をくっつけると、リンクさせての取り組みを進めるということ。

そして2点目でありまして、事業承継・人材確保センターにおいて、東京のほうでのスタッフも充実させて今、各企業さんの人材回りなどをさせていただいているわけでありまして、そういう中において中核人材の確保について、東京のいろんな組織の皆さんとリンクをして系統立っている方々をお願いできるような仕組みをつくり上げていくということ、これが2点目。

そして3番目が、やはり県内出身の大学生の皆さんの中で、よく知らないがゆえに、残念ながら高知に帰らなかったんだけど帰れなかったという方もかなりいらっしゃるようでありますから、そういう方々にしっかりアプローチをしていくと、そういう取り組みを進めていく。

大きく言うと、この3つの流れの中で起業と

人材確保を組み合わせればと、そのように思います。

○西内委員 丁寧な答弁ありがとうございました。

産業振興計画の中の位置づけということはよく理解できました。

これらの起業を行うと想定している対象は、学生などの若者、それから企業からの独立を目指す方々や女性などが考えられますが、これらの異なった主体や年齢層に対してどのようにきめ細かい対応を図っていくのか、産業振興推進部長にお伺いします。

○中澤産業振興推進部長 委員お話しのとおり、起業あるいは新事業展開に挑戦されようとする方というのはさまざまだというふうに思いますので、次期の計画では女性あるいは移住者、それから学びから始まる起業など、それぞれに対応した一連の支援パッケージを用意することとしております。

この一連の支援策の中から、新たに設置をいたします総合相談窓口が、起業や新事業展開をされる方々のそれぞれの状況に応じた適切な支援メニューでありますとか支援機関、こういったことを紹介し、起業までを伴走するような形でサポートするといった丁寧かつきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えています。

○西内委員 次に、起業時において資金確保や事業計画の妥当性の判断など、金融機関等との連携が必要であろうかと思いますが、これらの専門機関との連携はどのように考えているのか、産業振興推進部長にお伺いします。

○中澤産業振興推進部長 お話しのとおり、起業や新事業展開の促進に当たりましては、金融機関との連携は極めて重要だというふうに考えています。そのため、現在包括協定を結んでおります県内4つの金融機関、こちらの皆様方に対し、今後の起業や新事業展開を促進するに当たりまして特に起業の資金確保面を中心に積極的

な連携と協力をお願いしております、了解をいただいているところでございます。

今後、例えば県が実施をしますビジネスプランコンテストに金融機関の皆様に参加をいただくことでありますとか、県内での起業案件について積極的な情報共有を図りまして、金融機関の融資等に橋渡しをすることですとか、ビジネスプランの磨き上げに御協力をいただくといったような連携をしっかりと図っていきたいと考えております。

○西内委員 次に、起業後のアフターフォローとして地産外商公社等による支援とともに、新たな総合相談窓口の設置を考えていらっしゃいます。実際、起業された方々にお話を聞きますと、売上げの確保に関して地産外商公社の応援が非常にありがたかったという声がありました。それとともに、県内企業の社長さんや営業の方々による本当におせっかいとも言えるぐらいの販売の紹介が非常に役立ったという声もあったわけです。

このような民間の方々のプラットフォームとしてのネットワーク構築に関して、産業振興推進部長にお伺いをさせていただきます。

○中澤産業振興推進部長 地産外商公社では、例えば大規模な商談会に県内事業者さんがまわって出展する前に、商品の提案でありますとか商談の仕方などといったことをテーマにセミナーを開くようにしております。そしてまた、終わった後には反省会をやりまして、交流の機会を意図的につくることで企業間の協力関係づくりに配慮しているつもりでございます。

また、複数の県内事業者がグループになって自主的に商品開発でありますとか販路開拓に取り組む活動に対しまして、バイヤーをお呼びして個別の商談会を設定するといったような企業間の連携した活動を積極的に支援をしているところでもございます。

こういった取り組みが背景にあつてだろうと思いますけれども、先ほど委員のお話にありましたようなお声というのは県のほうにも届いております。来年度は先ほど申し上げました支援に加えまして、1次から第3次産業までの事業者が参加するいわゆるプラットフォームを新たに設け異業種の交流による情報交換でありますとか専門家による商品開発セミナーの開催を通じまして、民間事業者のネットワークの裾野の広がり、あるいは新たな事業の創出などを促していくように支援してまいりたいと考えています。

○西内委員 次に、県内の中小企業の現状についてお伺いをします。

平成25年3月をもって中小企業金融円滑化法が終了しました。同法は、リーマンショックによる不況や信用不安で銀行の貸し渋りや貸し剥がしにより中小企業が倒産や破綻するのを防止する目的で制定されたものであります。銀行との条件変更、いわゆるリスクによって破綻しかけていた事業が継続され、雇用が維持された側面がある一方で、利益が出ずに陳腐化したビジネスモデルの企業が生き残ってしまったという側面もあったと言われております。

同法によるリスク等の支援によって経営改善を図っていた企業が、終了後も3年間は暫定リスクといった形で猶予期間を設けられていました。そのおかげで全国的に見ても倒産件数は低水準で推移をしてきたものと考えられます。この3月で猶予期間が終わるわけで、実現性の高い抜本的な事業再生計画、いわゆる実抜計画というものを策定し事業モデルの変革を遂げなければ、市場からの退場を余儀なくされるとの声も聞かれます。いわゆるイノベーションを図って、新市場を開拓したり新製品を開発したり、そういったことができない企業はなかなか今の時代に生き残っていけないという考えのもとでこういった形がとられているのではないかと思います。

ております。

このような背景の中、県内中小企業の現状をどのように捉えているのか、商工労働部長にお伺いします。

○原田商工労働部長 お話のありました中小企業の借入金の返済猶予を行ういわゆるリスクの状況を見ても、県内の保証つき融資案件では、平成22年度以降リスク件数は増加傾向にあります。保証案件に占める割合も高くなってきております。一方で、保証つき融資案件に占める代位弁済の件数は減少しております。平成26年度はこれまでで最も低い件数となっております。本年度においてはさらに下回る見込みとなっておりますので、厳しい結果となった企業はありますものの、中小企業経営の取り組みの下支えといったものは一定できているものではないかというふうに考えています。

高知県の経済情勢は緩やかに回復しつつあるというふうになっておりますけれども、リスクを行った件数が増加傾向にあること、それから県内の経済団体が行っている意識調査等から見ますと、県内の中小企業の現状は業種や業態によっては依然として厳しい環境にあるものというふうに考えています。

○西内委員 現状のお話をいただきましたが、それらを受けて、現在の県内中小企業への制度融資といった支援や今後の対策について商工労働部長にお伺いします。

○原田商工労働部長 県内中小企業の支援につきましては、中小企業金融円滑化法の終了後も、県内の金融機関は、国の監督方針のもとで、これまでの取り組み姿勢と同様に企業の事情を細かく把握した上で条件変更等の申し込みに対応されているものだというふうに認識しております。

そうした中、本県では、中小企業の経営改善、事業再生に取り組む中小企業への経営支援を強

化する観点から、信用保証協会や金融機関などで組織しております中小企業支援ネットワークを構築しまして、そのもとに経営サポート会議を置いて個々の企業の要請を踏まえ経営改善指導や金融機関の調整を進めているところです。

これまで経営サポート会議は、約260回開催されておまして、個別事業者の再生支援につながっており、先ほどお答えしましたように、県内の中小企業の経営改善の取り組みを一定下支えしているものと考えています。

県としましても、引き続き中小企業支援ネットワークにおいて情報を共有する中で、金融機関の皆様にはコンサルティング機能をさらに発揮していただくとともに、産業振興センター、商工会、商工会議所との連携を密にしまして情報交換を行いますし、また産業振興計画の一貫した支援全体のスキームの中で対応したいと思っておりますし、安心実現のための高知県緊急融資など県の制度融資の活用も含め、本県の中小企業の皆様の状況に応じた支援に努めていきたいと思っております。

○西内委員 先ほど来、ちょっと話をさせていただきまして円滑化法、国は中小企業の再生を図ってきたわけでありますが、しかしながら中小企業においてはなかなか事業改善計画を立ててもそれをしっかりと実行できない、そういった企業が多くあると思いますし、また勝ち組負け組というのがはっきりした中、市場から退場することを余儀なくされる企業も出てくるものと思っております。

そういった場合、廃業という道を選ぶわけですが、中小企業経営者の方々は基本的に個人保証を行っております。このことが、なかなか廃業へ踏み切ることができなかつたり、場合によっては夜逃げという手段をとるケースもあるわけでありまして、そうすると人口維持ということでも、県内では対策としてある程

度、廃業の支援とまではいかないですが、そういったことをするべきではないかとも考えております。

そんな中、平成25年12月に、経営者保証に関するガイドラインが策定されました。このガイドラインは、融資を受ける際に個人保証なしでも大丈夫である方法であったりとか、事業再生や廃業時において一定期間の生活費や華美ではない、要するにそれほどぜいたくではない自宅を残すという道を示しているものであります。

この制度がなかなかまだ周知をされていないわけですが、この経営者保証に関するガイドラインの周知に向けた取り組みについて商工労働部長にお伺いをしたいと思います。

○原田商工労働部長 お話のありました経営者保証に関するガイドライン、これは経営者の個人保証に依存しない融資の促進を目的に平成25年12月に策定をされております。国におきまして、金融機関に対して中小企業への制度の説明を要請するとともに、商工団体、税理士会など中小企業の支援にかかわる機関に対しても周知は行っております。中小企業の経営者には、このガイドラインをさらに理解していただくことはこれからの思い切った事業展開、また早期事業再開のため、大変重要だというふうに考えております。

県としましても、その周知は大変重要であると考えていますので、商工会議所、商工会などの総会、それから経営指導員などへの事業説明会といったところで、ぜひさらに説明をしていきたいと思っております。

○西内委員 商工会議所、商工会等が主体となってやっていくことになろうかと思っておりますので、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

最後に、観光政策についてお伺いをします。

4月10日より開幕する奥四万十博であります。県外でのPR効果による問い合わせが非常

に増加しているという声が聞こえる反面、県内での認知度がいま一つではないかとの声も聞こえております。特に、私の住む須崎市で四万十といったイメージが市民に余りないせいか、関係者以外での盛り上がりには少し欠けているんじゃないかというような印象を受けております。

市町村間での取り組みにも温度差が感じられるという声もありますけれども、開幕に向けての現状の課題や取り組み状況について観光振興部長にお伺いします。

○伊藤観光振興部長 現状の課題といたしましては、旅行会社を中心に県外向けのプロモーション活動は積極的に行ってまいりましたけれども、「高知家・まるごと東部博」の開催期間中は県内向けのPRを控えてきたということがございまして、県内での周知がやや出してくれた感がございます。

奥四万十博推進協議会では、東部博閉幕後のこの1月から、県内でテレビCMを放映しており、さらに今月からは博覧会のラッピング電車を走らせることなども予定しております。今後も、地元のマスメディアの活用や、それからひろめ市場での大型広告など、県内に向けて精力的にPRを行って認知度の向上を図ることとしております。

また、地域住民の方々の博覧会への機運をさらに高めていくことも必要と考えております。各市町や商工団体を中心となり、博覧会のPRや観光客のおもてなしなどに協力していただく奥四万十博サポーターへの参加を呼びかけ、2月末現在で637名の住民の皆様と396の企業、団体にサポーターになっていただいております。

今後、さらに多くの方々にこのサポーターへの参加を呼びかけたり、博覧会のイベントなどに御協力いただきまして、高幡地域全体の盛り上がりにつなげていくよう推進協議会とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○西内委員 以上、いろいろと質問させていただきましたが、今回、廃業の支援とか、少し後ろ向きな話をさせていただくことになりました。最初に話をしました養殖業者の方々、本当に大きな負債を背負って実際どうしていいのか、どうすれば、どこに相談していけばどういう展開があるのかというのわからずに、本当に悩んでいる、そういった状態でもありますし、中小企業の方々の一部にもそういった声は聞かれています。ぜひ、前向きではない、後ろ向きの対策ではありますが、ぜひ県においても考慮いただけますようお願い申し上げます。私の一切の質問とさせていただきます。

○明神副委員長 以上をもって、西内委員の質問は終わりました。(拍手)

ここで5分間休憩をいたします。

午後1時50分休憩



午後1時56分再開

○明神副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

前田委員の持ち時間は30分です。御協力をよろしく願います。

○前田委員 質問のお許しをいただきました県民の会の前田強でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

まずは、雇用問題についてでございます。

ハローワークが集計しております県内の有効求人倍率でございますけれども、1.05と発表されました。しかし、求人と求職のマッチング率、つまり実際に就職することができた方の割合、平成27年の平均は36%程度でございます。つまり、有効求人倍率が1.0を超えていたとしても、

求職者の多くが就職に至っていない状況にあると言えます。

このマッチング率、つまり就職率を高めるためには、求職者のスキルアップが必要と考えますけれども、県としてどのように取り組んでおられるのか、商工労働部長の原田悟さんにお伺いいたします。

○原田商工労働部長 求人と求職のマッチングを高めるには、ミスマッチの原因の一つであります求人、企業側が求める技能を求職者が身につけることが、委員のお話のとおり、大変なことだと思います。また、そういった技術、技能を身につける環境づくりが重要でありまして、県では離職者向けに民間に委託する形で簿記や医療事務の資格取得のための研修、IT応用力を身につけるパソコン研修、また介護職員や介護福祉士の資格取得を目指す研修などを実施しております。平成27年度は1月末で62コース806名の方が受講しております。また、高等技術学校では学卒者向けに自動車整備や溶接、木造建築といった訓練を行い、平成27年度は107名の方が受講しております。

また、福祉介護の分野においては、福祉研修センターと福祉人材センターが連携し、新規就労に向けた研修や職場体験実習の実施などによりマッチングの強化を図っていますし、女性の就労支援では高知家の女性しごと応援室においてキャリアコンサルタントによる就業相談や求職、求人双方のニーズを踏まえたマッチングにも取り組んでおります。

さらに、農業や林業といった1次産業への就労促進についても、こうちアグリスクールや高知県立林業学校等において就労に向けた基礎知識の習得を初め、インターンシップ等による就業体験を通じてマッチングを図るよう努めております。

今後とも、こうした制度の充実とともにハロー

ワークを初めとする関係機関とも連携をさらに強化しまして、求人、求職のミスマッチが解消され、就職を望まれる方が希望する職種へ一日でも早く就職できるよう取り組んでまいります。

○前田委員 ありがとうございます。

さらに、実際に就職をすることができた方々におきましては、ハローワークからの紹介ではない方法で就職をされた方も多数いらっしゃるわけでございます。厚生労働省が発表しました平成26年雇用動向調査の結果から推測いたしますと、就職者の約4割がハローワークの紹介、残りの6割はその他の方法による紹介となっております。

また、実際にお仕事をされている方々、つまり有職者の中でも多くの割合を占めておりました、いわゆる団塊の世代と言われる年代の方々が順次退職をされている現状がございます。また、年代別人口からもわかるように、若者の数は減少傾向にございます。

このような求職者、職を求める人たちの世代交代もまた有効求人倍率の向上の要因にもなっているのか、商工労働部長の原田悟さんにお伺いいたします。

○原田商工労働部長 本県の有効求人倍率の上昇の中身を分析してみますと、産業振興計画に取り組み以前の平成18年ごろと比較しまして、求人数は約1.6倍、求職者数は約0.7倍となっております。これは、これまでの産業振興計画等の取り組みや企業など多くの皆様の御努力などによりまして、製造品出荷額等を初めとするいわゆる生産側の指標が生産年齢人口の減少にもかかわらず上昇に転じて求人数が増加したことや、また生産年齢人口の減少に失業者の減少も加わりまして求職者数が減少したことから、有効求人倍率が上昇したものと認識しています。

お話のありました団塊の世代の退職による世代交代の影響につきましては、これまで大量退

職による影響が心配されたときの有効求人倍率の動きは大きくなかったこと、またその後、高年齢者雇用安定法などの法整備がなされまして、多くの企業で60歳定年後の継続雇用が進んでおりまして、昨年10月に高知労働局が公表しました高年齢者の雇用状況を見ましても約8割の方が継続して雇用され、高年齢者の退職が緩やかになっていることもございます。

また、何より本県の雇用保険の被保険者数が増加している状況からしますと、お話しのご世代交代による影響は一定はありますものの、有効求人倍率の上昇は先ほどお答えしたことが主要因ではないかというふうに考えております。

○前田委員 ありがとうございます。

有効求人倍率は大変重要な指標ではございますけれども、毎月毎月その数値に一喜一憂するのではなく、やはり高知県として担うべき役割——一人でも多くの方々がお仕事につけることが重要でございますので、どうか雇う側と雇われる側、双方の質と量の向上にぜひとも努めていただくようお願いを申し上げます。

そのような状況下で注目すべき点は、最低賃金の問題でございます。皆様も御存じのように、平成27年度全国平均798円、高知県では693円となっております。この金額は6年間連続で全国最下位でございます。私は、これは高知県としては大変残念な現実ではないか、そのように考えているわけでございます。

この最低賃金につきましては、今までもこの議会におきまして会派を超えてさまざまな観点で議論をされてまいりました。平成27年度、長崎県、熊本県、大分県が全国最下位を抜け出しました。そして、現在では鳥取県、沖縄県、宮崎県、そして高知県の4県だけが全国最下位の最低賃金となっております。

この最低賃金の金額の決定プロセスにおきましては、県がさまざまな形でかかわるとい

うなプロセスになっていないことは重々承知をしておりますけれども、このままでは7年間連続で全国最下位、このような事態になってしまうのではないかと、そのような私は不安があるわけでございます。

最低賃金の全国最下位という状態が6年間続いているという状況につきまして、尾崎正直知事のお考えをお伺いいたします。

○尾崎知事 有効求人倍率が上がった下がったということについて一喜一憂しているべきではないというお話がありましたけれども、先ほど来ずうっと私はこの議会で説明しておりますように、その背後にある産業構造について御説明をし、それに伴うところのまだ残っている問題についてもずっと御説明をしという形で、全体としての問題点というお話を差し上げてまいりました。

求職者が減ったから有効求人倍率がふえたなどというような、そのような一面だけしか捉えていないような分析だと、人が減っている中で被雇用者数がふえていって深刻な人手不足ということをこれから招くかもしれないとか、そういうような問題は予測できないということになりかねない。やはり、両面からしっかりと冷静な分析をしていくべきだと思いますし、我々はそういう分析をし、そのための関連施策を取り上げさせていただいているはずであります。

賃金のことについて、最低賃金は確かに続いております。きのうもこの点について議論させていただきましたけれども、まず雇用がふえて、そしてそれに伴って毎月の賃金が上がってきて、そして消費が拡大していくという形の流れが続いていくだろうと、そのように思います。

雇用という点については、確かに有効求人倍率過去最高、しかしながら正規の雇用は0.6ぐらいにとどまるという状況でありますから、さらなる力強さが必要だろうと思います。毎月勤労

統計を見ても、賃金について去年12カ月のうちほとんどの月は前年よりもプラスという状況ではありますけれども、さらに正規の雇用がふえて、さらにより一層賃金がふえていくということがぜひとも必要なんだろうと思います。

そういう流れも通じて、さらに力強さを増していくことを通じて、この最低賃金も全国最下位ということから脱却できればなど、そのように思う次第であります。我々としていい点も悪い点も含め構造的な点、しっかり捉まえて仕事をさせていただいている、そのつもりです。

○前田委員 ありがとうございます。知事からまさしく答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

高知県には仕事がないとか、給料が安いとかというような言葉、これは県外の大学に進学をした学生が就職活動をする際におきまして必ず出てくる言葉でもございました。しかしながら、このようなネガティブなイメージ、これを払拭するような新たな観点、そして先ほど知事の答弁にもございましたように、両面的に、または全体的なところでそのイメージを反転させるような、ある意味数値化されたものが必要ではないのかなと、そのように私は思うわけでございます。どうか、その点にも今後ともぜひとも取り組んでいただけますことを要請させていただきたいと思います。

続きまして、高知県際収支について質問させていただきます。

高知県際収支とは、移輸出と移輸入との収支がプラスなのかマイナスなのかというようなお話でございます。例えるならば、高知県産の自動車や石油等は存在しないわけございまして、高知県としてはこれを他県や海外から輸入することになります。個人におきましても企業におきましても、出ていくお金が入ってくるお金より多い場合は赤字となってしまいます。

現時点で公表されております高知県際収支は、平成22年分が最も新しいものでございます。高知県における移輸出と移輸入の1年間の収支、これは平成22年でマイナス6,628億円となっております。平成17年分と平成22年分の比較では約50億円の改善ではありますけれども、その中身を見てみますと、輸出の拡大、地産外商ではなく、輸入の抑制、地産地消による改善であるというふうな分析ができるかと思えます。

現在、尾崎正直知事が先頭に立って進めておられます地産外商に関しましては、今後ともさらなる挑戦、飛躍、結果が求められておりますけれども、一方で地産地消、つまり他県からの輸入を抑制する、県外へのお金の流出を抑えること、これもまた大変重要であるわけでございます。

そこで、第3期高知県産業振興計画案におきまして、この高知県の県際収支を改善する数値目標、これを移輸出の増加額を目標としようということでございますけれども、移輸入の抑制額も大変重要であると考えます。その移輸入の抑制額についても目標値に取り入れるべきと私は考えますけれども、産業振興推進部長の中澤一眞さんにお伺いいたします。

○中澤産業振興推進部長 本県では、今後当面の間は人口減少が続いて県内市場が縮小するという見込みであることを踏まえまして、産業振興計画では県外市場に物を売って外貨を稼ぐという地産外商を全体の戦略としておるところでございますので、地産外商の進展をはかる指標としては移輸出の増加額を目標数値とする、これが適当であろうというふうに考えております。

お話のように、県際収支の改善に向けましては、拡大再生産を図っていく中で移輸出を増加させて移輸入を縮小傾向に持っていかねばなりません。これは言うまでもありませんけれども、仮に移輸入の抑制を目標に掲げた場合に

は、移輸入の中身には移輸出と連動する側面もございまして、移輸出自体を抑制して経済全体の規模を縮小させるという議論にもなりかねない、そういった懸念もございまして。また、消費の面で見ましても、人口減少に伴いまして今後も県内市場の減少というのが見込まれます中で、移輸入の抑制によって県際収支の大幅な改善を図るということはなかなか期待ができないのではないかというふうに思われます。

こうしたことから、県際収支に関しては移輸出額のみを目標として掲げるということとしておるところでございます。

ただ、いずれにしても地産地消をさらにふやしていくということは、まさに御指摘のとおりでございますので、この点は今後も引き続き全力で取り組んでまいります。

○前田委員 ありがとうございます。

また、TPPによって多くの輸入品目の関税が撤廃され、日本国内への輸入品もふえるという予想がされる中で、この高知県においても移輸入への悪影響は当然考えられるわけでございます。尾崎知事におかれましては、この議会におきましても答弁の中で、攻めだけでなく、攻めることだけでなく、守りも当然必要であると言われておられました。

高知県際収支の改善のため、買う側である県民の地産地消意識の向上ももちろん必要でございますけれども、主に売る側である量販店の皆様や企業等の皆様のさらなる協力、これもまた一方で必要であると考えます。その点につきましての尾崎正直知事の考えをお伺いいたします。

○尾崎知事 この県際収支の問題について、非常に重要な話でありまして、取り上げていただいて私どもとしてもお話をさせていただけることはありがたく思います。

県際収支の改善を図るため、拡大再生産の方向でもって県際収支の改善を図るという方向と、

縮小均衡の方向でもって県際収支の改善を図る方向と2つあるだろうと、そのように思います。

でき得れば移輸出がふえて、その結果として県際収支が改善するという方向のほうが望ましいということかと思えます。移輸出をふやすためには原料となる輸入もふやさないといけないという側面がどうしても高知の場合、およそ日本全ての県がそうだと思いますけれども、そういう側面がございますので、逆に言いますと移輸入を抑えてしまうと移輸出も減ってしまって、いわゆる経済が縮む方向で均衡するという形になりかねない。そこはよく留意しておく必要があるだろうと、そのように考えております。

そういうことから、やはりあくまで移輸出というものを拡大させる方向、いわゆる拡大再生産の方向というのを目指して取り組みを今後進めていきたいと思えます。

県際収支、これは残念ながら5年に1回しかデータが出ない。先ほど御指摘になったのは平成22年度のデータでありまして、産業振興計画がスタートしたのは21年度でありますから、まだそのデータでもって結果がどうなったかというところははかれないと思えます。グロスのデータを見て、いわゆる地産外商のいろんな契約の成約件数とかそういうものを見て、今のところ外商の形がどうなっているかというのを見てきているわけです。今のところ、そういう一部分、部分的なデータかもしれませんが見る限りにおいては、一定地産外商は拡大してきているかと思えます。

地産外商を拡大していく、移輸出を拡大していく、結果として県際収支が改善するという、こういう拡大再生産の方向の改善というのをぜひ目指していきたいと思えます。

ただその上で、そういう全体としての理解の上で、御指摘のように、特にこのTPPとかということを考えていきますと、昨日、坂本茂雄

委員の質問でも御議論ございましたけれども、やはり同じものがあるならば、できれば県内のものを使おうよという感覚が広まっていくということが、なお一層重要になってくるところがあるだろうと、そのように思います。

今までこの地産地消の関係でいけば、県内の直販所とか、それから給食のこととか、そういうところを特にツールとして取り組んできたわけではありますが、御指摘のようにもう一段広い広がりを持てるように、いろいろもう一段の県民運動となるような取り組みというのを強化すべきときが、このTPPをにらめば来るということではなかろうかなと、そういう点では考えは一緒であります。

○前田委員 ありがとうございます。非常にわかりやすい御説明もいただきました。

私自身、個人の考えではございますけれども、やはりお金の集まる場所に人は集まってくるのではないかと考えております。高知県内のお金の流通量をふやしていく、この点について私自身強い思いがございまして一連の御質問等をさせていただいたわけでございます。ぜひとも、今後ともその点も踏まえまして県として取り組んでいただきますことを要請させていただきます。

続きまして、鳥獣被害と対策についてでございます。現在、イノシシや鹿、猿などによる農林水産業への被害は平成26年度総額2.8億円ということでございますけれども、私が今回取り上げたい内容は農林水産業以外への鳥獣被害についてでございます。

それは、例えるならば線路上や高速道路上での交通や物流への被害等が考えられますけれども、現状について中山間対策・運輸担当理事の金谷正文さんにお伺いいたします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 鹿、イノシシなど野生鳥獣の衝突などを原因とした県内の列

車の遅延件数は、平成26年度に80件、平成27年度は現在のところで117件発生をしております。また、高速道路では被害状況は明らかにされておりませんが、鹿、イノシシ、キツネ、タヌキ、これらの死骸を新宮インターから須崎東インターの間で年間400頭余りが処理されているというふうにお聞きをしております。

○前田委員 ありがとうございます。

まさしくJR四国におきましても、平成27年6月14日、四万十町で起きた鹿との接触事故におきましては約50分間の遅延が発生しております。また、26年、27年比較しましても件数が増加傾向にあったり、またイノシシ、そして鹿、これを比較しますと鹿の被害がふえているというような状況でもございます。

また、高速道路上におきましては、タヌキが全体1年間で高知県内高速道路上389匹の死骸を回収されております。これは換算すると1日に1匹以上、車等々と何らかの衝突があつてタヌキが死亡しているということになってしまうわけでございます。

ここで皆様ぜひとも想像していただきたいんですけれども、夜間に高速道路を自家用車等で走行中に突然タヌキが出てきた場合、これは大変危険でございます。そして、当然回避行動をとるはずでございます。件数は少ないとはいえ、鹿やイノシシ、これはタヌキよりも体が大きく、その被害は当然危険きわまりないものであると私は考えるわけでございます。

そこで、高知県を訪れる観光客の方々が利用される、その交通手段、移動手段、これは飛行機、鉄道、乗用車や観光バスなどを利用される方の割合、それは一体どうなっているのか、観光振興部長の伊藤博明さんにお伺いをいたします。

○伊藤観光振興部長 県によります平成27年の県外観光客入り込み数の推計値では、飛行機を利

用されて高知県観光に来られた方は2.7%、鉄道は3.1%、乗用車や観光バスなど道路を利用してこられた方は89.0%となっております。

○前田委員 ありがとうございます。

先ほどお伺いさせていただきましたように、高知県を訪れる観光客の皆様、これはまさしく飛行機以外の方々というものが大変多いわけでございます。乗用車やバス、多くが高速道路を利用されているとは思いますが、現在のこのような状況を放置するわけにはいかないと思います。物流などの分野におきましても、高速道路はかなめとも言えます。

このように、鳥獣害対策、これは農林水産業への被害だけではございませんので、どうか鉄道や高速道路における鳥獣被害の減少に向けて取り組んでいただきたい、その上で県としても関係機関と連携をしていくべきと考えますが、その点につきまして中山間対策・運輸担当理事の金谷正文さんにお伺いいたします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 鉄道事業者では鹿と列車の衝突事故を深刻に受けとめておりまして、JR各社間では毎年情報交換をして線路への侵入防止対策なんかを行っております。対策として、県内では防護柵の設置とか鹿笛による追い払い対策、巻き込み防止対策などが講じられております。

また、高速道路のほうでは、標識設置による注意喚起のほか、侵入防止柵とか動物が行き来できる小道を設置するなど、事業者による対策が取り組まれていると聞いております。

県としましても、連携できることがあれば対応等も考えてまいりますけれども、本来一義的には施設管理者の責任において対処されるべき問題でございますので、現在、それらのそれぞれの施設管理者のほうで必要な措置が講じられております。県としましては、被害を減少させるそういった捕獲の対策をさらに強化してい

たいというふうに考えております。

○前田委員 ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

次に、選挙についてのお伺いでございます。

まずは、期日前投票でございます。昨年11月に実施されました高知市長選挙におきまして、初の試みとしてイオン高知での期日前投票が可能となりました。投票率の向上にも一定貢献をしたと評価されているわけでございます。

さて、期日前投票所におきましては入場券や身分証明書等を持参しなくても投票が可能となっているわけでございますけれども、本人確認の方法につきまして選挙管理委員長の恒石好信さんにお伺いいたします。

○恒石選挙管理委員長 お答え申し上げます。

委員のお話のとおり、投票所入場券というのは選挙人に選挙期日や投票所の場所あるいは時間を周知させる手段でございます。また、選挙人であるということを確認する一つの手段でもあります。投票するための要件とはなってございません。投票所入場券を持参しない場合においても、選挙人名簿に登録されている本人であるということが確認できれば投票することができるというふうにされておるところです。

投票の際の本人確認は、期日前投票所でも当日の投票所でも同様でございますが、その方法といたしましては、公職選挙法の規定によって選挙人名簿との照合を行うことが義務づけられておりまして、住所、氏名、生年月日を口頭で確認するなどにより選挙人名簿の記載事項と突合する方法によって行うよう、県選挙管理委員会が選挙ごとに示しますマニュアルや説明会の中で市町村選挙管理委員会に周知を徹底しているところでございます。なお、こうした本人確認は投票所入場券を持参した場合でも同様でございます。

○前田委員 ありがとうございます。

例えばなんですけれども、同性別の方で年齢も似たような方が行かれまして、その方の生年月日や住所、名前等を記載して宣誓をすれば、ある意味顔写真等の判断はしておられない、本人確認をされていないわけでございます。

成り済まし投票が可能になってしまうという現状ではないかと私は思っているわけでございますけれども、その点につきましてお伺いをいたします。

○恒石選挙管理委員長 先ほども申し上げましたが、公職選挙法では身分証明書などの持参が投票の要件とはなっておりませんことから、口述などによりまして選挙人本人であることが確認されれば投票を拒否することができないということになってございます。

一方、成り済ましの投票など選挙の効力に影響を及ぼすことも十分考えられますので、これを防止することは重要なことであるというふうに考えています。公職選挙法ではこうした事案に対して2年以下の禁錮あるいは30万円以下の罰金、加えて5年間の公民権停止といったような罰則を設けて、その防止を図るという形をとっておるものでございます。

○前田委員 ありがとうございます。

ちょっと時間がございませんので、次に行かせていただきます。

衆議院と参議院の同日選挙になった場合、前回実施の1986年から30年ぶりということになってまいります。そして、衆参それぞれの小選挙区、比例区、また国民審査も含めると5枚の記入用紙が投票所等で配付されることになるわけでございます。また、徳島県と高知県、この参議院議員選挙の小選挙区においては初めての合区、また選挙年齢18歳以上への引き下げということでございます。

そうなれば、有権者である高知県民の混乱、これは想定されるわけでございますけれども、

その対策について選挙管理委員長恒石好信さんにお伺いをいたします。

○恒石選挙管理委員長 お話しの点については有権者への周知が重要と認識しておりまして、例えば合区あるいは選挙年齢の引き下げについても説明するチラシを全戸配布するといったような特別な取り組みも必要ではないかというふうに考えています。

また、選挙年齢の引き下げに関しましては、昨年11月以降、教育委員会などとも連携いたしまして県内の全ての高等学校で出前授業の実施を目指して取り組んできておりまして、選挙の種類や投票の方法、選挙運動のルールなどについての授業を行っているところでございます。

なお、仮に衆参同日選挙となった場合には、話のありましたように、5種類の投票があることについてしっかりと周知するとともに、投票用紙の交付の方法であるとか、投票所における有権者の動線の見直しなどについて市町村選挙管理委員会とも協議をするなどして、有権者の皆様に間違いのない1票を投じていただける体制づくりに万全を期してまいりたい、かように考えています。

○前田委員 ありがとうございます。ぜひとも取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

最後に、移住促進についてでございます。

昨年8月、長崎県で非常にユニークな取り組みが開始されました。それはキャンピングカーでの移住先探しでございます。このキャンピングカーを利用して先輩移住者との交流、そして空き家見学等、180を超える移住先探しメニューが盛り込まれておりまして、長崎県におきましては21の市や町と連携しての受け入れ体制となっているわけでございます。これは全国初の取り組みでございまして、反響が大変大きく、キャンピングカーたった1台ではございましたけれども、わずか半年間での利用実績が12件、

25人、44日間、そして移住予定者を含めると4世帯9人がもう移住を決めたということでございます。

ぜひとも、高知県におきまして、このような全国初の取り組みを形にさせていただきたいと思うわけでございますけれども、尾崎正直知事のお考えをお伺いいたします。

○尾崎知事 本当に移住促進の取り組みは各県で競争が激しくなっています。高知県は、基本的に高知家プロモーションでアピールをして、そしてコンシェルジュが受け継いで、そして市町村にバトンタッチしていくという、このバトンリレー方式で取り組みを進めてきているわけでありまして、高知家プロモーションなんかというのも結構ユニークなんだろうとは思いますが、さらに各県取り組んできていますので、我々としても負けないように頑張りたいと思います。

平成26年度高知県の移住者数652人、長崎県140人、まだ負けてないと思いますが、追いつかれてくるかもしれないので、負けないように一生懸命頑張ります。

○前田委員 ありがとうございます。

移住の促進の結果につきまして現状の実績、大変すばらしいものがあるということは重々承知しておりますけれども、どうかその点も取り組んでいただきたいと思います。

さて、さまざまな答弁をいただきました。お答えしにくいような質問もあったかと思いますが、どうか今後ともそのことについて全力で取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

また、執行部の皆様、今議会で退職される方もいらっしゃると思いますけれども、長年の県職員としての御功績、敬意を表します。

以上で私前田強の質問全て終了させていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○明神副委員長 以上をもって、前田委員の質問は終わりました。

ここで午後2時45分まで休憩をいたします。

午後2時26分休憩



午後2時45分再開

○桑名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

弘田委員の持ち時間は55分です。御協力よろしくお願いたします。

○弘田委員 自民党の弘田です。委員長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。

本会議、予算委員会と続きました質問戦もきょうで終わりです。残るは私と依光委員の2人だけです。重複した質問もあるとは思いますが、御容赦いただき御答弁のほどよろしくお願いたします。

昨年11月29日、東京で自民党立党60年記念式典が開催をされました。私も党員の一人として出席をさせていただきました。来賓として公明党の山口代表と経団連の榊原会長が祝辞を、サブライズゲストとしてラグビー日本代表の五郎丸選手がスピーチをされ、華やかな式典となりました。安倍首相はスピーチの中で、高知県の人はいますか、手を挙げてくださいと言われました。そこで首相は、戦後初めて高知県の有効求人倍率が1.0を超えたこと、そして冗談めかして、今ごろ県庁では職員の皆さんが祝杯を上げているのではないかとの話をされました。私は、県政に携わる者の一人として素直にうれしかったし、政府の進めるアベノミクスと県の産業振興計画がしっかりと連携していることや首相の言われた県庁で祝杯の言葉で、知事と首相、知

事と政府の関係の近さを感じることができました。

3期目の産業振興計画がスタートします。知事は、今議会の提案説明で、国の施策が本県の県勢浮揚に向けた施策の大きな後押しとなりますよう、引き続き時宜を捉えた政策提言を行うなど積極的な情報発信を行ってまいりますと提案されました。また、計画推進に当たり、国の力をかりることはもちろん、市町村とのさらなる連携や民間の事業者などとの協働が必要となつてまいります。知事はこれまで以上に強力に県政を引っ張っていかねばなりません。

3期目の産業振興計画に対する知事の意気込みをお聞かせください。お願いたします。

○尾崎知事 産業振興計画は、人口減少下にあつて経済を縮ませずむしろ拡大の方向に持っていき、その結果として若い人たちが残れる高知県をつくる、できれば生産年齢人口も増加に転ずるような高知県をつくっていきたい、そういうことを目指して進めているものであります。まずは、人口減少下にある域内経済が縮むからこそ地産外商の取り組みを進めなければならぬということで、これまでさまざまな努力を多くの皆様に御指導いただきながら重ねてまいったところでありました。

何とかこれまでの間、人口減少下にあつても、さまざまな生産額でありますとか観光入り込み客数でありますとか、ずうっと減少傾向にあつたものが増加に転ずるといふような形になってきておまして、一定やればできるというふうにも思うところもあるわけではありますが、しかしながらやはり、特に中山間の厳しさとかそういうものに思いをいたしましたときに、まだまだ道半ばであることは論をまちません。何といひましても、今この地産外商の取り組みが前に進んできたからこそ、これをいかに持続的な好循環のパスに乗せていくことができるかどうか、

これがこれからの大仕事なんだと、そのように思っています。

桑名議員の御質問のときにもお答えをいたしましたけれども、巡航高度に至ったレベルというのは、本当の意味で持続的な拡大再生産の好循環に乗ったとき、そういうところまで持っていくことができればある意味同じことなのかなと、そのように思っています。その瞬間には人口にそれほど影響がないかもしれませんが、そういう状況がずうっと続いていけば、間違いなく生産年齢人口もふえる、若返る高知県につながっていくということなのだろうと、そのように思っています。

そこまで持っていくことができるかどうか、これからの仕事でその成否は決まってくるんだろうと、そのように思っています。地産外商の成果を拡大再生産の好循環につなげていくということについて、決して簡単な仕事ではありませんけれども、できる限り去年の秋から一生懸命皆さんのお知恵を賜りながら知恵を絞ってまいりました。その施策も今回新たに追加的に提案をさせていただいているわけでございます。お認めいただきますれば、これを全力でもって実行していきたいと、何としてもこの地産外商の取り組みからさらなる拡大再生産の取り組み、一連のものをしっかりとやり抜いて本県経済をよき好循環のパスに乗っけていけるように努力していきたいと、そのように考えています。

○弘田委員 どうもありがとうございました。

県民は知事に大変期待をしていると思います。新たな計画の実現に向け、よろしく願いをいたします。

次に移ります。私の最大の公約は、人口の減少をとめるため働く場所をつくるということです。しかしながら、私の暮らしている東部地域のような条件不利地には、企業はなかなか来てくれない。こういったことが現実であります。

であるので、私は地産起業という言葉を造語し、いろいろな場面で地産起業の話をしていただきました。みずからが地域の資源を使って働く場所をつくってしまおうということでもあります。

次期の産業振興計画では、地域産業クラスターの形成というキーワードが出てきます。クラスターは群れとかブドウの房などを意味します。その名のとおり産業クラスターは、ブドウの房のように企業、大学、研究機関などが地理的に集積し、相互の連携・競争を通じて新たな付加価値、イノベーションを創出する状態のこととお聞きをいたしました。

知事から産業クラスターの集積という言葉聞いたとき、私の考えている地産起業とイメージが重なりました。

私たち自民党会派は、現場に足を運び、地域で活動する人の話を直接聞く活動を続けています。昨年は、8月6日から7日に加藤県議と今城県議にお世話いただき、宿毛市、三原村、大月町、10月16日から17日に横山県議と急逝された川井県議にお世話いただき、本山町、大川村、いの町、ことしに入って1月25日から26日には浜田英宏県議と私がお世話をさせていただきました。それぞれの地域に産業クラスターの核となると感じる取り組みもあります。例えば、幡多地域では宿毛市のファインバブル、バイオマス発電、嶺北地域では大川村のはちきん地鶏、東部地域では土佐備長炭、定置網、ジビエなどの取り組みです。少し趣旨が違うかもしれませんが、奈半利町のふるさと納税の取り組みも産業クラスターの形成に活用できると思われました。この取り組みは、私たちの会派がそれぞれの地域で調査をさせていただいた項目です。

産業振興推進部長にお伺いをいたします。産業成長戦略の取り組みを土台とした第1次産業

を核とする9つのプロジェクトと、地域アクションプランの取り組みを土台とした小規模な7つのプロジェクトが予定されているとのことですが、産業クラスターの形成に向けての県の支援体制、市町村、関係する事業者との連携についての状況をお伺いいたします。

○中澤産業振興推進部長 まず、県の支援体制について申し上げますと、プロジェクトごとにサポートチームを編成いたしまして、クラスタープランの策定の支援をそれぞれさせていただきこととしております。また、それに続くプランの実行段階におきましては、市町村や関係団体などとともにプロジェクトチームを設置いたしましてプランの円滑な推進を官民協働で支援していく、そのように進めたいと思っております。

そして、市町村等との具体的な連携の状況という点でございますけれども、お話のありました全部で16のプロジェクトについては既に関係する市町村との間で取り組みの方向性を合意させていただいているところでございます。そして、事業者の方々とも具体的な進め方についての議論がもう既に始まったものもございまして、地域アクションプランの取り組みなどを中心にして事業計画の策定に着手しているものもあるといったような状況でございます。

○弘田委員 どうもありがとうございました。積極的に進めていただきたいというふうに思います。

次に、人材の確保の必要性について質問をさせていただきます。

県は、地域産業クラスターの形成という新しい政策を打ち出されました。これまで県や市町村、関係機関は何もしてこなかったわけではありません。何度も新しい事業に取り組み、多くの取り組みが実を結ぶことなく終わってしまいました。一つの地域で幾つかの事業に取り組み場合、結局、人の問題に行き着きます。それぞ

れの地域にも積極的なやる気のある人もいます。しかし、絶対数が足りない。同じ人が多くのことに携わることになります。結局続けることができないということになります。

産業クラスターの形成のためには、やる気のある人材がすぐにでも必要です。現状では、人材不足の状況がすぐに発生すると思われま。地域を担う人材不足の解消のためにどのような施策を考えておられるのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

○中澤産業振興推進部長 地域産業クラスターを地域地域に生み出していくためには、御指摘のとおり、人材をいかに確保していくかということが大変重要な課題であるというふうに考えています。

人材を確保するための施策は大きく言って3つだろうというふうに思っております。第1は、移住など外部人材を確保するという事です。第3期産振計画では、例えば産地提案型の担い手確保対策といったような形で、移住促進とも連動した地域地域での担い手確保対策、これを強化してまいります。それから第2点としては、地域の人材に地域を担っていただく、たくましい人材に育てていただくということだろうというふうに思います。地域が主体の人材育成の取り組みへの支援、こういったものを通じまして地域地域での将来を担う人材の掘り起こし、それと育成の機会、これを大幅に強化したいというふうに思っております。それから第3点は、生産性の向上であろうと思っております。今後、高知県、しばらくは労働力人口の減少というのが避けられませんので、生産性を高めていくことで労働力の軽減ができるというように、さらなる設備投資でありますとか技術開発、こういったところの支援を行ってまいりたいと思っております。

○弘田委員 どうもありがとうございました。

人材不足の解消のためには、長期的な視点も大切であります。長期的に地域を担う人材を育てるには義務教育や高等学校における実践的な教育を導入する必要があります。政府の成長戦略である日本再興戦略では、ベンチャー企業を支える国民的な意識改革のために起業家教育の充実を掲げています。初等中等教育段階における起業家教育の普及に関する検討会によると、起業家教育とは、地域の担い手となる新しい企業の育成と日本経済を牽引する新しい産業の創出のために起業家マインドを持った人材を育成することと説明されています。

教育の観点からは、生きる力の育成や、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力などを育成していくことが求められています。このような状況の中、初等中等教育段階における起業家教育が注目されています。

地域の存続を図るための人材を将来にわたり確保するために、高知県においても起業家教育が必要であると考えますが、教育長に御所見をお伺いいたします。

○田村教育長 起業家教育は、起業家精神と起業家的資質・能力を有する人材を育成する教育ということですが、それは同時に高い志や意欲を持つ自立した人間として他者と協働しながら新しい価値を創造するなど、これからの時代を生きていくために必要な力の育成のための教育でもあるというふうに考えております。

この教育で児童生徒に身につけさせたい力は、本県でこれまで取り組んできました社会的、職業的な自立を目指したキャリア教育や、課題を発見し、知識、技能を活用しながら課題を解決していく力を育む探求型学習、さらには高知南中高校と高知西高校の統合によってできます新中高一貫教育法での導入を計画しております国際バカロレア教育などを通じて身につけさせたい力と方向性は同じだというふうに思います。

今後とも、こういった取り組みをさらに充実し、起業家教育を推進してまいります。

○弘田委員 どうもありがとうございました。

教育は長い時間がかかりますけれども、取り組みをよろしく願います。

次に、土佐備長炭に関連しての質問をさせていただきます。

土佐備長炭については、これまでも定例会の質問などで新型窯の研究開発などを取り上げています。1月25日に私たちの会派で訪れた際には、室戸市木炭振興会の森本会長と京都大学元教授の石原先生に次のようなお話をいただきました。森本会長からは、現在製炭のために室戸市全体で雑木林を年間30ヘクタールほど利用しているが、室戸市には3,000ヘクタールほど雑木林があります。少なくとも現在より3倍程度の増産が可能と考えているし、省力窯を使うことで実現ができるということ、石原先生からは、炭素材としての大きな可能性、半導体、研磨剤、薬、放射性物質の吸着剤など多くの用途が考えられることをお聞きいたしました。

私は、森本会長や石原先生の進める土佐備長炭を使った一連の取り組みから、地域産業クラスターの形成ができると考えています。現状は、一つの生産者が原木の切り出しから製炭まで全部行い、製品を問屋に出荷していますが、現在取り組んでいる新型窯の取り組みを進めると、少なくとも3つの法人を立ち上げることができます。

まず1つ目は、カシ類などの原木供給のための法人。この法人は原木を永遠に切り出すため、山の管理もあわせて行います。環境保護につながることができます。2つ目は、土佐備長炭をつくる法人です。新型窯を使い高品質な備長炭を大量に生産します。3つ目は、増産された土佐備長炭の新たな活用と販売を担う法人です。炭素を素材とする商品の提案や新たな商品の研究

を行います。少なくともこのような展開が考えられます。これは私一人の空想ではありません。森本会長や石原先生、室戸市商工会の尾崎さんたちとの話を整理するとこういった結論に至ります。また、実現に向け、国の助成制度を活用するなど、一歩ずつ取り組みを前に進めています。

製炭業は、林業の中ではメインではなく脇役でしかありません。しかし、地域振興のために製炭業のあすを考え行動している民のグループがいるということも事実ですし、その実現により土佐備長炭を中心とした産業クラスターの形成も可能と思われれます。出るくいは打たれると言いますが、私は伸ばしていかなければならないと考えています。

森本さんを中心とした民の力による室戸市木炭振興会などの取り組みを手助けすることが地域産業クラスター形成への近道と考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○大野林業振興・環境部長 土佐備長炭に係る室戸市木炭振興会の取り組みは、地場にある資源と技術を活用し、雇用と新たな商品化を進めようとする取り組みですので、既に小さな産業クラスターとも言えるのではないかと考えています。この取り組みを今後大きく展開、成長させていくためには、まずは新型窯の完成に向け、森林技術センターなどによる支援を行ってまいります。

また、窯が完成すれば、飛躍的に増大するであろう生産量に対応するため、原木の伐採に係る担い手の育成などの取り組みの強化が必要です。このため、従来から行っておりますOJTによる研修制度や林業学校の活用により、担い手育成に取り組んでまいります。

さらに、県や市町村、関係者で新たな商品化など取り組みの輪が広がるよう連携を強めて、

大きく展開していかなければならないと考えています。

○弘田委員 よろしく願いをいたします。

森本会長や石原先生は、製炭業の伝統を守り、発展させるために一歩一歩取り組みを進めています。新型窯の開発だけでなく、新たな取り組みを進めるため、森本さんの製炭業を個人経営から法人経営に切りかえるなど、着実に前進しています。

石原先生の提案により、地理的表示保護制度——GI制度を取得し、土佐備長炭の海外への輸出など新たな展開を目指していることもその一つです。既に国へは室戸市商工会を通じて登録申請済みです。

GI制度については、平成26年6月18日第186回通常国会において法律が可決成立いたしました。地理的表示法は、世界貿易機構の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、食品などのうち品質や社会的評価の確立した特性が産地と結びついているものの名称を知的財産として国に登録し、国はその名称を保護するといったものです。国際的には、WTO協定の枠組みの中で地理的表示の保護が位置づけられており、既に100カ国を超える国でGI制度が導入されております。

製品の登録には、次の2つの確立した特性が必要です。同種の製品と比べて差別化された特徴があること、おおむね25年生産された実績があること。森本会長率いる室戸市木炭振興会をつくる土佐備長炭はこの特性を十分クリアできていますし、フランスなど海外からも引き合いがあるように高い信頼性を得ています。GIマーク申請に当たり、室戸市木炭振興会は土佐備長炭に高度な基準を設定しているようです。わかりやすい基準を一つ挙げれば、水に浮かないということです。また、GIマークを不正使用す

れば取り締まりの対象になります。3年以下の懲役あるいは300万円以下の罰金が科せられます。

室戸市木炭振興会は、もともと質の高い備長炭をつくることを目指していますし、土佐備長炭の名を高めるためにも、全力で取り組むということであります。とりあえずの登録申請は室戸市木炭振興会を中心としたグループが行います。基準をクリアできれば追加登録も可能であります。土佐備長炭による県勢の浮揚のためにも、県内の製炭事業者も基準をクリアする炭をつくり、どしどし参加していただければと思っております。

このG I制度を活用した土佐備長炭の取り組みについて、民の動きをサポートし地域の振興につなげるためにも力強い支援が必要だと考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお願いいたします。

○大野林業振興・環境部長 地理的表示保護制度、いわゆるG I制度を活用した土佐備長炭のブランド化を進めていく際に重要なことは、一つは高い品質を確保すること、もう一つは消費者に安定的に商品を提供することができることだと思っております。

このため、品質に関しましては、森林技術センターにおいて積極的な技術指導等の支援を行ってまいります。また、安定供給に向けましては、先ほど申しましたように、原木生産を初め各段階での担い手の育成や必要な設備、機器についての支援が必要ですので、これらについても市町村と連携し、支援を強化してまいります。

○弘田委員 どうもありがとうございました。よろしく願いをいたします。

この室戸市木炭振興会の取り組みは、炭を増産することによって成り立ちます。現状での出荷先はほとんどが炭問屋で、問屋がその取引を

仕切っております。生産者と問屋で炭の価格を話し合いますが、力関係で言うと問屋が有利な状況にあるとのことでもあります。室戸市木炭振興会では、問屋とも取引は続けますが、増産された土佐備長炭は燃料にとどまらず、工業製品の炭素材としての商品化を図り、新たな販売先を確保したいと考えております。出口が大切です。

新たな取引を始めるためにも、県の出先機関や地産外商センターのノウハウと支援が必要となりますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○原田商工労働部長 県では、産業振興計画を進める中で、ものづくりへの一貫支援の仕組みを整えてまいりました。

まず、出口となる販売先を見据えた商品開発に向けては事業化プランの策定の支援から、商品開発につきましては試験研究機関による支援、試作機の開発・改良への助成制度も設けております。また、販路開拓に際しましては見本市への出展支援や産業振興センターの助成制度の活用など、商品化のそれぞれの段階に応じて支援策を整えておるところです。

委員のお話にあります室戸市木炭振興会におかれましても、こうした支援策を十分に活用していただければと考えています。県も積極的に御相談に応じていきたいと思っております。

○弘田委員 どうもありがとうございました。よろしく願いをいたします。

G I制度の活用については、私の地元で実際に取り組んでいる事例、土佐備長炭で質問をさせていただきました。

室戸市商工会の尾崎さんからG I制度登録申請状況の説明を受けたとき、私の頭の中には徳谷トマトが浮かんでおりました。高知県は園芸王国ですし、徳谷トマトや日高村のフルーツトマトのようにみずから高い基準を課している

産品も多くあると思います。高知県のショウガ、トマト、ナスなどG I制度に登録できるものはたくさんあると思いますし、制度のブランド力を活用し海外への輸出も考えることができます。

高知県の農業分野において、G I制度への申請の現状と、今後どのように展開されるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○味元農業振興部長 農業振興部におきまして、これまで、先ほどお話もございました品目も含めまして26品目の農産物、畜産物、そして加工品につきまして産地の方々とともにその申請の可能性の検討を行ってまいりました。その結果、大豊町の碁石茶が、早ければ今月中の申請に向けて準備をしているというふうに承っております。

地理的表示制度と申しますと、土佐あかうしやブントンというのを実は私も思い浮かべました。ただ、申請をするためには生産方法、そして品質などに一定の基準を統一して取り組んでいくということが必要だと承知をしております。また、先ほど申し上げました、例えば土佐あかうし、土佐ブントンなどにつきましては、生産者の方々がそれぞれ非常に強い思いを持って飼育、栽培をされておりますし、またその結果生じてきます品質にも違いがございます。

また一方で、基準を統一しようとするれば、基準から外れてしまう方が出てくることも想定をされます。このようなことから、生産者の合意が得られないということもあまして申請には至っていないといった事情もございます。

ただ、委員のお話もございましたように、この制度は県産の農畜産物にブランド力をつけて海外に輸出をする際にも大変有効な手段だというふうに思っております。既に検討してまいりましたものも含めまして、可能性のあるものもあるというふうに思いますので、引き続き品質基準の統一などに向けて、例えばどういった枠

組みでそれを検討すれば可能性が高いかといったようなことも含めまして、産地の方々と一緒になって申請ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○弘田委員 どうもありがとうございました。

G I制度を活用するという事で日本のものを輸出できる、高くても買ってもらえるという可能性が十分出てきますので、ぜひ生産者の皆様と取り組みを進めていただければと、そういうふうに思っております。よろしくお伺いをいたします。

次に進みます。県会議員として私のひそかな楽しみの一つに、自分の言った提案や質問が実現していくというのがあります。県の行う公共事業についても幾つか質問や提案をさせていただきました。平成23年9月の定例会では、公共事業発注の際は地元の業者が入札に参加できるような細やかな配慮が必要である旨の質問をさせていただきました。平成25年3月定例会の予算委員会では、繰越明許を念頭に公共事業の工期の確保と年度当初の仕事量の確保のための事業平準化について質問をさせていただきました。

当時、コンクリートから人へのキャッチコピーのもと民主党政権が公共事業の削減を続けた影響が残り、会社が生き残っていくために従業員を切り、体力が失われていくという状況がありました。台風や大雨で土砂崩れなどの災害が起これば、ユンボを持って駆けつけてくれるのはその地域の土木事業者です。地域から土木事業者がなくなってしまうと、地域住民の安全・安心が守れないという思いからの質問でした。

土木事務所などの県の出先機関では高度な技術が必要でない事業について、分割発注を行うなど地元の業者が入札に参加できるような一定の配慮を感じ取ることができました。

しかし、災害復旧事業で少し気になる話があ

ります。地元の土木事業者から、同じ事業内容の災害復旧事業で昨年は入札に参加できたが、ことしは参加できなかったというものでした。事業内容は、消波ブロックを製作し海岸に設置するという内容のものです。昨年は消波ブロックの製作と設置を分離発注してくれましたが、ことしは一括発注で設計金額が1億円を超えるために大手しか入札に参加できなかったというものです。一括発注で効率的に災害復旧を図りたいという発注者の考え方も理解ができます。確かに、分割で発注すると設計書の作成にも手間がかかるし入札も二度手間になり、事業費も少し多くなります。税金の使い道としては正しいことだと思えます。しかしながら、地域を支えるのも県の仕事であります。

過疎地域の雇用、安全・安心を守るためにも、高度な技術が必要でない事業について、分割発注など地元の業者が入札に参加できるような配慮が必要であると思えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○福田土木部長 建設工事の発注に当たりましては、入札参加資格要件の設定や総合評価方式での地域性の評価などによりまして、地域の建設業者の参入機会をできるだけ確保するように努めてまいっております。しかしながら、工事の性格や施工上の制約などから工事規模が大きくなり、結果として地域の建設業者が参入できない場合もございます。

県といたしまして、地域を熟知し地域に根差し、そしてまた地域の安全・安心を守る建設業者の皆さんの役割と重要性は十分に認識しております。今後とも、地域の建設業者の参入機会を確保できるように努めてまいります。

○弘田委員 どうもありがとうございます。よろしく願いをいたします。

平成26年9月議会では、室戸を女子野球のメッカにしたい旨の質問をさせていただきました

た。ことしの3月1日、室戸高校から初めて女子硬式野球部の卒業生が出ました。このことも私にとっては大変うれしいことであります。平成23年に室戸高校の存続に危機感を持つ地元のおんちゃんとおばちゃんたちが集まって室戸高校に女子硬式野球部をつくる会の活動を始め、私自身スカウトマンとして現監督の亀井さんと、広島や愛媛、兵庫などに車を走らせ、子供たちや御父兄に会いに行きました。ゼロからのスタートですから、県会議員の私が直接行くことで少しは御父兄の皆様も信用してくれるかもしれない、そういった思いから亀井さんに同行させていただきました。

平成25年4月に、4人の選手が入学し同好会ができました。平成26年は、3人が加わり部に昇格しました。平成27年は、10人が入部しました。ことしの室戸高校への出願者の総数は56人です。女子硬式野球部に入部を希望している出願者は県外だけでも10人いるそうです。室戸高校の校長先生も地域住民の女子野球への取り組みに感謝していると言ってくれました。

同様の取り組みは他校でもなされています。梶原高校の硬式野球部の監督に以前室戸高校で野球部の監督をされていた横川先生が就任されています。横川監督は平成19年春の選抜大会に室戸高校を導いてくれた人であります。梶原高校には横川監督のもとで野球を学びたいという生徒が集まり、昨年の県大会でも好成績を残しました。梶原町も町を挙げて応援しているとのことであります。

中山間地域などにある高等学校は、人口減少に伴い生徒を集めることが難しくなっています。野球を例に出しましたが、ほかにない特色を持った学校をつくれば生徒は集まってきます。中山間地域にある高等学校でも、野球などのスポーツに限らず英会話教育などさまざまな特色を持って学校運営をすることは可能だと思います。

いずれの場合も地域住民の応援はもちろんですが、学校の指導者、先生が大きな役割を果たします。中山間地域の高等学校の灯を消さないためにも、県教育委員会の物的、人的両面の支援が必要と考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○田村教育長 中山間地域の高等学校の活性化のためには、地元中学校からの進学率を高めるとともに、あわせて地域外からの生徒を呼び込むための創意工夫も必要と考えます。

まず、地元中学校からの進学率を高めるためには、生徒が希望する進路をしっかりと保障していくという必要がございます。そのために、進学と就職のいずれにも必要となる基礎学力の定着と社会性をしっかりと身につけさせるための指導を行うとともに、高いレベルの大学への進学を希望する生徒には、その学習ニーズに応じたきめ細かな個別指導を行ってまいります。

また、地域外から生徒を呼び込むために、地元市町村とも連携し、魅力ある学習プログラムを提供することや、お話にありました室戸高校の女子硬式野球部などのように特色ある部活動の充実などを通じて学校の活性化を図ることも考えられます。

県教育委員会といたしましては、人的な配置ですとか、あるいは学校長裁量予算などによりまして、そうした取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○弘田委員 どうもありがとうございます。

次に、私たちの会派で調査した事項に戻りますが、東洋町ではU・Iターンの若者などの活動を調査させていただきました。まず、鳥獣食肉処理施設を見学させていただいて、その後、東洋町役場に移動し、私たちと東洋町の皆様とフリーで話をさせていただきました。

鳥獣食肉処理施設では、熊谷ファームの代表取締役熊谷さんから話をお聞きいたしました。

処理された鳥獣の食肉は熟成させて出荷しているとのこと。それだけではなく、薫製、ソーセージ、ペットフードなどの製造も手がけています。ソーセージは神戸のシェフのレシピによるものだそうです。シェフの要求に合った肉の提供を心がけていると、そういったことでありました。

東洋町役場での調査には、農業法人、定置網、観光業、地域おこし活動の主婦、文化サークルの主催者などさまざまな分野から人が集まってくれました。東洋町には、U・Iターンの若者を中心として横の連絡網ができ上がっているように感じました。また、Uターンの理由はサーフィンやダイビングが主なものですが、男性には嫁が東洋町という方もおり、女性の引きつける力のすごさを感じました。移住促進のヒントになるのではないかとというふうに感じました。

彼らの行動はスピード感にあふれ、時には行政がおくれをとっている場合があると感じました。時には行政とぶつかります。その調整は私たち議員の仕事とも考えますが、県の地域支援企画員の役割がさらに重要になると思います。

地域支援企画員はこれまで重要な役割を果たしてきましたが、さらにきめ細やかな対応が必要になると思います。このような取り組みに対して地域支援企画員はどのようにかかわっていくのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○中澤産業振興推進部長 地域支援企画員が支援する案件というのは、地域づくりの活動に加えまして、地域アクションプランの実行であったり集落活動センターの立ち上げ、あるいは移住の促進、さらに今年度からは市町村版総合戦略の策定がこれに加わりますなど、大変多岐にわたっております。そのために、現状でも地元の市町村はもちろんですが、商工会、商工会議所、さらには地産外商公社でありますとか産業振興センター、大学といったさまざまな機

関と連携して活動をさせていただいているところでございますが、今後こうした他の機関との連携というのが一層重要になるというふうに考えられますので、地域支援企画員も含めて県庁全体として、より一層のコーディネート力、これを高めていく必要があるというふうに考えています。

今後、これまで以上に現場の第一線で活躍をする地域支援企画員の活動を県庁組織全体がバックアップしていく、さまざまな地域のニーズに、先ほどお話がありましたようなニーズに対して迅速かつ機動的に対応してまいるということが基本になろうかというふうに思っております。

○弘田委員 どうもありがとうございます。

実際現場で行動するのは現場の職員でありますので、ぜひ支援体制をよろしくお願いいたします。

次に、地域の産業や文化を支える仕事の継承について質問をさせていただきます。

高知県には独特の伝統文化を支える仕事があります。近年、後継者不足で地域から産業や文化が消えてしまうといった事例が幾つか見受けられます。高知県では、男の子が生まれると端午の節句にはこいのぼりと一緒にフラフを揚げます。私も初孫の節句にはフラフを地元の染物屋さんにつくってもらいました。先日、その染物屋さんが店を閉じたという話をお聞きいたしました。後継者がいないためであります。フラフづくりには、技術だけでなく長年培われた美的感覚も必要だと思います。誰もがすぐにできるものではありません。ほかにも、高知県には土佐古代塗や手すき和紙といった伝統工芸品があります。後継者は十分確保されているのでしょうか。後継者がいないため、自分の代で終わりという職人さんも多いとお聞きをいたします。

10年後、20年後に地域の伝統文化を継承して

いくためにも、それを支える仕事の後継ぎを確保するための支援が必要だと考えますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○原田商工労働部長 県では、平成26年度から伝統的産業の後継者育成のための補助金を創設し、後継者育成対策を強化するとともに、産業振興センターとも連携しまして販路拡大支援を行っているところでございます。

こうした取り組みの結果、本年度は後継者育成のための補助金を活用して土佐和紙や土佐硯などで5名の長期研修が始まるなど、徐々に成果があらわれつつあります。しかしながら、事業者によっては、時間的に研修生に教える余裕がないといった状況などから後継者の育成に至っていないケースもあるところでございます。

県としては、できるだけ多くの仕事の後継ぎ、いわゆる後継者を育成し、伝統的工芸品、伝統的特産品技術を伝承してまいりたいと考えております。今後とも、後継者の育成確保が着実に進んでいくよう、市町村や事業者の方と連携して取り組んでいくこととしております。

○弘田委員 よろしくお願いいたします。

この後継ぎ不足の問題は、私の暮らしている室戸市のような過疎地域では、特に農業や漁業など1次産業で深刻な問題になっています。

室戸市では、西山台地で、正月の縁起物として人気のあるセンリョウをつくっている農家が10軒ほどあります。品質が日本一になるなど、これまでセンリョウ産地としての地位を築いてきました。しかし、後継ぎのある農家は3軒だけです。何も手を打たなければあと数年で、優良農地である西山台地でも耕作放棄地が増加します。県も圃場整備の促進や集落営農組織の育成、中間管理機構による農地の集積など多くの対策を講じています。

私は、将来にわたって地域の農業を継続させるため、また若者が農業に就労しやすくするた

めにも、農業の法人化にこれまで以上に力を入れるべきと考えますが、高知県における農業法人の現状と今後の見込み、県の考え方について農業振興部長にお伺いをいたします。

○味元農業振興部長 県内の農業法人は年々増加いたしておりまして、現在116法人となっております。本県の農業を維持・発展させてまいりますためには、お話にもございましたように、外から担い手を受け入れやすく、また将来にわたって経営を継承していきやすい法人経営体の育成が重要だと考えております。

このため、第3期の産業振興計画の取り組み方針といたしまして、家族経営体の強化とあわせて法人経営体の育成を位置づけまして、法人化への誘導も図っていくことといたしております。具体的には、これまで県内2カ所で開催をいたしておりました法人化セミナーというものがございますが、これを5カ所に拡充いたしまして、より多くの農業者の方に法人化の動機づけから実務まで勉強していただける機会を設けたいと考えております。講師には、例えば経理・税務関係であれば税理士さん、それから社会保障・労務管理関係であれば社会保険労務士さんといったような専門家の方に講師になっていただくということも考えております。

セミナーに参加をされました結果、具体的に行動を起こそうとされる方、起こしたいとされる方につきましては、先ほど申しましたような専門家の方々によります個別相談なども実施をいたしますなど、きめ細かな支援を行いまして法人経営体の育成というものにつなげていきたいと考えております。

お話のございました西山台地では、核となる比較的経営規模の大きな農家もおられるというふうに承っております。現在、地域の農業の方、市、JA、そして農振センターも入りまして、地域農業の維持・発展に向けた検討も行わ

れているというふうに承知をいたしております。先ほど申しましたセミナーにも御参加もいただきながら法人化を本格的に目指していくということになれば、県としても専門家のお力もおかりをしながら積極的に法人化を支援していきたいというふうに考えております。

県内全域でこうした取り組みを推進し、法人化による経営体の強化とあわせて地域で若者が暮らせる持続可能な農業の実現につなげていきたいと考えております。

○弘田委員 どうもありがとうございます。

法人化に進むことは農家の皆さんも考えていますけれど、一步目を踏み出す勇気とか、そういったものがなかなか持てないと、そういったことがあって現状のままということが多いんじゃないかと思います。先ほど言われたセミナーとかを開催していただいて、一步踏み出すための施策をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、2月25日に第6回高知県東部地域博覧会推進協議会の総会が開催され、「高知家・まると東部博」での入り込み客数や経済波及効果などについて事務局と高知大学地域連携センターの大崎先生から報告がありました。また、まると東部博の成果を一過性のものとしないうために、9市町村で新たな組織、県東部観光協議会の設立も承認されました。事務局の報告では、入り込み客数約265万人、直接の経済効果として7億5,000万円となっております。会長の横山安芸市長は、この博覧会で広域のネットワークが形成され、今後の連携の基礎ができたことは大きな成果であり、官民一体の取り組みを進め、東部博で見えてきた課題に対応していくと挨拶されました。

私も東部博は成功だったと思います。横山市長の挨拶にもあるように、この成果を次につなげていかなければなりません。

まるごと東部博で新しく生まれたスポーツのイベントがあります。室戸ジオパークトライアスロンと安芸・室戸パシフィックライドです。どちらの大会も300人を超える選手が参加しタイムを競いました。トライアスロンもパシフィックライドも第2回目の開催が決定しました。

私は、東部地域の2つのスポーツ大会を世界中から選手の集まる大きな大会にしたいと考えています。長く続けるためには、地元の関係者の頑張りはもちろんのこと、県のアドバイスや支援が必要になると思いますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

○伊藤観光振興部長 「高知家・まるごと東部博」の開催をきっかけとして、東部地域の住民の方々が一体となって立ち上げられましたこれらのスポーツ大会が今後も継続して開催されていくため、県としてもこのたび設立されました高知県東部観光協議会とも連携し、しっかりと支援を続けてまいりたいと考えております。具体的には、運営に当たってのアドバイスや都市部でのセールス・プロモーション活動のほか、来年度からはスポンサー確保の面などで財政的に不安定な立ち上げ時期にあるスポーツ大会に対しまず助成制度の新設を予定しておりますので、運営に当たられる方々の御意見もお聞きしつつ、積極的にサポートしてまいりたいと考えております。

○弘田委員 ありがとうございます。積極的にサポートをよろしくお願ひいたします。

次に、高知大学地域連携センター大崎先生が発表された分析結果で気になることがあります。県外から宿泊を伴う観光客1人当たりの落とす金額が県内全域では4万915円、東部地域に限定すると1万7,594円と大きな差があることです。1月13日に内閣府主催の地方分権改革シンポジウムで三重県知事は、観光振興の目標として人の数の設定は廃止し、1人当たりの目標金額を

設定すると言っておられました。高知県と三重県では背景が異なり比較は難しいと思いますが、金額を設定することも具体的な行動につながるのではないかと思います。

高知県もそれぞれの地域で1人当たりの金額を設定すれば、土産や旅行商品の開発につながると思いますが、観光振興部長の御所見をお願いいたします。

○伊藤観光振興部長 県では、県内の観光客へのアンケート調査をもとに、日帰り、宿泊を含めた県外観光客1人当たりの消費額を推計し、第2期産業振興計画から観光客の消費額を目標値として設定しておりますが、このアンケート調査では県内のどの地域でどんな消費をしたかまで詳細な把握ができていないため、地域ごとの目標として設定することが困難な状況です。

ただ、広域観光を進めるに当たりましては、観光客の地域での周遊化を進め、それぞれの地域で消費額をふやす取り組みが重要であり、その際には数値目標を掲げ、その目標を官民で共有し、PDCAサイクルに基づき常に施策の効果を検証していくことが必要であると考えております。

このため、現在国の地方創生交付金を活用しつつ、幡多広域観光協議会や高知県東部観光協議会では、マーケティング調査を行った上で中長期計画において目標数値を掲げることにしております。1人当たりの観光消費額については、重要な指標であることから、各地域でも十分議論されるよう広域観光組織と協議してまいりたいと考えております。

○弘田委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、室戸青少年自然の家のことについてお話をさせていただきます。

室戸青少年自然の家が創立40周年を迎えました。記念式典が3月5日に開催され、会場は喜

びに包まれました。しかし、順風満帆に40周年を迎えたわけではありません。平成13年には独立行政法人となり、平成18年には国立青少年教育振興機構に移行し、国立室戸青少年自然の家へ名称変更されました。国の事業見直しによる存続の危機もありました。施設利用率、宿泊稼働率が50%を割ると廃止となる基準は今も変わっていないようです。

青少年自然の家では、室戸ジオパークとの連携など多彩な研修メニューがあり、教育旅行に十分活用できます。1泊2日の教育旅行は、近年問題になっている中1ギャップの解消にも役立つとお聞きをいたしました。室戸青少年自然の家の目標である、規律、協同、友愛、奉仕の精神を、海や山の自然体験活動を通じて育むことができます。費用もリーズナブルな価格設定となっております。子供たちの心身を鍛え、仲間意識や助け合いの心の育成のためにも、室戸青少年自然の家など教育施設で子供たちが泊まり込みの研修を行うことも大切と思います。

教育長に要望させていただいて私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○桑名委員長 以上をもって、弘田委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩をいたします。

午後3時39分休憩



午後3時45分再開

○桑名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光委員の持ち時間は60分です。御協力をよろしく願いをいたします。

○依光委員 予算委員会2日目、最後の質問の機会をいただきました。私にとっては、待ちくたびれたのではなくて待ちわびた質問機会でございます。60分間よろしく願いいたします。

私はこれまで、高知県の活性化について地域地域の集落を単位とした議論をさせていただいております。高知県の歴史ある集落を守っていくことが多様性ある土佐文化を守ることにつながり、土佐人としてのアイデンティティー、誇りにもつながると信じているからです。

平成25年9月定例会で、高知県が過去に行った集落調査についてホームページに公表してはどうかと質問させていただき、すぐに対応していただきました。検索サイトで高知県と集落調査の2つのキーワードを入れていただければ、中山間地域対策課の、過去の集落調査についてというページで国勢調査の結果をもとにした集落別の人口推移を昭和35年から平成12年まで見ることができます。

ちなみに、私の住む家は中村という集落区分に入ります。この中村は地図にはない地名で、回覧板とか氏神様をお祭りする単位として機能していて、生活する上で最も身近なコミュニティの単位となっています。ちなみに、大字は楠目といい、中村のほかの小字としては、フラフ工場のある談議所、予岳寺のある予岳、ゴルフ場のある油石、伏原大塚古墳のある伏原、そして平田、前行の7つで構成され、明治初年には楠目村という単位でした。その後、明治22年の町村制の施行により大法寺村、植村と合併して大楠植村、そして土佐山田町、香美市へと合併して今に至ります。

1つ要請をさせていただきます。平成17年の県の集落調査は、中村の集落区分ではなく大楠植村の区分で人口があらわされ、平成23年度の平成22年分は、高知県集落の実態調査に重きが置かれたため個々の集落人口の記述はなく、少

し残念に思います。平成27年の国勢調査に基づいた集落調査も来年度行うと思いますが、その際にはできるだけ詳細に、かつ過去のデータとの連続性が保てるようつくっていただきたいと要請させていただきます。

さて、私がこだわる昭和35年時の集落区分ですが、過去の高知県政において、農業センサスの調査区をもとに市町村の実情に応じて独自に整理した区分であるとお聞きしています。私は、この集落区分を使って、国の地方創生の議論や尾崎県政のあらゆる課題解決についての新たな視点が生み出せるのではと考えています。簡潔に述べれば、高知県のあらゆる課題を文化的・歴史的背景を持つ小さな集落コミュニティで解決していこうということになります。このコミュニティは、自分の集落は自分で守るという自主自立の合意形成を最も醸成しやすい単位としても評価しています。

まず最初に、人口減少が進む日本の中のさらに人口面で厳しい高知県の集落において、地域地域の小さな集落を守るためにどのような施策を展開しようと考えているのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 本県の中山間対策、これは総合対策といたしまして3層の取り組みを進めております。成長戦略とアクションプランの取り組みが届きにくい地域地域の小さな集落対策には、3層目の対策に当たります集落活動センターの取り組みを進めております。この取り組みによりまして、しっかりと集落機能の維持・再生を図ってまいりたいと考えております。

また、そうした取り組みが届かない地域につきましては、必要とするところには生活水の確保のための環境整備など、住み続けていく上で必要な生活支援の取り組みがしっかりと行き届くよう取り組んでまいりたいと考えており

ます。

○依光委員 ありがとうございます。

まずは、わかりやすい中山間対策から議論を深めていきたいと思えます。

高知県は、中山間対策の最後の切り札として県内130カ所を目標に集落活動センターの導入を進めています。来年度の予算でも、開設をスピードアップすべくパンフレットの作成やフォーラムの開催、また開設した集落活動センターの情報交換を目指して連絡協議会も立ち上げるとしています。

私は、高知県の集落を守っていくことは待たなしであると感じておまして、手を挙げた地域を県が応援していくことに加え、県が集落活動センターをつくるべき地域について戦略的に働きかけていくことも重要ではないかと考えるところです。

香美市を例に集落活動センターをつくるべき場所を選定するとすれば、それは消防団の分団のある集落であると思えます。香美市には、現在、旧土佐山田町に9つ、旧香北町に6つ、旧物部村に4つの消防団があります。その中で、旧土佐山田町だけは人口規模が特に小さい3つの分団で考え、香美市内で最終的に13カ所を目指します。ちなみに、旧土佐山田町は、佐岡、新改、繁藤の3カ所、旧香北町は美良布、曉霞、日ノ御子、永野、猪野々、西川の6カ所、旧物部村は大栃、岡ノ内、神池、五王堂の4カ所となります。過去には、これらの集落にはそれぞれ小学校があったのですが、現在では物部町大栃に大栃小学校、香北町美良布に大宮小学校と旧物部村と旧香北町には小学校が1つずつ、中学校が1つずつとなっております。また、土佐山田町の佐岡小学校と繁藤小中学校はそれぞれ平成25年に休校となりました。

消防団の分団のある集落は、自分の地域は自分で守るという意識を持った住民が多くいらっ

しゃって、過去には小学校もあったという背景から近隣の集落に比べ人口が多い拠点集落です。こういった集落の人々は責任感が強く、先の見通しや経営についての完璧さを求めるがゆえに、集落活動センター設置に十分な地域の力があっても設置に向けて手を挙げないということも感じます。

集落活動センターの立ち上げについて、小学校区または中学校区単位の集落構成で考えていると思いますが、消防団の分団も小学校区単位の集落で構成されていることが多く、また分団の屯所のあるところはその集落の中心地となっています。

そこで、県として集落活動センターの立ち上げについて消防団の分団のある集落を重点集落と設定し、戦略的に働きかけるお考えはないか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 集落活動センターの活動の範囲をどう選択するかは、地域や市町村の考えによることを基本としており、あらかじめ設定した要件で進めていくという方法が地域で受け入れられるのかという懸念もございしますが、消防団の分団がある集落などはセンターの候補地として有望と思われるので、候補地の検討の際にはそうした視点も意識しながら市町村とも協議をしてまいりたいと考えております。

○依光委員 ありがとうございます。

当然、市町村が考えていかんとということはいくよくわかります。香美市において自分がすごく感じるのは、先日の土曜日に香美市の合併10周年ということでセレモニーがあったんですが、私が言われることに、合併効果って本当にあったのかという話をよく聞きます。そういう意味では、今の旧物部村においては大栃小学校、大栃中学校、旧香北町においては大宮小学校と香

北中学校、ここを残すためにもう自分は待たないしだと思っていまして、手を挙げることを待つという時間的余裕が本当にあるのかなというふうにも思うんです。

ですから、市町村との連携を地域本部も頑張ってくださいまして、また私もやっぱり力を入れて住民の方とも議論させていただきたいと思いますが、この辺は戦略的にということも、また検討をぜひしていただきたいと思えます。

次に、T型集落点検の導入支援についてお聞きをいたします。

高知県の中山間地域に住む多くの人々は、高度経済成長期に地元小学校を統廃合により失い、農協の合併により地元出荷場を失い、また市町村合併により役場機能まで大きな町に奪われていきました。そんな中、中山間地域の住民の皆さん方の中には、諦めの気持ちが先に立ち、集落の将来について、自分たちがいなくなったら集落が消滅するのも仕方がないと覚悟を決められている場合もあります。

今議会においても、県は尾崎知事を先頭に集落を守るんだという意気込みを語られていたのですが、私も集落の皆さん方に踏ん張っていただきたいし、希望を持てる何かを提供できないかと考えています。

そこで、私はT型集落点検を実施して、集落の持つ潜在的なマンパワーを見える化して、今は外で生活している地元出身者を集落の頼もしい助っ人にできるような環境をつくり出したいと思えます。

このT型集落点検は熊本大学の徳野教授が提唱されている方法で、家系図を描いた際のお父さん、お母さん、子供という関係がT字型に見えることからつけられ、集落に何らかの縁がある地元出身者を全て書き出すというものです。

集落の人口推計を見れば、10年後に人口半減

などという数字が示され、暗い気持ちになることが多いのですが、このT型集落点検は集落の潜在的な応援団を明示でき、まだまだやれると前向きな取り組みを生み出せます。

県内で大学生が地域に入ってやっている事例もありますが、改めて手順をお話しします。

1、模造紙に集落の地図と家を書く。2、家ごとの家族構成を家系図の形で書く。現在住んでいる人と集落外に出ている人を色分けする。

3、空き家やかつて家があった場所でも同様の作業をする。4、世帯ごとに丸で囲み、他集落の世帯は住所も書く。5、他集落に住んでいる人と現在集落に住んでいる人のきずなの深さを明示する。

集落を出た人に光を当て、集落の維持・活性化に協力してもらおうというこのT型集落点検は非常に有効な手段だと思いますが、県としてどう評価をしているか、また取り組みを広げるために市町村や大学に働きかけるとともに、大学生などが地域へ入っていく活動のバックアップができないか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

○**金谷中山間対策・運輸担当理事** お話のございましたT型集落点検は、小字単位の集落で行う地域力を再確認するための話し合いの手法として有効であるとお聞きをしております。

センターの仕組みを住民の方に説明する際などにT型集落点検による手法を紹介したこともあり、今後も研修や協議の場で紹介をしてまいりたいと考えております。

○**依光委員** ありがとうございます。T型集落点検というのは、今自分が県政とか県議会の中で余り聞くことがなくて現場では結構使われているんだと思うんですが、またそこら辺は情報共有をしていただければと思います。

やっぱり、集落の人口は減っていくんですけども、集落によっては例えば大きなお祭りの

ときに住民みんなが集まるとか、あとは平山地区とかで運動会をやったりとかして、そういうときに昔いた人が集まると、そういう人たちが休みの日とかに集落に入って田んぼを手伝うとか、やっぱりそういうことはすごくいいことだと思いますし、そういうことをやることによって地元の方も元気になるし、ルーツを知るということはやっぱりいいことだと思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

次に、南海トラフ地震対策と中山間地域の連携について質問させていただきます。

南海トラフ地震発災後、高知市では長期浸水が言われており、発災1週間後において県全体の避難所の収容能力がいまだに約4万人不足するなど、長期の避難生活が予想されているところ です。

そこで、これまで沿岸部と津波の被害のない中山間地域の交流を日ごろから行うことにより、いざというときには顔見知りが多い中山間地域で避難生活を送るという仕組みが議論されてきました。また、津波で家が流された被災者のために仮設住宅をつくる必要がありますが、中山間地域の使われていない空き家を行政が借り上げて改修し、いざというときに備えるという空き家活用促進事業も県内各市町村に広がっています。

一方で、沿岸部と中山間地域の交流をも目的としていた平成26年度の結による支え合い推進事業は、27年度には集落の維持・活性化については大学などによる地域との協働体制が確立されてきたためということで、集落活動センターや高知ふるさと応援隊の活動に集約され、廃止されました。

私は、いざというときには中山間地域の集落が都市部の住民を受け入れる体制づくりというのは非常に重要な視点で、できれば数値目標も盛り込んだ形で受け入れ可能人数のボリューム

をふやしていくような仕組みづくりが必要ではないかと考えるところです。この交流拠点については、先ほど話をした消防団のある集落に防災拠点機能を持たせて集落活動センターとして機能強化できれば、かねてからの沿岸部と中山間地域の交流を推進することも可能となります。

現在、他市町村からの避難者数や受け入れ施設の収容能力を集計し、広域避難の検討を進めています。消防団の分団が置かれている集落における市町村が指定する避難所について、都市部からの避難者を周辺地域に加えて中山間地域で受け入れることも考えられると思いますが、危機管理部長にお聞きをいたします。

○野々村危機管理部長 広域避難につきましては、現在、県内を安芸、中央、高幡、幡多の4つの圏域に分けて検討を進めておるところでございます。

これらの圏域ごとにそれぞれの市町村において地域ごとで避難所における収容人数の過不足を調整するとともに、利用可能となる施設の洗い出しを行い、これらの耐震化や学校の教室利用など避難所の確保対策を促進してきておるところでございます。

広域避難につきましては、できるだけお住まいの近くの市町村の避難所に避難していただくことが望ましいと思っておりますが、最大クラスの地震を想定した場合、現時点では発災1週間後で約4万人分が不足しております。県内の全避難所のうち受け入れに余裕のあるものは全て活用しなければならないという状況であります。お話のありました、中山間地域にあった小学校などで地震対策に対する避難所としての条件を備えている施設については、受け入れの余裕がある場合は広域での避難所としてぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

○依光委員 続けて、受け入れ側の避難所におい

て資機材整備や環境整備が必要と考えますが、その支援策はあるか、危機管理部長にお聞きをいたします。

○野々村危機管理部長 避難所への資機材や環境の整備は、簡易トイレなどの資機材や倉庫、防災井戸などの整備を補助の対象として、平成26年度から支援してきたところでございます。

来年度からは、新たに避難所の開設方法や運営体制を定めた避難所運営マニュアルを作成したのに対して、補助率をかさ上げして運営に必要な資機材や環境整備を支援する予定でございます。

○依光委員 ありがとうございます。

前向きな御答弁やったと思いますが、私がここで考えていただきたいのが、昔からあった集落というのは、そもそもそこに水と食料とエネルギーがあったから集落があったんだと思います。当然、水があるんで田んぼをして、そして食料を生産してエネルギーはまきとかそういうものがあるんで、高知県でも災害が多くて孤立集落になって助けに行かんといかんといって、行ったらおじいさんおばあさんは全然平気な顔をしていたというような話も聞くんですが、やっぱり先人の生きる知恵というか、電気がとまっても全然平気というような集落があったりもします。そこで思うのが、資機材整備というところも、例えばトイレをたくさんつくっておいて、集落活動センターになれば日常は大学生が行ったりして交流して、いざとなったら避難すると。簡易トイレという話もありましたけれども、できるならば固定のトイレをつくっていただき、集落活動センターの試みと中山間対策の試みを一緒に整備できれば、かなり形になるのではないかなと思いますので、また部局を超えて検討していただければと思います。

次に、中山間集落と日本一の健康長寿県構想に関連してお聞きをいたします。

高知県は、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるためにということで、中山間地域での福祉サービスにも力を入れています。私は、このことに対して非常に頼もしく思っております。

高知県の中山間地域には70代、80代の方々も多くいらっしゃって、例えば家族とともにユズをつくって今でも働いているという方もいらっしゃいます。国の地方創生の議論の中で、都市だけに人口を集めるコンパクトシティー推進論や都市部での人口のダム論という話がありますが、不便な土地から便利な都市に人を移せというような議論は大きなお世話だと怒りを覚えます。交通の便が悪いところに住む人への医療・介護支援は非効率という暴論です。しかし、そもそも不便と言われているところに住んでいる方々は、身も心も健康な方が多く、医療費をたくさん使っているとは思えません。日常生活の中で畑仕事などにより体を動かし、新鮮な野菜を中心とした豊かな食生活なのですから、一生涯を通じた医療費で見れば都会で一生涯を送る方よりもトータルで安いのではと思います。

私の仮説ですが、都会で一生涯過ごす方と中山間地域で一生涯過ごす方のトータルでの医療費を比べた場合には、中山間地域の方のほうが医療費が安いのではと考えます。現在、健康寿命ということが言われていますが、都会から中山間地域での生活に移ることで健康寿命を延ばすというようなことが証明できれば、都会から中山間地域への人の流れもつくれるのではと考えます。

先ほどT型集落点検の話をしていただきましたが、集落にルーツのある方々に積極的に帰っていただくために、引退後は生まれ育った集落に帰ることが健康寿命を延ばすこととなりますよというメッセージを送れないかと考えるところです。

中山間地域で生活する方々の健康状況を調べた調査としては、こうち健康・省エネ住宅推進協議会という組織が中山間地域に住む方の健康状態を調べています。寒暖の差が激しい中山間地域において、気密性が低い日本建築は冬は寒く暖房代が高くつく。また、暖かい部屋から寒い風呂場で服を脱ぐことは血圧の変動が激しくなり命の危険さえあるという、いわゆるヒートショックの危険性を主張しました。つまり、中山間地域の伝統的な日本建築に住むお年寄りは寿命が短いというような結論です。この結論は、伝統的な日本建築ではなく、気密性が高く暖房代が節約できるプレハブ住宅や都市部のマンションに住むことが健康寿命を延ばせるという偏った情報提供です。個人的には、気密性が高く金属屋根で熱の影響を受けやすい現在主流の住宅は、夏場の熱中症やシックハウスなどでかえって寿命を短くすることになるのではと感じます。

人の健康を構成する要素には、食事、運動、睡眠時間などに加えストレスや住環境などあらゆる要素が絡みますので、非常に難しいことは承知しておりますが、都市での生活のほうが健康寿命を延ばせるという主張が強く思える風潮に、高知県が独自の根拠で反論することには意義があるのではと考えるところです。

そこで、高知県の中山間地域で自家消費の野菜を生産しながら生活している65歳以上の方々を対象とした健康調査を行い、中山間地域での集落に住む方々の健康寿命が都会の住民に負けない生活が送れるという証明ができるようなことが考えられないか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○山本健康政策部長 国の健康寿命の算出方法の指針では、健康寿命の算出には調査地域の人口は13万人以上が望ましいとされており、人口規模がそれに満たない場合、健康寿命が極端に長

くなったり短くなったりする可能性が高くなり、精度自体に課題が生じるとされています。

県では来年度に、県民の生活習慣の状況や食生活・栄養摂取状況などを把握するため、5年に1度の調査である県民健康・栄養調査を実施する予定ですが、市町村の人口規模が小さいため、地域ごとの健康寿命の算出は困難です。

委員のお話にありましたように、中山間地にお住まいの方は健康的な生活をされていると思いますが、一方で医療や介護が必要になった場合は残念ながら中山間地を離れてしまう場合も多くあります。在宅での療養が選択できる環境を整備することで、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる高知県を目指して、引き続き健康長寿県づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○依光委員 ありがとうございます。

難しいということですが、在宅での介護の話を進めていただくということは非常に大事だと思っております。私も集落の方にお聞きをしたら、町の病院に行ってしまうと痴呆が進んでしまったというような話も聞いて、やっぱり都会の住みなれんところで全て看護師さんにやっていただくような環境になると、かえって体によくないんじゃないかと思うこともあります。

一方で、在宅での介護ができるのであれば、地域とのコミュニケーションもとれますし、日常の会話もふえれば当然認知症ということも防げるんじゃないかと思うので、そこでやっぱり高知県独自でできんかなというのは自分の夢のような話かもしれません。田舎者というとはかにするような言葉だと思うんですが、そして田舎に帰るといって夢破れて帰るみたいなことがあるんだと思うんですけど、田舎に帰って健康になるとか、健康のために帰るみたいなことができればもっともっと違うような情報発信になるのかなと思いますので、田舎に帰るとい

のが本当にうらやましいね、寿命が延びそうですねみたいなことになればもっともっと違う話になるのかなと思います。

次に行きたいと思います。

高知県は来年度から高知家健康パスポート事業をスタートさせます。私はこの取り組みには非常に期待をしております、高知県が数字の上でも日本一の健康長寿県となる大きな切り札になると考えております。私は、この取り組みについては、パスポートを持った方々が自分の健康状態について自分で管理できるような仕組みづくりまで持っていかななくてはと考えるところです。

他県の事例では健康パスポートの普及率が低い事例もお聞きしますが、健康というのは空気のようなもので、ふだんは気にとめず、病気になって初めて意識するというのが普通です。協力店舗の割引サービスで金銭的なメリットが受けられることは一定魅力的ではありますが、高い入会金、年会費を払ってのスポーツクラブであっても、ほぼ利用せずに無駄にしまうということを見ると、金銭的メリットには限界があると感じます。

シューズメーカーにナイキという会社がありますが、このナイキが「NIKE+ TRAINING CLUB」という取り組みを行っています。この取り組みはシューズメーカーの会社でありながらスポーツなどで体を動かすことの楽しさをお客さんに提供するという企業理念に基づいており、健康増進のアプリも提供しています。具体的には、スマートフォンにアプリをダウンロードし、自分で目標を設定してトレーニングをして記録に残すというもので、健康を維持する仕組みとしてはとてもすぐれたものであると感じます。例えば高知県は、情報産業による産業振興についても力を入れています、高知県の情報産業企業と連携して健康づくりへのモチベーションを

高めていくような仕組みづくりができないかと考えるところです。

香美市物部町神池地区では、高知工科大学の大学生が集落の高齢者にタブレットを無償配付し、情報化技術を使った健康づくりについての取り組みをスタートさせました。

個人的なアイデアとしては、新鮮な野菜をつくる農作業の運動量をタブレットに入力したり、旬の野菜による料理を撮影して登録したりと、中山間地域で生き生きと生活する高齢者の姿を工科大生により分析していただき、中山間地域での生活が健康によいというようなデータがとれないかと考えるところです。農作業や山での狩猟、川での魚釣りなど、高知の高齢者らしい運動習慣も入力できれば話題性もあるのではと思います。

そこで、健康パスポート事業とも連携した高知県独自の健康増進アプリ開発について健康政策部長にお聞きをいたします。

○山本健康政策部長 健康パスポート事業の仕組みづくりの中で、アプリによる健康管理、特に若い方に気軽に活用していただくためのツールという観点から開発を検討した経緯はありますが、一定の経費や時間を要する上、メンテナンス上の課題などもあるため、まずは健康パスポートの普及に注力することにいたしました。

将来的には、健康パスポートの活用状況などを踏まえて、アプリによるポイントの付与やパスポート自体の電子化なども含めて検討したいと考えています。

○依光委員 ありがとうございます。

このことなんですけれども、アプリ開発というのは高知県の情報化産業の中でも取り組みを進めていますので、高知県が情報産業に取り組む中の一つのアプリ開発——今コンテンツ産業のアプリ開発というのが盛んなんですけれども、やっぱり高知でシェアオフィスとかやられてい

る企業さんとかもあって、そういう企業さんと連携して高知発の高知独自のアプリができれば、高知の健康づくりはおもしろいということで、またそれがいい意味で高知県の日本一の健康長寿県の一つの目玉にもなるのかなと思って提案させてもらったんですが、ビジネスコンテストとか、これから商工労働部のほう、産業振興推進部のほうとかもいろいろやっていくんだと思いますので、ぜひともそういうところも検討していただければと思います。

自分が思うのは、実用的な体力というのは中山間のお年寄りの方って非常にお持ちかなと思いますし、ふだん弱々しく見える方も、例えば狩猟現場とか猟友会の皆さんの現場を見せてもらったら、物すごい量の山歩きをされて、まさに実用的な体力やなど。だから、スポーツクラブでベンチプレスとかバーベルを上げるという体力とは違うものが何か測定できればおもしろいんじゃないかなと思いますので、また検討していただければと思います。

次に、健康パスポート事業には県内各地の住民が参加し、県民運動になることが期待されます。しかし、健康ポイントがスポーツ施設など都市部に住む人々だけにしか使えないポイントばかりであれば、中山間地域の人にとっては余り魅力的に映らないのではと感じます。

健康パスポート事業の大きな目的は、健康診断の受診率向上もありますが、中山間地域に住む方々は家から病院や診療所までの交通手段について御苦労を感じていらっしゃると思います。そこで、中山間地域においては健康づくりイベントへの参加などに加え、中山間地域での農作業なども地区長さんなどの協力を得ながら、ポイントを付与する仕組みがつくれなれないかと思います。さらに、そのポイントが病院へ行くためだけに使える交通費割引券と交換できれば、農作業をしながらポイントを獲得するパスポート利用、

交通費補助を使っでの検診率向上と一石二鳥になるのではと思います。

そこで、スポーツ施設など健康づくり施設が少ない地域において、農作業などもポイントが付与できるような仕組みづくり、交通費割引券などと交換できる仕組みづくりができないか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○山本健康政策部長 健康パスポート事業が目指す県民の健康意識の向上と行動の定着化のためには、県民の皆様に日々の生活の中で気軽に継続的に健康づくりに取り組んでいただくことが重要です。昨年の医療制度改革において、医療費の適正化に向けた予防、健康づくりへの取り組みが保険者の努力義務として位置づけられ、市町村はインセンティブ事業を初め健康の保持増進に資する取り組みが求められています。

市町村には、健康パスポートをプラットフォームとして地域の実情に応じた健康づくりの取り組みを展開していただきたいと考えており、農作業などを通じたポイントの交付などの仕組みや病院に行くために使える交通費割引券などへの交換については、市町村の独自事業として検討していただけるのではないかと思います。

○依光委員 この健康パスポートですけれど、やはり高知県全体でできんと意味がないんだと思いますし、そういう意味で言ったら、高知市の方が使いやすく、中山間の方が使いにくいというのはやっぱり残念だなと思います。

そういう意味において、さっきの健康づくりの調査とも関連しますけれども、やっぱり中山間の暮らして健康的なんじゃないかということも何か見えるような形になってもおもしろいかなと思うし、実際ルーツが田舎にあって高知市に住まれている方もおるんだと思うんですが、スポーツクラブへ行くよりは農作業で体を動かしたほうがいいんじゃないかとか、何か使える形にしていきたいと思いたすし、ここ

はやっぱり市町村をどう口説き落とすかという部長の力を見せていただければとも思いますが、医療費の削減って本当に国の大きな問題だと思いますし、この削減のためには投資もして、そのことによって全体として医療費が削減になればいいんだと思いますんで、そういう意味では産業育成をしたりであるとか、いろんな工夫ができるんじゃないかと思いたす。ぜひともよろしくお願いたす。

次に、中山間地域に関連した質問の最後に、病院の存続についての考え方についてお聞きをいたします。

地域にとって病院の重要性は言うまでもないことですが、国は昨年6月15日に、2025年時点の病院病床数を115万から119万床と現在よりも16万から20万床減らす目標を示しました。国は、この目標達成のために数字の上で病床数に余裕が見える高知県に対して、病床数削減に向けた圧力を強めてくるのではと危惧するところですが。

高知県議会においても、県民にかかわりの深い療養病床の機能分化については、県民の生活を守る視点でしっかり議論して取り組んでほしいと要請させていただいているところです。

そんな中、香美市の香長中央病院について、昨年8月に病院廃止の危機に陥っているという情報提供がありました。病院を経営する経営者の間で訴訟が起こり、昨年7月に最高裁で受理しないという決定がおりて、これから行われる差し戻し審の結果待ちであるという内容です。

裁判所の判断によって、経営母体である医療法人の社員がいなくなるという状況になることが想定されており、今後、法人の解散による病院の廃止のおそれがあります。裁判の経緯について詳細は語りませんが、多くの患者さんが療養病床に入院していることも勘案して、病院の廃止だけは避けるために力を尽くしていただきたいと考えております。

言うまでもありませんが、香美市の中山間地域で生活する方々にとって、とても重要な施設である香長中央病院の存続に向けての支援策について健康政策部長にお聞きをいたします。

○山本健康政策部長 お話のありました民事訴訟については、最高裁判所で上告不受理の判断がなされ、現時点では控訴審である高松高等裁判所の判決により高知地方裁判所に差し戻された状態であると聞いています。係争中の案件に県が直接関与することはできないものと考えています。

裁判が確定し、医療法人の社員がいなくなると認められる場合には、医療法人の解散事由を定める医療法の規定に該当することになります。医療法人が解散すると、当該病院の運営ができなくなることから、県としては入院患者や外来患者さんなどへの対応も含めて、地域が混乱することのないよう、地元の香美市や医師会などの関係者と協議しながら必要な対応をしていくこととなりますが、地域医療に混乱を生じさせないという観点に立ち、訴訟の当事者双方が真摯に協議されることを期待しています。

○依光委員 ありがとうございます。

この件に関しては、私自身がお聞きしてから半年が経過したということで、ある意味覚悟を持って質問をさせていただきました。ここで取り上げさせていただいたからには、私も責任感を持って努力したいということを思っておりますので、ぜひとも御協力をよろしく願いいたします。

高知県の中山間の対策は、本当に日本に先駆けていることが多いんだと思いますし、高知県で課題を解決するということは本当に日本を救うんだと自分は思っていますし、そういう意味ではぜひとも私も努力しますし皆様方とともに何とか中山間を維持するために頑張っていきたいと思います。

次に、話題をかえて、伝統的な高知の技術を残すという視点でお聞きをいたします。

まずは土佐打ち刃物です。土佐打ち刃物は、国が指定する伝統的工芸品として土佐和紙とともに高知県において指定され、その歴史は鎌倉時代後期までさかのぼることができ、日本刀と同じ高品質の刃物鋼を用い、切れ味、耐摩耗性、刃の粘りにすぐれ、山林用刃物を中心に、全国に販売されています。この土佐打ち刃物業界は、規模は小さいですが外貨を稼ぐ重要な産業で、全国的に見ても重要なポジションを担っていると感じます。

恥ずかしながら私も昨年知ったのですが、香美市土佐山田町の鍛冶屋さんが、20年ごとに行われる伊勢神宮の式年遷宮において重要な役割を担っております。御杣始祭という木を切り出す行事があるのですが、土佐打ち刃物のおのを使っていただいているのです。同じように、諏訪大社の御柱祭でも山田でつくられたおのが使われています。このことは、土佐打ち刃物が山林用刃物としては日本一である証明となっています。

しかし、ライフスタイルの変化で、包丁を使って料理をする機会が減ったりステンレス製のものにかわったり、また農林業でも最高級の打ち刃物ではなく、安い刃物がホームセンターなどを通じて販売されたりと、経営環境は厳しく、他の産業と同様に深刻な後継者問題に直面しています。

この土佐打ち刃物の技術を学ぼうと、香美市や刃物組合に毎年数件の問い合わせがあります。意欲ある方がおり、移住者を呼び込むという意味でも非常に有望なのですが、受け入れる鍛冶屋さんは、一人前に育てるには時間がかかり、ひとり立ちして生計を立てるといのは至難のわざだと受け入れにちゅうちょされており、鍛冶屋のお弟子さんはふえていません。

県は伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金を導入し、後継者を受け入れた鍛冶屋さんに補助を行っています。現場のお話を聞きしてみると、師匠に当たる鍛冶屋さんが御自分の製品をつくる時間を削り、材料費などを自費で出したりと収入を減らす形で教えている状況で、もう少し踏み込んだ応援ができないかと考えるところです。

また、他県では越前打ち刃物を守るためにタケフナイフビレッジという、鍛冶屋さんが共同利用する工場と販売を併設した施設を整備した事例があります。

そこで、高知県は土佐打ち刃物に関する支援として、伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金について来年度はどのような改善を行うのか、またタケフナイフビレッジのような施設を整備しようとする際には支援する考えはあるか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○原田商工労働部長 伝統的産業の後継者育成対策の補助金につきましては、市町村や事業者の方々と協議を行う中で、来年度から指導者、師匠に当たる方への報酬、そして研修生の受け入れ準備のための経費への助成を拡充してまいりたいというふうを考えております。

また、お尋ねにありました共同利用する工場と販売を併設した施設の整備につきましては、整備を行う際の初期投資に加えましてその後の維持・管理も大きな課題になってくると思います。まずは関係者の皆様の意向をしっかりと聞きまして、施設整備支援の要請がある場合には、県としてどういった支援ができるのか、検討させていただきたいと思います。

○依光委員 来年度は3年目ということで、大分踏み込んだ支援策をつくっていただいたと本当にありがたく思っています。

先ほども言いましたけれど、やっぱり日本一の山林用刃物ということも証明されていて、い

いものであることは間違いありませんが、なかなか販売がうまくいかない。やっぱり時代の流れもあるんだと思います。売れば全て解決するというか、利益を上げて後継者もできるわけなんですけれども、なかなか売れる商品になっていかないというジレンマがあって、私自身が突破口と思っているのが、新しい職人さんが生まれることによって、そこで新しい血が入ったりであるとか新しい知恵が業界に入ってくることこそが次につながるのではないかなと思っていまして、非常に期待している取り組みです。

今、刃物の中で一番鯨ナイフというナイフが売れていて、それは山林用刃物ではなくて実は教育委員会によく使ってもらっているんです。それは小学生が鉛筆を削るときにちょうどいい形だということなんです。刃物というと危ないといつて今まで遠ざけてきたんだと思うんですけど、多少鉛筆を削りながら手を切ってしまう、指を切ってしまうことはあるんだと思うんです。けれど、刃物業界の方とお話ししているときに、人間と刃物の関係はずっと長かったんだけど危ないといつて遠ざけるのではなくて、教育のところでもそういうものを使うことによってある意味人の痛みであるとかそういうこともわかるんじゃないかというようなことで評価していただいて、そういう形で売れるというような状況もあります。

伝統技術というのは、どこでどうヒットするかというのはわからなくて、産業観光というところでも刃物というのはおもしろいかもしれないですし、あと刀剣女子というような何か刃物に興味のある女性もふえてきたというような、全く意味がわからないような世界なんですけれど、そういう可能性もあるんですよ。

何で高知の土佐山田で打ち刃物を学びたいかといったら、自由鍛造ということで、いろいろな刃物をつくれるという強みがあるんです。た

だ、自分が悩ましいのはそれがなかなかヒット商品がつかれないということで、来年度はまたデザインであるとか販路とか、そういうアドバイザーの方等の支援も得ながらやっていきたいと思ひますし、やっている若手の方とかも海外に出したりもしているんです。ですから、和紙が、紙産業が注目されますが、刃物も忘れずにということでもよろしくお願ひいたします。

次に、土佐あかうしについてお聞きをいたします。

私は、土佐あかうしも土佐の先人が努力を重ねて生み出した他県に誇れる伝統技術の結集であると思ひております。歴史をたどると、明治時代に九州より移入された韓牛系統の牛をルーツに持ち、シンメンタル種や熊本県産褐毛牛との交配など改良が行われ、昭和19年に褐毛和種として認定されました。最近では、黒毛和種に負けない人気を誇り、なかなかお目にかかれない幻の牛として土佐あかうしの需要は高まってきました。

香美市においては、秋の刃物祭りにおいて土佐あかうしのバーベキューが長年にわたり人気で、近年は土佐の豊穰祭との連携もあり、県内外から多くのお客さんをお呼び込んでいます。

土佐あかうしの増頭対策としては、来年度予算で受精卵移植用乳用牛の貸付制度を全国に先駆けて導入するなど、県の積極的な取り組みで将来的には土佐あかうしを核とした産業クラスター化も期待される所です。

そこで、高知県は土佐あかうしを核とした産業クラスター化についてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○味元農業振興部長 お話のございました土佐あかうしを核とした地域産業クラスターでございますが、嶺北地域の地域アクションプランといたしまして株式会社れいほく未来、地元3つの町、そしてJAが連携をして土佐あかうしの

生産から加工、そしてレストランなどの関連産業を集積、拡大させるという計画でございます。

その核となります土佐あかうしは、飼育頭数が大きく実は減少いたしておりますことから、クラスター化を進めるためには何よりもまずその増頭対策ということを強化することがポイントだと考えております。

お話にもございましたが、平成26年度からは酪農家の乳牛にあかうしの受精卵を移植しまして肉用の土佐あかうしの増頭を図り、その分あかうしの母牛を温存すると、こういう形で土佐あかうしの増頭を進めてまいりました。

来年度からは、県が乳牛を購入いたしまして酪農家に貸し付けるということも行いまして、この取り組みをさらに加速化していくことにいたしております。

こうしたことによりまして、飼育頭数は本年度に底を打ちまして増加傾向に転じておりますけれども、対策の効果が大きく出始めます平成32年には現在より930頭ほど増加をいたしまして、約2,650頭——これは飼育頭数でございますが——に増加をする見込みでございますし、また市場に出ます枝肉の供給量も230頭ほど増加をして約590頭になるという見込みでございます。この実現に向けて、まずは全力を挙げて取り組んでまいります。

その上で、こうした取り組みとあわせて加工品の開発あるいは販路拡大に向けた戦略の検討、あるいはそれに必要な加工施設の整備といったことも必要になってまいります。具体的な内容は、今後2年ほどかけて検討していくというふうな状況だとお聞きをいたしておりますので、実施主体の皆様方と十分議論をしながら、先ほど言われましたクラスターの実現に向けて県も一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

○依光委員 本当に県の取り組みが成果にあらわ

れてきているということを言っていたんだと思います。

私は、今後増頭が進めば大都市圏を中心とした外商の強化が必要となり、より高度な衛生管理による食肉処理が求められると思います。しかし、現在土佐あかうしが食肉処理されている、高知市にある高知県広域食肉センターは施設の老朽化が著しく、施設の改修や高度化が必要であると感じています。

そこで、高知県広域食肉センターについて土佐あかうしを振興していく上でどのようにお考えなのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○味元農業振興部長 お話のございました広域食肉センターは、土佐あかうしの振興はもとより畜産業にとって大変重要な施設でございますけれども、大変老朽化が進んでいるという実態にございます。

この2月からは、そこを支えております関係の市町村で構成をいたします広域食肉センターあり方検討委員会が立ち上がりまして、今後のあり方について検討が始まったところでございます。県もオブザーバーとして参加をしてほしいと、こういう御要請をいただきましたので副部長が参加をいたしまして議論をともにさせていただいているところでございます。

県は、今後検討会の結果を踏まえまして、支援なども含めて適切に対応していきたいと考えております。

○依光委員 先ほどおっしゃられたとおり、市町村が現在は運営、分担金を支払って運営している組織だと思います。今、あり方検討委員会というところで議論がされていると思うんですが、私自身が思うのは、市町村が広域で集まって今の高知県広域食肉センターを運営しているわけなんです、やはり温度差が出てきているんじゃないかなと。嶺北のほうはどんどん牛がふえている状況はあるんだと思いますが、市町村によっ

ては牛がない市町村、そこは分担金を払うとなるとやっぱりなかなかまとまっていかなのじゃないか。そういう意味でいったら、やはり食肉を加工するということは絶対に高度化しないと。あかうしを高く売っていく、品質、価格、県外商品と戦うためには絶対必要だと思っています。

そんなときに、沖縄の沖縄県食肉センターというところは株式会社で運営してまして、JAでありますとか沖縄県、民間企業が出資をしてやっている組織です。

そういうことを考えますと、今のやり方よりは機動力とか海外に売っていくということも視野に入れたら、やはり高度な施設は必要であるし意思決定もそれなりにスムーズにできるほうがいいのではないかなと思います。あり方検討委員会というところで議論がされるんだと思いますが、ぜひともあかうしを伸ばして、中山間の本当にいい雇用の場、所得の場になると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

最後に、伝統的な土佐建築技術についてお聞きをいたします。

これまでの県議会でも土佐の建築文化についてお話をさせていただき、技術継承に向けて高知県にも応援をいただいております。しかし、建築基準法という戦後復興時につくられた法律により、日本の伝統的な建築技術を持つ大工さんにとってはやはり難しい時代となっております。

例を挙げれば、大工さんが建てた誇りある古民家が、今の建築基準法で見れば耐震基準が満たされておらず、改修を求められるということが多くあります。そもそも戦後復興の建築基準法は粗悪な住宅を規制するという観点から、3.5寸角という細い柱で組み、接合部を金物で補強し、間柱や筋交いを入れ、構造材ごと壁で覆うという工法です。

一方、土佐の伝統技術に根差した建物は、4寸から5寸角というような太い柱材をがっちり組み上げます。そもそも金属が貴重品の時代からある構法なのですから、補強材としての金物はなく筋交いありません。高度な技術を持った職人が矛盾を感じながら耐震化のために金物を使うというのは残念です。

さて、高知県では、高知県の木の需要喚起を目指して、こうちの木に住まいづくり助成事業による政策を進めており、昨年度も県産材を活用した木造住宅への支援が年間384棟の実績を上げるなど、このこと自体は非常に喜ばしいことです。ただ、補助金の活用については、県内の事業者ではありますが工務店や設計士が取り組んでいる物件が多く、さきにお話ししました地元根差した大工さんなどにはこうした助成事業の内容がしっかりと伝わらず、結果として活用できていないと感じています。

こうした大工さんによる補助金の活用がふえれば、地元の材を直接活用する機会も高まり、さらには地元の製材業の活性化にもつながることから、地域の木材で家を建て、地域でお金が回るようになると思います。

そこで、県産材の活用とあわせて建築に関する土佐の伝統技術を継承することにもなり、さらには中山間の活性化にもつなげていく非常に大切なこととして、地元の大工さんにもよりこうちの木に住まいづくり助成事業を活用していただけるような取り組みが必要であると考えますが、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○大野林業振興・環境部長 こうちの木に住まいづくり助成事業について、県ではこれまで説明会や県のホームページなどにより制度の紹介や関係書類の作成方法などについて周知を行ってまいりました。

しかし、地元で頑張っておられる大工さんの

中には、木材の合法証明や現場写真の撮影など申請に関する書類作成について煩雑だと感じておられる方、また木材を天然乾燥したものは補助の対象にならないなどの誤解があるなど、制度の内容が十分に伝わっていないところも見受けられました。

今後は、市町村や建設労組のような関係団体と連携し、事業への理解を深めていただくための説明会や個別の相談を受ける機会を設けるなど、きめ細やかな対応を行い、より多くの大工さんがこの制度を活用できるよう取り組んでまいります。

○依光委員 ありがとうございます。

この制度を地元の大工さんも使えることが余り認識されていないということは自分も問題に感じていまして、昔の大工さんというのはやっぱり職人かたぎのところもあって、何か残念やなとすごく思っています。

ただ、木の価値を一番わかっている方は昔の伝統技術を持っている大工さんだと思っています。今、板材であるとか柱材の値段がなかなか上がってこんというところで、やっぱり需要がなかなか伸びないと、そういう意味で言うと、外材が多いからということなんでしょうけれど、外材の細い柱で今の建築基準法の中でプレハブ住宅を建てると。気密性のある家がいいんだということで、日本建築というやっぱり冬は寒いんです。ただ、夏は涼しいんですね。だから、いいところ悪いところと言ったら、やっぱり日本の伝統的なところが日本人の健康にもいいんだと思いますし、最近の話題で言ったら、梶原のゆすはら座を見た隈研吾さんがあそこでインスピレーションを得て、今度の新国立競技場までつくるに至るということはやっぱり木そのものの素材の力、大工さんの力だと思うんです。やっぱりそういうところを高知県もしっかり大事にしていきたいし、そうすることが

地域にお金が回ってくることになるんだと思います。しっかり私も宣伝もしていきますんで一緒になってやっていただきたいと思います。

用意しておりました質問の全部のお答えをいただきましたので、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○桑名委員長 以上をもって、依光委員の質問は終わりました。



○桑名委員長 以上をもちまして、本委員会の質疑並びに一般質問を終了いたします。

委員並びに執行部、報道関係各位におかれましては、長時間にわたりまことに御苦労さまでございました。

予算委員会は、平成8年2月定例会から始まってちょうど20年を迎え、この間提出された予算案などについてさまざまな視点から一問一答方式による質問を行い、議会の活性化に貢献してきたところでございます。

一問一答方式による質問につきましては、来年度から本会議に場を移しましてさらなる議会の活性化を図ることとなり、今回が最後の予算委員会となりました。20年間にわたり関係者の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

また、今年度をもって退職される方々には、今後ますますの御活躍を御期待申し上げるところでございます。

これをもちまして、平成28年2月定例会の予算委員会を閉会いたします。

午後4時46分閉会